

全国健康保険協会運営委員会（第39回）議事次第

平成24年3月21日（水）15:00～
全国都市会館会議室

〔議題〕

1. 平成24年度の事業計画及び予算について
2. 業務・システム刷新計画について
3. 役員報酬の改定について
4. 財政基盤強化に向けた行動計画（案）について
5. 東日本大震災に係る平成24年3月以降の対応について
6. その他

〔資料〕

- 資料1-1 平成24年度事業計画及び予算（案）
- 資料1-2 収入支出予算の前年度比較
- 資料1-3 業務経費及び一般管理費の内訳
- 資料2 各支部の事業計画
- 資料3 業務・システム刷新計画の概要について
- 資料4 役員報酬の改定について
- 資料5 財政基盤強化に向けた行動計画（案）について
- 資料6 東日本大震災に係る平成24年3月以降の対応について
- 資料7 保険料率に関する広報等の状況
- 資料8 社会保障・税一体改革に係る対話集会の開催について
- 資料9-1 中央社会保険医療協議会等について
- 資料9-2 平成24年度診療報酬改定の概要（厚生労働省資料）
- 資料9-3 第13回社会保障審議会短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会資料
- 参考資料1 都道府県別医療費の状況（平成22年度）
- 参考資料2 都道府県別医療費等のマップ（平成22年度）
- 参考資料3 都道府県別医療費に関するレーダーチャート等（平成22年度）
- 参考資料4 医師・柔道整復師等の人数の推移について

平成 24 年度
全国健康保険協会
事業計画及び予算
(案)

対象期間:平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

全国健康保険協会の理念

- 協会は、保険者として健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の利益の実現を図ることを基本使命としている。

- 協会としては、こうした使命を踏まえ、民間の利点やノウハウを積極的にとり入れ、保険者機能を十分に発揮し、次の事項を基本コンセプトとして運営していく。
 - ▶ 加入者及び事業主の意見に基づく自主自律の運営
 - ▶ 加入者及び事業主の信頼が得られる公正で効率的な運営
 - ▶ 加入者及び事業主への質の高いサービスの提供
 - ▶ 被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

24 年度事業計画案

【健康保険事業関係】

I. 事業運営の基本方針

- 加入者の健康の維持、増進を図り、質の高い医療サービスを地域で効率的に提供できるように支援する保険者機能を最大限発揮すべく、以下の考え方により、現在の「保険者機能強化アクションプラン」を発展させた、中期的な「新保険者機能強化アクションプラン（仮称）」を新たに策定する。

第一に、協会自らが、加入者の健診データや受診情報、地域の医療提供機関等の機能情報及び疾病動向等を効果的に収集できるよう取組みを強化する。併せて、加入者アンケートの実施等により、加入者の実態および意識や意見などの把握に努める。第二に、収集した情報を統合し、協会内部で分析する機能を更に強化する。そして第三に、分析した内容を協会の運営に活用するとともに、政策提言として国、都道府県等に対して発信することを通じて地域の医療・介護サービスが効率的に提供されるよう支援する。また、協会の取組みについて、協会の加入者、事業主をはじめとする国民に向けて情報発信を行う。
- 従来の「保険者機能強化アクションプラン」を発展させた「新保険者機能強化アクションプラン（仮称）」においては、引き続き加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の向上等の取組みを総合的に推進する。特に 24 年度は、5 年を一期とした医療費適正化計画の最終年度であることを踏まえ、目標達成に向けてより一層の取組強化を図る。
- あわせて、都道府県支部間の医療費の地域差の状況に鑑み、その差の縮小に向け、医療費の低い支部等に関する情報の収集・分析や、都道府県、他の保険者等との連携を深める。
- また、協会の組織面においても、実績や能力本位など民間にふさわしい人事制度や組織基盤を定着させていくとともに、協会のミッションの徹底や、人材育成等を通じて、職員の意識改革を進め、加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着を図る。あわせて、「新保険者機能強化アクションプラン（仮称）」を実効あるものとするための人材育成を推進する。
- 厳しい経済環境の影響による被保険者の標準報酬の減少や保険給付費及び高齢者医療への支援金の増等により、協会けんぽの 24 年度の平均保険料率も 10.00%と

せざるを得ず、協会けんぽの取組みの理解とあわせて、加入者・事業主に保険財政の厳しい状況を伝えていく必要がある。また、中小企業等で働く方々の健康と暮らしを守る被用者保険としての機能が果たせるよう、本部と支部が一体になって全力で事業運営に取り組む。特に財政再建期間の最終年度である 24 年度は、特例措置の期限でもあることから、協会けんぽの財政基盤をより強化するため、より一層の効率的な事業運営の推進を図るとともに、国庫補助率の引上げを含めた医療制度の改革を本部・支部と連携して関係各方面へ提言していく。また、法令により協会に様々な制約が課されている現状を踏まえ、協会の自主性とそれに伴う責任をより広げる方向での制度見直しを求めていく。

- 従来の広報に留まらず、中小企業団体と連携し、制度や協会運営に関する意見を吸い上げ、政策提言や運営改善に役立てると同時に、家計や経営環境が厳しい状況の中において、被用者医療保険の柱である協会けんぽの機能の重要性を被保険者・加入者が理解し、安心感をもてるよう、保険料率のお知らせとともに、医療保険制度の仕組みや現役世代が高齢者の医療を支えている構造についても、加入者・事業主の方々の理解と納得が得られるよう、周知広報に万全を期す。
- 中期的な財政見通しを踏まえ、保険料負担をできるだけ上げないよう、地域の実情に応じた医療費の適正化のほか、業務改革、経費の節減等のための取組みについて一層強化する。なお、国による社会保障・税番号制度の動向に留意する。
- 協会の運営については、情報発信を強化し、スピード感をもって実行に移していくとともに、指標（数値）化を行い、定期的に公表するものとし、運営委員会及び評議会を基軸として、加入者及び事業主の意見に基づき、PDCAサイクルを適切に機能させていく。
- また、保険料収納や保険証交付の前提となる被保険者資格の確認などを担う日本年金機構との連携を深め、円滑な事業実施を図る。

Ⅱ. 重点事項

1. 保険運営の企画

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

新たに策定する「新保険者機能強化アクションプラン（仮称）」に基づき、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、地域の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策の推進のため、以下のような取組みを総合的に推進していく。あわせて、パイロット事業等の成果を全国的に普及する。

- 医療に関する情報の収集と分析
- 医療に関する情報の加入者・患者への提供
- 都道府県など関係方面への積極的な発信
- 他の保険者との連携や共同事業の実施
- 保健事業の効果的な推進
- ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進
- 効果的なレセプト点検の推進
- 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等健康保険給付の審査強化 等

(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化対策を、財政再建期間の3年目である24年度において、強力に実施する。

また、支部の実情に応じ、医療費適正化のための総合的な対策を都道府県や他の保険者と連携しつつ、立案・実施していく。

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通ずるサービス等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、加入者への適切な広報等とともに、地域の実情に応じて、医療機関関係者、薬局関係者へ働きかける等きめ細かな方策を進める。また、24年度診療報酬改定を踏まえ、調剤薬局で個別にジェネリック医薬品に切替えた場合の軽減効果額の情報が提供されることに合わせ、加入者向けのジェネリック医薬品の浸透を図る。

(4) 調査研究の推進等

中長期的な視点から、医療の質の向上、効率化の観点を踏まえた調査研究を行う。医療費等に関するデータベースを充実するとともに、加入者や研究者に対してレセ

プト情報等を提供できるよう、先進的な取組み事例も踏まえ、検討する。また、医療費分析マニュアル等を拡充し、支部等における活用を推進する。

(5) 広報の推進

加入者及び事業主に対する情報提供や広報については、ホームページのほか、支部ごとに定期的なお知らせを行うとともに、メールマガジンや携帯サイトを活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。また、都道府県、市町村、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化する。

特に、ホームページについては、加入者サービスの視点から現在の仕様を見直し、より加入者及び事業主にとって「見やすい・探しやすい」ホームページとなるよう検討を進める。

モニター制度や対話集会をはじめ加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。

救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう、都道府県等とともに広報に努める。

(6) 的確な財政運営

健康保険財政については、財政運営の状況を日次・月次で適切に把握・検証するとともに、直近の経済情勢や医療費の動向を踏まえ、財政運営を図る。各支部の自主性が発揮され、地域の医療費の適正化のための取組みなどのインセンティブが適切に働くような都道府県単位の財政運営を行う。

○ 財政再建期間後（平成 25 年度以降）の協会けんぽの中期的な財政基盤強化のための方策について検討し関係方面へ発信していく。

○ 直面している厳しい財政状況を広く伝えるため、引き続き、政府・メディア・関係団体へ積極的に意見発信していく。

○ 協会の財政状況の厳しさ等について広く国民の理解を得るための情報発信を行う。

○ 社会保障審議会の各部会や中央社会保険医療協議会において、協会の財政基盤強化の視点、給付の重点化・制度運営の効率化の視点、適切に保険料が医療・介護の質の向上に活用されるような視点で意見を述べる。

○ 都道府県・市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組

加入者等のご意見や苦情等を迅速に、また、正確に現場にフィードバックし、サービスの改善に結びつける。さらに、お客様満足度調査等を実施し、加入者等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上に努める。その際、各支部の創意工夫を活かしていく。

健康保険給付については、申請の受付から給付金の振込までの期間をサービススタンダードとして定め、その状況を適切に管理し、着実に実施する。

教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図るなど、お客様の満足度を高める。

年金事務所の協力・連携や公募により、健康保険委員（健康保険サポーター）の委嘱を進め、各支部の健康保険事業に関する広報、相談、各種事業を推進していく。

申請書等の様式や記載要領、パンフレット等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進める。

各種広報や健康保険委員による相談対応、申請書類の配備場所の拡大、わかりやすい記載要領の作成等を通じて、郵送による申請や電子申請の促進のための環境整備を進める。

インターネットを活用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者保険料の口座振替の利用の促進を図る。

(2) 高額療養費制度の周知

医療機関の協力を得つつ、限度額適用認定証を申請すれば高額療養費が現物化されることなど高額療養費制度について周知を図る。また、高額療養費の未申請者に対する支給申請手続きを簡素化するサービスを更に推進する。

(3) 窓口サービスの展開

各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、地域の実情を踏まえ、創意工夫を活かして、年金事務所等への職員の巡回や外部委託を適切に組み合わせ、効率的かつ効果的にサービスを提供する。

また、届書の郵送化の進捗状況や窓口の利用状況を踏まえ、支部並びに年金事務所窓口の体制の見直しを図る。

(4) 被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の再確認について、被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出

金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

- (5) 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進
傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る不適切な申請事例へ厳格に対処するため、本部、支部に設置している「保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用し、効果的な審査・調査手法を全国的に実施していく。また、不適切な申請がなされないよう加入者及び事業主等への周知を図る。特に、柔道整復施術療養費においては、加入者等に対し文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図る。

- (6) レセプト点検の効果的な推進

内容点検においては、システムにより点検できるレセプト抽出の精度を上げ、点検業務を充実強化する。

また、各支部の点検効果向上に向けた改善、査定事例の共有化、査定事例の集約、自動点検機能の効果的活用、研修の充実、点検員の勤務成績に応じた評価等により、点検技術の全国的な底上げを図るとともに、オンラインレセプトの一部を外注化し、点検員が点検業者のノウハウを取得し活用すること並びに競争性を確保することにより、レセプト点検の質のより一層の向上を図り、点検効果額を更に引上げる。

資格点検においては、オンラインレセプトの請求前資格確認により、早期化及び効率化を図る。

- (7) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び回収の強化

債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失した方からの被保険者証回収について、催告状の送付、電話催告等により回収強化を図る。

また、発生した債権については早期回収に努め、適宜催告状の送付や電話等による催告を行うとともに訴訟等法的手続きを積極的に実施するなど、債権回収の強化を図る。

3. 保健事業

- (1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、22年9月に協会内でとりまとめた基本方針に沿って、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進する。24年度は、5年を1期とした医療費適正化計画の最終年度であることを踏まえ、目標達成に向けて一層の取組み強化を図る。その際、支部ごとの「健康づくり推進協議会」などにおいて、保健事業に関する全体像などを描く。

保健事業の効果的な推進を図るため、本部と支部の共同で実施したパイロット事業の成果を広めていく。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

特定健康診査及び特定保健指導については、事業主への積極的な働きかけとともに、市町村が行うがん検診との連携や、特定保健指導の外部委託、ITの活用などを進めるほか、好事例を検証し、支部独自の取組みを強化する。

また、保険者による健診・保健指導等に関する検討会（厚生労働省保険局において、平成23年4月から開催）での見直し結果を踏まえ、健診受診率や保健指導の実施率の向上を図るための具体的な取組みを進める。

事業者健診については、医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知を踏まえ、事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問により意識啓発を図り、特定健康診査実施目標の到達に努めていく。

保健指導については、事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が保健指導を受けることができるよう、事業の実施方法を工夫する。また、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防の効果を把握、評価、検証し、より効果的な保健指導に向けた取組みを進める。

(3) 各種事業の展開

保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて自治体や他の保険者と連携し、特定健康診査や特定保健指導の推進を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、保健事業を推進する。

国の施策との連携のもと、肝炎やエイズに対する正しい理解や予防のための普及啓発を推進する。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 業務・システムの刷新

現行システムについては、劣化に伴うトラブルを回避する必要があるとともに、大量データ処理に対応しきれていないことや、大量の紙を使用する処理となっていることから、23年度における新しい業務プロセスを踏まえたシステムの要件定義を受けて、24年度から、段階的に新システムの設計及び構築を進める。

(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革

◇ 組織運営体制の強化

本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

◇ 実績や能力本位の人事の推進

目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進する。また、現行の人事制度の課題を整理し、中長期視点に立って見直しを検討する。

◇ 協会の理念を实践できる組織風土・文化の更なる定着

加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。

◇ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

◇ リスク管理

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

(3) 人材育成の推進

階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業務別研修を実施する。

特に若手職員に対する階層別研修では、職員に自らのキャリアビジョンを意識させることにより、具体的な目標を持って日々の仕事に取り組む姿勢を持つことができるようカリキュラムを工夫する。また、人事制度の見直しの検討に併せて、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行えるようにするため、研修制度の見直しを検討する。

その他、引き続き、e-ラーニングの実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図る。

(4) 業務改革の推進

よりよいサービスの標準化を目指し地域の実情を踏まえて、複数の支部単位で設置された業務改革会議等により、各支部の創意工夫を提案・検討できる機会を作り具体的な改善を実現していく。

入力業務等の定型的な業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層推進するとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。

(5) 経費の節減等の推進

事務経費削減計画2年目を踏まえ、サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、引き続き競争入札や全国一括入札、消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。

また、システム刷新による業務プロセスの見直しに当たっては、経費削減の観点からもどのような方策が可能か検討を加えていく。

調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

協会の運営に関する各種指標(24年度数値)について

【目標指標】

サービス関係指標		
サービススタンダードの遵守	健康保険給付の受付から振込までの日数の目標 (10営業日)の達成率	100%
	健康保険給付の受付から振込までの日数	10営業日以内
保険証の交付	資格情報の取得から保険証送付までの平均日数	2営業日以内
お客様満足度	窓口サービス全体としての満足度 職員の応接態度に対する満足度 訪問目的の達成度 窓口での待ち時間の満足度 施設の利用の満足度	23年度の状況より改善
保健事業関係指標		
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者 50.0% 被扶養者 27.8%
事業者健診の取得	事業者健診のデータの取込率	10%(被保険者)
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者 16.0% 被扶養者 16.0%
医療費適正化等関係指標		
レセプト点検効果額	被保険者1人当たり内容点検効果額(※)	23年度を上回る
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)	23年度を上回る
加入者・事業主への広報	メールマガジンの登録件数	23年度を上回る

(※) 平成24年3月審査分から、社会保険診療報酬支払基金のレセプト審査において、突合点検・縦覧点検が行われることから、単純比較はできないことに留意が必要。

【検証指標】

各種サービスの利用状況	インターネットによる医療費通知の利用割合
	任意継続被保険者の口座振替利用率
事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数
お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付件数とその内容
レセプト点検	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者1人当たり資格点検効果額 ・被保険者1人当たり外傷点検効果額
健診・保健指導の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率 ・メタボリックシンドローム診断基準項目別該当者率 ・生活習慣の改善状況
ホームページの利用	ホームページへのアクセス件数
都道府県との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県医療費適正化計画に係る検討会への参加支部数 ・都道府県ジェネリック使用促進協議会への参加支部数
申請・届出の郵送化	申請・届出の郵送化率
業務の効率化・経費の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険給付担当職員の1人当たり給付業務処理件数 ・随意契約の割合(件数)、内訳 ・コピー用紙等の消耗品の使用状況

(注) 「都道府県との連携」に関して、都道府県によっては協議会・検討会が設置されていない場合や名称が異なる場合がある。

(注) 検証指標については、目標の設定が馴染まない又は具体的な数値目標の設定が困難であるが、運営状況を数値により検証、確認することが必要と考えられる指標をまとめたものであり、運営状況を踏まえて、今後、適宜追加。

Ⅲ. 事業体系

事 項		内 容
保険運営の 企画	運営委員会・評議会の運営	○本部に運営委員会、各都道府県支部に評議会を設置し、その運営を行う。
	保険料率の設定	○都道府県単位保険料率を設定する。
	財政運営	○健康保険の財政運営を行う。
	運営の企画	○加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化や業務改革、サービス向上等に関する企画を行い、保険者機能の発揮により取組みの総合的推進を図る。 ○ジェネリック医薬品の使用促進を図る。 (政府目標：平成 24 年度までに数量シェア 30%)
	調査分析・統計	○医療費等に関する調査分析を行うとともに、統計を作成する。
	広報・情報発信等	○広報、関係方面への情報発信や情報提供を行う。
健康保険給 付等	保険証の交付	○保険証の交付や被扶養者資格の再確認等を行う。
	保険給付	○健康保険の給付を行う。 ・現物給付（保険医療機関等に対しては社会保険診療報酬支払基金を通じて医療費を支払う。審査支払手数料は 111 円 40 銭(うちオンライン請求促進分は 99.40 円)) ・現金給付（傷病手当金、高額療養費、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料、療養費等）
	レセプトの点検	○レセプトの資格点検・内容点検・外傷点検を行う。 ・レセプト件数：377,270 千件 ※【24 年度見込み】
	債権の回収等	○債権の発生を抑制するとともに、発生した債権を適正に管理し、回収する。
	任意継続被保険者業務	○任意継続被保険者の資格の登録、保険料の収納等を行う。
	窓口サービス・相談	○支部の窓口や職員の巡回、外部委託により各種申請等の受付や相談等の窓口サービスを行う。
	情報提供	○医療費通知やインターネットを活用した医療費に関する情報提供等を行う。

保健事業	健診	<p>○被保険者（35歳以上の者）については、健診機関と契約し、被保険者に対して生活習慣病予防健診を行い、その費用の一部を負担する。</p> <p>○被扶養者については、他の保険者と共同して地域の医師会等と契約するとともに、協会単独で健診機関の中央団体と契約し、受診券を配布し、地域の特定健康診査機関で健診を受けられるようにし、その費用の一部を負担する。（健診費等の支払は、社会保険診療報酬支払基金を代行機関として利用）</p> <p>○40歳及び50歳への付加健診、乳がん・子宮がん検査、肝炎ウィルス検査を実施する。</p> <p>【国の定めた参酌標準】・特定健康診査実施率：70.0%</p>
	保健指導	<p>○被保険者については、保健師が事業所を訪問し、健診結果に基づき保健指導（情報提供、動機づけ支援、積極的支援、その他支援）を実施するほか、外部委託を活用する。</p> <p>○被扶養者については、他の保険者と共同して地域の医師会等と契約するとともに、協会単独で特定保健指導機関の中央団体と契約し、利用券を配布し、地域の特定保健指導機関で特定保健指導を受けられるようにし、その費用の一部を負担する。</p> <p>【国の定めた参酌標準】・特定保健指導実施率：45.0%</p>
	健康づくり事業	○健康増進や疾病予防のための運動プログラムの実施や教育、相談、普及啓発のための広報等を行う。
	情報提供	○健康増進や疾病予防に関する情報提供を行う。
福祉事業	高額療養費等の貸付	<p>○高額療養費や出産費用の貸付を行う。</p> <p>・貸付予定額：約23億円</p>
その他	健康保険委員の委嘱等	<p>○健康保険委員の委嘱を行う。</p> <p>○保険料の納付に関する広報や勧奨を行う。</p>

【船員保険事業関係】

I. 事業運営の基本方針

- 1 協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、協会の理念（基本使命・基本コンセプト）に立脚した上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方にたって事業運営に取り組む。
- 2 平成24年度においては、
 - (1) 船員労働の特性に応じた事業ニーズを十分踏まえるとともに、加入者の視点に立ち、サービススタンダードを遵守するなど常にサービス向上に努める。
 - (2) また、特定健康診査や特定保健指導の実施率の向上を図るための各種取り組みを強化するとともに、加入者一人ひとりの生涯を通じた健康生活支援のための総合的な取り組みを継続する。
 - (3) さらに、レセプト点検、医療費通知等の医療費適正化やジェネリック医薬品の使用促進のための取り組みを推進する。
- 3 事業運営に当たっては、
 - (1) 中期的な財政見通しや医療保険制度改革の動向等を踏まえ、保険者としての健全な財政運営に努める。
 - (2) また、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映するとともに、積極的な広報・情報開示に努める。
 - (3) さらに、PDCA（計画、実行、評価、改善）サイクル等を通じた効率化や日本年金機構等の関係機関との連携に努める。

II. 重点事項

1. 保険運営の企画・実施

- (1) 保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進
加入者の医療費、健診データを分析するとともに、加入者の健康・疾病状況を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療費の適正化のため、以下のような取り組みを総合的に推進していく。
 - 加入者や船舶所有者に対する積極的な情報提供
 - 保健・福祉事業の効果的な推進
 - 各種給付の適正かつ迅速な支払い
 - レセプト点検の効果的な推進 等

(2) 情報提供・広報の充実

- ◆ 加入者や船舶所有者に対する情報提供や広報については、ホームページ等により、加入者の立場からわかりやすい積極的な情報提供を適切に実施する。
- ◆ インターネットをご利用いただけない加入者の方々を含めた幅広い広報を実施するため、船員保険パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配布する。
- ◆ 引き続きホームページに「船員保険マンスリー」を掲載するとともに、年に一度、船員保険の運営状況等について加入者や船舶所有者等に「船員保険通信」を送付するなど、積極的かつ定期的な情報提供を行う。
- ◆ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品の使用促進に関する広報を実施するとともに、いわゆる「希望カード」を配布する。さらに、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスを実施する。

(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保

中期的な財政見通しを踏まえ財政運営の状況を適切に把握・検証し、医療費の適正化、業務改革、経費の削減等のための取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保する。

(5) 準備金の安全確実かつ有利な管理・運用

船員保険の準備金については、安全確実かつ有利な管理・運用を行う。また、運用状況については定期的に船員保険協議会において報告する。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(1) 保険給付等の適正かつ迅速な支払い

- ◆ 職務外疾病部門、職務上特別給付部門、経過措置として協会が支給することとされた職務上年金、新たな特別支給金などの保険給付等を確実かつ迅速に支払うとともに、必要に応じて実地調査等を実施し、給付の適正化を図る。
- ◆ 下船後の療養補償について、適切な申請がされるよう加入者や船舶所有者等に対し、制度の趣旨や仕組みについて周知を図る。
- ◆ 柔道整復施術療養費について、加入者等に対する文書照会等を実施するなど、不適切な申請事例への厳格な対応や適正受診の促進を図る。
- ◆ 東日本大震災により被災した加入者の一部負担金免除等について、適切に対

応する。

(2) サービス向上のための取組み

- ◆ 職務外給付については、サービススタンダード（申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10 営業日）の状況を適切に管理し、100%の達成率を目標に着実に実施する。
- ◆ 加入者等のご意見や苦情等を迅速にサービスの改善に結びつける。また、お客様満足度調査について必要な見直しを行ったうえで、継続的に実施する。
- ◆ 申請書等の様式や記載要領等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進める。

(3) 高額療養費制度の周知

限度額適用認定証の提示により高額療養費が現物給付されることなど高額療養費制度について周知を図る。また、高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。

(4) 被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の再確認について、被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行う。

(5) レセプト点検の効果的な推進

- ◆ システムによる抽出条件を活用した効率的なレセプト点検を行う。また、研修の充実、抽出条件等の蓄積、点検員の知識・査定事例の共有化を推進し点検技術の向上に努め、点検効果額を引き上げる。
- ◆ 査定事例を集約して、より有効なシステムによるチェックを実施する。

(6) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失した方からの保険証回収について、文書や電話による催告などを実施する。また、発生した債権については、文書や電話による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。

3. 保健・福祉事業の着実な実施

(1) 保健事業の効果的な推進

- ◆ 船員労働の特殊性を踏まえたサービスの向上を図るよう、外部委託事業者のノウハウを活用し、健診及び特定保健指導を中核として、保健事業の効果的な推進を図る。

- ◆ 船員手帳健診の実施機関情報の収集等を行い、必要な地域に健診実施機関を拡大する。また、被保険者の特定保健指導の外部委託実施機関を拡大する。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

- ◆ 外部委託事業者のノウハウを活用し、適切な広報を通じて、加入者の健康に対する意識を高めるなど、健診受診率や特定保健指導の実施率の向上を図る。
- ◆ 加入者あて文書の送付時等に必要に応じて、健診及び特定保健指導の案内チラシを同封することや関係団体の協力を得て船員関係機関紙等を活用する等、適切な広報を実施する。また、疾病任意継続被保険者に対して保険証や保険料納付書等の送付時に健診案内チラシを同封する。
- ◆ 生活習慣病予防健診について、健診案内パンフレット送付時に対象者名を記載した受診券を船舶所有者を通じて交付する方式を導入し、受診手続きの簡素化を図る。また、未受診者がいる船舶所有者に対し、再度健診案内を送付する。
- ◆ 被扶養者の特定保健指導に係る自己負担額を軽減する。また、特定保健指導対象者に対し、指導を受けるよう働きかけを強化する。
- ◆ 被扶養者の特定健康診査と市町村が実施するがん検診との同時受診に関する広報を受診券の送付時等に実施する。

(3) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組み

加入者一人ひとりの健康増進を図るため、平成 23 年度より実施している「船員保険生涯健康生活支援事業」を平成 24 年度においても引き続き実施することとし、「個人の加入者の健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供」、「健康増進を図るための普及啓発素材の作成・配布」、「レセプトデータ及び健診データ等を活用した調査研究」等を実施する。

(4) 福祉事業の着実な実施

- ◆ 無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療の援護を行うなど、船員労働の特殊性を踏まえ、福祉事業の着実な実施を図る。
- ◆ 船員の海上勤務の特殊性を踏まえて、疲労回復、静養、家族との団らんの場の提供を目的とした事業を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図る。
- ◆ 保養事業については、福祉センターのあり方に関する結論を踏まえ、適切に対応する。

4. 組織運営及び業務改革

健康保険事業と一体となって次のような取組みを推進する。

(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革

- ◇ 実績や能力本位の人事の推進

目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進する。また、現行の人事制度の課題を整理し、中長期視点に立って見直しを検討する。

◇ 協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着

加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。

◇ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

◇ リスク管理

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

(2) 人材育成の推進

階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業務別研修を実施する。

特に若手職員に対する階層別研修では、職員に自らのキャリアビジョンを意識させることにより、具体的な目標を持って日々の仕事に取り組む姿勢を持つことができるようカリキュラムを工夫する。また、人事制度の見直しの検討に併せて、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行えるようにするため、研修制度の見直しを検討する。

その他、引き続き、e-ラーニングの実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図る。

(3) 業務改革の推進

業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。

(4) 経費の節減等の推進

引き続き競争入札や全国一括入札、消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。

調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

協会の運営に関する各種指標(24年度船員保険関係数値)について

【目標指標】

サービス関係指標		
サービススタンダードの遵守	職務外給付の受付から振込までの日数の目標(10営業日)の達成率	100%
	職務外給付の受付から振込までの日数	10営業日以内
保険証の交付	資格情報の取得(年金事務所からの回送)から保険証送付までの平均日数	3営業日以内
疾病任意継続被保険者の保険証の交付	資格取得申請の受付または勤務していた船舶所有者における資格喪失情報の取得(年金事務所からの回送)のいずれか遅い方から保険証送付までの平均日数	3営業日以内
保健事業関係指標		
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者 41.7% 被扶養者 29.3%
船舶所有者健診の実施	船員手帳健診のデータ取込率	20%
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者 15.0% 被扶養者 15.0%
医療費適正化関係指標		
レセプト点検効果額	被保険者1人当たり内容点検効果額※	23年度を上回る

※平成24年3月審査分から、社会保険診療報酬支払基金のレセプト審査において、突合点検・縦覧点検が行われることから、単純比較はできないことに留意が必要。

【検証指標】

事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数
お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付件数とその内容
お客様満足度	申請・手続き方法に対する満足度 職員の応接態度に対する満足度 サービス全体としての満足度
レセプト点検	被保険者1人当たり資格点検効果額 被保険者1人当たり外傷点検効果額
業務の効率化・経費の削減	船員保険給付担当職員の1人当たり給付業務処理件数 随意契約の割合(件数)、内訳 コピー用紙等の消耗品使用状況

(注) 検証指標については、目標の設定が馴染まない又は具体的な数値目標の設定が困難であるが、運営状況を数値により検証、確認することが必要と考えられる指標をまとめたものであり、運営状況を踏まえて、今後、適宜追加。

Ⅲ. 事業体系

事 項		内 容
保険運営の 企画・実施	船員保険協議会の運営	○船員保険協議会の運営を行う。
	保険料率の設定	○必要に応じて、一般保険料率(疾病保険料率・災害保健福祉保険料率)及び介護保険料率の見直しを行う。
	財政運営	○船員保険の財政運営を行う。
	運営の企画	○加入者の疾病の予防や健康増進、医療費適正化や業務改革、サービス向上等に関する企画を行い、保険者としての取組みの総合的な推進を図る。
	統計	○船員保険事業に関する統計を作成する。
	広報・情報発信等	○広報、関係方面への情報発信や情報提供を行う。
船員保険給 付等	保険証の交付	○保険証の交付や被扶養者資格の再確認等を行う。 ・被保険者数 57千人、被扶養者数 76千人
	保険給付	○船員保険の保険給付を行う。 【職務外疾病給付】 ・ 現物給付(保険医療機関等に対しては社会保険診療報酬支払基金を通じて医療費の支払いを行う。審査手数料は111円40銭(うちオンライン請求促進分は99.40円)) ・ 現金給付(傷病手当金、高額療養費、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、療養費等) 【独自給付】 ・ 休業手当金、下船後の療養補償、職務上年金(上乗せ給付)、行方不明手当金 等
	レセプトの点検	○レセプトの資格点検・内容点検・外傷点検を行う。 ・ レセプト件数:1,277千件(24年度見込み) ・ レセプトオンライン化に対応
	債権の回収等	○債権の発生を抑制するとともに、発生した債権を保全し、回収する。
	疾病任意継続被保険者業務	○疾病任意継続被保険者の資格の登録、保険料の収納等を行う。 ・ 疾病任意継続被保険者:4千人
	相談等	○支部の窓口や本部船員保険部のコールセンター機能を活用し、各種申請等の受付や相談等を行う。
	情報提供	○医療費通知(医療費に関する情報提供)等を行う。

保健・福祉 事業	健診	<p>○外部委託事業者への委託により健診事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(35歳以上の者)については、生活習慣病予防健診を行い、その費用の一部を負担する。 ・被扶養者(40歳以上74歳まで)については、特定健康診査を行い、その費用の一部を負担する。 ・被保険者に対し、胃部・胸部レントゲン検査、乳がん・子宮がん検査、肝炎ウイルス検査を実施する。 <p>【国の定めた参酌標準】 特定健康診査実施率:70.0%</p>
	保健指導	<p>○外部委託事業者への委託により特定保健指導を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果に基づき特定保健指導(情報提供、動機付け支援、積極的支援、その他支援)を実施する。 <p>【国の定めた参酌標準】 特定保健指導実施率:45.0%</p>
	加入者の健康支援	○加入者の健康増進のための総合的な取組を行う。
	無線医療相談事業等	○無線医療助言事業や洋上救急事業等を行う。
	特別支給金等の支給	○特別支給金や就学等援護費の支給を行う。
	高額医療費等の貸付	○高額療養費や出産費用の貸付を行う。
	保養事業	○保養施設による保養事業などを行う。
その他	保険料に係る広報等	○保険料の納付に関する広報や勧奨を行う。

〔予算〕

1. 予算総則

平成24事業年度における全国健康保険協会の予算総則は次のとおりとする。

(1) 収入支出予算

全国健康保険協会の平成24事業年度の収入及び支出は「収入支出予算」に掲げるとおりとする。

(2) 債務負担行為

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第8条により債務を負担する行為をすることができるものは、次のとおりとする。

事 項	限度額(百万円)	年 限	理 由
システム経費	13,234	平成24年度以降6か年度以内	複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため
賃貸借経費	8,239	平成24年度以降6か年度以内	複数年度にわたる賃貸借契約を締結する必要があるため
事務機器等リース経費	29	平成24年度以降5か年度以内	複数年度にわたるリース契約を締結する必要があるため
業務委託経費	2,509	平成24年度以降3か年度以内	複数年度にわたる業務委託契約を締結する必要があるため

(3) 流用等の制限

省令第9条で指定する経費は、業務経費及び一般管理費とする。

なお、健康保険勘定と船員保険勘定間における流用は行うことができないものとする。

(4) 繰越制限

省令第10条で指定する経費は、人件費及び福利厚生費とする。

2. 収入支出予算(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

〔健康保険勘定〕

(単位:百万円)

区 別	予算額
収 入	
保険料等交付金	7,860,740
任意継続被保険者保険料	85,414
国庫補助金	1,296,498
国庫負担金	9,088
貸付返済金収入	2,309
運用収入	0
短期借入金	242,000
寄付金	0
雑収入	13,674
準備金戻入	0
計	9,509,723
支 出	
保険給付費	4,878,931
拠出金等	3,284,856
前期高齢者納付金	1,361,613
後期高齢者支援金	1,607,649
老人保健拠出金	73
退職者給付拠出金	315,521
病床転換支援金	0
介護納付金	762,952
業務経費	109,332
保険給付等業務経費	8,418
レセプト業務経費	4,150
企画・サービス向上関係経費	2,275
保健事業経費	94,486
福祉事業経費	4
一般管理費	28,907
人件費	15,842
福利厚生費	75
一般事務経費	12,990
貸付金	2,309
借入金償還金	242,009
雑支出	2,415
予備費	0
準備金繰入	198,010
翌年度繰越	0
計	9,509,723

(注) 上記の計数については、今後の厚生労働省への認可申請の過程で変更がありうる。

〔船員保険勘定〕

(単位：百万円)

区 別	予算額
収 入	
保険料等交付金	35,897
疾病任意継続被保険者保険料	1,368
国庫補助金	2,800
国庫負担金	214
職務上年金給付費等交付金	7,210
貸付返済金収入	6
運用収入	89
寄付金	-
雑収入	139
準備金戻入	1,037
計	48,761
支 出	
保険給付費	26,996
拠出金等	11,720
前期高齢者納付金	4,255
後期高齢者支援金	6,170
老人保健拠出金	0
退職者給付拠出金	1,295
病床転換支援金	-
介護納付金	3,312
業務経費	3,280
保険給付等業務経費	147
レセプト業務経費	25
保健事業経費	531
福祉事業経費	2,539
その他業務経費	37
一般管理費	893
人件費	393
福利厚生費	1
一般事務経費	498
貸付金	7
雑支出	74
予備費	300
準備金繰入	2,179
翌年度繰越	-
計	48,761

(注1) 予備費は保険給付費等の1%を計上。

(注2) 上記の計数については、今後の厚生労働省への認可申請の過程で変更がありうる。

船員保険事業計画案（新旧）

平成 24 年度	平成 23 年度
<p>1. 保険運営の企画・実施</p> <p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>加入者の医療費、健診データを分析するとともに、加入者の健康・疾病状況を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療費の適正化のため、以下のような取組みを総合的に推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○加入者や船舶所有者に対する積極的な情報提供 ○保健・福祉事業の効果的な推進 ○各種給付の<u>適正かつ迅速</u>な支払い ○<u>レセプト点検</u>の効果的な推進 等 <p>(2) 情報提供・広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 加入者や船舶所有者に対する情報提供や広報については、ホームページ等により、<u>加入者の立場から</u>わかりやすい積極的な情報提供を適切に実施する。 ◆ インターネットをご利用いただけない加入者の方々を含めた幅広い広報を実施するため、船員保険パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配布する。 ◆ 引き続きホームページに「船員保険マンスリー」を掲載するとともに、年に一度、船員保険の運営状況等について加入者や船舶所有者等に「船員保険通信」を送付するなど、積極的かつ定期的な情報 	<p>1. 保険運営の企画・実施</p> <p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>加入者の医療費、健診データを分析するとともに、船員保険加入者の健康・疾病状況を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、<u>医療の質の確保</u>、<u>医療費の適正化</u>のため、以下のような取組みを総合的に推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○加入者や船舶所有者に対する積極的な情報提供 ○保健・福祉事業の効果的な推進 ○各種給付の<u>迅速かつ適正</u>な支払い 等 <p>(2) 情報提供・広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 加入者や船舶所有者に対する情報提供や広報については、ホームページにより、<u>加入者の視点から</u>わかりやすい積極的な情報提供を適切に行うとともに、<u>ラジオ等</u>も活用した効果的な広報のあり方を検討・実施する。 ◆ インターネットをご利用いただけない加入者の方々を含む幅広い広報を実施するため、船員保険パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等関係機関に配布する。 ◆ 引き続きホームページに「船員保険マンスリー」を掲載するとともに、<u>新たに</u>年に一度、船員保険の運営状況等について加入者や船舶所有者等に紙媒体でのお知らせ「船員保険通信<u>(仮称)</u>」を行うな

提供を行う。

- ◆ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品の使用促進に関する広報を実施するとともに、いわゆる「希望カード」を配布する。さらに、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスを実施する。

(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保

中期的な財政見通しを踏まえ財政運営の状況を適切に把握・検証し、医療費の適正化、業務改革、経費の削減等のための取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保する。

(5) 準備金の安全確実かつ有利な管理・運用

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(1) 保険給付等の適正かつ迅速な支払い

- ◆ 職務外疾病部門、職務上特別給付部門、経過措置として協会が支給することとされた職務上年金、新たな特別支給金などの保険給付等を確実かつ迅速に支払うとともに、必要に応じて実地調査等を実施し、給付の適正化を図る。

ど、積極的かつ定期的な情報提供を行う。

- ◆ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。

(3) 健全かつ安定的な財政運営の確保

船員保険財政について、中期的な財政見通しを踏まえ財政運営の状況を適切に把握・検証し、医療費の適正化、業務改革、経費の削減等のための取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保する。

(4) 準備金の安全確実かつ有利な管理・運用

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(1) 保険給付の迅速かつ適正な支払い

- ◆ 職務外疾病部門、職務上特別給付部門、経過措置として協会が支給することとされた職務上年金などの保険給付を迅速かつ確実に支払うとともに、必要に応じて実地調査等を実施し、給付の適正化に資する。

- ◆ 下船後の療養補償について、適切な申請がされるよう加入者や船舶所有者等に対し、制度の趣旨や仕組みについて周知を図る。
- ◆ 柔道整復施術療養費について、加入者等に対する文書照会等を実施するなど、不適切な申請事例への厳格な対応や適正受診の促進を図る。
- ◆ 東日本大震災により被災した加入者の一部負担金免除等について、適切に対応する。

(2) サービス向上のための取組み

- ◆ 職務外給付については、サービススタンダード（申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10 営業日）の状況を適切に管理し、100%の達成率を目標に着実に実施する。
- ◆ 加入者等のご意見や苦情等を迅速にサービスの改善に結びつける。また、お客様満足度調査について必要な見直しを行ったうえで、継続的に実施する。
- ◆ 申請書等の様式や記載要領等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進める。

(3) 高額療養費制度の周知

限度額適用認定証の提示により高額療養費が現物給付されることなど高額療養費制度について周知を図る。また、高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。

(2) サービス向上のための取組

- ◆ 船員保険職務外給付については、サービススタンダード（申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10 営業日）の状況を適切に管理し、100%の達成率を目標に、着実に実施する。
- ◆ 加入者等のご意見や苦情等を迅速にサービスの改善に結びつける。
- ◆ 教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、加入者等に対する接遇の向上を図るなど、加入者等の満足度を高める。
- ◆ 申請書等の様式や記載要領等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進める。

(3) 各種申請等の受付体制等の整備

各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、都道府県支部及び本部船員保険部のコールセンター機能等を活用し、効果的かつ効率的にサービスを提供するとともに、労働基準監督署や年金事務所等の関

係機関との連携体制の強化を図る。

(4) 被扶養者資格の再確認

(4) 被扶養者資格の再確認

(5) 医療費のお知らせの実施

システム面での必要な措置を講じた上で、船舶所有者を通じ加入者が利用した医療費に関する情報（医療費通知）を被保険者に提供する。

(5) レセプト点検の効果的な推進

(6) レセプト点検の効果的な推進

(6) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失した方からの保険証回収について、文書や電話による催告などを実施する。また、発生した債権については、文書や電話による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。

(7) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失した方からの保険証回収などを強化するとともに、発生した債権の早期回収に努める。

3. 保健・福祉事業の着実な実施

3. 保健・福祉事業の着実な実施

(1) 保健事業の効果的な推進

- ◆ 船員労働の特殊性を踏まえたサービスの向上を図るよう、外部委託事業者のノウハウを活用し、健診及び特定保健指導を中核として、保健事業の効果的な推進を図る。
- ◆ 船員手帳健診の実施機関情報の収集等を行い、必要な地域に健診実施機関を拡大する。また、被保険者の特定保健指導の外部委託実施機関を拡大する。

(1) 保健事業の効果的な推進

- ◆ 保健事業については、船員労働の特殊性を踏まえたサービスの向上を図るよう、外部委託事業者のノウハウを活用し、健診及び保健指導を中核として、保健事業の効果的な推進を図る。
- ◆ また、船員手帳健診の実施機関情報の収集等を行い、必要な地域に効果的に健診実施機関を拡大する。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

- ◆ 外部委託事業者のノウハウを活用し、適切な広報を通じて、加入者の健康に対する意識を高めるなど、健診受診率や特定保健指導の実施率の向上を図る。
- ◆ 加入者あての文書送付時等に必要に応じて、健診及び特定保健指導の案内チラシを同封することや関係団体の協力を得て船員関係機関紙等を活用する等、適切な広報を実施する。また、疾病任意継続被保険者に対して保険証や保険料納付書等の送付時に健診案内チラシを同封する。
- ◆ 生活習慣病予防健診について、健診案内パンフレット送付時に対象者名を記載した受診券を船舶所有者を通じて交付する方式を導入し、受診手続きの簡素化を図る。また、未受診者がいる船舶所有者に対し、再度健診案内を送付する。
- ◆ 被扶養者の特定保健指導に係る自己負担額を軽減する。また、特定保健指導対象者に対し、指導を受けるよう働きかけを強化する。
- ◆ 被扶養者の特定健康診査と市町村が実施するがん検診との同時受診に関する広報を受診券の送付時等に実施する。

(3) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援事業のための総合的な取組み

加入者一人ひとりの健康増進を図るため、平成23年度より実施している「船員保険生涯健康生活支援事業」を平成24年度においても引き続き実施することとし、「個人の加入者の健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供」、「健康増進を図るための普及啓発素材の作成・配布」、「レセプトデータ及び健診データ等を活用した調査研究」等を実施す

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

- ◆ 特定健康診査及び特定保健指導については、外部委託事業者のノウハウを活用し、適切な広報を通じて、被扶養者への定着を進めるなど、健診受診率や保健指導の実施率の向上を図る。
- ◆ 被扶養者については、健診受診案内パンフレット送付時に特定健診受診対象者名を記載した受診券を船舶所有者を通じて交付する方式を導入するとともに、健康保険と同様の契約方式に変更することにより健診実施機関を拡大し、地域の診療所等で健診が受診できるようにするなど、受診しやすい健診とする。

(3) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援事業のための総合的な取組の着手

- ◆ 船員保険加入者一人ひとりの健康増進を図ることを目的として、平成23年度より「船員保険生涯健康生活支援事業」(仮称)を実施する。

る。

(4) 福祉事業の着実な実施

- ◆ 無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療の援護を行うなど、船員労働の特殊性を踏まえ、福祉事業の着実な実施を図る。
- ◆ 船員の海上勤務の特殊性を踏まえて、疲労回復、静養、家族との団らんの場の提供を目的とした事業を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図る。
- ◆ 保養事業については、福祉センターのあり方に関する結論を踏まえ、適切に対応する。

4. 組織運営及び業務改革

(4) 福祉事業の着実な実施

- ◆ 無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療の援護を行うなど、船員労働の特殊性を踏まえ、福祉事業の着実な実施を図る。
- ◆ 船員の海上勤務の特殊性を踏まえて、疲労回復、静養、家族との団らんの場の提供を目的とした事業を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図る。

(5) 保健・福祉事業のあり方の検討

- ◆ 被保険者及びその家族の健康の保持増進のために実施すべき事業、福祉の増進のために実施すべき事業を利用者のニーズに沿ったかたちで実施していくため、関係団体の協力を得ながら加入者及び船舶所有者の方々のニーズを調査する。
- ◆ ニーズ調査の結果等を踏まえつつ、検討作業チームにおいて引き続き保健・福祉事業のあり方について検討を行い、定期的にその検討内容を船員保険協議会に報告する。

4. 組織運営及び業務改革

収入支出予算の前年度比較

〔健康保険勘定〕

(単位：百万円)

区 別	24年度予算案	23年度予算額	増減
収 入			
保険料等交付金	7,860,740	7,254,923	605,817
任意継続被保険者保険料	85,414	109,786	▲ 24,373
国庫補助金	1,296,498	1,230,836	65,662
国庫負担金	9,088	10,098	▲ 1,010
貸付返済金収入	2,309	2,668	▲ 359
運用収入	0	0	0
短期借入金	242,000	334,000	▲ 92,000
寄付金	0	0	0
雑収入	13,674	16,629	▲ 2,955
準備金戻入	0	0	0
計	9,509,723	8,958,940	550,783
支 出			
保険給付費	4,878,931	4,726,102	152,829
拠出金等	3,284,856	2,972,345	312,511
前期高齢者納付金	1,361,613	1,239,835	121,778
後期高齢者支援金	1,607,649	1,473,207	134,442
老人保健拠出金	73	77	▲ 4
退職者給付拠出金	315,521	259,228	56,294
病床転換支援金	0	0	0
介護納付金	762,952	740,238	22,714
業務経費	109,332	106,587	2,746
保険給付等業務経費	8,418	8,774	▲ 356
レセプト業務経費	4,150	4,287	▲ 137
企画・サービス向上経費	2,275	2,183	92
保健事業経費	94,486	91,339	3,147
福祉事業経費	4	4	0
一般管理費	28,907	26,822	2,085
人件費	15,842	15,614	228
福利厚生費	75	82	▲ 7
一般事務経費	12,990	11,126	1,864
貸付金	2,309	2,668	▲ 359
借入金償還金	242,009	334,041	▲ 92,031
雑支出	2,415	2,980	▲ 565
予備費	0	0	0
準備金繰入	198,010	47,157	150,853
翌年度繰越	0	0	0
計	9,509,723	8,958,940	550,783

(注) 24年度の計数については、今後の厚生労働省への認可申請の過程で変更がありうる。

収入支出予算の前年度比較

〔船員保険勘定〕

(単位：百万円)

区 別	24年度予算案	23年度予算	増減
収 入			
保険料等交付金	35,897	34,414	1,482
疾病任意継続被保険者保険料	1,368	1,492	▲ 124
国庫補助金	2,800	2,801	▲ 1
国庫負担金	214	238	▲ 24
職務上年金給付費等交付金	7,210	8,245	▲ 1,035
貸付返済金収入	6	3	3
運用収入	89	58	32
寄付金	-	-	-
雑収入	139	65	74
準備金戻入	1,037	455	581
計	48,761	47,771	989
支 出			
保険給付費	26,996	28,113	▲ 1,117
拠出金等	11,720	11,149	571
前期高齢者納付金	4,255	4,169	86
後期高齢者支援金	6,170	5,777	393
老人保健拠出金	0	0	▲ 0
退職者給付拠出金	1,295	1,203	92
病床転換支援金	-	-	-
介護納付金	3,312	3,268	44
業務経費	3,280	2,926	354
保険給付等業務経費	147	159	▲ 12
レセプト業務経費	25	25	0
保健事業経費	531	473	58
福祉事業経費	2,539	2,245	295
その他業務経費	37	25	13
一般管理費	893	948	▲ 55
人件費	393	383	11
福利厚生費	1	1	▲ 0
一般事務経費	498	564	▲ 66
貸付金	7	3	4
雑支出	74	79	▲ 5
予備費	300	300	-
準備金繰入	2,179	987	1,193
翌年度繰越	-	-	-
計	48,761	47,771	989

(注) 24年度の計数については、今後の厚生労働省への認可申請の過程で変更がありうる。

平成24年度 健康保険勘定予算(業務経費及び一般管理費の内訳)(案)

【業務経費】

(単位:百万円)

区分	24年度予算	23年度予算	増減	備考
保険給付等業務経費	8,418 (8,418)	8,774 (8,774)	▲ 356	
被保険者証の発行・更新・被扶養者資格の再確認経費	1,970 (1,970)	1,967 (1,967)	3	・保険証回収に係る催告の強化による増額 ・被保険者証等の作成及び郵送費の見直しによる減額
健康保険給付関係届等の入力・送付等経費	1,949 (1,949)	2,343 (2,343)	▲ 394	・届書、納付書作成・郵送経費の見直しによる減、派遣職員等委託費の見直しによる減
窓口経費	280 (280)	451 (451)	▲ 172	・社労士の委託人数の減等(▲37人)
不正請求対策経費	8 (8)	0 (0)	8	・不正請求疑い事案への対応強化
返納金等債権管理回収経費	72 (72)	41 (41)	31	・納付勧奨の強化
ファームバンキング・マルチペイメント手数料	537 (537)	614 (614)	▲ 78	・任継被保険者数の減によるマルチペイメント手数料の減
健康保険給付等補助員経費	3,034 (3,034)	2,740 (2,740)	293	・補助員2%減員、補助員の時給単価増(+5円)、法定福利費の増、社労士委託からの振替え(+37人)
その他	569 (569)	617 (617)	▲ 48	・柔整請求書データー化に係る委託単価見直し等
レセプト業務経費	4,150 (1,875)	4,287 (1,985)	▲ 137	
レセプト磁気媒体化経費	398 (398)	749 (749)	▲ 351	・電子レセ受取割合の増(紙レセ、電算単票の減)
医療費通知経費等	868 (868)	779 (779)	89	・郵送費について実績を踏まえ見直し
レセプト点検員及び業務補助員経費	2,181 (0)	2,208 (0)	▲ 27	・補助員2%減員、補助員の時給単価増(+5円)、法定福利費の増
レセプト点検経費	703 (609)	550 (456)	153	・レセプト点検外注化導入支部の拡大等による委託費増等
企画・サービス向上関係経費	2,275 (2,113)	2,183 (2,022)	92	
広報経費	322 (322)	281 (281)	41	・ホームページリニューアル経費の計上
調査研究経費	22 (22)	49 (49)	▲ 27	
保険者機能の総合的な推進経費	743 (743)	743 (743)	0	
業務改革・サービス向上経費	712 (549)	631 (470)	81	・コールセンターの外部委託経費の増(北海道支部と福岡支部を追加)

区分	24年度予算	23年度予算	増減	備考
保険者協議会経費	19 (19)	19 (19)	0	
業務補助員経費	316 (316)	318 (318)	▲ 2	・補助員2%減員、補助員の時給単価増(+5円)、法定福利費の増
その他	142 (142)	142 (142)	0	
保健事業経費	94,486 (2,738)	91,339 (2,960)	3,147	
健診経費	86,710 (0)	82,489 (0)	4,222	・被保険者 健診率47.5%→50.0%(24年度目標) ・被扶養者 健診率27.8%(前年同)
保健指導経費	4,481 (0)	5,256 (0)	▲ 775	・実施率 14.8%→16.0% ・被保険者の保健指導に係る外部委託件数の減
健診及び保健指導に係る事務経費	2,377 (1,835)	2,338 (1,748)	39	・各種事務経費を削減し、「受診勧奨」及び「ITを活用した保健指導」に係る経費を増額
その他の保健事業経費	273 (258)	560 (516)	▲ 287	・パンフレット印刷等に係る事務経費を削減
保健事業補助員経費	644 (644)	696 (696)	▲ 52	・補助員2%減員、補助員の時給単価増(+5円)、法定福利費の増
福祉事業経費	4 (4)	4 (4)	0	
高額医療費等の貸付事業費	4 (4)	4 (4)	0	
業務経費合計	109,332 (15,146)	106,587 (15,745)	2,746	※事務経費削減計画における対22年度予算削減率14.7%

(注) 括弧内の金額は「事務経費削減計画」の対象金額を計上したものである。

※「事務経費削減計画」において「業務経費については、22年度予算を基準とし24年度までに4%以上の予算を削減する」としている。

【一般管理費】

(単位:百万円)

区分	24年度予算	23年度予算	増減	備考
人件費	15,842 (0)	15,614 (0)	228	
職員給与	13,264 (0)	12,913 (0)	351	・人事評価に基づく昇給、昇格に伴う増
役員報酬	101 (0)	101 (0)	0	
退職手当	423 (0)	639 (0)	▲ 217	・前年度は任期満了に伴う役員、支部長の手当を計上※前年度限りの経費
法定福利費	2,054 (0)	1,961 (0)	93	・保険料(健保、厚年、介護、児童)の増
福利厚生費	75 (75)	82 (82)	▲ 7	
職員健診	73 (73)	74 (74)	▲ 1	・補助員の減員に伴う減
その他	2 (2)	8 (8)	▲ 6	・育児休業手当金対象者数の減(12人→2人)
一般事務経費	12,990 (9,494)	11,126 (10,663)	1,864	
システム経費	5,480 (5,280)	6,576 (6,113)	▲ 1,096	・業務システム刷新を見据えた大幅見直し
業務・システム刷新経費	3,296 (0)	0 (0)	3,296	・26年度稼働に向け24年度・25年度は新システムの設計・開発を行う。
会議費	162 (162)	152 (152)	11	・運営委員会会場借料等の増、評議会開催回数の増(10回→11回)
研修費	81 (81)	92 (92)	▲ 11	
賃借料	2,445 (2,445)	2,419 (2,419)	26	・広域異動者増に伴う宿舍借上げ経費の増、支部統合に伴う支部家賃の減
光熱費	135 (135)	147 (147)	▲ 12	・実績を踏まえ見直し
リース費用	58 (58)	188 (188)	▲ 130	・実績を踏まえ見直し
消耗品費・事務用品費	527 (527)	633 (633)	▲ 106	・実績を踏まえ見直し
通信費	56 (56)	56 (56)	0	
旅費・交通費	134 (134)	149 (149)	▲ 15	
委託費	199 (199)	169 (169)	29	・人事制度の見直し経費の計上

区分	24年度予算	23年度予算	増減	備考
その他	417 (417)	545 (545)	▲ 128	・支部統合に伴う経費の減額(5ヶ所→1ヶ所)
一般管理費合計	28,907 (9,569)	26,822 (10,744)	2,085	※事務経費削減計画における対22年度予算削減率17.5%

業務経費と一般管理費の合計	138,240 (24,715)	133,409 (26,490)	4,831	
----------------------	-------------------------	-------------------------	--------------	--

(注)括弧内の金額は「事務経費削減計画」の対象金額を計上したものである。

※「事務経費削減計画」において「一般管理費については、22年度予算を基準とし24年度までに8%以上の予算を削減する」としている。

平成24年度船員保険勘定予算(業務経費及び一般管理費の内訳)(案)

【業務経費】

(単位:千円)

区分	24年度予算	23年度予算	増減	備考
保険給付等業務経費	計 147,113 (疾病) 94,180 (災害) 52,933	計 159,018 (疾病) 127,601 (災害) 31,417	計 ▲ 11,905 (疾病) ▲ 33,421 (災害) 21,516	
被保険者証の発行経費	9,885	9,829	56	
被扶養者資格再確認業務経費	7,526	4,324	3,202	・被扶養者資格再確認業務に係る受付・進捗作業経費の計上等
船員保険給付関係届等の入力・送付等経費	28,384	58,794	▲ 30,410	・届書入力等を行う派遣職員の契約職員への切り替え(15人→0人)等
ファームバンキング・マルチペイメント手数料	17,669	17,871	▲ 202	
船員保険給付等補助員経費	46,375	19,561	26,814	・届書入力等を行う派遣職員の契約職員への切り替え(8人→21人)等
その他	37,274	48,639	▲ 11,365	
レセプト業務経費	計 25,288 (疾病) 19,191 (災害) 6,097	計 24,809 (疾病) 23,943 (災害) 866	計 479 (疾病) ▲ 4,752 (災害) 5,231	
レセプト磁気媒体化経費	6,667	7,574	▲ 907	
医療費通知経費	4,072	2,882	1,190	
レセプト点検員及び業務補助員経費	14,345	14,296	49	
その他	204	57	147	
保健事業経費	計 531,299 (疾病) 0 (災害) 531,299	計 473,129 (疾病) 0 (災害) 473,129	計 58,170 (疾病) 0 (災害) 58,170	
健診費	371,701	341,217	30,484	・受診見込者数の増等
健診関係事務費	107,499	87,950	19,549	・健診未受診者への受診勧奨経費の計上等
健康づくり事業の実施に要する経費	52,099	43,962	8,137	

【業務経費】

(単位:千円)

区分	24年度予算	23年度予算	増減	備考
福祉事業経費	計 2,539,361 (疾病) 0 (災害) 2,539,361	計 2,244,626 (疾病) 0 (災害) 2,244,626	計 294,735 (疾病) 0 (災害) 294,735	
(特別支給金・就学等援護費を除く福祉事業経費)	368,473	374,618	▲ 6,145	
高額療養費等の貸付事業経費	19	19	0	
石綿に係る無料検査経費	0	74	▲ 74	
無線医療センター事業経費	9,988	10,041	▲ 53	
洋上救急医療援護事業経費	19,160	20,676	▲ 1,516	
保養所等の利用による休養等の促進事業経費	300,000	300,000	0	
整形外科療養事業経費	35,242	37,141	▲ 1,899	
脊髄損傷患者等介護(自宅介護)事業経費	1,717	2,400	▲ 683	
その他	2,347	4,267	▲ 1,920	
(特別支給金・就学等援護費)	2,170,888	1,870,008	300,880	
特別支給金	2,123,152	1,817,208	305,944	・新たな特別支給金の計上
就学等援護費	47,736	52,800	▲ 5,064	・支給対象者の減
その他業務経費(企画関係経費)	計 37,061 (疾病) 28,315 (災害) 8,746	計 24,508 (疾病) 20,177 (災害) 4,331	計 12,553 (疾病) 8,138 (災害) 4,415	
広報経費	7,353	8,436	▲ 1,083	
業務改革・サービス向上経費	5,597	8,662	▲ 3,065	
ジェネリック医薬品使用促進に要する経費	16,680	0	16,680	
業務補助員経費	6,979	6,939	40	
その他	452	471	▲ 19	
業務経費合計	計 3,280,122 (疾病) 141,686 (災害) 3,138,436	計 2,926,090 (疾病) 171,721 (災害) 2,754,369	計 354,032 (疾病) ▲ 30,035 (災害) 384,067	

【一般管理費】

(単位:千円)

区分	24年度予算	23年度予算	増減	備考
人件費	計 393,496 (疾病) 236,097 (災害) 157,399	計 382,672 (疾病) 344,405 (災害) 38,267	計 10,824 (疾病) ▲ 108,308 (災害) 119,132	
職員給与	322,161	313,064	9,097	・人事評価に基づく昇給に伴う増
役員報酬	17,175	17,288	▲ 113	
退職手当	2,590	3,152	▲ 562	
法定福利費	51,570	49,168	2,402	・保険料率の上昇
福利厚生費	計 1,317 (疾病) 791 (災害) 526	計 1,358 (疾病) 1,222 (災害) 136	計 ▲ 41 (疾病) ▲ 431 (災害) 390	
職員定期健診	984	1,025	▲ 41	
その他	333	333	0	
一般事務経費	計 498,047 (疾病) 280,516 (災害) 217,531	計 563,654 (疾病) 413,470 (災害) 150,184	計 ▲ 65,607 (疾病) ▲ 132,954 (災害) 67,347	
システム経費	332,754	396,387	▲ 63,633	・システム開発費の減等
会議等に必要経費	5,998	6,203	▲ 205	
職員研修に必要な経費	1,779	1,931	▲ 152	
地代家賃	106,118	109,905	▲ 3,787	・飯田橋事務室借料の減等
水道光熱費	1,472	1,486	▲ 14	
リース費用	118	118	0	
消耗品費・事務用品費	14,350	16,345	▲ 1,995	
通信費	4,300	4,924	▲ 624	
旅費・交通費	4,025	4,338	▲ 313	
委託費	5,419	3,233	2,186	
その他	21,714	18,784	2,930	
一般管理費合計	計 892,860 (疾病) 517,404 (災害) 375,456	計 947,684 (疾病) 759,097 (災害) 188,587	計 ▲ 54,824 (疾病) ▲ 241,693 (災害) 186,869	
業務経費と一般管理費の合計	計 4,172,982 (疾病) 659,090 (災害) 3,513,892	計 3,873,774 (疾病) 930,818 (災害) 2,942,956	計 299,208 (疾病) ▲ 271,728 (災害) 570,936	

(注) 人件費等については、健康保険勘定と按分し計上すべき経費(共通経費)を含めている。

平成24年度 支部で実施予定の主な事業（概要）

ジェネリック医薬品の更なる使用促進

- 花粉症治療で先発医薬品を使用している加入者に対して、ジェネリック医薬品に関する情報や意思表示ツールを提供することで、ジェネリック医薬品の普及を促進する
（静岡）
- 薬剤師会と連携により処方頻度の高い疾患についての先発医薬品とジェネリック医薬品における価格差に関するリーフレット〔疾患別価格差リーフレット〕を作成、保険薬局等に設置して周知を図る
（島根）

調査研究の推進等

- 傷病手当金申請のうち精神疾患系の申請についての調査分析、申請の多い事業所への訪問などにより休職者への対応策や保険者へのニーズを把握するとともに、事業所労務管理担当者向けのセミナーを実施し、また、制度改正への提言を行う
（新潟、滋賀）
- 健診と医療費の相関関係やその経年変化などについて、有識者による協力も得ながら専門的に分析することで、健診等の効果的な実施方法を探求する
（大阪）
- 乳幼児医療費の適正化を目的に、0～4歳における傷病別医療費分析や乳幼児を持つ父母へのアンケート調査を実施。結果をセミナーで乳幼児を持つ加入向けに説明するとともに、小冊子にまとめて加入者や医療従事者へ配布
（愛媛）

広報の推進

- コミュニケーションツール(医療費適正化の総合対策レポート)を作成し、加入者・事業主・行政などのステークホルダーとの間において交流や対話の場を設けることで、一方通行型から双方向型のコミュニケーションを推進
（大分）
- 「事業所まるごと対話で啓発」事業として、医療費適正化の上で重要となる事項について事業所毎のカルテを作成し、訪問する事業所を選定。事業

所との対話により、医療費に対する意識強化に加え、事業主や加入者とのコミュニケーションを強化
(島根)

サービス向上のための取組

- 事業所に対してメールアドレスの登録に関する勧奨を実施。取得したアドレスを活用して健康保険委員が在籍しない事業所についても、相互に情報発信が出来るネットワークを構築する (愛媛)

特定健康診査及び特定保健指導の推進、及びその他の保健事業

- 被扶養者の特定健康診査の受診率向上のため、対象者が普段利用している医療機関（かかりつけ医）での受診を勧奨する。健診データとレセプトデータより対象者を抽出し、かかりつけ医で健診が受けられることをお知らせするとともに、受診券や案内等を本人あてに直接送付する
(大分)
- 主婦層の健康管理意識の高揚や生活習慣病の発症・重症化の予防を目的として、集客率の高いスーパーマーケットなどの施設において、健診等の受診勧奨や健康チェックを実施 (愛知)
- 中高生などの若年層に健康保険に対する関心を高めてもらうため、学校に対して健診の重要性や健康保険制度について説明したDVDを貸し出し、教育を促す。また子（中高生）から親へ健診受診を求めるメッセージカードを渡してもらい、受診を勧奨する
(広島)
- 健康リスク改善のための保健事業プログラムを開発・作成し、特定保健指導の対象事業所及び対象者に対して改善提案等を情報提供することで、重症化に対する危機意識の醸成など行動変容に繋げる (鳥取)

各支部の事業計画について

平成24年度 事業計画（北海道支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>(1) 健康保険制度・事業等の周知に係る取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部評議会の開催（年間6回）と会議体の更なる活性化（企画総務G） ・各種団体等の会合等への参加による周知（事業所訪問）（企画総務G） ・Webシステム等を活用した事業主（加入者）アンケートの実施（企画総務G） <p>(2) 行政（北海道）等との連携・発信強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道の関係部署との情報交換等連携強化（企画総務G） ・次期医療費適正化計画への参画（検討委員会への参画等）（企画総務G） ・電子レセ整備事業（北海道）に係る委員会、その他北海道等が主催する各種委員会への参画による発信強化 <p>【医療費適正化総合的対策】（企画総務G）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者間の連携、取組みの強化（保険者協議会機能他）【医療費適正化総合的対策】（企画総務G） <p>医療費適正化の総合的対策の実施</p> <p>(1) 北海道支部医療費適正化総合対策の実施（詳細は項目毎に記載）（該当G）</p> <p>ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <p>(1) 加入者に向けた医療費適正化関連セミナーの開催【医療費適正化総合的対策】（企画総務G）</p> <p>(2) 加入者及び事業主等への周知広報の更なる強化（軽減額通知の実効性向上）【医療費適正化総合的対策】（企画総務G）</p> <p>(3) 北海道薬剤師会等との協力連携の強化</p> <p>調査研究の推進等</p> <p>(1) 電子レセ整備事業（北海道）への参画によるALL北海道の医療費分析結果の活用（共同事業等の検討）（企画総務G）</p> <p>加入者・事業主に響く広報の推進</p> <p>(1) 定期広報物の更なる充実（定期広報物、HP、メルマガ他）（企画総務G）</p> <p>(2) 新たな広報手法の模索（マスコミ等）（企画総務G）</p> <p>(3) 適正受診の啓発勧奨に係る広報強化【医療費適正化総合的対策】（企画総務G）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広義の医療費適正化に資する適正受診の啓発広報の強化（パンフレット・会合等における啓発等）
2. 健康保険給付等	<p>サービス向上のための取組</p> <p>(1) 健康保険給付（傷病手当金・出産手当金、出産育児一時金、埋葬料）のサービススタンダードを申請の受付から給付金の振込みまでの期間を10営業日以内（不正が疑われ厳格な審査が必要な請求等の返戻・照会分を除く）と設定し着実に実施（業1G）</p>

- (2) サービススタンダード以外の健康保険給付及び資格関係届等に関する早期処理の実施(業 1 G)(業 2 G)
- (3) 高額療養費及び出産育児一時金の未申請者に対する申請勧奨の実施(業 1 G)(業 2 G)
- (4) 健康保険委員研修会の定期開催 (全道 16 か所・年 2 回開催)(業革 G)
- (5) 対話集会の開催 (年 2 回実施・健康保険委員研修後の活用)(業革 G)
- (6) 健康保険委員のモニター制度を活用したアンケートの実施(業革 G)
 - ・半期 1 回実施・支部事業運営への反映・サービス向上
- (7) 健康保険委員の拡大 (平成 23 年度期末健康保険委員人数を上回る)(業革 G)
- (8) 健康保険委員に対する情報提供(広報誌「協会けんぽほっかいどう」の毎月発行・健康保険相談の手引き 24 年度版配付(より使いやすい手引きへバージョンアップ))(業革 G)
- (9) 任意継続被保険者用しおりの作成(周知と加入者サービス向上を目的に作成する)(業革 G)
- (10) 新任事務担当者に対する健康保険給付等実務講習会の開催(支部内会議室・上期に開催)(業革 G)
- (11) お客様満足度の向上(業革 G)
 - (業務改革会議により作成されることになった、窓口マニュアル等を活用したお客様にわかりやすい説明)
- (12) 限度額適用認定証利用促進のための周知広報(業 2 G)
 - ・とりわけ外来における高額療養費の現物給付化の周知を目的としたチラシの作成(窓口用として 15 千部)(業革 G)
- (13) コールセンターによる受電体制への円滑移行と安定稼働

窓口サービスの展開

- (1) 加入者等の利便性維持及び向上(業革 G)
- (2) 電柱広告等を活用した、わかりやすい支部への案内(業革 G)

被扶養者資格の再確認

- (1) 被扶養者資格再確認業務の的確な実施(業 1 G)

傷病手当金、出産手当金、柔道整復師療養費等に係る適正な給付業務の推進

- (1) 効果的な審査・調査の実施および審査担当職員の定期的な研修実施【医療費適正化総合的対策】(業 1 G)
- (2) 「保険給付適正化プロジェクトチーム」による不適切申請事例の厳格な対処(調査及び審査)【医療費適正化総合的対策】(業 1 G)
- (3) 不適切申請防止のための定期広報を通じた加入者及び事業主等への周知【医療費適正化総合的対策】(業 1 G)
- (4) 柔道整復施術療養費の施術内容等に係る審査強化(業 2 G)
- (5) 柔道整復施術療養費の適正化(負傷原因照会を通じた適正受診の周知)【医療費適正化総合的対策】(業革 G)
- (6) 平成 25 年度以降のはり・きゅう、あんま・マッサージ療養費の医師照会・患者調査の実施に向け、効率的・効果的実施方法についての検討。【医療費適正化総合的対策】(業革 G)(業 2 G)

レセプト点検の効果的な推進【医療費適正化総合的対策】(レセプト G)

- (1) 医療給付の審査強化(レセプト点検)(レセプト G)
 - ・被保険者 1 人当たり点検効果額(年間目標) 前年度効果額を上回る
- (2) 効果的な推進(レセプト G)

	<ul style="list-style-type: none"> ・資格点検における効果的なレセプトの返戻・返還措置等の実施 ・外傷性レセプト点検における効率的かつ的確な求償・返還事務等の実施 ・自動点検や汎用任意抽出を活用した効率的かつ効果的な内容点検業務の実施 ・各種研修会等の実施による職員の資質向上、情報共有化による点検スキルの標準化、事務処理の的確な実施 ・保険者間及び支払基金との連携強化による再審査請求の適正化 ・北海道厚生局との連携強化による疑義事例等の適正化 ・医療費通知の実施 <p>無資格受診等に伴う債権の発生抑制及び回収の強化【医療費適正化総合的対策】</p> <p>(1) 資格喪失後受診防止のため資格喪失済被保険者証の回収強化および未返納者リストデータ分析による事業所指導等の実施(業1G)</p> <p>(2) 資格点検と連動した債権発生抑制の実施(レセプトG)</p> <p>(3) 被保険者証の適正利用に関する啓発(保険証適正利用しおり作成(460千部))(業革G)</p> <p>(4) 発生した債権の早期回収及び未納者に対する効果的な納入督促の実施(レセプトG)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権回収率(年間目標) <u>前年度回収率を上回る</u>
3. 保健事業	<p>保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <p>(1) 北海道支部健康づくり推進協議会の開催(年2回)</p> <p>特定健康診査及び特定保健指導の推進</p> <p>(1) 被保険者(40歳以上)特定健康診査(受診対象者数:581,001人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率:46.5%(実施見込者数:270,000人) ・事業者健診データ 取得率:3.4%(取得見込者数:20,000人) <p>(2) 被扶養者特定健康診査(受診対象者数:240,574人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率:11.6%(実施見込者数:28,000人) <p>(3) 被保険者保健指導(実施対象者数:41,736人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:9.8%(実施見込者数:4,100人) (内訳) 協会保健師実施分 8.6%(実施見込者数:3,600人) アウトソーシング分 1.2%(実施見込者数:500人) <p>(4) 被扶養者保健指導(実施対象者数:2,673人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:1.9%(実施見込者数:50人) <p>各種事業の展開</p> <p>(1) 受診勧奨対策(保健G)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意継続被保険者への健診勧奨 ・新規適用事業所への受診券等送付 ・事業者健診データ取得の推進と特定保健指導の勧奨 ・特定保健指導対象者へのアンケート調査

	<ul style="list-style-type: none"> ・ I T を活用した保健指導の推進 ・ 健診データ（診断書）等の事業所への提供【医療費適正化総合的対策】 <p>(2) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウォーキングコンテストの継続実施及び普及促進（業革 G） ・ ラジオ体操の普及促進（業革 G） ・ 保健師による事業所向け健康相談事業の強化（出前健康づくり講座事業）（業革 G）（保健 G） ・（仮称）禁煙サポートプロジェクトの実施（別添参照）（業革 G）（保健 G） ・ 健康に関するイベント等への参加（保健 G）
4 . 組織運営及び業務改革	<p>組織や人事制度の適切な運営</p> <p>(1) 自主点検の実施（年 2 回）</p> <p>(2) 各種委員会（コンプライアンス・リスク管理）によるリスク管理等の強化</p> <p>人材育成の推進</p> <p>(1) 支部内における階層別研修・業務別研修の実施（半期 1 回）（企画総務 G）</p> <p>(2) 外部講師を活用した研修の実施（企画総務 G）</p> <p>業務改革の推進</p> <p>(1) 『お客様の声』・『事務処理誤り』等の事例共有、再発防止とサービス改善、支部内業務改善意識の更なる醸成（業革 G）</p> <p>(2) 業務改善委員会による業務改革推進強化（改善提案による加入者サービス向上）（業革 G）</p> <p>(3) アウトソーシング P T によるアウトソーシング推進（日常業務の点検・見直しを通じた提案による検討・四半期 1 回開催）（業革 G）</p> <p>経費の節減等の推進</p> <p>(1) 一般事務経費及び運営経費等の管理・検証とコスト意識の醸成（企画総務 G）</p> <p>(2) 業務効率の向上による時間管理の厳格化（超過勤務時間の縮減）（企画総務 G）</p>

平成 24 年度 事業計画（青森支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 協会の財政基盤強化に向けた関係方面への積極的な発信 直面している厳しい財政状況を広く伝えるため、引き続き、メディア・関係団体へ積極的に意見発信していく。協会の財政状況の厳しさや制度改正の必要性等について、加入者や事業主の理解を得るための情報発信を行う。県・市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を訴える。</p> <p>(2) 保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進 青森県の医療費、健診データ、加入者の考えを収集・分析するとともに、青森県の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策の推進のため、以下のような取り組みを総合的に推進し、的確な財政運営を行う。併せて、パイロット事業等の成果を取り入れ、医療費適正化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療に関する情報の収集と分析 医療に関する情報の加入者への提供 県など関係方面への積極的な発信 他の保険者との連携や共同事業の実施 保健事業の効果的な推進 ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 効果的なレセプト点検の推進 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等健康保険給付の審査強化 <p>(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化対策を、財政再建期間の最終年度である平成 24 年度において、強力に実施する。 また、医療費適正化のための総合的な対策を青森県や他保険者等と連携しつつ、立案・実施していく。</p> <p>(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ジェネリック医薬品については、加入者が安心して使用できるよう、加入者の視点からの適切な広報を推進する。加入者に対しては、使用についての意思表示を容易にする「希望カード」・「希望シール」の配布を行う。更に、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額をお知らせするサービスを継続して実施する。</p> <p>【目標】ジェネリック医薬品の使用割合（数量ベース）を平成 23 年度より増加させる。</p> <p>(5) 広報の推進 加入者及び事業主に対する情報提供や広報については、加入者の視点から、ホームページやメールマガジンのほか定期的</p>

	<p>なお知らせを行う。また、県、市町村、関係団体との連携による広報や、メディアへの積極的な情報提供を行う。</p> <p>【目標】メールマガジンの登録件数：1,100件</p> <p>モニター制度や対話集会をはじめ加入者から直接意見を聞く取り組みを進め、いただいた意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。</p> <p>救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう、青森県等とともに広報に努める。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取り組み</p> <p>健康保険給付については、申請書の受付から給付金の振込までの期間をサービススタンダードとして定め、その状況を適切に管理し、着実に実施する。</p> <p>【目標】健康保険給付申請書の受付から振込までの日数の目標（10営業日以内）の達成率100%</p> <p>年金事務所の協力・連携や公募により、健康保険委員（健康保険サポーター）の委嘱を進め、健康保険事業に関する広報・相談・各種事業を推進していく。</p> <p>(2) 高額療養費制度の周知</p> <p>医療機関の協力を得つつ、限度額適用認定証を含め、高額療養費制度について周知を図る。また、高額療養費の未申請者に対しては、ターンアラウンド方式による申請勧奨を行う。</p> <p>(3) 窓口サービスの展開</p> <p>各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、地域の実情を踏まえ、創意工夫を活かして、年金事務所へ職員を配置し、効率的かつ効果的にサービスを提供する。</p> <p>(4) 被扶養者資格の再確認</p> <p>被扶養者資格の再確認について、医療費の適正化や高齢者医療制度に対する拠出金等の適正化を目的に、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。</p> <p>(5) 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進</p> <p>不適切な申請事例へ厳格に対処するため、支部に設置している「保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用し、先進例を参考に効果的な審査・調査手法を実施していく。</p> <p>また、不適切な申請がなされないよう加入者及び事業主等への周知を図る。特に、柔道整復施術療養費においては、加入者等に対する文書照会等により適正受診の周知・促進を図る。</p> <p>(6) レセプト点検の効果的な推進</p> <p>内容点検においては、システムによる点検を有効に活用し、点検業務を充実・強化する。</p>

	<p>また、本部で実施する点検効果向上のための事業に積極的に取り組むほか、支部独自研修・事例検討会の充実、査定事例の共有化、点検員の勤務成績に応じた評価等により、点検技術の向上を図るとともに、点検効果額を更に引き上げる。</p> <p>(7) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び回収の強化 債権の発生を抑制するため、事業主に対しては広報媒体を活用して被保険者証の確実な回収を依頼するほか、被保険者証未返納者に対しては返納催告状を送付し、回収強化を図る。 また、発生した債権については、適宜納付催告状の送付や電話等による督促を行い、早期回収に努める。</p>
<p>3 . 保健事業</p>	<p>(1) 健診 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：140,270人） ・生活習慣病予防健診 実施率：50.0%（実施見込者数：70,100人） ・事業者健診データ 取得率：10.0%（取得見込者数：14,000人） 被扶養者（受診対象者数：52,037人） ・特定健康診査 実施率：25.0%（実施見込者数：13,000人）</p> <hr/> <p>(2) 保健指導 被保険者（実施対象者数：16,904人） ・特定保健指導 実施率：20.0%（実施見込者数：3,374人） （内訳） 協会保健師実施分 15.0%（実施見込者数：2,530人） アウトソーシング分 5.0%（実施見込者数：844人） 被扶養者（実施対象者数：1,378人） ・特定保健指導 実施率：25.0%（実施見込者数：345人）</p> <hr/> <p>(3) その他の保健事業 小・中学生を対象とした健康づくり事業（青森県教育庁との連携により対象校の紹介）</p> <hr/> <p>(4) 受診勧奨対策 ・生活習慣病予防健診機関に対する受診勧奨の委託 ・支部長訪問による保健事業の促進（健診受診勧奨・事業者健診取得・保健指導の勧奨含む）及び事業所健康度診断書の提供</p>
<p>4 . 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営 組織運営体制の強化 本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化すると</p>

ともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

実績や能力本位の人事の推進

目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事を推進する。

協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着

加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。

コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

リスク管理

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催などにより、リスク管理体制を整備する。

(2) 人材育成の推進

職員として各階層に求められる能力や知識の習得に併せ、企画、サービス向上、コンプライアンス、個人情報保護、レセプト点検、保健事業等の重点的な分野を定め、研修等を通じて人材育成を推進する。

(3) 業務改革の推進

より良いサービスの標準化を目指し具体的な改善を実現していくため、ブロック単位で設置された業務改革会議等に出席の上、提案するとともに、創意工夫を取り入れていく。

入力業務等の定型的な業務については、業務プロセスや職員の配置等の点検等を通じて、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。

(4) 経費の節減等の推進

事務経費削減計画を踏まえ、サービス水準の確保に留意しつつ、業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、引き続き競争入札や全国一括入札、消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。

調達や執行については、調達審査委員会の下、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成24年度 事業計画（岩手支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>地域の实情に応じた事業運営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議会の定期的な開催と、意見・提言を踏まえた事業運営の推進 ・協会けんぽの財政状況を政府・与党、メディア、関係団体へ広く発信 ・医療費・健診データ等の分析結果を関係方面に対して情報提供し、地域との連携を強化 <p>医療費適正化の総合的対策の実施 詳細については、各事業項目を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療給付の審査強化（レセプト点検） ・ジェネリック医薬品の使用促進 ・傷病手当金・出産手当金の審査強化 ・療養費（柔道整復施術療養費等）の審査強化 ・債権発生抑制・回収強化 ・適正受診の啓発・勧奨 ・都道府県等への意見発信 <p>ジェネリック医薬品の使用促進 【医療費適正化の総合的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内薬局へのジェネリック医薬品使用状況等の情報提供およびアンケートの実施 ・新規高齢受給者証発行時における「ジェネリック医薬品希望カード」の添付 ・関係団体との連携および支部の取り組みの報告・情報共有 <p>【目標】ジェネリック医薬品使用率30.0%</p> <p>広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構との連携による広報の実施（納入告知書用チラシ） ・「社会保険いわて」への原稿提供 ・メールマガジンの定期発行および登録者拡大 <p>【目標】メールマガジン登録者10%増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正受診の啓発・勧奨にかかる医療機関等へのポスター送付 【医療費適正化の総合的対策】 ・届書提出先一覧および郵送化推進を目的とした事業所向けポスターの送付 <p>健康保険委員との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員専用広報紙およびメールによるサポートの実施 ・社会保険委員会等および日本年金機構と連携した研修会の開催及び支部事業運営への協力依頼 ・健康保険委員の委嘱拡大 <p>都道府県等への意見発信 【医療費適正化の総合的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県、保険者協議会等と連携した健診受診啓発活動の提案 ・岩手県保健福祉部および岩手県がん対策推進協議会への情報・意見発信

<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>サービス向上のための取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼年期医療の理解、適正化に向けた情報誌の送付 【医療費適正化の総合的対策】 ・ サービススタンダードの管理を徹底し、10営業日以内の着実な支払いを実施 <p>【目標】サービススタンダード100%実施</p> <p>被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て的確に実施 <p>傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等にかかる適正な給付業務の推進 【医療費適正化の総合的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格取得日から近い請求の審査強化、資格疑義申請書の返戻 ・ 役員報酬・年金受給額等にかかる年金事務所への照会 ・ はりきゅう・あんまマッサージ療養にかかる医師への照会 ・ 柔道整復療養受診者および柔道整復師への負傷原因照会 <p>レセプト点検の効果的推進 【医療費適正化の総合的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内容点検における重点項目を設定した効果的な点検 ・ システムの有効利用、査定事例の共有・研修等の充実 ・ 資格・外傷点検業務の見える化、効率化 <p>【目標】（内容点検）23年度を上回る</p> <p>債権発生抑制、早期回収 【医療費適正化の総合的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金機構との連携強化による失効保険証の早期回収 ・ 証未回収により返納金が発生した事業所への注意喚起の実施 ・ 文書・電話による納入督促及び個別訪問 ・ 新規保険証発行時における保険証使用方法に関する広報の実施（喪失後受診の抑制） <p>【目標】債権収納率71.3% 失効保険証回収率90.0%</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1)健診</p> <p>被保険者(40歳以上)(受診対象者数：134,989人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診 実施率：37.0% (実施見込者数：50,000人) ・ 事業者健診データ 取得率：10.4% (取得見込者数：14,000人) <p>被扶養者(受診対象者数：47,783人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率：25.1% (実施見込者数：12,000人) <hr/> <p>(2)保健指導</p> <p>被保険者(実施対象者数：13,952人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率：26.5% (実施見込者数：3,700人) <p>(内訳) 協会保健師実施分 21.5% (実施見込者数：3,000人)</p> <p>アウトソーシング分 5.0% (実施見込者数：700人)</p> <p>被扶養者(実施対象者数：1,560人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率：3.2% (実施見込者数：50人)

	<p>(3)受診勧奨対策 被扶養者の特定健診の受診勧奨の推進（対象者リストによる個別受診勧奨）</p>
4．組織運営及び業務改革	<p>組織の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マネージャー会議、支部全体会議による情報の共有と協力連携体制の強化 ・支部全体会議によるコンプライアンス・個人情報保護の遵守徹底 <p>人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部研修への職員の派遣と伝達研修 ・事務処理内容、待遇等サービス向上、レセプト点検、保健師スキルアップ等について支部独自の研修を実施 <p>業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場の創意工夫や発想を活かして業務の効率化、標準化、業務品質の向上の推進 <p>経費の節減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達の実行における見積競争・企画競争入札等の推進 ・空調、照明管理の徹底等による電熱費の節減 <p>【目標】電熱費10%節減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務経費削減計画に基づく職員のコスト管理意識の啓発

平成24年度 事業計画（宮城支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 制度改正に向けた関係方面への積極的な発信 直面している厳しい財政状況を広く伝えるため、引き続き、政府・メディア・関係団体へ積極的に意見発信していく。 財政再建期間後（平成25年度以降）の協会けんぽの中期的な財政基盤強化の枠組みづくりの検討を政府等へ働きかける。</p> <p>(2) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 地域の医療費や健診データを分析するとともに、地域の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化のための取組みを総合的に推進していく。</p> <p>(3) 医療費適正化の総合的対策の実施 医療給付の審査強化（レセプト点検） ジェネリック医薬品の使用促進 傷病手当金・出産手当金の審査強化 療養費（柔道整復施術療養費）の審査強化 債権発生抑制・回収強化 健診データ等の各事業所への提供 適正受診の啓発・勧奨 都道府県等への意見発信 重症化予防 詳細については、各事業項目を参照</p> <p>(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 【医療費適正化総合対策】 ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービス等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、きめ細かな方策を進める。 ・加入者への適切な広報の推進と拡大 ・ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額軽減通知の年2回の実施 ・宮城県後発医薬品安心使用促進協議会での使用促進に向けた意見具申 ・保険者協議会、国保運営協議会等の関係機関への協会けんぽの取組みについての情報提供</p>

- (5) 宮城県をはじめ関係方面への積極的な発信 【医療費適正化総合対策】
 宮城支部の実情に応じ、医療費適正化のための総合的な対策を、宮城県保険者協議会を通じて他の保険者と連携しつつ、立案・実施する。
 宮城県の医療政策の現状と課題を把握し、支部からの意見発信に必要な情報を整理し、宮城県に対して、加入者・事業主の立場に立った保険者としての意見を積極的に発信していく。
 三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）へ協会活動の情報を発信する。
 経済団体・社会保険労務士会等を通じて、定期的な協会活動の広報を実施する。
- (6) 広報の推進
- 保険料率等に関する広報の実施
- ・加入者・事業主に対して理解を得られるよう、ホームページやメールマガジン、納入告知書同封チラシ等による広報に加え、関係団体の協力をいただき、十分な広報に努める。また、協会の財政状況の厳しさや制度改正の必要性等について広く国民の理解を得るための情報発信を行う。
- 継続的な広報の実施
- ・ホームページのほか、定期的なお知らせを実施するとともに、メールマガジンや携帯サイトを活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。また、県、市町村、関係団体との連携による広報、新聞等メディアへの発信力を強化する。
- 利用者の意見の反映
- ・各種研修会やアンケート等により、加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。
- 健康保険委員の活用
- ・健康保険委員（健康保険サポーター）の各種事業への参加と、健康保険事業に関する広報、相談、各種事業を推進していく。また、年金委員及び社会保険委員会との連携を図りながら、組織化を検討していく。
- 適正受診の啓発・勧奨 【医療費適正化総合対策】
- ・救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう広報を推進することで、医療費の適正化を図る。
- 疾病予防の広報
- ・インフルエンザ等その時期にあった疾病予防について、ホームページやメールマガジン等の定期的なお知らせを通じ、加入者に対して正しい対処法を周知する。
- (7) 的確な財政運営
- 支部の自主性が発揮され、地域の医療費の適正化のための取組みなどによりインセンティブが適切に働くような都道府県単位の財政運営を行う。

2. 健康保険給付等

- (1) サービス向上のための取組
 お客様満足度調査の実施
 ・加入者等のご意見や苦情等を迅速に、また、正確に現場にフィードバックし、サービスの改善に結びつける。さらに、お客様満足度調査等を実施し、加入者等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上に努める。
- サービススタンダードの遵守
 ・「申請の受付から給付金の振込までの期間を10営業日以内」を目標とするサービススタンダードの状況を適切に管理し、着実に実施する。
- 接遇の向上
 ・教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図るなど、お客様の満足度を高める。
- 申請の郵送化の促進
 ・各種広報や健康保険委員による相談対応、申請書類の配備場所の拡大、わかりやすい記載要領の作成等を通じて、郵送による申請の促進のための環境整備を更に推し進める。
- 利用者の利便性の向上
 ・インターネットを活用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者保険料の口座振替の利用の促進を図る。
- (2) 高額療養費制度の周知
 医療機関の協力を得つつ、限度額適用認定証を申請すれば高額療養費が現物化されることなど高額療養費制度について周知を図り、医療機関及び医療事務委託業者に対しての周知も継続して実施する。また、高額療養費の未申請者に対する支給申請手続きを簡素化するサービスを行う。
- (3) 窓口サービスの展開
 届書の郵送化の更なる推進を図り、現行の年金事務所窓口の体制の見直しを検討していくとともに、各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、お客様満足度調査の結果を踏まえた改善を目指し、地域の実情、特に震災による被災者対応を最優先とし、効率的かつ効果的にサービスの提供を行う。
- (4) 被扶養者資格の再確認
 被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構と連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。
- (5) 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進 【医療費適正化総合対策】
 不適切な申請事例へ厳格に対処するため「保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用し、効果的な審査・調査手法を実施する。また、担当者間による事例研究や法的措置等の検討を随時行うことにより、職員相互の知識・情報の共有化、及びスキルの向上を図る。
 柔道整復施術療養費については、申請書データ分析システムを活用したうえで傾向調査を行うとともに、宮城県柔道整復療養費審査委員会での審査を効率的かつ効果的に活用し、過剰な施術がある場合には加入者及び柔道整復師あてに内容照会等を実施することにより、適正受診の促進を図る。また、受診者へ効果的な広報を行い、適正受診の意識づけを図る。不適切な申請がなされないよう、各保険者と連携して加入者及び事業主等への周知を図る。

	<p>(6) レセプト点検の効果的な推進 【医療費適正化総合対策】 内容点検においては、システムにより点検できるレセプト抽出の精度を上げ、点検業務を充実強化する。 内容点検においては、点検効果向上に向けた改善、査定事例の共有化、査定事例の集約、自動点検機能の効果的活用、研修の充実、点検員の勤務成績に応じた評価等により、点検技術の底上げを図るとともに、点検効果額を更に引上げる。 資格点検においては、オンラインレセプトの請求前資格確認により、早期化及び効率化を図る。 被保険者一人あたり目標点検効果額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格点検 2,300円以上 ・ 内容点検 2,400円以上 ・ 外傷点検 330円以上 <p>(7) 無資格受診等に伴う債権の発生抑制及び回収の強化 【医療費適正化総合対策】 債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失した方からの被保険者証回収について、催告状の送付、電話督促等により回収強化を図る。 発生した債権については早期回収に努め、適宜催告状の送付や電話等による督促を行うとともに訴訟等法的手続きを積極的に実施するなど、債権回収の強化を図る。</p>
3. 保健事業	<p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 加入者の疾病予防や健康増進を目指し、特に、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進するとの基本的方向性に沿って、保健事業の総合的かつ効果的な推進を図る。24年度は、5年を1期とした医療費適正化計画の最終年度であることを踏まえ、目標達成に向けて一層の取組み強化を図る。その際、「健康づくり推進協議会」などの中で、保健事業に関する進め方について協議する。</p> <p>(2) 健診 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：201,483人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診 実施率：55.0%（実施見込者数：110,816人） ・ 事業者健診データ 取得率：15.0%（取得見込者数：30,223人） <p>被扶養者（受診対象者数：77,341人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率：30.0%（実施見込者数：23,203人） <p>生活習慣病予防健診の受診率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診実施機関のない地域に対し、契約医療機関であり検診車を保有する健診実施機関へ集団健診の実施を依頼し、受診機会を提供することにより、健診受診率の向上を図る。 <p>事業主健診データの取得促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知を踏まえ、事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問により意識啓発を図り、特定健康診査実施目標の到達に努めていく。 <p>特定健康診査の受診率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な広報を行うとともに、引き続き、加入者の家族の受診券の交付手続きの簡素化、市町村が行うがん検診との連携を進める等をし、健診受診率の向上を図る。また、特定健康診査実施機関一覧表を作成し、受診しやすい環境を整備する。

(3) 保健指導

被保険者（実施対象者数：29,759人）

- ・ 特定保健指導 実施率：13.1%（実施見込者数： 3,921人）
 （内訳） 協会保健師実施分 8.0%（実施見込者数：2,403人）
 アウトソーシング分 5.1%（実施見込者数：1,518人）

被扶養者（実施対象者数： 2,181人）

- ・ 特定保健指導 実施率：10.0%（実施見込者数： 219人）

特定保健指導のアウトソーシングの推進

- ・ 協会保健師がカバーしきれない地区の保健指導を、保健指導の外部委託を活用することにより、保健指導の実施率の向上を図る。

医療費適正化を進めるために「事業所健康度診断」を作成して持参のうえ訪問し、特定保健指導の勧奨を行うことで、二次予防につなげる。 【医療費適正化総合対策】

(4) その他の保健事業

心の健康づくり対策

- ・ カウンセリング実施機関と提携し、メンタルヘルス事業に取り組む。

健診結果データとレセプトデータを突合し、治療が必要にもかかわらず医療機関を受診していない加入者あてに受診を促すことで、早期の治療につなげる通知を行い、医療費の適正化を図る。 【医療費適正化総合対策】

各種健康づくりイベントへの参加

(5) 受診勧奨対策

生活習慣病予防健診

- ・ 健診実施機関に依頼し、生活習慣病予防健診未受診事業所への受診勧奨を行うことにより、健診受診率の向上を図る。

特定健康診査

- ・ 特定健康診査未受診者へ、受診券再交付申請書等を個人宅へ直送することにより、健診受診率の向上を図る。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革

組織運営体制の強化

- ・本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

- ・衛生委員会をはじめ、各種委員会やプロジェクトチームを整備し、活用する。

実績や能力本位の人事の推進

- ・目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進する。

協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着

- ・加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底を図る。

コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

- ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

リスク管理

- ・リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

(2) 人材育成の推進

e-ラーニングの実施など多様な研修機会の確保を図るとともに、階層別研修や、重点的な分野を対象とした業務別研修を実施する。

(3) 業務改革の推進

業務精度の向上

- ・よりよいサービスの標準化を目指し地域の実情を踏まえて、複数の支部単位で設置された業務改革会議等への参加により、創意工夫を提案・検討し、具体的な改善を実現していく。

業務の効率化

- ・入力業務等の定型的な業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層推進するとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、要員の適正化を図る。

(4) 経費の節減等の推進

平成22年度予算を基準として平成24年度までに業務経費は4%以上、一般管理費は8%以上の予算を削減とした事務経費削減計画を踏まえ、サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法の見直しの検討を行うとともに、引き続き競争入札の実施、消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。また、「経費削減プロジェクトチーム」により経費削減の検討を行う。

調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成24年度 事業計画（秋田支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 協会の財政基盤強化に向けた国・県等関係方面への積極的な発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直面している厳しい財政状況を広く伝えるため、引き続き、政府・メディア・関係団体へ積極的に意見発信していく。 ・協会の財政状況の厳しさや制度改革の必要性等について広く県民の理解を得るための情報発信を行う。 ・県・市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を訴える。 <p>(2) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療費や健診データの分析結果を活かし、積極的に情報を発信していくとともに、秋田県の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化のための取組みを総合的に推進していく。 <p>(3) 加入者・事業主に響く広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者及び事業主に対する情報提供や広報については、広報誌やホームページ、メルマガを活用するなど各種媒体を通じて、加入者の視点に立ったわかりやすい<u>支部独自の広報</u>を実施する。また、各種団体との連携による広報や、テレビ・新聞・情報雑誌など各種メディアによる情報発信を強化する。 ・加入者から直接意見を聞く取組みを進め、健康保険委員の協力の下、<u>アンケートの実施及び対話集会</u>を実施する。また、その意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。 ・<u>各種団体や社内研修会等において、支部職員や保健師による講演を行うなど、加入者・事業主に直接響く広報</u>を実施する。 ・救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう広報に努める。 <p>(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政及び関係団体と協力連携し、継続して使用促進を図る。また、<u>秋田県医薬品等安全安心使用促進協議会</u>へ参画し、保険者としての立場から情報発信を積極的に行っていく。 ・ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスを実施し、<u>秋田県全体として使用促進が図れるよう、市町村国保や後期広域連合などの他保険者に対して、希望カードの配布や軽減額通知の早期実施などを引き続き提案していく。</u> ・使用促進に向けた調査・分析結果を活かし、秋田県や東北厚生局などの行政や、秋田県医師会・秋田県薬剤師会・秋田県歯科

	<p>医師会と協力・連携し、医療機関・薬局へ働きかけるなどきめ細やかな方策を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病患者や慢性疾患患者、高齢者、乳幼児などを中心に、薬局や医療機関の協力を得ながら加入者に直接届く広報を実施するとともに、加入者が安心して使用できるよう、加入者の視点から各種媒体を通じた広報の推進を図る。 ・各種会合や他事業とのタイアップを図りながら、パンフレット等の配布や周知を行うなど使用促進のための方策を進める。
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「お客様の声」対応票により加入者等のご意見や苦情等を迅速に、かつ、正確に現場にフィードバックし、サービスの改善に結びつける。さらに、お客様満足度調査等を実施し、加入者等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上に努める。 ・健康保険給付については、不正が疑われ、厳格な審査が必要な請求等の返戻・照会分を除き、「申請の受け付けから給付金の振込みまでの期間」をサービススタンダード（SS）と定め、その状況を適切に管理し、着実に実施する。 ・教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図るなど、お客様の満足度を高める。 ・お客様の利便性の向上を目的に申請書の様式や記載要領、パンフレット等については、お客様にわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化に努め、郵送による申請を促進する。 ・各種申請書等の受付や相談等の窓口サービスについては、契約職員を含む担当職員の研修を行い、接遇マナーや説明スキルのレベルアップにより、お客様満足度の向上を図る。また、地域の実情を踏まえ、年金事務所等への職員の配備、健康保険委員による相談等、効率的かつ効果的にサービスを提供する。 ・健康保険給付をはじめとする事務処理ミスを発生させないために、複数のチェックによる正確な事務処理と書類管理等を徹底する。 <p>(2) 高額療養費制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者から請求漏れがないように該当者に請求の督促を行い、同時に制度周知のためパンフレットを送付する。 <p>(3) 被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携の下、資格の再確認を行っていく。 <p>(4) 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る不適切な申請事例へ厳格に対処するため、給付適正化プロジェクトチー

	<p>ムを活用し、適正な給付を推進していく。また、不適切な申請がなされないよう加入者及び事業主等への周知を図る。特に、柔道整復施術療養費においては、加入者等に対し文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図る。</p> <p>(5) レセプト点検の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容点検の効果向上に向けて、システムを活用した効率的な点検を行い、点検効果額の向上を図る。 ・他支部との情報交換、査定事例の共有化、研修の充実等によりスキルアップを図り、社会保険診療報酬支払基金と意見交換・協議を行いながら審査の適正化を推進していく。 ・資格点検においては、オンラインレセプト請求前資格確認により、早期化及び効率化を図る。 <p>(6) 債権の発生抑制及び早期回収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権の発生を抑制するため、<u>保険証発行時に資格喪失後受診の防止に向けた広報を実施するとともに、発生した債権は文書や電話による返納勧奨を迅速に行い、早期の回収に努める。</u>
3. 保健事業	<p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進するとの基本的方向性に沿って、「健康づくり推進協議会」における委員からの提言を活かしながら、保健事業の総合的かつ効果的な推進を図る。 <p>(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査及び特定保健指導については、事業主への積極的な働きかけや適切な広報等の実施とともに、市町村が行うがん検診との連携や、保健指導の外部委託を活用するなどして、健診受診率や保健指導の実施率の向上を図る。 ・<u>23年度に地域を限定してパイロット事業として実施した、行政と連携した地域密着型保健事業「ピンピンアクティブ Happy Life」の効果を検証しながら、24年度も同地域を継続して実施していく。さらに、今後は行政を主体とした事業として他の地域（市町村）への展開を図る。</u> ・<u>支部職員や保健師による各種団体や社内研修会等における講演や事業所に対する適切な広報等により、生活習慣病予防健診や特定健康診査の必要性を引き続き訴えていくとともに、事業者健診については、事業者健診データの提供を根拠法律に基づき要請していく。さらに事業所訪問を行うなどして、講演後のフォローを積極的に取り組むことで、講演と一体化したデータ取得を展開していく。また、講演出席事業所以外に対しても、大規模事業所を中心に事業所訪問を実施し、データ取得を促進していく。</u> ・<u>医療費データや健診データを基に分析した、事業所ごとの健康カルテや地域ごとの健康カルテを活用し、健康保険委員の協力を得ながら事業所訪問を行うなど、医療費や健康に対する意識を高め、健診受診率や保健指導実施率の向上を図る。</u>

・保健指導については、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防の効果を把握、評価、検証し、より効果的な保健指導に向けた取組みを進める。また、保健指導や生活習慣の改善が継続されるよう、時間外の保健指導を実施するなど事業の実施方法を工夫する。

【健診】

被保険者（40歳以上）（受診対象者数：118,482人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率：42.2%（実施見込者数：50,000人）
- ・事業者健診データ 取得率：11.8%（取得見込者数：14,000人）

被扶養者（受診対象者数：46,507人）

- ・特定健康診査 実施率：13.3%（実施見込者数：6,200人）

【保健指導】

被保険者（実施対象者数：13,632人）

- ・特定保健指導 実施率：12.0%（実施見込者数：1,632人）
（内訳） 協会保健師実施分 10.2%（実施見込者数：1,392人）
アウトソーシング分 1.8%（実施見込者数：240人）

被扶養者（実施対象者数：664人）

- ・特定保健指導 実施率：15.1%（実施見込者数：100人）

(3) 各種事業の展開

・保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて自治体や他の保険者と連携し、特定健康診査や特定保健指導の推進を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、保健事業を推進する。

・たばこの害と禁煙・分煙・防煙に関する正しい知識を理解してもらい、健康で快適な環境を構築するために、行政など関連団体と一体となって受動喫煙防止事業の啓発活動を展開する。このほか、各種団体との共同企画により各種健康イベントを開催し、秋田県全体として健康に関する意識を高めていく。

・中長期的な観点から重症化予防へのアプローチとして、要精密検査の方に対する医療機関への受診勧奨を行い、重症化の予防を図る。

・県がん対策室が設置する「秋田県がん検診推進協議会」に委員として参画し、県・市町村・関係機関と連携を進めながら、県民総ぐるみ運動「県民こそってがん検診運動」を展開し、がん検診の受診率向上を図る。

・糖尿病予防啓発を中心として県が実施する「生活習慣病予防強化事業」を共同で推進し、主にリーフレット・レシピカードの配布などを実施していく。

・関係団体（秋田県・秋田県医師会・秋田県歯科医師会・秋田県薬剤師会・労働局・秋田県栄養士会・秋田市保健所・秋田大学・

	<p>秋田県健康環境センター・市町村など)と共同事業を積極的に展開し加入者の健康度を高める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の施策との連携のもと、肝炎やエイズなどの感染症やメンタルヘルス関連に対する正しい理解や予防のための普及啓発を推進する。
4. 組織運営及び業務改革	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <p>組織運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週定例の幹部会議の実施のほか、リーダー以上参加の連絡会議を実施し、支部内の部門間連携を強化する。また、グループ内においても定例的にミーティングを実施し、担当者間の協力連携を密にとりながら情報共有や企画力の強化を図り、業務の適切な運営を推進する。 ・契約職員を含めた全職員による事業運営方針説明会を開催し、事業内容の周知徹底や、事業運営に対する意思統一を図る。 <p>実績や能力本位の人事の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標管理制度による人事評価制度を適切に運用し、積極的に担当替えを行う。 <p>協会の理念を实践できる組織風土・文化の更なる定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、職場におけるコミュニケーションの強化、研修の充実を図る。 <p>コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等規律の遵守(コンプライアンス)については、研修等を行い、徹底を図る。また、自主点検等の実施により、個人情報保護や情報セキュリティについて徹底する。 <p>コントロールセルフアセスメントによるリスク管理の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクの洗い出しとリスク評価を行い、その重要度に応じてリスク防止対策を立案・実施し、検証を行う。 <p>(2) 人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のスキル向上や知識の習得のため、外部講師を招くなど支部内研修の充実を図る。また、計画的な支部内研修を行い、職員個々に研修受講カルテを作成し、支部の研修計画策定の参考にするとともに、職員の育成を図る。

	<p>(3) 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務改善委員会のもと、<u>全員参画による業務改善を推進するとともに、お客様サービスの向上を図る。</u> ・北海道・東北ブロック業務改革会議等により、各支部の創意工夫の提案・検討により具体的な改善を実現していく。 <p>(4) 経費の節減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意識改革を図るとともに、<u>超過勤務時間の削減及び光熱費などの事務所管理費を節減する。</u> ・調達や執行については、調達審査委員会のもと、引き続き競争入札や消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により経費の節減に努めるとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。
--	--

協会の運営に関する目標指標（24年度数値）について

サービス関係指標		
サービススタンダードの遵守	健康保険給付の受付から振込までの日数の目標（10営業日）の達成率	100%
	健康保険給付の受付から振込までの日数	10営業日以内
保険証の交付	資格情報の取得から保険証送付までの平均日数	2営業日以内
保健事業関係指標		
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者：42.2% 被扶養者：13.3%
事業者健診の取得	事業者健診データの取込率	被保険者：11.8%
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者：12.0% 被扶養者：15.1%
医療費適正化等関係指標		
レセプト点検効果額	被保険者1人当たり内容点検効果額 ^{*1}	23年度を上回る ^{*2}
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）	21.5%
加入者・事業主への広報	メールマガジンの登録件数	1,250件

*1 平成24年3月審査分から、社会保険診療報酬支払基金のレセプト審査において、突合点検・縦覧点検が行われることから、単純に比較はできないことに留意が必要。

*2 平成23年度実績は平成24年6月頃に確定する予定。

下線部分は支部独自の事業計画。

平成24年度 事業計画（山形支部）

項 目	実 施 内 容 等
1．保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 地域の医療費や健診データの分析 ・医療に関する情報提供 ・効果的なレセプト点検の推進 等 パイロット事業の実施・成果の普及 イベントへ参画し、加入者からの直接の声や協会けんぽの認知度アップ並びに、健康意識の啓発</p> <p>(2) ジェネリック医薬品（後発医薬品）の更なる使用推進 希望シール・カード及び周知ポスターの配布 ジェネリック医薬品軽減額等の通知 その他関係機関との連携強化</p> <p>(3) 関係方面への積極的な発信 保険者協議会、地域保健・職域保健連携協議会との連携強化 関係団体との連携協力</p> <p>(4) 加入者に響く広報の推進 ホームページ、広報誌の充実 モニター制度の活用 メールマガジンの発行</p>
2．健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組み 加入者等の意見や苦情等を把握し、加入者本位でのサービスの改善や向上を図る サービススタンダードの管理と着実な実施 健康保険委員（健康サポーター）の委嘱の推進 社会保険委員会（年金委員）と連携して進める 申請書等の改善、手続きの簡素化 郵送による申請や電子申請の促進のための環境整備 医療費情報提供サービスや任意継続被保険者保険料の口座振替の利用促進</p> <p>(2) 高額療養費制度の周知 医療機関の協力のもと、外来診療における高額療養費の現物給付化（平成24年度施行見込み）を含めた限度額認定証の周知を図る。 高額療養費未申請に対する申請勧奨を行う。</p> <p>(3) 窓口サービスの展開 効率的効果的な窓口サービスの推進 郵送による申請の一層の推進</p> <p>(4) 被扶養者資格の再確認 日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て的確に行う。</p>

	<p>(5) 適正な給付業務等の推進 「現金給付適正化プロジェクトチーム」を活用した効果的な審査・調査の実施。</p> <p>(6) レセプト点検業務推進 レセプト点検システムによりレセプトの点検範囲や項目を拡充し、点検業務の充実、強化を図る レセプト点検効果向上に向けた行動計画に基づく改善及び研修の充実と、点検員のスキルアップにより点検効果額の引き上げを図る</p> <p>(7) 債権の発生抑制及び早期回収 健康保険証の早期回収を図る 資格喪失後の保険証を使った受診の抑制（健康保険証の適正使用推進） 現金給付について傷病手当金と年金の併給調整を周知し、債権の発生抑制および発生後の早期回収につなげる 発生した債権について、法的措置の行使も視野に入れ早期回収に努める</p>
3. 保健事業	<p>(1) 健診 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：131,954人） ・生活習慣病予防健診 実施率：65.2%（実施見込者数：86,000人） ・事業者健診データ 取得率：7.6%（取得見込者数：10,000人） 被扶養者（受診対象者数：42,179人） ・特定健康診査 実施率：30.8%（実施見込者数：13,000人）</p> <p>(2) 保健指導 被保険者（実施対象者数：18,336人） ・特定保健指導 実施率：20.1%（実施見込者数：3,669人） （内訳） 協会保健師実施分 17.0%（実施見込者数：3,109人） アウトソーシング分 3.1%（実施見込者数：560人） 被扶養者（実施対象者数：1,235人） ・特定保健指導 実施率：2.4%（実施見込者数：30人）</p> <p>(3) その他の保健事業 （継続）一次予防を中心とした健康づくり事業 （継続）ITを活用した特定保健指導 （継続）健康出前セミナーの実施 （新規）ITを活用した効果的な禁煙支援事業</p> <p>(4) 受診勧奨対策 （新規）特定健診受診券の自宅直送 （新規）被保険者の特定保健指導外部委託の同日実施の推進 （新規）被保険者の特定保健指導勧奨 （継続）事業者健診及び特定保健指導の受診勧奨 （新規）被扶養者の特定保健指導の受診勧奨（業務委託） （新規）被扶養者の特定健診・特定保健指導の受診促進ポスターによる広報</p>

4. 組織運営及び業務改革	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営 組織運営体制の強化 ・ 支部内の部門間連携強化 目標管理制度を活用した人事評価制度の適切な実施 新たな組織風土・文化の定着 ・ 加入者本位や、主体性と実行性の重視 ・ 自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の定着 コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 リスク管理</p> <p>(2) 人材育成の推進 職員研修の充実</p> <p>(3) 業務改革の推進 業務改革会議等による具体的な改善 定型業務のアウトソーシング化、職員のコア業務や企画業務への重点化</p> <p>(4) 経費の節減等の推進 調達や執行の適正化 厳しい財政状況の中で適切な予算管理を行い、支出について平成 22 年度比-8%を達成させる</p>
---------------	--

平成24年度 事業計画（福島支部）

項 目	実 施 内 容 等
1．保険運営の企画	<p>(1)保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ジェネリック医薬品の更なる使用促進 【医療費適正化対策】 健診データ等の各事業所への提供 【医療費適正化対策】 健康保険委員参加による各種事業の推進</p> <p>(2)都道府県等関係方面への積極的な発信 加入者・事業主の立場に立った保険者としての意見の積極的な発信 【医療費適正化対策】 関係機関との連携による共同事業の推進</p> <p>(3)調査研究の推進 ・医療の質の向上、効率化等の観点から、データベースの充実を図り、効果的な施策立案のために医療費等の分析を行う。</p> <p>(4)広報の推進 効果的な広報の強化 適正受診の啓発・勧奨 【医療費適正化対策】 加入者への情報提供及び意見収集</p>
2．健康保険給付等	<p>(1)サービス向上のための取組み 加入者等のご意見・苦情等に迅速に対応し、サービスの改善に活用していく。 サービススタンダードの達成と適切な管理に努める。 事務処理の適正化・効率化 任継保険料の口座振替の推進 申請の郵送化を促進する。 事故防止 職員の能力・接遇レベルの向上</p> <p>(2)高額療養費制度の周知 ・限度額適用認定証並びに高額療養費の制度説明に努める。</p>

- (3)窓口サービスの展開
 ・支部の実情に合わせた効率且つ効果的なサービスを提供する。
- (4)被扶養者資格の再確認
 ・本部の指示のもとの確な確認を行う。
- (5) 現金給付の審査強化及び適正な給付の推進 【医療費適正化対策】
 審査医師の活用、被保険者調査による適正な審査を実施する。
 役員報酬の事後確認、手当調整状況調査の実施
 不正受給の防止と不適切な申請への対処
- (6)債権の発生抑制及び早期回収 【医療費適正化対策】
 加入資格を喪失した方からの被保険者証回収強化
 債権回収計画の策定による催告状送付、電話、個別訪問督促及び訴訟等法的手続きの積極的な実施により債権回収の強化を図る。
- (7)わかりやすい広報の実施
 事業所説明会等を開催し、わかりやすい広報、制度の周知に努める。
 時機に応じた各種広報用チラシを作成し、わかりやすい広報、制度の周知に努める。
- (8)医療費適正化対策(レセプト点検)の総合的な推進 【医療費適正化対策】
 資格点検の的確な実施
 外傷性点検の的確な実施 外傷点検：315円以上
 内容点検の効果的な実施 内容点検：872円以上(容認額230円以上)
 医療費通知の実施
 広報の実施
 事故防止

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

・加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健診及び特定保健指導を最大限に推進する。24年度は、5年を1期とした医療費適正化計画の最終年度であることを踏まえ、目標達成に向けて一層の取組み強化を図る。

(2) 健診

被保険者（40歳以上）（受診対象者数：199,228人）

・生活習慣病予防健診 実施率：52.1%（実施見込者数：103,800人）

・事業者健診データ 取得率：5.0%（取得見込者数：10,000人）

被扶養者（受診対象者数：68,917人）

・特定健康診査 実施率：27.1%（実施見込者数：18,700人）

(3) 保健指導

被保険者（実施対象者数：24,228人）

・特定保健指導 実施率：17.3%（実施見込者数：4,182人）

（内訳） 協会保健師実施分 12.3%（実施見込者数：2,971人）

アウトソーシング分 5.0%（実施見込者数：1,211人）

被扶養者（実施対象者数：1,799人）

・特定保健指導 実施率：10.0%（実施見込者数：180人）

(4) その他の保健事業

メンタルヘルスケア講習会の開催

重症化予防対策

「室内運動」の普及

「健康づくりリーダー」育成セミナーの開催

(5) 受診勧奨対策

特定健診受診勧奨DM（ダイレクトメール）の実施

休日健診による受診機会の提供

健診総合パンフの活用による健診受診率向上対策の実施

勧奨事業及び保健師活動に必要なツールの作成、活用

4 . 組織運営及び業務改革	<p>(1)組織や人事制度の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none">・ 支部内の組織や人事制度の適切な運営、運用を図る。 <p>(2)人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・ 職員に対する指導教育の推進を行う。 <p>(3)業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・ 業務課題の改善及びサービスの標準化を行う。 <p>(4)経費節減等の推進</p> <p>事務経費削減計画を踏まえた、経費の節減を行う。</p> <p>職員のコスト意識啓発及び調達における透明性の確保を実施。</p>
----------------	--

平成24年度 事業計画（茨城支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p><u>医療費適正化の総合対策について</u></p> <p><u>医療費適正化の総合対策の実施</u> ・保険料負担の軽減に向けた自らの取り組みとして、ジェネリック医薬品の使用促進・レセプト点検強化・現金給付の審査強化・債権の発生抑制及び早期回収等を強力に推進する。</p> <p><u>ジェネリック医薬品の使用促進</u> ・ジェネリック医薬品の使用促進(数量ベースの引き上げ)により、医療給付の適正化を図る。 <u>数値目標</u> <u>使用割合(数量ベース)</u> 23年度を上回る</p> <p><u>都道府県への意見発信</u> ・当協会における医療分析の結果や事業運営において得られたノウハウなど、地域の実情に応じた提言を行うことで、県の医療行政に資する。</p> <p><u>広報の推進</u> ・加入者の視点に立った広報を行うため、広報内容を支部全体で協議し発信に努める。また、納入告知書同封チラシやホームページ、メルマガのほか、市町村や関係団体広報誌、新聞など各種メディアを活用し、幅広い層への情報発信を実現する。</p>
2. 健康保険給付等	<p><u>サービス向上のための取り組み</u> ・加入者の声及びお客様満足度調査の結果を基に、迅速に改善策を実施することでサービス向上を図る。 ・健康保険給付を正確・迅速に処理し、サービススタンダード達成率100%を年間を通じて維持する。 ・健康保険委員研修会の開催にあたり、アンケート等による加入者の声の把握や年金委員との合同開催など、内容の充実を図り、実効性を高める研修会とする。 ・加入者の利便性を高めるため、郵送による申請手続きを促進する広報を強化する。</p> <p><u>高額療養費制度の周知</u> ・医療機関の協力を得つつ、外来でも限度額適用認定証を申請すれば高額療養費が現物化される(平成24年4月1日～)ことなど、高額療養費制度について周知を図る。</p>

2. 健康保険給付等

窓口サービスの展開

・各年金事務所協会窓口の利用状況を随時把握するとともに、郵送化の進捗状況を踏まえ、支部並びに年金事務所窓口の体制の見直しを図る。

被扶養者資格の再確認

・日本年金機構との連携のもと被扶養者資格の再確認を円滑に行い、被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止や、高齢者医療制度への拠出金の適正化を図る。

医療費適正化の総合対策について医療給付の審査強化(レセプト点検)

・レセプト点検の強化により点検効果額を引き上げ、医療給付の適正化を図る。

.....数値目標.....被保険者1人当たり内容点検効果額.....23年度を上回る

傷病手当金・出産手当金・療養費の審査強化

・審査強化により不正受給を未然に防止し、適正な給付を行う。

債権発生抑制・早期回収

(1)被保険者証の早期回収による債権発生抑制

・被保険者証を早期に回収し、資格喪失後受診の削減(返納金等債権の発生抑制)を図る。

(2)返納金債権の早期回収

・返納金等の各種債権について、新規発生分の早期回収に重点を置き、回収率の向上を図る。

適正受診の啓発・勸奨

・積極的にPRを展開し、適正受診について啓発する。

3. 保健事業

(4)受診勧奨対策

受診率向上に向けた健診機関との意見交換

- ・契約健診機関との連携を密にし問題点を共有、ともに解決することで、健診や保健指導実施率の向上を図る。

健診機関による生活習慣病予防健診未受診事業所への受診勧奨

- ・協会けんぽから提供する未受診事業所リストをもとに健診機関が受診勧奨を実施することで、生活習慣病予防健診の受診率向上を図る。

生活習慣病予防健診及び特定健康診査受診勧奨

- ・ターゲットを絞り込んだ、効率的な受診勧奨を実施する。

各種広報誌を利用した健診受診率向上のための広報

- ・受診対象者が直接目に触れる機会を増やすことで、特定健診の周知を図る。

平成25年度健診案内に同封するチラシの作成

- ・本部パンフでは補いきれない情報を提供し、健診(生活習慣病予防健診・特定健康診査)に対する意識付けを行うことで、受診率の向上を図る。

健診受診率向上及び保健指導実施率向上チラシの作成

- ・茨城支部加入者の健康状態を医療分析に基づき明確に提示し、健康に対する関心・自覚を促すことで、健診受診及び保健指導実施率の向上を目指す。

テレアポによる受診勧奨と事業者健診データ取得

- ・対象者30名未満(仮)の事業所に対する受診勧奨と事業者健診のデータ取得を行う。

協会職員による事業者健診データ取得

- ・対象者30名以上(仮)の事業所に対して、事業者健診のデータ取得を行う。

特定保健指導中断率減少のための施策

- ・パンフレットやツールを効果的に使用し、特定保健指導が魅力あることをアピールすることで、支援修了者を確実に増やしていく。

4. 組織運営及び業務 改革	<p><u>組織の適切な運営と改革</u></p> <ul style="list-style-type: none">・本部及び各支部との連携強化や、支部内におけるコミュニケーション力強化を図る。・コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理について定期的に研修等を実施し、職員意識の徹底を図る。 <p><u>人材育成の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none">・階層別・業務別研修に積極的に参加するとともに、通信教育講座等の活用により自己啓発に努める。 <p><u>業務改革の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none">・業務改善提案活動の拡充により、業務効率の改善を図り、お客様サービスの向上を目指す。 <p><u>経費の節減等の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none">・年間を通して光熱費削減策に取り組む。・事務経費削減計画を踏まえ、競争入札を推進するとともに適切な在庫管理を行うことで、経費の節減に努める。
-------------------	---

平成24年度 事業計画（栃木支部）

項 目	実 施 内 容 等
<p>保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進</p>	<p>地域の医療費や健診データを分析するとともに、地域の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化のため、「栃木県医療費適正化計画」における保険者の役割の実践として、以下のような取り組みを総合的に推進していくものとする。</p> <p>医療に関する情報提供 関係方面への積極的な発言 保健事業の効果的な推進 ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等健康保険給付の審査強化 債権発生抑制及び早期回収 地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策</p>
<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>1. 調査研究の推進等 中長期的な視点から、医療の質の向上、効率化、今後の保健事業の進め方の検討等の観点を踏まえた調査研究を行う。医療費等に関するデータベースの充実を図るとともに、医療費分析マニュアル等を活用し、加入者に対して、医療費分析等に関してさらに詳細な情報が提供できるよう、先進的な取り組み事例も踏まえ調査研究を推進していく。 医療費の低い支部に関する情報を収集し、栃木支部において参考にできるものは積極的に取り入れていく。</p> <p>2. 関係方面への積極的な発信 制度改正に向けた関係方面への積極的な発信 直面している厳しい財政状況や財政再建期間後（平成25年度以降）の協会けんぽの中期的な財政基盤強化の枠組み作りの検討等について、引き続き、与野党、メディア、関係団体へ積極的に意見発信していく。 協会の財政状況の厳しさや制度改正の必要性等について加入者の理解を得るための情報発信を積極的に行う。</p> <p>保険者間の連携のもと、医療費や健診データの分析結果を活かし、栃木県保険者協議会をはじめ関係方面に対して、加入者・事業主の立場に立った保険者としての意見を積極的に発信していく。 「栃木県保険者協議会」等、関係団体への発信の強化</p>

3. ジェネリック医薬品（後発医薬品）の更なる使用促進

ジェネリック医薬品については、加入者が安心して使用できるよう、加入者の視点から広報の推進を図る。また、ジェネリック医薬品の使用に関する患者の意思表示を容易にする、「ジェネリック医薬品希望シール」の配布を行う。さらに、生活習慣病に重点を置き、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減効果等を通知するサービスの実施等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、地域の実情に応じてきめ細かな方策を進める。

「栃木県後発医薬品安心使用促進協議会」及び「栃木県保険者協議会」等関係団体と連携を図り、加入者が安心して使用できるようジェネリック医薬品に関する広報を実施する

4. 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

医療費適正化の諸施策を、財政再建期間の最終年度である 24 年度において、強力に実施する

医療費の適正化のための総合的な取組みを県・市町や他の保険者と連携し、実施していく。

5. 広報の推進

加入者及び事業主に対する情報提供や広報については、ホームページのほか、定期的なお知らせを実施するとともに、メールマガジンや携帯サイトを活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。

支部独自広報ツールの内容充実化及び封筒裏面等を活用した広報の実施

県、市町、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化する。

関係団体発行の機関誌への広報記事掲載の促進

ホームページについては、より加入者及び事業主に「見やすい・探しやすい」構成に努めるとともに、支部携帯サイトの開設をする。

健康保険委員研修会等、加入者から直接意見を聞く取り組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ創意工夫を活かし、わかりやすく、加入者に響く広報を実施していく。

対話集会の開催及びアンケートの実施により加入者の意見を反映した広報活動の実施

関係団体等の開催する説明会等への参画によるタイムリーな広報活動の実施を推進する

救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう、県、医療関係者等とともに広報に努める。

2. 健康保険給付等**1. サービス向上のための取組み**

年金委員への委嘱依頼や公募により、健康保険委員（健康保険サポーター）の基盤強化を図り、栃木支部の健康保険事業に関する広報、相談、各種事業を推進していく。

健康保険委員制度基盤強化へ向けた更なる委嘱の拡大

健康保険委員への研修の実施

テレビ電話による相談サービスの拡充と設置場所の変更の検討

加入者等の意見や苦情等を迅速に、また、正確に支部内で共有化し、サービスの改善に結びつける。さらに、お客様満足度調査や窓口アンケートを実施し、加入者等の意見やニーズを適切に把握し、サービスの改善や向上に努める

厳格な審査に基づきサービススタンダード100%を厳守する。

教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図るなど、お客様の満足度を高める。

外部実践研修等への職員派遣の実施

申請書等の様式や記載要領、パンフレット等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を継続推進。

支部独自で作成、配布した「申請書記入例集」、「健康保険の事務手続き」を適宜改定

郵送による申請や電子申請の促進のために、わかりやすい記載要領の作成及び健康保険委員によるサポート等の環境整備を進める。

申請書類設置場所の担当者への研修の実施

インターネットを活用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者保険料の口座振替の利用の促進を図る。

インターネットを使用した医療費情報照会サービスの普及に向けての広報の実施

事務処理誤りの防止

発生原因や再発防止策について職員が深く理解し同様の事務処理誤りを発生させないように努める。

2. 高額療養費制度の周知

医療機関の協力を得つつ、限度額適用認定証を申請すれば高額療養費が現物化（入院・外来）されることなど高額療養費制度について健康保険委員研修会等・各種広報誌を活用して周知を図る。また、高額療養費の未申請者に対して時効前に実施している勧奨を継続して行う。

3. 窓口サービスの展開

各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、地域の実情を踏まえ、創意工夫を生かして、年金事務所等への職員の巡回を実施し、効率的かつ効果的にサービスを提供する。

届書の郵送化の進捗状況や窓口の利用状況を踏まえ、支部窓口のサービスの充実を図りつつ、テレビ電話の活用を含め、年金事務所窓口の体制の見直しを図る。

4. 被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の再確認について、被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費にかかる拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携の下、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

5. 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進

傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る不適切な申請事例へ厳格に対処するため、支部に設置した「保険給付適正化プロジェクトチーム」を強化し、本部プロジェクトチームと連携し、効果的な審査・調査手法を実施していく。また、不適切な申請がなされないよう加入者及び事業主等への周知を図る。特に、柔道整復施術療養費等においては、加入者等に対し文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図る。

6. レセプト点検の効果的な推進

< 共通項目 >

効果的な点検を実施するため、小町システムにより点検できるレセプトの範囲や項目を大幅に拡充し、点検業務を充実強化する。

点検行動計画より、職員、点検員全員が数値目標を共有し、スケジュール管理、進捗管理を行ないながら、継続した点検を実施する。

< 資格点検 >

オンラインレセプトの請求前資格確認により、早期化及び効率化を図る。

請求前資格確認（支払基金）より、はじかれたレセプトについて照会した結果、返戻・返納決議等事務処理がスムーズに行える体制を目指す。また、措置を取る。

< 外傷点検 >

定期的に未コード化傷病名を含むレセプトを抽出し、外傷に関する傷病名から派生する範囲を拡大し、点検業務の強化を行なう。

従来の作業手順の見直しにより、事案管理表から、求償可能な事案の明確化を図り、効果的な請求を実施する。

< 内容点検 >

点検効果向上に向けた改善、査定事例の共有化、査定事例の集約、自動点検機能の効果的活用、汎用任意抽出機能のテンプレート管理を行ない、点検効果額を更に引き上げる。

点検員の研修の充実、研修受講後の伝達、点検員の勤務成績に応じた評価等により、点検技術の底上げを図る。

レセプト内容点検業務の一部外注化（平成24年1月から6月）により、点検員が点検業者のノウハウを取得し活用すること並びに競争性を確保することにより、レセプト点検の質のより一層の向上を図り、点検効果額をさらに引き上げる。

7. 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び回収の強化

債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失した方からの被保険証回収について、催告状の送付、電話督促等による回収強化を図る。

	<p>発生した債権の効率的・効果的な回収（電話督促・戸別訪問等）を行うとともに訴訟等法的手続きを積極的に実施するなど、債権回収の強化を図る。</p> <p>債権管理回収会議の充実</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>1. 保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <p>加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、22年9月に協会内でとりまとめた基本的方向性に沿って、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進する。24年度は、5年を1期とした医療費適正化計画の最終年度であることを踏まえ、目標達成に向けて一層の取り組み強化を図る。その際、「健康づくり推進協議会」において、保健事業に関する全体像などを描く。また、保健事業の効果的な推進を図るため、他支部で実施したパイロット事業の成果を参考に保健事業を展開していく。</p> <p>2. 特定健康診査及び特定保健指導の推進</p> <p>特定健康診査及び特定保健指導については、事業主への積極的な働きかけとともに、市町が行うがん検診との連携や、特定保健指導の外部委託、保健指導のリレー方式、ITなどの活用を進めるほか、好事例を検証し、支部独自の取り組みを強化する。また、保険者による健診・保健指導等に関する検討会（厚生労働省保険局において、平成23年4月から開催）での見直し結果を踏まえ、健診受診率や保健指導の実施率の向上を図るための具体的な取り組みを進める。</p> <p>受診勧奨については、健診アドバイザーを積極的に活用する。任意継続健康保険加入者へ、勧奨文をご自宅へ送付する。また、新規適用事業所へ随時生活習慣病予防健診のご案内と申込書を郵送する。</p> <p>事業者健診については、医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知を踏まえ、事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問により意識啓発を図り、特定健康診査実施目標の到達に努めていく。</p> <p>保健指導については、事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が保健指導を受けることができるよう、事業の実施方法を工夫する。また、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防の効果を把握、評価、検証し、より効果的な保健指導に向けた取り組みを進める。</p>

(1) 健診

被保険者 (40 歳以上) (受診対象者数 : 154,719 人)

・生活習慣病予防健診 実施率 : 50% (実施見込者数 : 77,360 人)

・事業者健診データ 取得率 : 10% (取得見込者数 : 15,472 人)

被扶養者 (受診対象者数 : 53,990 人)

・特定健康診査 実施率 : 30% (実施見込者数 : 16,197 人)

(2) 保健指導

被保険者 (実施対象者数 : 20,794 人)

・特定保健指導 実施率 : 20.0% (実施見込者数 : 4,159 人)

(内訳) 協会保健師実施分 16.8% (実施見込者数 : 3,500 人)

アウトソーシング分 3.2% (実施見込者数 : 659 人)

被扶養者 (実施対象者数 : 1,594 人)

・特定保健指導 実施率 : 10.0% (実施見込者数 : 159 人)

(3) その他の保健事業

支部窓口による健康相談事業

県、市、町との連携

市と連携した健康セミナーの開催

町との連携 (学習会の開催)

携帯サイトを活用した情報提供

新規事業所、任継加入者への制度広報周知 (受診勧奨含)

(4) 受診勧奨対策

訪問勧奨事業

特定保健指導利用証送付事業

健診実施機関による受診勧奨事業

	<p>3. 各種事業の展開</p> <p>保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等に積極的に参画し、それらの場を通じて自治体や他の保険者と連携し、特定健康診査や特定保健指導の推進を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、保健事業を推進する。</p> <p>国や県との連携のもと、肝炎やエイズに対する正しい理解や予防のための普及啓発を推進する。</p>
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>1. 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <p>組織運営体制の強化</p> <p>支部と本部での適切な支援・協力関係、内部統制(ガバナンス)の確保、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営会議を核とした内部統制の確保 ・支部独自各種委員会の活性化 <p>実績や能力本位の人事の推進</p> <p>目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事制度の更なる定着を図る。</p> <p>協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着</p> <p>加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向け協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。</p> <p>コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <p>法令規律の遵守(コンプライアンス)については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程・ルールの遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主点検の厳正なる実施 ・「コンプライアンスチェックシート」を使った自己点検の実施

リスク管理

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

2. 人材育成の推進

若年層の人材育成を始め、各階層に求められる能力や知識の習得に合わせ、企画、サービス向上、コンプライアンス、個人情報保護、レセプト点検、保健事業の重点的な分野を定め、研修等を通じて人材育成を推進する。

外部講座など、職員の研修機会の確保を図る。

支部内人事ローテーションを実施。

3. 業務改革の推進

より良いサービスの標準化を目指し地域の実情を踏まえた、当支部が所属する第2ブロック業務改革会議を通して、具体的な改善を実現していく。

「業務効率化推進委員会」を中心とした業務改革のさらなる推進。

入力業務等の定型的な業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層推進するとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の普段の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務(医療費適正化のための総合的対策やパイロット的な対策の立案・試行、保険者協議会等と連携した行政への意見発信等)への重点化を進める。

4. 経費の節減の推進

事務経費削減計画2年目を踏まえ、職員のコスト意識を高め、サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法の見直しを行うとともに、引き続き競争入札、消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。

事務用品等の支部内リサイクルの推進(リサイクルコーナーの充実)

調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成24年度 事業計画（群馬支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1)保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 保険者協議会、地方自治体、各関係団体への関係強化と情報発信 「ぐんまだより」「社会保険ぐんま」並びに各関係団体の広報誌への原稿提供による情報発信 県・市町村、商工会議所等、医療機関等を活用した広報 健康保険委員の委嘱を進め、研修会の充実を図る 健康保険委員との対話集会の場を設ける</p> <p>(2)地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策 ジェネリック医薬品の使用促進 ・社団法人群馬県薬剤師会との連携を密にし、協力体制を強化 ・広報を始めとする周知活動の強化 ・軽減額通知書の発行（本部一括） 資格喪失後の受診減少に重点を置いた広報の実施 携帯サイトを活用した健康促進（セルフチェックによるサービス提供） 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等、健康保険給付の審査強化 効果的なレセプト点検の推進 事業所に対する受診勧奨のアウトソーシング 地方自治体の行う健康づくりイベントでの受診勧奨 休日の特定保健指導の実施 保健事業の表彰制度（保健指導の目標達成者）</p> <p>(3)加入者・事業主に響く広報の推進 「みなさまの健康を支える協会けんぽ」による支部の事業内容を周知 新規加入者向けの小冊子による制度周知 加入者に対し役立つ広報を推進 ・ホームページの一層の充実 ・メールマガジンによる広報 マスメディアを活用した広報の実施 （ジェネリック医薬品使用促進・無資格受診・被扶養者資格確認・申請書等の郵送化促進・健診事業推進等） 各種申請書の設置場所を活用した制度の周知・広報 封筒裏面を活用した広報 小児救急電話相談の周知事業</p>

2. 健康保険給付等

- (1) サービス向上のための取組
受付から振込までのサービススタンダードの適切な管理と達成率 100%の維持
「お客様の声」の共有化を図り、加入者等の意見やニーズの対応により、お客様の満足度を高める
- (2) 高額療養費制度の周知
限度額適用認定証の利用促進に向けた周知広報（外来の現物給付化）
高額療養費未申請者に対する申請促進（ターンアラウンド）
- (3) 窓口サービスの展開
県内 5 年金事務所の協会窓口設置の継続と効率的かつ効果的な窓口体制について検討
窓口職員のスキルアップに努め、窓口マニュアルに基づく質の高いサービスの提供
- (4) 被扶養者資格の再確認
日本年金機構との連携の下、事業主の協力を得て的確に実施
- (5) 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進
不適切な申請事例へ対処するため、「保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用し、効果的な審査・調査の実施
不適切な申請がなされないよう加入者及び事業主等への周知
柔道整復施術療養費に係る、加入者等に対する文書照会及び施術者への適切な保険請求に対する勧奨の実施による適正受診の促進
- (6) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び回収の強化
返納金債権を発生させない徹底した取組みの実施
・ 資格喪失時の保険証未回収者に対する催告状の発送及び電話による督促
・ 資格喪失後受診者が多い事業所に対する保険証早期回収の推進
新規発生債権への文書や電話による納入督促の優先的取組みの実施
返納金等未返納者に対する、弁護士を活用した訴訟等法的手続きの実施
- (7) レセプト点検の効果的な推進
内容点検の点検業務の充実強化及び点検技術の底上げ
・ システムによる自動点検機能の効果的活用
・ 査定事例の共有化及び集約
・ 点検員のスキルアップを図るための研修の充実
・ 点検員の勤務成績に応じた評価
・ 審査医師による点検員の指導充実
・ 支払基金との再審査事務・資格事務打合せ会の実施
・ 医療費通知の発送
・ 高額査定通知の発行

	<p>資格点検の事前確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金におけるオンラインレセプトの請求前資格確認によるレセプト返戻の早期化及び効率化
3. 保健事業	<p>(1)健診</p> <p>被保険者（40歳以上）（受診対象者数：180,102人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：50.0%（実施見込者数：90,051人） ・事業者健診データ 取得率：5.0%（取得見込者数：9,005人） <p>被扶養者（受診対象者数：67,721人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：27.8%（実施見込者数：18,826人） <hr/> <p>(2)保健指導</p> <p>被保険者（実施対象者数：20,901人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：15.0%（実施見込者数：3,135人） <p style="padding-left: 40px;">（内訳） 協会保健師実施分 10%（実施見込者数：2,090人） アウトソーシング分 5%（実施見込者数：1,045人）</p> <p>被扶養者（実施対象者数：1,770人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：5.0%（実施見込者数：89人） <hr/> <p>(3)その他の保健事業（保険運営の企画と重複）</p> <p>休日の特定保健指導の実施（支部保健師） 特定保健指導中断率の減少対策として支援ツールの配布 携帯サイトを活用した健康促進（セルフチェックによるサービス提供：メタボチェック） 保健事業の表彰制度（保健指導の目標達成者） 事業所に事業者健診データの提供を依頼し受診率の向上を図り、特定保健指導の対象として指導を実施する</p> <hr/> <p>(4)受診勧奨対策（保険運営の企画と重複）</p> <p>特定健康診査受診勧奨業務 事業所に対する受診勧奨のアウトソーシング 地方自治体の行う健康づくりイベントでの受診勧奨 マスメディア広報による受診勧奨</p>
4. 組織運営及び業務改革	<p>各種委員会および支部内研修等により法令遵守、個人情報保護、情報セキュリティ、アクセス制限、パスワードの適切な管理等の徹底を図る</p> <p>本部で開催される階層別研修、業務別研修の「伝達研修」を確実に実施し、職員のスキルアップを図る</p> <p>消耗品等使用量削減、節電対策等により経費削減を図る</p>

平成24年度 事業計画（埼玉支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等をお知らせするサービス 年1回の発行と軽減効果額についてホームページやメールマガジン、納入告知書同封チラシ等による広報の他、より加入者に届く広報を立案していく。 被保険者証の新規送付時にジェネリック医薬品の使用促進チラシを同封する。</p> <p>(2) 県、市町村等関係方面への積極的な意見発信 県や各市町村をはじめ関係各方面に対し、加入者・事業主の立場に立った保険者としての意見を積極的に発信していく。</p> <p>(3) 調査分析の推進 医療費分析マニュアルや統計システムを活用し、医療費や健診データ、レセプト情報等の調査・分析を行う。地域の特色が発見できるような分析を目標とする。作成した資料は評議会等で報告後、県、市町村等関係方面への積極的な発信の場での材料としたり、ホームページや納入告知書同封チラシ等で加入者や事業主に対して積極的に広報を展開していく。</p> <p>(4) 広報の推進・充実について ホームページ 加入者サービスの視点に立った「より見やすい・分かりやすい」ホームページの作成、充実を努める。 メールマガジン タイムリーな情報や話題を提供する脱郵送媒体として加入者・事業主の登録者数の増加を図る。 業務案内リーフレットの改訂</p> <p>各種啓発チラシの作成 ・限度額認定証の事前申請促進、無資格受診防止、ジェネリック医薬品使用促進、届書郵送促進等のチラシを作成し、お客様サービスや医療費適正化の促進を図る。</p> <p>各部署との更なる連携による広報活動の実施 市町村広報誌への記事掲載依頼 埼玉県保険者協議会における県内合同広報活動への参加 封筒裏面を活用した広報 新聞広告による広報（「健診の受診勧奨」、「適正受診について」等）</p>
1. 保険運営の企画	

	<p>(5) 健康保険委員と連携した事業の推進 年金事務所と合同で実施する。1事務所あたり年間2回程度の実施を目標とする。 健康保険委員と連携した広報の実施</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取り組み サービススタンダード100%の継続実施と適切な管理をしていく。 加入者の立場に立ったより理解しやすいパンフレット等を作成していく。 医療費通知の実施 ・医療費通知(インターネットによる通知も含む)を的確に実施すると共に、加入者のご意見を反映する。 高額査定通知 ・実施計画(毎月)に基づき的確に実施する。</p> <p>(2) 窓口サービスの展開 窓口職員の業務遂行能力の向上を図り効率的・効果的なサービスを提供する。 郵送化の進捗状況や窓口利用状況を踏まえ、支部並びに年金事務所窓口体制の見直しを図る。</p> <p>(3) 高額療養費制度の周知 限度額適用認定制度の利用促進に向けた積極的な広報を実施する。 ・チラシの作成、配布及び本部作成ポスターの医療機関及び関係各所への配布を実施する。 高額療養費の未申請者に対する申請促進を充実させる。(ターンアラウンドの実施)</p> <p>(4) 被扶養者資格の再確認 医療費の適正化及び高齢者医療制度への拠出金の適正化を目的に、被扶養者資格の再確認業務を年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確・迅速に行っていく。</p> <p>(5) 適正な給付業務等の推進(傷病手当金・出産手当金・柔道整復施術療養費等現金給付の審査強化) 不適切な申請事例へ対処するため、効果的な審査と調査手法の確立及び的確な調査を実施する。 ・(重点項目)柔道整復施術療養費においては、患者に対して文書照会等調査を実施し適正受診の促進を図る。 不正請求に対する対策の実施 ・保険給付適正化プロジェクトチームでの調査等の対策強化 ・法的手段も考慮に入れた適正な給付業務の推進を図る。 資格喪失後の受診防止による返納金発生件数削減に向けた対策の実施(債権発生の抑制) ・債権発生防止を目的とし、被保険者証の回収について、催告状の送付等により回収強化を図る。</p> <p>(6) 債権回収の促進 文書・電話・訪問勧奨を実施し、効果的、効率的な返納金債権の回収 ・悪質返納拒否者に対して、訴訟等法的手続きも視野に入れた債権回収を実施する。 強化月間を設定し、集中的な取り組みを展開する。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	

	<p>(7) 効果的なレセプト点検の推進</p> <p>「共通事項」 レセプトシステム活用のノウハウの向上を図り、より効率的かつ効果的な点検を推進する。</p> <p>「資格点検」 広報を充実させ、無資格受診による債権発生防止の取り組みを強化する。 資格関係誤り等について、計画的に医療機関照会等を実施し、的確な返納処理を行う。 オンライン請求前資格確認による、資格点検の早期化、効率化を図る。</p> <p>「外傷点検」 効率的な抽出条件の設定等を行い業務上及び第三者行為に該当するレセプトの点検を強化し、保険給付費の返還の向上を図る。</p> <p>「内容点検」 点検結果の把握及び検証を行い、レセプト点検に反映させ点検効果額向上を図る。 支部における査定事例の集約及び共有化をより推進する。 システムを活用した自動点検をより推進し、効率的かつ効果的なレセプト点検を強化する。 診療報酬改定を踏まえた充実した点検員研修を実施し、点検技術の更なる向上を図る。</p> <p>各点検内容につき、対前年度を上回る点検効果額を目標とする。</p>
3. 保健事業	<p>(1) 健診 被保険者(40歳以上)(受診対象者数: 341,551人) ・生活習慣病予防健診 実施率: 40.0% (実施見込者数: 136,087人) ・事業者健診データ 取得率: 6.0% (取得見込者数: 20,413人) 被扶養者(受診対象者数: 122,533人) ・特定健康診査 実施率: 20.0% (実施見込者数: 24,401人)</p> <p>(2) 保健指導 被保険者(実施対象者数: 28,170人) ・特定保健指導 実施率: 12.7% (実施見込者数: 3,564人) (内訳) 協会保健師実施分 4.6% (実施見込者数: 1,284人) アウトソーシング分 8.1% (実施見込者数: 2,280人) 被扶養者(実施対象者数: 2,074人) ・特定保健指導 実施率: 4.6% (実施見込者数: 96人)</p>

3. 保健事業

(3) その他の保健事業

保健事業の総合的かつ効果的な推進

- ・健康づくり推進協議会の開催を通して保健事業の全体像を描く

県や市町村等との協力体制の維持

- ・各保健所の地域連携会議において、協会の取り組みを共同で実施していくための働きかけ
- ・埼玉県と市町村とのイベントの推進（昨年度9回の実施を12回以上実施する）

がん検診の推進

- ・特定健診とがん検診が同時にできる健診機関の共有情報の公開。
- ・市町村のがん検診と特定健診の同時実施の推進策の協議（一部トライアル事業化）

事業所の健康推進

- ・外部スポーツセンター委託による事業所内運動教室（トレーナー派遣）の実施（年間10回実施）

(4) 受診勧奨対策

生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導の各実施率向上への連携強化

・健診医療機関、商工会議所、経済団体及び埼玉県・市役所・保健所等行政機関との連携強化。各業種事業所の加盟団体等に対し

受診勧奨や健診案内等の広報の実施。また、関係団体に対し、協会の保健事業の事例等の意見発信を行うとともに共同事業の推進を図る。

- ・市町村の広報誌への掲載依頼を強化し、掲載市町村数の拡大を図る。市庁舎等のポスター掲示依頼。各関係団体等におけるセミナー及び事例報告会等の実施

生活習慣病予防健診の受診推進強化

- ・契約健診機関による健診受診勧奨委託業務（従業員5名以上の事業所において電話・訪問による）
- ・電話による受診勧奨の委託業務の実施（6,000事業所を予定）
- ・年間を通し事業所訪問の実施強化（23年度1名体制から2体制）
- ・年間を通し「新規適用事業所」の郵便による受診勧奨の実施（2,400事業所以上）
- ・契約健診機関を通じた特定健診の受診勧奨用のチラシの同封委託。

事業者健診データの提供対策強化

- ・電話によるデータ提供勧奨の委託業務の実施（3,000事業所を予定）
- ・商工会議所が取りまとめている「事業者健診データの提供」勧奨事業の推進

広報の再強化

- ・FMラジオによるCM放送（5月、9月、年末年始）80本以上の実施、局アナによる生原稿CM2本実施
- ・地方局（テレ玉）テレビCMの実施。15秒CMを60回放送
- ・県内全市町村（64）に対して広報誌に協会けんぽの特定健診の案内を掲載していただく働きかけ

4. 組織運営及び業務改革

- (1) 組織運営体制の強化
支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営の強化を図る。
・業務進捗会議の開催（毎月）
・リーダー会議の開催
- (2) 実績や能力本位の人事の推進
人事評価時における被評価者へのフィードバックの実施（年2回）
- (3) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底
コンプライアンス委員会、個人情報保護管理委員会、情報セキュリティ、リスク管理研修等の定期的開催
- (4) 人材育成の推進
本部研修参加者による支部内伝達研修の実施
- (5) 業務改革の推進
ブロック単位で設置された業務改革会議により、各支部から出された改革提案等を具体的に実施していく。
定期的な業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層進めることにより、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。
- (6) 経費節減等の推進
適切な在庫管理
・光熱費の使用量を毎月職員に周知しコスト意識の徹底を図る。
また、備品・消耗品の出庫・払出し管理を徹底し無駄を排除する。
競争入札
・引き続き可能な限り競争入札を導入する。
調達審査委員会による調達契約状況のチェックとホームページによる調達結果の公表

平成24年度 事業計画(千葉支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 千葉支部の医療費や健診データを分析し、千葉支部の実情を踏まえた上で、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化のため、以下の取組みを総合的に推進していく。</p> <p><u>保健事業の効果的な推進</u> 健診受診率、保健指導実施率の向上を図り、支部加入者の健康づくりを推進する。詳細については、「3. 保健事業」の項目を参照。</p> <p><u>効果的なレセプト点検の推進</u> レセプト点検を強力に推進し、平成23年度を上回る効果額を達成する。詳細については、付属資料【医療費適正化の総合対策】を参照。</p> <p><u>ジェネリック医薬品の使用促進</u> ジェネリック負担軽減通知事業やジェネリック希望シールの配布、千葉県後発医薬品安心使用促進協議会への意見発信を通じて、ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図る。詳細については、付属資料【医療費適正化の総合対策】を参照。</p> <p><u>傷病手当金、柔道整復療養費等の審査強化</u> 傷病手当金等の不正が疑われる案件についてはプロジェクトチームを活用し効果的な調査を実施する。柔道整復療養費については加入者への文書照会等を実施して適正受診の促進を図る。詳細については、付属資料【医療費適正化の総合対策】を参照。</p> <p><u>関係方面(千葉県、県内市町村、他保険者等)への積極的な情報発信</u> 千葉支部の医療費や健診データの分析結果を活用し、千葉県の関係部署や県内市町村へ加入者・事業主の立場に立った保険者としての意見を積極的に発信していく。また、ジェネリック負担軽減通知事業の結果等について、保険者協議会を通じて他保険者へ情報提供し、ジェネリック負担軽減通知事業の普及を図る。</p> <p><u>適正受診の啓発</u> 保険証カードケースに同封できる小冊子を作成し、適正受診の啓発を図る。詳細については、付属資料【医療費適正化の総合対策】を参照。</p> <p>(2) 千葉支部評議会の一層の活性化 支部の事業運営や本部の動向について、毎月開催の評議会において定期的に報告させていただき、評議員の皆様のご意見を支部運営に反映させて、自主自律の運営を図る。</p> <p>(3) 加入者・事業主に響く広報の推進 <u>ホームページの充実</u> ホームページについては日々更新し、最新の情報を加入者・事業主の方々へ提供する。レイアウト等についても分かりやすく読み易い構成で充実させる。</p>

1. 保険運営の企画	<p><u>メールマガジンの配信</u> 毎月初旬に定期的にメールマガジンを配信し、健康保険に関する疑問や保健師による健康づくり情報をお届けする。また、各種広報を通じてメルマガの登録者を増やして、より多くの加入者・事業主の方々にお届けし、協会けんぽとの距離感を縮める。</p> <p><u>市町村や関係団体との連携による広報活動の推進</u> 保険料率や保健事業の広報について、市町村や関係団体との連携を図り、記事掲載やポスター掲示にご協力いただくよう働きかけをして、より多くの加入者の方々に情報提供していく。</p> <p><u>各種郵送物への広報チラシの同封</u> 納入告知書（日本年金機構で発送）に同封する広報チラシを活用しタイムリーに情報を提供する。また、事業所に保険証を送付する際にも広報チラシを同封する。その他、生活習慣病予防健診のご案内や特定健診のご案内にも、加入者の受診動機付けにつながる広報チラシを同封して受診率の向上を図る。</p> <p><u>健康保険委員向け広報誌『協会けんぽちば』の更なる充実</u> 年4回発行している健康保険委員向け広報誌、『協会けんぽちば』の内容の更なる充実を図る。</p>
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <p><u>加入者のご意見の分析、お客様満足度調査の分析</u> 窓口や電話における加入者の方々のご意見については真摯に受け止め、分析を行い、支部内の創意工夫を活かしたサービス改善や向上を図る。また、お客様満足度調査の内容から、加入者等の意見やニーズを適切に把握し、支部内の改善活動につなげる。</p> <p><u>サービススタンダードの達成</u> 傷病手当金等の保険給付については、不正が疑われる案件等を除き、『申請書の受付から給付金の振込までの期間を10営業日以内』とするサービススタンダードを100%達成するため、事務処理の流れの透明化を図り、より効率的な事務処理体制を構築する。また、1件でも処理が遅れれば100%が達成できないことを肝に銘じ、職員間での意識徹底を図る。</p> <p><u>健康保険委員の委嘱の推進</u> 健康保険委員の委嘱を更に進めて、健康保険事業に関する広報・相談・各種事業を推進し、協会けんぽと事業所の親和を図る。</p> <p>(2) 高額療養費制度の周知 複雑な高額療養費制度について、加入者の視点に立った分かりやすい周知広報を心がけるとともに、限度額適用認定証についても更なる広報を進めて利用促進をする。</p> <p>(3) 窓口サービスの展開</p> <p><u>お客様の安心感を担保する窓口サービスの展開</u> 窓口業務に携わる契約職員や委託社労士向けの受付フローチャートを作成配布して、お客様の安心感を担保する窓口サービスを展開する。また、加入者本位の理念を一層徹底して、窓口対応における親切丁寧な接遇を推進する。</p>

2. 健康保険給付等

窓口体制の見直し

年金事務所窓口への来客数の推移を分析して、窓口の開設日数等について再検討する。

(4) 被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の再確認について、被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。提出率を向上させるために、当該事業の重要性をより分かり易く、様々なチャネルを通して周知広報し、一定規模以上の未提出事業所に対する督促も行う。

(5) 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進

傷病手当金等の不正が疑われる案件についてはプロジェクトチームを活用し効果的な調査を実施する。柔道整復療養費については加入者への文書照会等を実施して適正受診の促進を図る。詳細については、付属資料【医療費適正化の総合対策】を参照。

(6) 効果的なレセプト点検の推進

レセプト点検を強力に推進し、平成23年度を上回る効果額を達成する。詳細については、付属資料【医療費適正化の総合対策】を参照。

(7) 債権の発生抑制及び早期回収

返納金債権の発生を抑制するため、納付チラシ等により保険証の早期回収について事業所担当者へ周知を図るとともに、資格喪失後受診の防止を周知するポスターを作成して医療機関へ配布することにより、退職後は保険証を使用できないことについて啓発を図る。また、日本年金機構と連携して資格喪失者からの保険証回収を強化する。発生した債権については早期に回収を図る。

詳細については、付属資料【医療費適正化の総合対策】を参照。

(8) 日本年金機構との連絡調整等

定期的に日本年金機構と連絡調整会議を開催し、日本年金機構との緊密な連携を図り、加入者・事業主の方々へのサービスを向上させる。

3. 保健事業

(1) 健診

被保険者(40歳以上)(受診対象者数:242,457人)

- ・生活習慣病予防健診 実施率:45.0%(実施見込者数:109,106人)
- ・事業者健診データ 取得率:3.0%(取得見込者数:7,274人)

【受診率向上のための対策】

- ・健診機関の少ない地域をフォローするため、新規生活習慣病予防健診機関の募集を進め、また、効率的な検診車配車活動を推進する。
- ・生活習慣病予防健診機関との連絡調整を密にし、より効率的な健診実施を図る。
- ・被保険者30人以上の事業所について、事業者健診結果データ取得を業務委託し、事業者健診記録の取得件数・取得率を更に引き上げる。

被扶養者(40歳以上)(受診対象者数:84,204人)

- ・特定健康診査 実施率:23.0%(実施見込者数:19,367人)

【受診率向上のための対策】

- ・市町村が行うがん検診や市町村国保の特定健診との同時実施に向けて、市町村に積極的にアプローチしていく。

(2) 保健指導

被保険者(実施対象者数:25,953人)

- ・特定保健指導 実施率:20.0%(実施見込者数:5,191人)
- (内訳) 協会保健師実施分 15.0%(実施見込者数:3,893人)
- アウトソーシング分 5.0%(実施見込者数:1,298人)

被扶養者(実施対象者数:1,956人)

- ・特定保健指導 実施率:5.0%(実施見込者数:98人)

【実施率向上のための対策】

- ・保健指導の外部委託化を推進して、保健指導実施率を向上させる。
- ・保健師研修を充実させて、保健指導の中断率の低下を図り実施率を向上させる。
- ・事業所を訪問して、当該事業所の月平均医療費等を提示し健康づくりに対する認識を深めていただき、保健指導の受入れをお願いしていく。付属資料【医療費適正化の総合対策】を参照。

(3) その他の保健事業

23年度に引き続き、禁煙推進事業の更なる推進を図り、受動喫煙の防止や個人の禁煙について啓発する。

『健康づくり推進協議会』を活性化して、支部の健康づくりを幅広く推進する。

保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて自治体や他の保険者と連携し、健康づくりや生活習慣改善に向けた事業を展開する。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 組織や人事制度の適切な運営

支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制を強化する。
人事評価制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事を推進する。

協会のミッションや目標を徹底して職場全体で共有化していく。また、職員の意識改革を推進し、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化を定着させる。

(2) 人材育成の推進

支部全体に関わる事業等については、随時、支部内研修を実施して一体感を持って事業運営に取り組む。
レセプト点検・保健事業等のスキルを向上させるため、研修を充実させる。

本部が実施する研修に積極的に参加し、研修後は支部内において伝達研修を実施し、研修内容の共有を図る。

(3) 業務改革の推進

支部業務改革検討会議を設置し定期的開催し、業務改革、サービスの改善を推進し、効果が高いと思われるものについては積極的に本部提案を行う。

(4) 経費の節減等の徹底

職員のコスト意識を高め、競争入札や適切な在庫管理等を徹底して経費を節減する。
調達結果を公表し透明性を確保する。

(5) 事故防止の徹底

コンプライアンスや個人情報保護を徹底させるために、年に一回、職員全体研修を実施する。
リスク管理委員会を定期的開催して、リスク管理体制を構築する。
現金給付処理にかかるチェックリストを活用することにより、事務処理誤り防止を徹底する。

平成24年度 事業計画（東京支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 協会の財政基盤強化に向けた国・東京都等関係方面への積極的な発信</p> <p>協会けんぽの財政基盤をより強化するため、国庫補助率の引上げを含めた医療制度改革を本部と連携して関係各方面へ訴えていく。</p> <p>直面している厳しい財政状況を広く伝えるため、本部と連携して、引き続き、国・メディア・関係団体へ積極的に意見発信していく。</p> <p>協会の財政状況の厳しさや制度改革の必要性等について広く国民の理解を得るための情報発信を行う。</p> <p>東京都・区市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を訴える。</p> <p>(2) 保険者機能の発揮による医療費適正化の推進</p> <p>医療費適正化対策を、財政再建期間の3年目である24年度において、積極的に実施する。</p> <p>また、地域の実情に応じ、医療費適正化のための対策を東京都や他の保険者と連携しつつ立案・実施し、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の向上・効率化のため、以下のような取組みを推進していく。</p> <p>ア．保健事業の推進(後述)</p> <p>イ．医療給付の審査強化</p> <p>効果的なレセプト点検の推進(後述)</p> <p>ウ．ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>(ア) ホームページ・メールマガジン・ラジオ番組・Web サイト等を活用した積極的な広報の推進</p> <p>(イ) 患者の意思表示を容易にする、「希望カード」・「希望シール」等の継続配布</p> <p>(ウ) ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減効果等を通知するサービスの実施</p> <p>エ．現金給付の審査強化</p> <p>傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等の現金給付の審査強化等の推進</p> <p>オ．債権の早期回収(後述)</p> <p>カ．債権発生抑制</p> <p>日本年金機構との連携を強化し、資格喪失時等の健康保険証回収及び返却の催告を促進</p> <p>キ．適正受診の啓発・勧奨</p>

- (7) インターネットを通じた医療費通知サービスの推進
- (1) 健康保険証送付時にメッセージカードを同封し、健康保険証の適正使用を周知
- ク．都道府県への意見発信
- 本部と連携した医療費データ等の分析・研究結果に関する情報提供
- ケ．調査研究事業の推進
- (7) 有識者の協力による学術的・専門的な医療費の分析
- (1) 腎機能低下者への受診勧奨などにより重症化を防止
- コ．被扶養者資格の再確認
- 無資格受診の防止や、高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携の下、的確かつ円滑に実施。

(3) 加入者等への周知広報の充実

広報プロジェクトチームを活用し、広報内容と手段の充実を図る。

広報内容を充実する。

- ア．加入者にわかりやすい広報を推進
- イ．加入者・事業主への財政状況（都道府県単位保険料率）・健康づくりにかかる広報の充実
- ウ．特に高額療養費制度（限度額適用認定証）について周知広報を強化
- エ．資格喪失者の健康保険証の回収について周知広報を強化

広報手段を充実する。

- ア．健康保険委員の委嘱拡大と情報発信の強化
- イ．日本年金機構をはじめ、関係団体との連携強化
- ウ．ホームページでのコンテンツの充実
- エ．ラジオ番組・Web サイトの充実
- オ．メールマガジンの配信による双方向コミュニケーションの推進
- カ．様々なメディアを有効に活用した独自広報の推進
- キ．社会保険新報（財団法人東京社会保険協会発行）での情報提供の充実
- ク．リーフレット、加入者・事業主に向けたお知らせ等の充実
- ケ．新規適用事業所向けに実務の手引き等を配付

	<p>コ．年金委員研修会の場を活用した健康保険制度等の情報提供</p> <p>(4) 返納金等債権の適正な管理と積極的な回収</p> <p>「債権発生防止」「債権回収」について以下の取り組みを確実に実行する。</p> <p>ア．債権発生時における納付勧奨</p> <p>イ．未納者に対する定期的な催告状の送付</p> <p>ウ．電話や訪問による督促</p> <p>エ．法的手続きの実施</p> <p>顧問弁護士を活用した督促及び回収を実施する。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) 保険給付事務処理体制の強化</p> <p>正確で迅速な給付処理を行う。</p> <p>ア．サービス・スタンダード等による一定の給付処理期間の堅持</p> <p>イ．業務処理マニュアルの整備・充実</p> <p>ウ．人員の弾力的シフトによる事務処理体制の強化</p> <p>保険給付の適正化を推進する。</p> <p>ア．傷病手当金、出産手当金及び柔道整復施術療養費等に係る不適切な申請事例に厳格に対応</p> <p>(ア) 支部現金給付適正化プロジェクトの充実</p> <p>(イ) 顧問弁護士の有効的な活用</p> <p>(ウ) 柔道整復施術療養費、療養費の内容点検・患者調査等の強化</p> <p>(I) 本部との連携強化</p> <p>(2) お客様サービス向上</p> <p>電話応答率と対応品質を向上する。</p> <p>ア．コールセンターの拡大展開と基盤整備</p> <p>イ．定期的なモニタリング実施による対応品質の確保、改善</p> <p>ウ．各種申請書類入手要望に対するホームページへの誘導促進</p> <p>エ．コールセンター収集データのマーケティング応用</p>

サービススタンダード達成率 100%を維持する。
 窓口に対するタイムリーな情報を提供する。
 お客様に対するCSを向上する。

- ア. 「お客様の声」について本部と連携した分析評価
- イ. 申請書等の様式や記載要領、パンフレット等の改善や手続きの簡素化の推進
- ウ. お客様満足度調査、窓口・電話対応実態調査等の活用による改善
- エ. 英語等案内拡充によるサービス性の向上

(3) 窓口体制の整備と効率化

支部窓口体制を再構築する。
 サテライト（年金事務所内特設窓口）の更なる効率化により、職員の弾力的、効率的配置を行う。
 各種申請書類の郵送化、電話相談体制強化を推進する。

(4) レセプト点検の効果的な推進

【目標】

被保険者1人当たり点検効果額

内容点検：全国平均を上回る額（平成23年度目標 873円）

外傷点検：前年度実績を上回る額（平成23年度目標 270円）

自動点検システム等を効果的に活用したレセプト点検を実施する。

レセプト点検スキルアップ研修等へ積極的に参加する。

レセプト点検員相互の知識・査定事例の共有化を更に推進するためミーティング等を充実する。

審査医師によるレセプト点検指導を充実する。

効率的な負傷原因照会を推進する。

第三者行為求償業務担当者研修を実施する。

レセプト点検進捗会議による目標の進捗管理を行う。

オンラインレセプトの請求前資格確認により、資格点検の早期化及び効率化を図る。

弾力的な人員配置を行い、効率的な点検体制を構築する。

3. 保健事業

(1) 保健事業の効果的な推進

保健事業については、加入者の疾病の予防や健康の増進を目指して、関係者間で密接に連携を図りつつ、地域の実情を踏まえて、特定健康診査・特定保健指導を最大限に推進するとともに、「健康づくり推進諮問会議」に意見を求めるなどし、その他の保健事業を適切に組み合わせ、総合的かつ効果的に推進する。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導等の推進

特定健康診査については、事業主・加入者に対する適切な広報等を通じて、加入者への定着を進めるとともに、健診実施機関の拡充を推進し健診受診率の向上を図る。

事業者健診については、医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知を踏まえ、DM・電話・訪問等による事業所に対する意識啓発等を通じ、データの取得を促進し、特定保健指導に繋げる。

特定保健指導については、外部委託の拡充を推進するとともに、IT活用を通じ指導保健師・管理栄養士一人あたりの実施件数の増や、指導保健師・管理栄養士のスキルアップを図るなど、実施率の向上を図る。

また、重症化予防や一層の健康づくりのために、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防の効果を評価・検証すると同時に、実施方法を工夫し、より効果的に実施する。

【目標】

ア. 健診

(ア) 被保険者(40歳以上)(受診対象者数：1,175,052人)

A. 生活習慣病予防健診 実施率：41.0% (実施見込者数：481,771人)

B. 事業者健診データ 取得率：5.0% (取得見込者数：58,753人)

(イ) 被扶養者(受診対象者数：413,360人)

A. 特定健康診査 実施率：20.2% (実施見込者数：83,499人)

イ. 保健指導

(ア) 被保険者(実施対象者数：127,023人)

A. 特定保健指導 実施率：13.5% (実施見込者数：17,148人)

(内訳)

《協会保健師実施分》 3.5% (実施見込者数：4,446人)

《アウトソーシング分》 10.0% (実施見込者数：12,702人)

(1) 被扶養者（実施対象者数：7,014人）

A．特定保健指導 実施率：10.0%（実施見込者数： 701人）

【具体的な取組内容】

ア．健診受診勧奨

- | | | |
|----------------------------------|---------|-------------|
| (ア) 生活習慣病予防健診申込書の送付 | (対象事業所数 | 182,000件) |
| (イ) 特定健康診査受診券の送付 | (対象事業所数 | 101,000件) |
| (ウ) 任意継続被保険者・その被扶養者への健診申込書の送付 | (対象者数 | 11,000人) |
| (エ) 新規適用事業所への健診申込書の送付 | (対象事業所数 | 10,000件) |
| (オ) 新規適用事業所への電話による受診勧奨 | (対象事業所数 | 4,000件) |
| (カ) 生活習慣病予防健診未受診事業所への郵送による受診勧奨 | (対象事業所数 | 10,000件) |
| (キ) 生活習慣病予防健診未受診事業所への電話による受診勧奨 | (対象事業所数 | 6,000件) |
| (ク) 事業所への健診案内チラシによる受診勧奨（納入告知書同封） | (対象事業所数 | 182,000件) |
| (ケ) 生活習慣病予防健診本人向け案内チラシによる受診勧奨 | (対象者数 | 1,700,000人) |
| (コ) 特定保健指導・健康相談案内リーフレットによる勧奨 | (対象者数 | 600,000人) |
| (サ) ラジオ番組・ラジオCM（スポット）による健診受診勧奨 | | |
| (シ) 女性向けメディアを活用した特定健診受診勧奨 | | |
| (ス) 映像ソフトを活用した健診受診勧奨・特定保健指導 | | |

イ．健診電話相談体制整備

ウ．健診機関・特定保健指導機関との契約等

- | |
|-------------------------------|
| (ア) 生活習慣病予防健診実施機関の拡充 |
| (イ) 島しょ部における生活習慣病予防健診の受診機会の確保 |
| (ウ) 特定保健指導実施機関の拡充 |
| (エ) 特定健康診査・特定保健指導（被扶養者） |
| ・ 代表保険者の集合契約Bによる健診機関の確保 |
| ・ 集合契約Aによる健診実施機関の拡充 |

エ．特定健康診査とがん検診の実施機関情報共有化の実施に伴い、被用者保険の取りまとめ保険者として、がん検診実施情報の取りまとめと各保険者への情報提供

	<p>オ．健康づくり推進諮問会議の運営 カ．事業者健診データ取得推進（DM送付・電話勧奨・訪問勧奨） キ．ITを活用した保健指導の実施 ク．健診申込ツール（オプティ）の周知、利用率向上に向けた取組</p> <p>（３）各種事業の展開</p> <p>保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて自治体や他の保険者と連携を推進するとともに、生活習慣改善に関する教育やラジオ・Webサイトを活用した健康・健康づくりの情報機会の提供、相談、普及啓発など、地域の実情に応じた保健事業を実施する。</p> <p>また、医療費分析において、「健康づくり推進諮問会議」の意見や助言にもとづき、健診結果データとレセプトデータの突合、検証を実施し、重症化予防のための対策を検討する。</p> <p>ア．メタボリックシンドロームの予防に関する情報の提供 イ．がん検診・がんに関する正しい理解の普及啓発によるがんの予防 ウ．心の健康づくり エ．むし歯・歯周病予防の普及啓発 オ．地域の健康づくりイベントへの参加</p> <p>国の施策との連携のもと、肝炎やエイズに対する正しい理解や予防のための普及啓発を推進する。</p>
<p>4．組織運営及び業務改革</p>	<p>（１）業務・システムの刷新</p> <p>現行システムについては、大量データ処理に対応しきれていないことや、大量の紙を使用する処理となっていることから、本部と連携して、業務・システムの刷新を進めていく。</p> <p>（２）組織運営体制の強化</p> <p>事業主・加入者の意見に基づき適切に運営する。</p> <p>ア．東京支部の組織運営について、東京支部評議会を基軸として、事業主・加入者の意見に基づき、PDCAサイクルを適切に機能 イ．組織運営体制の強化</p> <p>本部との連携をさらに密にし、内部統制（ガバナンス）の確保や部門間連携など組織運営体制を強化</p>

コンプライアンス・個人情報保護等を徹底する。

ア．法令等規律の遵守、個人情報保護・セキュリティ管理について、本部と連携した研修等を通じて徹底し、点検を強化

イ．コンプライアンス委員会の活用・通報制度の周知徹底

ウ．個人情報保護徹底のための対応基準に則った運用管理
労働安全衛生を徹底する。

ア．職員の健康管理の徹底（二次健診の受診促進など）

イ．衛生委員会の充実

経費節減を推進する。

ア．効率的な執行による更なる経費の節減

イ．事務処理方法等の見直しによる業務経費の削減

ウ．調達委員会を活用した透明性の確保

エ．業務効率化による時間外（超過）勤務の縮減

オ．節電対応

カ．消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理

（３）民間にふさわしい人事制度の運用

実績・能力本位の人事制度を運用する。

ア．人事評価制度の適切な実施

イ．期待像・評価の考え方の明示

ウ．個々の職員の役割・目標の明確化と目標達成評価の実施
支部長権限に基づく人員を弾力的に配置する。

（４）人材育成の推進

民間にふさわしい組織風土・文化を形成する。

お客様本位の理念について職員への一層の徹底を図る。

ア．コミュニケーション強化、意識改革、自由闊達な気風と創意工夫

（特にお客様に対する接遇の向上、朝晩の挨拶、グループミーティングなどを徹底）

- イ．本部と連携した各種研修
- ウ．支部独自の職員等のスキルアップ研修
- エ．「組織の活性化7つの秘訣」(携行カード)の実行
- オ．「コンプライアンス、リスクマネジメント、事務処理、安全の心得」(携行カード)の実践

(5) 業務改革の推進

業務のアウトソーシング化を推進する。

- ア．窓口業務
- イ．受付、入力、発送業務
- ウ．電話対応業務
- エ．レセプト点検業務
- オ．健診・保健指導業務

事務処理体制を整備する。

- ア．長期的視点での事務室統合の検討
- イ．設備等の適切な管理

職員のコア業務・企画業務への重点化を推進する。

現場の創意工夫を活かし改善を進める体制を整備する。

- ア．支部独自の改善提案制度の推進と活用
- イ．グループリーダー単位で業務改善を図る体制の構築
- ウ．ヒヤリ・ハット報告内容の検討と対策
- エ．事務処理誤りの再発防止、業務改革へ向けたQC手法の定着

(6) リスク管理の強化

支部独自のリスク管理委員会を活用する。

- ア．リスクの点検や分析
- 東京支部顧問弁護士を有効に活用する。
- 災害時対策を推進する。
- ア．お客様の安全確保対策

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">イ．職員の安全確保対策ウ．業務継続計画（BCP）による災害時の給付・窓口要員等の確保エ．防火防災管理点検の徹底 |
|--|---|

平成24年度 事業計画（神奈川支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1)制度改正に向けた関係方面への積極的な発信 神奈川県選出の国会議員への継続的な接触により、財政状況等協会けんぽの実情を理解してもらう。 健康保険制度改正の必要性について、事業主団体へ理解を深めてもらい、活動に対しての協力を要請するとともに、メディアへの積極的な情報発信も同時に実施する。 財政状況について加入者、事業主にも理解を促す広報の実施を行う。 保険者協議会、地域職域連絡協議会、国保運営協議会等関係団体への参加を通じ、保険者間の連携のもと、加入者等の立場に立った保険者としての意見を発信する。</p> <p>(2)保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 協会のミッションを遂行するための各領域の課題の抽出と具体的な取組みを総合的に検討し、推進していく。 具体的には下記以降の項目を具体的に推進していく。 医療に関する情報提供 関係方面への積極的な発信 保健事業の効果的な推進 ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進 効果的なレセプト点検の推進 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等健康保険給付の審査強化 等</p> <p>(3)地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策 レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化、債権発生抑制などメリハリのついた管理を徹底する。 他の保険者と協同の可能性を検討し、連携をとりながら効果的な医療費適正化対策を進める。 医療費、健診データの分析結果についてホームページ等を通じて広報するとともに保健事業等に反映させる。 医療費通知を年1回実施するとともに、インターネットを通じ医療費情報の提供(登録目標件数:年間500件)を推進する。</p>

(4)ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ホームページ(トップページに常時掲載)、事業所あて定期広報誌・リーフレットへの掲載、評議会、健康保険委員研修会等を通じジェネリック医薬品の使用促進について、周知広報を行い、使用促進を更に着実なものとする。

希望者シールを協会窓口等にて配布する。

自己負担額削減効果通知の送付を実施する。

県主催のジェネリック医薬品推進協議会への参加要請の継続とそれまでの間、オブザーバーとしての参加を行う。

事業所訪問時にジェネリック医薬品についての理解と使用促進の協力要請を行う。

(5)調査研究の推進等

神奈川支部のレセプト、健診等のデータに基づいた分析を行い、機会あるごとに情報提供することにより、地域の医療課題を解決するための一助とする。

(6)広報の推進

ホームページ等について加入者の立場から読みやすい広報に努める。

ラジオ・新聞・タウンニュース等の広報媒体もコストパフォーマンスを検討しながら必要に応じ、利用していく。

社会保険協会の広報会議を通じ、事業所への周知を図っていく。

日本年金機構の協力を得て、加入事業所への広報内容の充実を図る。

健康保険委員に対し、定期的(年4回)に情報誌を発行する。また、メルマガを活用し、制度の通知等を図ると共に500名以上の委員委嘱に努める。

県、市町村、関係団体との連携による広報を実施していく。

(7)的確な財政運営

・支部として財政運営の状況を適切に把握、検証し支部の財政運営を行う。

2. 健康保険給付等

(1)サービス向上のための取組

支部におけるお客様対応マニュアルの徹底を図る。また、お客様満足度調査結果に基づき、加入者のニーズを把握し、サービスの改善や向上に創意工夫を活かしていく。

「正確」「迅速」な給付決定に努め、請求書受付から10営業日以内に支払うこととする。(サービススタンダード達成目標：10営業日以内達成率 100%)

協会理念である「加入者並びに事業主への質の高いサービスの提供」を徹底すると同時に、研修などにより接遇の向上を図る。

健康保険委員の委嘱を促進し、健康保険事業及び健康づくり事業に関する広報相談等の事業に参画要請を行う。

加入者等の立場から見た分かりやすい支部独自の健康保険に関する「しおり」の作成。

申請書類の郵送化促進、インターネットを活用した医療費情報提供サービスの実施、保険料の口座振替の利用者の拡大を図る。

(2)高額医療費制度の周知

病院等への広報による限度額適用認定制度の利用促進を図る。

高額療養費の未申請者に対する周知を行う。

(3)窓口サービスの展開

支部及び12年金事務所の窓口体制を効率化の観点から見直しその利用状況等を検討し11月時点での縮小を目指す。

窓口の効率化に伴い届出の郵送化を推進する。

(4)被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て的確に実施する。

22年度未提出事業所を重点事業所として適正な再確認を実施する。

(5)傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費に係る適正な給付業務の推進

柔道整復施術療養費については、厚生局神奈川事務所と連携を密にし適正な給付に努める。

現金給付決定において疑義が生じた場合、医師及び本人照会を強化するとともに、不適切な申請については「保険給付適正化PT」を活用し、効果的な審査、調査手法により、適正な支給に努める。

	<p>(6)レセプト点検の効果的な推進</p> <p>システムによるレセプト抽出機能の活用、点検情報の共有化研修の充実を通じ、点検技術の底上げを図り更に効果的なレセプト点検を実施する。</p> <p>請求前資格確認によるシステムでの資格点検を活用し、早期化及び効率化を図る。</p> <p>被保険者1人当たり点検効果額目標を設定する。</p> <table border="0"> <tr> <td>資格点検</td> <td>23年度効果額を上回る</td> </tr> <tr> <td>内容点検</td> <td>23年度全国平均値を上回る</td> </tr> <tr> <td>外傷点検</td> <td>23年度効果額を上回る</td> </tr> </table> <p>(7)無資格受診の事由による債権発生抑制及び早期回収強化</p> <p>加入資格喪失者からの保険証回収の強化及び発生債権の早期回収に努める。</p> <p>返納金債権について、速やかな納付書発行に努め、未納者に対する催告状、案内文書等送付を強化するとともに、訴訟等法的手続きを積極的に実施するなど、債権の縮減に努める。</p> <p>日本年金機構との連携により、資格喪失者に係る被保険者証の適正・迅速な回収を図り、資格喪失後受診の発生を防止する。</p>	資格点検	23年度効果額を上回る	内容点検	23年度全国平均値を上回る	外傷点検	23年度効果額を上回る
資格点検	23年度効果額を上回る						
内容点検	23年度全国平均値を上回る						
外傷点検	23年度効果額を上回る						
3. 保健事業	<p>(1)保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <p>24年度は医療費適正化計画の最終年度であり、基本的方向性に沿って目標達成に努力をする。また、健康づくり推進協議会での意見を踏まえ保健事業の効果的な推進を行う。</p> <p>(2)特定健康診査及び特定保健指導の推進</p> <p>特定健康診査及び特定保健指導については、事業主への積極的な働きかけ、アウトソーシング等を活用し継続していく。事業主健診データの取得についても事業所に対する適切な広報とともに、アウトソーシングや訪問等を組み合わせ、効果的な活動を行っていく。また、健診委託機関等の連携により保健事業の効果を高めていく。</p> <p>特定健康診査</p> <p>被保険者(40歳以上)(受診対象者数:409,688人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 目標実施率:48.2% (実施見込者数:197,600人) ・事業者健診データ 目標取得率:3.3% (取得見込者数:13,500人) 						

被扶養者(受診対象者数:140,494人)

・特定健康診査 目標実施率:15.0% (実施見込者数:21,100人)

- ・がん検診と特定健康診査の同時セット受診促進のためチラシ、ポスターを作成し、広報周知に努める。
- ・事業者健診データの取得のため、磁気データ作成において事業所支援するなど円滑な取込みに努める。
- ・特定健診受診率の低い事業の被扶養者に対し、健診案内を直接送付し、受診拡大を図る。
- ・生活習慣病予防健診実施機関の地域的なアンバランスを緩和するため、検診車による会場検診の広報に努める。
- ・生活習慣病予防健診未受診事業所の被保険者への受診勧奨を積極的に行う。

保健指導

被保険者(実施対象者数:44,542人)

・特定保健指導 目標実施率:9.5% (実施見込者数 4,228人)

(内訳)協会保健師実施分 4.5% (実施見込者数 2,001人)

アウトソーシング分 5.0% (実施見込者数 2,227人)

被扶養者(実施対象者数:1,983人)

- ・特定保健指導 目標実施率:5.0%(実施見込者数 100人)
- ・事業所(被保険者)及び被扶養者に対する特定保健指導案内の直接送付による利用勧奨を行う。
- ・保健指導について、市町村国保等の保健師との連携による健康増進を組み合わせた事業所指導を実施する。
- ・特定保健指導3カ月修了者に対し、ステップアップ検査を実施し、これまでの生活習慣改善努力を効果測定することで健康度の再認識を行う。また、保健師等による最終評価の働きかけを行い、中断の低減に努める。

(3)その他の保健事業

- ・県内保険者協議会における「協会けんぽ」の役割を自覚することにより、自治体等と連携によるがん検診、健康づくり、生活習慣改善に関する啓発等を積極的に展開する。
- ・県との連携のもと、市町村と共同し、被扶養者の特定健康診査等受診率向上向け、モデル事業を展開する。
- ・「ピンクリボンかながわ」との共催による乳がん撲滅の啓発事業を実施する。
- ・市町村が行うがん検診との連携及び保健指導の外部委託を活用し、健診受診率・保健指導実施率の向上を図る。

(神奈川県)

- ・「ピンクリボンかながわ」「神奈川健康プラン21」「がんへの挑戦・10ヵ年戦略」「神奈川県医療費検討委員会」への積極的参加。

(横浜市)

	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康横浜21」への積極的支援 (健康保険組合連合会神奈川連合会) ・「特定保健指導フェア」への積極的支援 ・肝炎、エイズに対する理解・予防のための普及啓発を促進する。 ・地元企業とのタイアップによる健康づくり事業を検討する。
<p>4 . 組織運営及び 業務改革</p>	<p>(1)業務・システムの刷新 支部としては本部の進捗に合わせ、推進の協力及び支部としての役割を遂行する。</p> <p>(2)組織や人事制度の適切な運営と改革 実績や能力本位の人事の推進 ・目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進する。 協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着 ・掲示物等による、ミッションの徹底や、また、マニュアルや研修等により徹底を図っていく。 コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 ・法令等規律の遵守(コンプライアンス)については、研修等を通じその遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。 リスク管理 ・リスク管理については、定時的なリスクの点検や研修等の実施により対応を図る。</p> <p>(3)人材育成の推進 本部研修へ参加できる体制を充実させ多くの職員を参加させる。 支部の研修を充実させ、職員の能力の底上げを図る。</p> <p>(4)業務改革の推進 ・業務改革会議での提案を基に業務の効率化・適正化に取り組む。 ・業務改善提案制度の活性化により、業務改善を推進する。</p>

- ・定型的業務、繁忙期業務についてアウトソーシングを推進する。
- ・職員のコア業務や企画的業務への重点化を図る。

(5)経費の節減等の推進

- ・調達委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページを活用し、調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。
- ・消耗品等について適切な在庫管理を徹底し、経費節減に努める。
- ・電気使用量、郵送料等についてコスト意識を持って業務を遂行する。
- ・業務進捗管理、労務管理及び業務振り分け等を行い超過勤務時間の縮減を図る。
- ・事務所賃借料及び倉庫賃借料の軽減交渉の継続
- ・継続的なムダの発掘による経費削減。

平成24年度 事業計画（新潟支部）

項 目	実 施 内 容 等
1．保険運営の企画	<p>(1)地域の实情に応じた医療費適正化の総合的対策 医療費適正化のための総合的な対策を区市町村や他の保険者と連携しつつ、立案・実施する。 医療費適正化に向けた医療データの調査、分析を行い、事業所や市町村に発信し、連携、関係強化を図る。 精神系疾患による傷病手当申請案件に係る事業所訪問と加入者ニーズの把握を図る。</p> <p>(2)ジェネリック医薬品の更なる使用促進（目標使用割合：数量ベース30%） ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図るため、様々な広報媒体を活用し周知を図る。 ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスの効果を分析し、関係各方面に対して、その効果を積極的に発信する。 自治体、他の保険者、関係団体との情報交換や連携により、ジェネリック医薬品の使用頻度を調べ使用促進を図る。</p> <p>(3)加入者・事業主に響く広報の推進 ホームページ及びメールマガジンの充実を図ると共に、メディアを活用し、加入者の視点から積極的な広報を実施する。 定期発行物の「けんぼ通信」「社会保険にいがた」の紙面の充実を図り、加入者へ確実に情報を発信する。 健康づくりに向けてのイベントを実施（主催・共催）する。</p> <p>(4)制度周知の取組み 健康保険ガイドブックを作成し、研修会や加入者、事業所に配布し、協会けんぽの取り組みや健康保険制度の周知を図る。 加入者、事業主に対して制度内容や手続方法等を広く周知するため、各種講習会等に積極的に参加する。 新潟県内の入院医療機関（新潟県病院協会加盟 132 病院）への申請書一体型リーフレット（外来分の適用開始を含む）の常備を図る。（制度説明チラシ、限度額適用認定申請書の常備については平成 22 年 5 月より開始） 日本年金機構年金事務所と連携し、新規適用事業所に対して制度周知を図る。</p>
2．健康保険給付等	<p>(1)サービス向上のための取組み サービススタンダードの遵守 健康保険給付の受付から振込までの日数の目標（10 営業日以内）の達成率 100% 加入者等のご意見や苦情等を迅速かつ的確にフィードバックし、お客様満足度の向上を図る。</p> <p>(2)窓口サービスの展開等 各種申請書の郵送化の推進 目標：郵送率 80%（23 年 10 月郵送率：75.7%） 郵送化の進捗状況や窓口の利用状況を踏まえ、効率的かつ効果的なサービスの提供を図る。</p> <p>(3)被扶養者資格の再確認 事業主の協力を得て、高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構と連携し的確に行う。（目標：リスト回収率 90%、22 年度実績 86%）</p> <p>(4)傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等健康保険給付の審査強化（適正な給付業務の推進） 現金給付適正化委員会による審査強化を図る。 年金事務所への調査依頼に係る事前打合せ、連携強化を徹底する。 柔整、鍼、灸、あんまマッサージの適正利用に係る周知広報を強化する。 柔整療養費に係る患者照会を実施（目標：照会件数 1 ヶ月 100 件以上）及び厚生局と連携を図った患者面談調査を実施する。</p>

・特定保健指導 実施率：13.0%（実施見込者数：4,340人）
 （内訳） 協会保健師等実施分 8.0%（実施見込者数：2,670人）
 アウトソーシング分 5.0%（実施見込者数：1,670人）
 被扶養者 （実施対象者数：3,100人）
 ・特定保健指導 実施率： 8.1%（実施見込者数：250人）
 （内訳） 協会保健師等実施分 3.2%（実施見込者数：100人）
 アウトソーシング分 4.9%（実施見込者数：150人）

(3)その他の保健事業

事業所の喫煙対策支援

受動喫煙防止による加入者の健康保持増進を図るため、事業所での集団学習（20事業所程）やポスター掲示、喫煙者への禁煙サポートなどを実施する。

関係機関との協働

加入者の健康の保持増進を図るため、関係機関主催の事業を後援共催することで効率的効果的な事業実施を行う。

学校での健康づくり教育

青少年とその親世代の生活習慣病予防及び健康の保持増進を図るため小中学校での健康づくり教育を実施する。（10校予定）

医療費適正化に向けたデータ分析

医療費データを分析し、事業所や市町村における特徴を把握し、結果説明により医療費適正化を図る。

事業主との連携促進

健康保険委員委嘱の事業所を訪問し、事業所単位で健診結果を分析した「事業所カルテ」を提示し、医療費適正化や保健指導の勧奨につなげる。

(4)受診勧奨対策

事業者健診データ取得及び生活習慣病予防健診受診勧奨に関する業務委託

健診受診率の向上を図るため、健診未申込事業所（約6,500事業所）に対し、電話による受診勧奨業務を外部委託する。

事業者健診データの入力

健診受診率の向上を図るため、事業者健診データ提供を依頼し（約4,000事業所）取得データを入力する。

健診保健指導受診促進

健診保健指導の受診促進のため、効率的な事務処理を実施する。

特定健診受診券自宅直送

被扶養者の特定健診受診率の向上を図るため、特定健診対象者（10,000人）の自宅へ特定健診受診券を送付する。

協会けんぽ主催の集国会場での健診

加入者の健診受診率の向上を図るため、またサービス向上のために集国会場での健診を実施する。（4か所予定）

集合契約機関における特定健診特定保健指導受診勧奨ポスター・パンフレット設置

被扶養者の特定健診特定保健指導実施率の向上を図るため、集合契約機関に対し、勧奨ポスター掲示やパンフレット配布を依頼する。

協会けんぽ主催の集国会場での保健指導

加入者の特定保健指導実施率の向上を図るため、またサービス向上のために協会けんぽ主催の集国会場での特定保健指導を

	<p>実施する。(12か所予定)</p> <p>被扶養者の特定健診データ取得に関する個別契約</p> <p>被扶養者の特定健診受診率の向上を図るため、特定健診対象者の健診結果等を早期に取得する。(目標1,000人)</p> <p>特定健診受診案内の県内全戸配布</p> <p>被扶養者の特定健診受診率の向上を図るため、県内市町村に対し、受診勧奨チラシの配布や自治体広報紙への掲載を依頼する。</p>
4. 組織運営及び業務改革	<p>(1)人材育成の推進</p> <p>職場でのコミュニケーションやチームワークづくりを強化するとともに、問題解決、改善意識の向上を図る研修を計画的に実施し、働きがいを感じる職場づくりを推進する。</p> <p>支部方針、コンプライアンス・個人情報保護の遵守及びリスク管理等について、研修等を通じて徹底し、職員の意識向上を図る。</p> <p>(2)経費の削減等の推進</p> <p>予算の的確な執行と透明性を図るため、四半期毎に今後の支出見込を計上して明確な予算管理を行い、全職員のコスト意識向上を図る。(消耗品・事務用品費の前年実績減：目標5%減)</p> <p>(3)各種委員会の機能</p> <p>医療費適正化に向けた各種委員会の機能強化を図り、職員の保険者機能発揮に対する意識の向上を図る。(毎月1回開催)</p> <p>(4)健康保険委員の拡充と連携</p> <p>健康保険委員の増員を図り、委員に対して効果的、効率的な研修会等を開催し、関係強化を構築することにより、健康保険制度の推進を図る。(目標委嘱数：2,000人・研修回数：年2回)</p>

平成24年度 事業計画（富山支部）

項 目	実 施 内 容 等
1．保険運営の企画	<p>医療費適正化総合的対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検、現金給付の審査強化等の医療費適正化対策を、強力に実施する。 <p>ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年12月レセプトによる数量使用割合：30% <p>広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者、事業主、関係者の視点に立った情報提供の実施。（評議会、社会保険委員会、保険者協議会、納入告知書同封チラシ、社会保険とやま、メールマガジン、ホームページへの掲載） <p>県等関係方面への意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富山県医療費適正化事業への参画推進。
2．健康保険給付等	<p>サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービススタンダードの100%達成、支払期間は6営業日以内を維持する。 ・お客様満足度調査を実施し、加入者等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上に努める。 <p>高額療養費制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来受診での限度額認定証取扱い導入に関する広報を行い、限度額認定証の申請促進を図る。 <p>被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ実施する。 <p>傷病手当金、出産手当金、柔道整復師療養費等に係る適正な給付業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富山支部保険給付適正化要領に基づく審査、医師照会、被保険者照会を実施する。 ・柔整分析システムを活用した、柔道整復師療養費の効果的な患者調査を実施する。 <p>レセプト点検の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格、外傷、内容点検における効果額：23年度実績を上回る。 <p>無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び回収の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24年度末債権残高：23年度末債権残高を下回る。
3．保健事業	<p>(1)健診</p> <p>被保険者（40歳以上）（受診対象者数：139,680人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：58.7%（実施見込者数：82,000人） ・事業者健診データ 取得率：7.2%（取得見込者数：10,000人） <p>被扶養者（受診対象者数：40,917人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：24.4%（実施見込者数：10,000人） <p>(2)保健指導</p> <p>被保険者（実施対象者数：21,160人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：16.3%（実施見込者数：3,458人） （内訳） 協会保健師実施分 11.3%（実施見込者数：2,400人） アウトソーシング分 5.0%（実施見込者数：1,058人） <p>被扶養者（実施対象者数：1,210人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：8.3%（実施見込者数：100人）

	<p>(3)その他の保健事業 保健事業の総合的かつ効果的な推進 ・ITを活用した特定保健指導。 ・高血圧の重症化予防として、医療機関における治療の勧奨を委託。 ・生活習慣病予防・改善セミナーの開催。 適正受診の啓発・勧奨 ・ホームページやメールマガジン等の活用。</p> <p>(4)受診勧奨対策 ・健診データ等の各事業所への提供。 ・事業者健診データ提供勧奨の外部委託。 ・紙媒体で入手した事業者健診結果データの入力委託。 ・集団健診を実施する市町村にある事業所に勤務する方の被扶養者に特定健康診査受診券を自宅直送。</p>
4. 組織運営及び業務改革	<p>組織や人事制度の適切な運営と改革 ・目標と進捗状況の見える化を徹底。 ・協会のミッションや目標への取組を徹底。 ・支部内の部門間連携を強化。 ・目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用。</p> <p>人材育成の推進 ・階層別研修や重点的な分野を対象とした業務別研修を通して、必要なスキルを習得する。</p> <p>業務改革の推進 ・業務改革会議等の検討内容を踏まえ、サービスの向上及び業務改善を図る。</p> <p>経費の削減等の推進 ・競争入札・見積合せ及び適切な在庫管理等により、経費の削減に努める。</p>

平成24年度 事業計画（石川支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p><input type="checkbox"/> 医療費適正化の総合対策を重点的に取組むとともに、加入者の疾病予防・健康増進のため、事業主及び加入者への効果的な広報及び、石川県及び市町・関係団体への積極的な意見発信を行う。</p> <p>(1) 協会の財政基盤強化に向けた国・都道府県等関係方面への積極的な発言</p> <p><input type="checkbox"/> 協会けんぽ財政基盤強化に対する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者・事業主に保険財政の厳しい状況を伝えていくため政府・メディア・関係団体に積極的に意見発信していく。 ・ 国庫補助率の引き上げを含めた医療制度の改革を関係方面に訴えていく。 ・ 協会の財政状況の厳しさや制度改正の必要性等について広く理解を得るための情報発信を行う。 <p><input type="checkbox"/> 石川県保険者協議会等へ参画し、保険者としての意見発信。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石川県及び各市町における各協議会や健康づくり事業に参画し、健康保険事業全般について取組み強化に向けた情報を発信する。 ・ 社会保険診療報酬支払基金石川支部幹事会に参画する。 <p><input type="checkbox"/> 各関係団体等との協力体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各経済団体に対し医療費適正化に向けての取組みに対する理解を求め、協力体制を構築する <p>(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策</p> <p><input type="checkbox"/> 地域医療や健診データを分析するとともに加入者の予防や健康増進、医療費適正化に関し重点的に取組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者へのジェネリック医薬品の使用推進による医療給付の適正化。 ・ 現金給付の審査強化。 ・ 保険証の無資格受診の抑制対策の強化、発生債権の回収強化。 ・ レセプト点検強化による医療費の適正化。 ・ 健診受診率向上、事業者健診結果データ提供の取得向上。 ・ 糖尿病未治療者に対する早期受診勧奨。 <p>(3) 健診受診率向上に向けた勧奨の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診未実施事業所及び商工3団体等への訪問や医療機関との連携により、健診受診及び事業者健診結果データの提供依頼を行う。 ・ 県や各市町と連携を図り事業所の協力を得て、被扶養者特定健診受診率向上に向けた地域に根ざした効果的な取組みを実施する。 <p>(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <p><input type="checkbox"/> ジェネリック医薬品普及に向けた協力体制の構築。</p>

- ・社団法人薬剤師会との意見交換会を定期的を開催する。
- ・石川県ジェネリック医薬品使用推進連絡協議会に参画し、情報発信の強化を図る。

ジェネリック医薬品使用に向けた意識の啓発。

- ・ジェネリック医薬品軽減額通知サービスやホームページ等により使用メリットの周知を幅広く行い、ジェネリック医薬品が一層浸透するよう働きかける。

目標値 使用割合(数量) 30%

(5)調査研究の推進等

医療費分析結果のデータベース化と加入者等への還元

- ・様々な観点から石川県の医療の状況等についての調査、分析データを積み上げ、加入者等への情報提供を推進する。

定期的なアンケート等による加入者の意識調査

- ・様々な視点から加入者等の意見や考え方を把握する機会を設け、今後の業務に活用する。

(6)広報の推進

メディア媒体の有効活用による効果的な広報の実践

- ・保険料率変更や健診受診率向上など重要事項に対し、あらゆるメディアを有効に活用した効果的な周知・広報を幅広く実施する。

支部独自のチラシやポスターの配布

- ・様々な広報機会を捉え、事業所・各種団体・医療機関等に対し、計画的かつ迅速な情報発信を行う。

メールマガジンを通じた効果的な情報発信

- 健康保険に関する各種情報をいち早く発信する。

目標登録者数 1,000人

加入者の視点に配慮した支部ホームページの魅力向上

- 加入者サービスの視点から、より加入者及び事業主にとって「見やすい・探しやすい」ホームページとなるよう見直す。

目標年間アクセス数 80,000件

各種給付制度の周知

- ・協会けんぽが行っている各種給付制度の周知を幅広く行い、わかり易く手続きできる加入者一律のサービスを推進し、事務処理の迅速化と、郵送による手続きの促進を図る。

広報戦略検討のための連携体制の推進

- ・支部内各部門間が連携したチームを構成し意見を集約することにより、情報の共有化を図るとともに、広報の質の向上を図る。

	<p>□健康保険委員を通じた広報等各種事業の推進 ・年金事務所と連携し、健康保険委員の研修機会を設けるとともに、健康保険委員を通じた効果的な情報発信を行う。</p>
2. 健康保険給付等	<p>(1) 医療費適正化に向けた取組の強化</p> <p>□現金給付の適正化 ・柔道整復療養費、鍼灸・マッサージ療養費、傷病手当金を重点給付種類に特定する。 ・文書照会・電話照会・訪問照会を駆使し、申請を抑制する方策に重点を置く。 ・関係組織との連携や協同効果を高める。 目標 重点現金給付種類支給額前年対比1億円の縮減</p> <p>□保険証使用の適正化 ・直接訪問により喪失手続きの適正化を事業主に依頼する。 ・文書督促サイクルを早める。 ・未回収者への電話督促を計画化する。 目標 返納金調定件数前年対比10%の縮減</p> <p>□返納金債権の回収 ・支部の文書・電話・訪問勧奨を計画的に実施する。 ・督促に応じない未納者へ裁判所名による支払督促を実施する。 ・支払督促に応じない未納者へは裁判所へ少額訴訟を提起する。 目標 平成25年3月末返納金債権残高3000万円規模へ縮減</p> <p>(2) 加入者サービス向上対策</p> <p>□保険制度の利用促進 ・高額療養費の制度改定も見据えながら、限度額適用認定証等健康保険制度の効果的な広報を駆使し利用促進を図る。</p> <p>□申請の適正化促進 ・現金給付申請書類の返戻が増大していることを鑑み、加入者の記入誤りを防止する具体的対策を実施し、申請から給付までの実質的所要日数の短縮化を図る。</p> <p>(3) レセプト点検の効果的な推進</p> <p>□医療費抑制に向け、レセプトの過剰・不適切な請求等効果的なレセプト点検により抽出し医療費適正化推進を図る。 ・進捗会議の毎月開催による行動計画の進捗管理。 ・自動点検・任意汎用抽出機能等を活用した効率的点検の実施。 ・打合せ会、勉強会の定期開催により情報の共有化、点検技術の向上を図る。 目標 被保険者一人当たりの点検効果額 内容点検 H23実績以上 外傷点検 H23実績以上</p>

3. 保健事業	<p>(1)健診</p> <p><input type="checkbox"/>重点対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断結果データ取得に係る外部委託の実施。 ・健診未実施事業所に対する受診勧奨及び定期健康診断結果データ提供依頼を訪問により実施する。 <p>目標 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：141,248人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：54.6%（実施見込者数：77,121人） ・事業者健診データ 取得率：12.0%（取得見込者数：16,950人） <p>被扶養者（受診対象者数：43,303人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：25.0%（実施見込者数：10,826人） <p>(2) 保健指導</p> <p><input type="checkbox"/>重点対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導委託機関を拡大する。 <p><input type="checkbox"/>特定保健指導中断率の引き下げのための支援方法の確立。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年に引き続き中断率10%未満とするための支援プログラムを実施し、平成25年度からの標準化を検討する。 <p>目標 被保険者（実施対象者数：18,062人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：20.0%（実施見込者数：3,612人） （内訳） 協会保健師実施分 13.6%（実施見込者数：2,456人） アウトソーシング分 6.4%（実施見込者数：1,156人） <p>被扶養者（実施対象者数：953人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：10.0%（実施見込者数：95人） <p>(3)その他の保健事業</p> <p><input type="checkbox"/>糖尿病未治療者に対する早期受診勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診データとレセプトデータを突合し、要治療者でありながら未受診になっている者を抽出し、外部委託等による受診勧奨を実施する。
4. 組織運営及び業務改革	<p>(1)組織風土・文化の定着と発展</p> <p><input type="checkbox"/>加入者利益を追求する組織運営体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部門別事務分掌の見直しを図り、業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに職員の資質向上のため、広域異動を見据えた支部内異動による人材育成に努める。 ・「加入者の声」承りカード制度を実施し、共有化する。 <p><input type="checkbox"/>組織目標・個人目標を可視化し事業活動内容の共有化と迅速な課題解決サイクルの稼働</p>

- ・ 月度業務報告書の提出による事業進捗状況の把握。
- ・ 業務改善提案制度の確立を図る。
- ・ 目標確認面談による実績・能力評価の実施。

□ 職場におけるコミュニケーションの強化

- ・ リーダー・スタッフ会議の開催。
- ・ 契約職員懇談会の開催。

□ 人材育成の推進

- ・ 本部研修では行われない分野に係る支部独自の研修を実施する。

(2) 管理体制の整備と定着

□ 個人情報保護管理

- ・ 各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

□ リスク管理

- ・ 非常事態発生時の連絡体制、職務分担を確立する。

□ 労務管理

- ・ 週毎に超過勤務数・休暇数の進捗評価を実施する。

(3) 経費節減の推進

- ・ 全職員へのコスト意識徹底の徹底を図り、無駄を排除する。
- ・ 物品（備品・消耗品）等の払出・在庫状況等を常に把握し適切な在庫管理を行う。
- ・ 調達審査委員会による審査の実施。
- ・ 調達結果をホームページで公表する。

(4) 節電対策

- ・ 省エネルギー対策への積極的な取り組み。

平成24年度 事業計画（福井支部）

項 目	実 施 内 容 等
1．保険運営の企画	<p>保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療費や健診データの分析及び活用 ・関係方面への積極的な発信 <p>地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検の強化 ・ジェネリック医薬品の使用促進 ・傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進 ・被扶養者資格の再確認 ・債権発生の抑制及び早期回収 ・適正受診の啓発・勧奨 ・県等関係方面への積極的な発信 <p>ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報チラシ等による情報提供 ・「ジェネリック医薬品希望シール」の配布 ・自己負担額の軽減額通知の実施 ・医療機関関係者・薬局関係者への働きかけ <p>広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的なお知らせの充実 ・メディアへの発信力の強化 ・様々なチャネルを利用した広報の実施 ・加入者の声を反映させた効果的な広報手法の醸成 ・協会の財政状況の厳しさや制度改正の必要性等に対する加入者の理解を得るための情報発信
2．健康保険給付等	<p>サービス向上のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様の声等を活用したサービスの改善 ・サービススタンダードの着実な実施 ・接遇研修の実施、外部研修への積極的な参加 ・健康保険委員による各種事業の推進 ・申請手続きにおける利便性の維持及び向上 <p>高額療養費制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用認定証の申請による24年4月からの外来診療の現物給付化など高額療養費制度の周知

	<ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費の未申請者に対するターンアラウンドの更なる推進 <p>窓口サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所協会窓口の体制の見直し ・届書の郵送化の推進 <p>被扶養者資格の再確認業務の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止及び高齢者医療にかかる拠出金等の適正化のための的確な実施 <p>傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険給付適正化プロジェクトチームを活用した効果的な審査・調査の実施 ・不適切な申請を防止するための加入者及び事業主等への周知 ・柔道整復施術療養費について、加入者等に対し文書照会等の実施による適正受診の促進 <p>レセプト点検の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求前資格確認によるシステムでの資格点検の活用によるレセプト請求の効率化 ・システムにより点検できるレセプトの拡充による点検業務の充実強化 ・査定事例の共有化及び集約、研修の充実 <p>無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び回収の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失者からの保険証回収の強化 ・債権未回収分にかかる納付督促の強化 ・新規発生債権の早期回収のための取組み
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1)健診</p> <p>被保険者(40歳以上)(受診対象者数:101,159人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率:55.0%(実施見込者数:55,600人) ・事業者健診データ 取得率:10.0%(取得見込者数:10,100人) <p>被扶養者(受診対象者数:29,024人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率:20.0%(実施見込者数:5,800人) <hr/> <p>(2)保健指導</p> <p>被保険者(実施対象者数:13,863人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:17.3%(実施見込者数:2,393人) <p style="margin-left: 40px;">(内訳) 協会保健師実施分 12.3%(実施見込者数:1,700人)</p> <p style="margin-left: 40px;">アウトソーシング分 5.0%(実施見込者数:693人)</p> <p>被扶養者(実施対象者数:545人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:1.8%(実施見込者数:10人)

	<p>(3)その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の健康づくりのトータルな応援 <p>(4)受診勧奨対策</p> <p>特定健康診査及び特定保健指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主への積極的な働きかけ ・関係機関や自治体との連携強化 ・特定保健指導の外部委託の活用 ・健診受診勧奨、特定保健指導実施勧奨の外部委託の活用 ・事業者健診データ取得の推進 ・特定保健指導の土曜日実施による実施率の向上 <p>各種事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体や他の保険者との連携等による特定健診や特定保健指導の推進
4 . 組織運営及び業務改革	<p>組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織運営体制の強化及び協会の理念を实践できる組織風土・文化の更なる定着 ・コンプライアンス、個人情報保護等の徹底 ・リスク管理の徹底 <p>人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部研修の効果的かつ適切な実施 <p>業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務改革会議等による具体的な改善の実施 ・定型業務のアウトソーシング化、職員のコア業務や企画的業務への重点化 <p>経費の節減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務経費削減計画を踏まえた経費の節減 ・コスト意識の徹底 ・適正な調達の実施及び管理

平成24年度 事業計画案（山梨支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>医療費や健診データを分析するとともに、地域の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化のための取組みを総合的に推進していく。</p> <p>医療費や健診データの分析、ジェネリック医薬品の使用状況等について、保険者間の連携を図り、県など関係方面に対して保険者としての意見を積極的に発信していく。</p> <p>加入者・事業主へ広報等により各申請方法等の周知徹底、保健事業の効果的な推進を行う。</p> <p>年金委員の協力等により、健康保険委員の委嘱を更に進め、健康保険事業に関する広報、相談等の事業を推進する。</p> <p>保険給付適正化プロジェクト会議を効率的に開催して、健康保険給付の審査強化等を図る。</p>
	<p>(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <p>地域の実情に応じ、医療費適正化のための総合的な対策を県や他の保険者と連携しつつ、立案・実施していく。また、パイロット事業として、健診・医療費データの分析評価を平成23年度から継続して実施し、支部としての健診・保健指導とジェネリック医薬品の使用促進事業の方向性と課題を見出すとともに、中長期的な視野に立った事業を展開する。</p>
	<p>(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <p>加入者が安心してジェネリック医薬品を使用できるように加入者にとってわかりやすい広報の推進を図る。</p> <p>ジェネリック医薬品自己負担軽減額通知サービスの実施による使用促進効果をさらに着実なものになるよう、加入者・事業主への広報、関係方面への情報提供等、きめ細やかな方策を進める。</p> <p>ジェネリック医薬品自己負担軽減額を通知した加入者に対して、切り替え状況等の把握のため、アンケートを実施する。アンケート結果やジェネリック医薬品の使用状況等については、県など関係方面に情報提供を行い、医療機関等への働きかけにつなげる。</p> <p>健康保険委員等への研修会や健康づくり事業等を通じて、加入者に対するジェネリック医薬品の使用促進に向けた啓発事業を行う。</p>
	<p>(4) 加入者・事業主に響く広報の推進</p>

	<p>的確な情報提供を実施するためにホームページ、メールマガジンでの広報を行う。また、地元紙等も活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。</p> <p>健康保険委員を中心に対話集会など加入者から直接意見を聞く取組みを実施し、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。</p> <p>4月末の年金事務所窓口閉鎖に伴い、日本年金機構と連携し、加入者・事業主への周知を徹底して行う。</p> <p>協会の財政状況の厳しさや制度改正の必要性等について、加入者・事業主を含め広く情報発信を行う。</p>
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービスの向上のための取組</p> <p>お客様のご意見、苦情等を踏まえたサービスの改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者等からのご意見・苦情を分析し、可能な対応を迅速に実施する。 <p>サービススタンダードの管理と実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付から支払いまでの期間を10営業日以内とする迅速な事務処理を行う。 <p>お客様満足度向上への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者証、限度額認定証等について迅速な交付を行う。 ・各種通知等に同封する「わかりやすい説明文書」の作成を行う。 ・法令、通知、通達等に基づく業務取扱の徹底を図る。 ・基幹業務システムを駆使しての電話対応を実施する。 <p>加入者目線の業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書の返戻時は、返戻者に沿った個々の記載例等の同封を行う。 ・申請書の配備場所（商工会等）を拡充し、申請書等の郵送率を向上させる。 <hr/> <p>(2) 高額療養費制度の周知</p> <p>高額療養費の未申請者に対する申請を促進する。</p> <p>限度額認定申請書の外来患者への拡大に伴うチラシ、ポスター及び申請様式の配付を行う。</p> <hr/> <p>(3) 定期的な被扶養者の資格の再確認業務</p> <p>医療費の適正化及び高齢者医療制度への給付金の適正化を目的に、被扶養者の資格の再確認業務を日本年金機構との連携の下、的確に行う。</p>

	<p>(4)現金給付の適正化</p> <p>要点を絞った審査を実施し、不適切な申請を確認した場合は、「保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用し、効果的な調査を実施する。</p> <p>厚生局と連携し、柔道整復療養費の的確な患者調査を実施するとともに厚生局に情報提供を行う。</p> <p>はり・きゅう・マッサージの療養費の疑義案件については、同意医師への文書照会や患者調査を的確に実施する。</p> <hr/> <p>(5)債権発生抑制及び早期回収</p> <p>未回収保険証等の回収状況の管理及び未回収者への催告を確実に実施する。</p> <p>発生した債権については、早期回収に着手し、電話・訪問の納付勧奨を実施する。</p> <p>特殊な案件については、「債権プロジェクトチーム」を活用し、訴訟等の法的手続きを実施する。</p> <hr/> <p>(6)レセプト点検の効果的な推進</p> <p>被保険者1人当たり点検効果額目標(23年度を上回る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格点検 1,965円 ・外傷点検 480円 ・内容点検 925円 <p>レセプト抽出機能を効果的に活用し、点検業務の充実を図る。</p> <p>点検情報(査定事例)の共有化や研修を実施し、点検技術の向上を図る。</p>
3. 保健事業	<p>(1)健診</p> <p>被保険者(40歳以上)(受診対象者数:79,007人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率:64.0% (実施見込者数:50,560人) ・事業者健診データ 取得率:6.0% (取得見込者数:4,740人)

被扶養者（受診対象者数：27,232人）
 ・特定健康診査 実施率：30.0%
 （実施見込者数：8,170人）

(2)保健指導

被保険者（実施対象者数：11,670人）
 ・特定保健指導 実施率：17.0%
 （実施見込者数：1,980人）
 （内訳） 協会保健師実施分 12.0%
 （実施見込者数：1,400人）
 アウトソーシング分 5.0%
 （実施見込者数：580人）

被扶養者（実施対象者数：645人）
 ・特定保健指導 実施率：31.0%
 （実施見込者数：200人）

(3)その他の保健事業

保健事業の総合的かつ効果的な推進

- ・「健康づくり推進協議会」において専門的な観点から、山梨支部の状況を踏まえた保健事業についての検討を行い、より効果的な保健事業を推進していく。
- ・保険者協議会、地域・職域連携推進協議会の場や加入者の関係する団体等を通じて自治体や他の保険者、関係団体と連携を深め、共同して保健事業の推進ができるよう働きかける。
- ・健康保険委員等の協力を得て、健康づくり事業を実施する。
 全県を対象とした軽スポーツ大会（ソフトバレーボール等）
 地域ごとのウォーキング大会等
 体力測定（軽スポーツ大会、ウォーキング大会の開催時に併せて実施）
 健康相談等（市町村等で実施する健康祭りなどのイベント等へ積極的に参加し開催）

(4)受診勧奨対策

	<p>未受診者対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診実施委託機関による未受診事業所への受診勧奨を実施する。 ・事業所健診結果データの提供の促進のための周知・勧奨を実施する。 <p>被扶養者への受診勧奨・特定保健指導の実施率向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診券送付の際に実施するアンケートにより、健診実態の把握を行うと同時に市町村と連携した受診勧奨、並びに特定保健指導実施機会の増設を図る。 <p>健診活用のための効果的媒体の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部独自の健診案内の作成を行うことで、被保険者、被扶養者への健診受診勧奨を強化する。 <p>保健指導の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健指導を活用し従業員の健康管理を効果的に実施していくという認識を深めてもらうために、健診データや医療費分析、保健指導の効果等の情報提供を行い、保健指導の利用促進を図る。
4．組織運営及び業務改革	<p>(1)組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <p>組織運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制（ガバナンス）、各グループ間の連携の強化を図る。 ・必要に応じ組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 ・日本年金機構等との連携を図るための定期連絡会等を開催する。 <p>コンプライアンス・個人情報保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修等を通じ、法令等規律の遵守（コンプライアンス）を徹底する。 ・パスワード等の適切な管理を徹底する。 <p>リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練などリスク管理体制の整備を図る。 <hr/> <p>(2)人材育成の推進</p> <p>職員として各階層求められる能力や知識の習得並びに企画、サービス向上、コンプライアンス・個人情報保護、レセプト点検、保健事業等の重点的な分野についての研修に積極的に参加させ、人材育成を推進する。</p> <p>外部講師による講演等を実施し、研修内容の充実を図る。</p> <p>職員及び契約職員を対象とした項目別の研修を実施し、スキルアップを図る。</p>

(3)業務改革の推進

より良いサービスを目指し、職員のコア業務（医療費適正化のための総合的な対策やパイロット的な対策の立案・試行、保険者協議会等と連携した行政への意見発信等）に重点を置き、業務の改善を図る。

(4)経費の節減等の推進

事務経費削減計画2年目を踏まえ、業務の実施方法の見直しを行うとともに、競争入札・見積競争の徹底を図り、消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により経費の節減に努める。

システム刷新による業務プロセスの見直しにあたり、経費削減の観点からも検討を行う。

ホームページに調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成24年度 事業計画（長野支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1)医療費適正化への取組強化</p> <p>ジェネリック医薬品の使用促進 削減効果通知サービスを継続実施 地域や加入事業所を特定した使用促進活動の実施 県、他保険者との連携による使用促進活動の実施 【目標】平成24年度末 数量使用割合 30%</p> <p>適正な給付業務の推進 不適切事例の共有促進とチェックポイントの明定 不正請求防止強化を企図した業務分担体制の見直し 柔道整復師施術療養費審査へのレセプトグループ資格点検要員の活用 保険給付適正化プロジェクトチーム検討会の定時開催（月1回以上） 不正給付申請疑義案件に対する調査方法のルール化および役割分担の明確化 関係機関との連携強化</p> <p>レセプト点検の強化 自動点検・任意汎用機能の活用による抽出精度の向上と点検件数の拡大 点検技術の底上げを企図した研修および査定事例の共有化の実施 点検員のスキルレベルに対応した点検体制の再構築および生産性向上 請求前資格点検の実施に対応した、事務補助員活用の見直し 【目標】被保険者一人当たり資格点検効果額 23年度を上回る 【目標】被保険者一人当たり内容点検効果額 23年度を上回る 【目標】被保険者一人当たり外傷点検効果額 23年度を上回る</p> <p>返納金回収率の向上 回収計画の策定と進捗管理の徹底 所在不明債務者に対する探索調査の強化 法的手段の活用による回収の強化 訪問・住民票調査等具体的活動の強化 【目標】返納金回収率 23年度を上回る（到達見込現年度74.48%、過年度13.23%）</p> <p>グループの連携による医療費適正化事業の推進 業務およびレセプトグループによる保険証の回収強化 業務およびレセプトグループによる柔整療養費審査の強化</p>

	<p>(2)広報の推進 広報目的、ニーズの把握による的確な情報発信 県、市町村、関係団体との連携 IT（ホームページ、メールマガジン等）および各種メディアの活用による発信力の強化</p> <p>(3)関係方面への積極的な意見発信 県、関係団体および加入者に対する医療制度改革や医療費適正化に係る意見、方針、医療費分析結果等の発信</p>
2.健康保険給付等	<p>(1)サービス向上のための取組の強化 お客様ニーズの把握 「お客様の声」の共有 窓口担当者の収集情報の活用 サービススタンダードの堅持 担当者の業務処理能力の強化と業務知識の向上 担当者間の業務フォロー体制の強化 業務進捗状況の一元管理の実施 申請者、関係機関に対する照会業務の迅速化 お客様対応力の強化 電話対応力の強化 業務知識の向上 事務処理誤り防止の徹底</p> <p>(2)窓口機能の強化と効率化 サテライト機能の強化 お客様向け情報発信機能の整備 お客様ニーズの収集力の強化 窓口担当者の業務知識の向上と個々の窓口のお客様対応力の均質化 窓口運営の効率化 業務量に応じた窓口開閉日設定の検討 郵送化推進の広報展開と郵送化率の向上 支部窓口への誘導策の検討</p> <p>(3)制度の周知 新規適用事業所を対象とした研修の実施 高額療養費制度改正の周知 保険証適正使用の啓蒙</p> <p>(4)被扶養者資格の再確認</p>

3. 保健事業

(1) 健診受診率の向上

被保険者（40歳以上）（受診対象者数：210,581人）

生活習慣病予防健診 【目標実施率】 49.9%（実施見込者数：105,000人）

事業者健診データ 【目標取得率】 10.9%（取得見込者数：23,000人）

被扶養者（受診対象者数：66,401人）

特定健康診査 【目標実施率】 20.0%（実施見込者数：13,250人）

事業所を絞り込んだ受診勧奨対策の実施

健診受診状況の把握とそれに基づく受診の啓蒙と勧奨の実施

事業主健診データの取得依頼の強化

特定地域の絞り込みによる重点的受診勧奨の実施

被扶養者への受診券直送の継続実施（対象者約10,000人）と対象者への直接的な受診勧奨

医師会との連携による医療機関受診中の加入者の検査データの取得（100件）

(2) 保健指導

被保険者（実施対象者数：23,808人）

特定保健指導 【目標実施率】 14.2%（実施見込者数：3,370人）

（内訳）協会保健師実施分 11.9%（実施見込者数：2,830人）

アウトソーシング分 2.3%（実施見込者数：540人）

特定保健指導の受け入れ事業所の確保

個別指導に重点を置いた効率的保健指導の実施

メタボ改善率向上への指導強化

委託機関の開拓によるアウトソーシングの拡大

保健師数の確保による指導件数の拡大

ヘルスアップ検査による継続率と終了者数の確保

被扶養者（実施対象者数：1,060人）

特定保健指導 【目標実施率】 5.0%（実施見込者数：53人）

生活習慣改善啓蒙の強化

(3) その他の保健事業

事業所と連携した健康増進事業の取組

インターバル速歩による事業所ぐるみの健康づくりの支援

高血圧予防に焦点を当てた指導の実施

	<p>ITを活用した健康増進活動の支援 健康マイページの利用者拡大</p>
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1)経費削減、業務効率化の推進</p> <p>消耗品のWEB発注等の活用と在庫管理の徹底による経費の削減 調達や執行における調達審査委員会での適切な管理とホームページ等での公表による透明性の確保 業務改善委員会の活性化 事業計画における生産性向上項目の履行</p> <p>(2)人材育成の強化</p> <p>P D C Aサイクルの徹底と評価者の評価レベルの向上による人事評価制度の定着化の推進 人事ローテーションの実施による人材の活性化と育成の強化 本部及び支部の各種研修の計画的な実施による業務及び階層別職員育成の推進 「ひと声プラス運動」の推進</p> <p>(3)コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <p>個人情報保護や情報セキュリティに係る研修の実施 常時点検による各種規定の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理 自主点検項目の拡充と運用</p>

平成24年度 事業計画（岐阜支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1)協会の財政基盤強化に向けた関係方面への積極的な発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直面している厳しい財政状況を広く伝えるため、引き続き、関係団体等へ積極的に意見発信していく。 ・協会の財政状況の厳しさや制度改革の必要性等について広く国民の理解を得るための情報発信を行う。 ・都道府県・市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を訴える。 <p>(2)保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>新たに策定する「新保険者機能強化アクションプラン(仮称)」に基づき、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、地域の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策の推進のため、以下のような取組みを総合的に推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療に関する情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 他の保険者との連携等による地域の医療費や健診データの分析と情報提供を行う。 ・調査研究の推進等 <ul style="list-style-type: none"> 中長期的な視点から、医療の質の向上、効率化の観点を踏まえた調査研究を行う。医療費等のデータベースの充実を図るとともに、医療費や健診・保健指導のデータ等を収集・分析し、加入者等へ情報提供できるようにする。 ・関係方面への積極的な発信 <ul style="list-style-type: none"> 地方自治体等、関係機関との地域特性分析を活かした疾病予防と健康増進活動における連携の積極的推進を図る。 保険者協議会、同部会及び慢性腎臓病予防対策検討委員会等において、情報を提供するとともに、県下で一番大きい被用者保険の保険者として意見を発信していくことにより、加入者・事業主の利益の実現を図る。 ・保健事業の効果的な推進 <ul style="list-style-type: none"> 加入事業所における健康増進活動を支援する。 地方自治体との連携により各種健（検）診の情報を提供し、受診率向上を図る。 <p>(3)医療費適正化の総合的対策</p> <p>医療費適正化のための総合的な対策を、財政再建期間の3年目である24年度において、強力に実施するとともに、都道府県や他の保険者と連携しつつ、立案・実施していく。</p> <p>なお、岐阜支部においては、特に次の3項目について重点的に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療給付の審査強化(レセプト点検) ジェネリック医薬品の使用促進 傷病手当金・出産手当金の審査強化 療養費の審査強化 債権発生抑制・早期回収 健診データ等の各事業所への提供 適正受診の啓発・勧奨 都道府県への意見発信

	<p>(4)ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師会・歯科医師会・薬剤師会への積極的な働きかけによる使用促進と定着に向けた支援を要請する。 ・加入者等への周知の為に適切な効果的広報（チラシ、ホームページ、メールマガジン等の有効活用）を実施し、ジェネリック医薬品の浸透を図る。 ・ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担軽減額通知の実施により使用促進を図る。 <p>(5)広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう医療費削減意識の啓蒙に努める。 ・ホームページ、メールマガジンのほか、定期的なお知らせを活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。 ・健康保険委員を中心としたモニター制度などを活用し、加入者から直接意見を聞く取組みを進め、協会の業務活動へ反映させる。 ・加入者等への各種サービス向上に関するアンケートを実施し、改善策を検討する。 ・テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などのメディアと関係を強化し、情報発信を推進する。 <p>(6)被用者保険の受け皿としての運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険財政については、地域経済の情勢や医療費の動向を踏まえ、被用者保険の受け皿としての機能が確実に果たせるよう、支部の自主性を持った財政の運営を推進する。 ・医療費の抑制、適正化については、保険者間の情報交換や本部及び支部間の連携による削減策の追求とその実践に努める。
2. 健康保険給付等	<p>(1)サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者等のご意見やニーズ等を幅広く吸い上げる仕組みを活用し、サービスの改善を通して加入者・事業主との距離感を縮小する。 ・サービススタンダードを堅持するために、申請の受付から給付金の振込みまでの状況を適切に管理する体制を再整備する。 ・CS研修等を全職員に実施することにより、お客様に対する対応能力（接遇、電話対応等）を向上させる。 ・公募や年金事務所の協力を得て健康保険委員の委嘱をさらに進め、健康保険事業に関する広報、相談、各種事業の推進、モニター等、協会けんぽの事業にご理解、ご協力をお願いしていく。 ・申請書の様式や記載要領については、加入者等の立場にもとづき分かりやすいパンフレットを用意し、郵送による申請を促進する。 ・情報提供サービスとしてのホームページ、メルマガは魅力ある内容の充実に努める。また、保険料納付（任意継続被保険者）の口座振替利用率の上昇に向けた広報活動も併せて展開する。 <p>(2)高額療養費制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費が、24年4月から外来分についても現物給付化されることを機会に、限度額適用認定証の利用促進に向けた広報を実施する。

	<p>(3)窓口サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口職員への情報提供を充実させ、また職員のスキルアップを目的に研修を実施することにより、窓口でのお客様サービスの向上を図る。 ・申請書の郵送化率や窓口の利用状況により、支部並びに年金事務所窓口体制の見直しを検討する。 <p>(4)被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者資格の再確認について、日本年金機構との連携の下、事業主の協力を得て的確に行っていく。 <p>(5)適正な給付業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他支部でのパイロット事業の成果や本部からの情報提供等を踏まえ、「医療費適正化総合的対策」を実施する。 傷病手当金、出産手当金の審査強化 保険給付等の不適切な申請事例については、審査を強化し適正な給付に努める。 療養費の審査強化 柔道整復師の施術傾向に偏りがある請求については、被保険者等への調査、施術者への調査を強化し適正化に努める。 はり、きゅう、あんま・マッサージについては、疑義のある請求に対して加入者、医療機関等への照会を強化し適正化に努める。 ・適切な申請について、加入者・事業主等へ周知を継続実施していく。 <p>(6)債権の発生抑制及び回収の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・催告状の送付等により、資格喪失者の被保険者証の回収を強化し、喪失後受診の発生を抑制する。併せて被保険者証の適正利用の広報を展開する。 ・発生した債権については、早期回収に努め、適宜催告状の送付や電話、訪問等による督促を行うとともに、法的手続きを視野に入れた督促を積極的に実施するなど、債権回収の強化を図る。 <p>(7)レセプト点検の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムによる抽出機能を有効活用し、点検業務を充実強化する。 ・点検情報（査定事例等）の共有化や研修を充実させることにより、点検技術のレベルアップを図り、点検効果額の更なる向上に努める。 ・資格喪失後受診の防止や外傷時における届出について、積極的な広報を実施する。
3 . 保健事業	<p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進</p> <p>加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、22年9月に協会内でとりまとめた基本的方向性に沿って、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進する。24年度は、5年を1期とした医療費適正化計画の最終年度であることを踏まえ、目標達成に向けて一層の取組み強化を図る。</p> <p>(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進</p> <p>特定健康診査及び特定保健指導については、適切な広報等とともに、市町村等との連携及び協会単独での集団健診の実施、市町村</p>

が行うがん検診との連携、特定保健指導の外部委託の活用などにより、健診受診率や特定保健指導の実施率の向上を図る。

事業者健診については、医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知を踏まえ、事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問により意識啓発を図り、特定健康診査実施目標の到達に努めていく。

また、生活習慣病予防健診（特定健診）保健指導の促進や事業者健診データの提供依頼時に、「事業所健康度診断」を事業主へ提供することにより事業の充実を図る。

保健指導については、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防の効果を把握、評価、検証し、より効果的な保健指導に向けた取組みを進めるとともに、保健指導や生活習慣の改善が継続されるよう、事業の実施方法を工夫する。

○健診

- ・被保険者（40歳以上）（受診対象者数：223,921人）
 - 生活習慣病予防健診 実施率：50.0%（実施見込者数：111,960人）

 - 事業者健診データ 取得率：10.0%（取得見込者数：22,392人）

- ・被扶養者（受診対象者数：83,933人）
 - 特定健康診査 実施率：20.0%（実施見込者数：16,786人）

○保健指導

- ・被保険者（実施対象者数：23,780人）
 - 特定保健指導 実施率：21.0%（実施見込者数：4,993人）
 - （内訳）協会保健師実施分 15.4%（実施見込者数：3,662人）
 - アウトソーシング分 5.6%（実施見込者数：1,331人）
- ・被扶養者（実施対象者数：1,376人）
 - 特定保健指導 実施率：13.0%（実施見込者数：178人）

(3)その他の保健事業

- ・健診結果を基に血糖値・血圧の指導区分が、要治療・要精密検査に該当する者に対して再検査と早期の治療開始の必要性を示すなどにより、重症化の予防を図る。
- ・こころの健康づくり対策として、職域メンタルヘルスセミナーを実施する。
- ・市や各関係機関と連携し、地域での健康づくり事業へ出展し、健康意識の向上を呼びかける。
- ・健康増進・意識向上を目的とした健康ウォーキング等を実施する。

(4)受診勧奨対策

- ・事業所に対し、事業者健診のデータ提供依頼及び生活習慣病予防健診（特定健診）の受診勧奨を実施する。
- ・特定保健指導の実施率の向上のため、事業所・被保険者・被扶養者に対し保健指導の周知を図る。
- ・他保険者と連携を図り、がん検診と特定健診双方の受診案内をすることにより受診の促進を図る。

4. 組織運営及び業務
改革**(1)組織や人事制度の適切な運営と改革**

- ・ 組織運営体制の強化
本部との適切な支援・協力関係を維持し、内部統制（ガバナンス）を強化する。
支部内の部門間連携及び組織運営体制を強化する。
- ・ 実績や能力本位の人事の推進
目標管理制度を活用し、実績や能力本位の人事を推進する。
- ・ 協会の理念を实践できる組織風土・文化の更なる定着
加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。
- ・ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底
法令等規律の遵守（コンプライアンス）に関する内部及び外部からの通報制度を実施するとともに、研修等を通じてその遵守を徹底する。
個人情報保護や情報セキュリティ - については、各種規程の遵守やアクセス権限・パスワードの適切な管理を常時点検し徹底する。
- ・ リスク管理
適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催等、リスク管理体制を整備する。

(2)人材育成の推進

- ・ 各階層及び各種業務別に求められる能力や知識習得の為の研修を実施する。
- ・ 加入者等に好感をもたれる人材の育成（窓口アンケートの参照）を図る。

(3)業務改革の推進

- ・ よりよいサービスの標準化を目指し地域の実情を踏まえて、業務改革会議等により提案・検討を行い改善していく。
- ・ 給付審査要領の見直しを行うことにより、給付業務の効率化を図る。

(4)経費の節減等の推進

- ・ 事務経費削減計画2年目を踏まえ、サービス水準の確保に留意しつつ、業務の実施方法の見直しの検討を行う。
- ・ 競争入札や消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。
- ・ 調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成24年度 事業計画（静岡支部）

項 目	実 施 内 容 等
1．保険運営の企画	<p>ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の施策を踏まえ、ジェネリック医薬品自己負担軽減額の通知サービス、ホームページ等により使用のメリットに関して周知し、使用の促進を図る。 【花粉症等におけるジェネリック医薬品使用普及活動の推進】 ・レセプトデータを活用した花粉症等アレルギー疾患の対象者個人へジェネリック医薬品使用促進チラシ等を送付し、普及促進を図る。 <p>関係方面への情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者協議会、国保運営協議会等への参加により事業主・加入者等の立場に立った保険者としての見解を発信する。 <p>調査研究等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療分析マニュアル等の活用により効果的な分析の推進を図る。 <p>医療費通知の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に医療費のお知らせを送付することで、医療費や健康に関心を持っていただき医療費の抑制を図る。 <p>情報提供・広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回、広報紙を作成し年金事務所の納入告知書へ同封のうえ送付する。 ・ホームページ及び新聞等の広報媒体を活用し、当協会事業（主として保健事業・保険料率改正等）を広く周知する。 ・ホームページ、メルマガ、リーフレット等の充実を図る。 静岡県、市町、商工会議所、商工会に協力を依頼し、各広報媒体の活用を図る。 健康保険委員の委嘱促進 日本年金機構と連携、本部からの取り扱いに沿った健康保険委員の体制を整えるとともに、健康保険委員からの意見を集約し業務改善を図る。（健康保険委員の専用アドレスを活用） 日本年金機構との連携 年金事務所との連携を密にし、年金事務所主催の説明会等へ参画、日本年金機構・協会けんぽの担当事務内容周知への更なる広報、事業主・加入者への情報提供を充実する。 <p>加入者に響く広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所メールマガジン登録数の拡大を図り、加入者及び事業主に対するタイムリーな広報を推進する。（24年度末目標6,000件）
2．健康保険給付等	<p>サービスの向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者等の意見・要望や苦情等を真摯に受け止め、改善事項については早急に対応しサービスの改善に結びつけるとともに、職員にフィードバックすることによりサービスの一層の向上を図る。対応にあたっては業務改善委員会を活用しサービスの向上に努める。 ・サービススタンダードの目標達成の継続 <p>傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料の各給付金申請については、請求等の返戻・照会分を除き、受理から支払（振込）までに</p>

	<p>要する目標（10営業日）達成率100%を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高額療養費制度の周知及び未申請者に対する申請勧奨推進 医療機関の協力を得つつ、限度額適用認定証を申請すれば高額療養費が現物化されるなど高額療養費制度について周知を図る。 高額療養費未申請者に対するターンアラウンド方式による申請勧奨を推進する。 お客様満足度の向上 研修等を通じ、お客様へのサービス向上を図る。（お客様満足度平成23年度調査より改善を目標） 被保険者証の迅速な発行（資格情報取得から原則即日送付）。任意継続被保険者保険料の納付については、口座振替及び前納制度を一層促進することにより、納付忘れ・納付遅延の防止を図る。（前年度を超える実施率を目標） <p>効率的な窓口サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話相談・窓口のワンストップ化を推進し、お客様の満足度の向上を図る。 <p>健康保険被保険者証の再確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者の認定基準に則り、医療費の適正化及び高齢者医療費にかかる拠出金の適正化を目的に、被扶養者の資格の再確認業務を日本年金機構との連携の下、事業主の協力を得て、的確に行っていく。 資格喪失者における未回収健康保険被保険者証については、催告等の実施により早期完全回収を図る。 <p>債権管理及び回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 債権の適切な管理を行い、発生した債権の早期回収に努める。 返納金債権回収率は全国健康保険協会発生債権に対し前年度を上回る回収率を目標に催告強化を図る。 <p>適正な給付業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査医師の活用や医師照会、また年金事務所への調査依頼等により適正な給付の実施に努める。 年金対象者データ等を活用し、傷病手当金との併給調整については的確かつ迅速に実施する。 柔道療養費の適正給付を図るため、加入者等に文書照会するなど審査を強化する。 <p>保険給付適正化プロジェクトチームの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等における不正疑義、不適正疑義案件については、保険給付適正化プロジェクトチームを活用し、厳正に対処するとともに、適正な保険給付に努める。また、不適切な申請がなされないよう加入者及び事業主等への周知を図る。 <p>効果的なレセプト点検等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> スキルアップ事業へ積極的に参加し疑義照会を行うとともに、研修会に出席することにより点検技術の向上を図る。 共有ファイルを活用して審査事例等の集約、共有化を図り効果的な点検を推進する。 点検員個別の勤務成績等を評価することにより、点検技術の標準化と点検技術のレベルアップを図る。 システムを活用し、支部の実態に即した効果的な点検を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 組織目標（被保険者1人当たりの点検効果額として、内容点検は23年度実績または全国平均を上回る。）を設定するとともに、定期的に実施結果を公表することにより目標達成に向けた意識改革の強化を図る。 他支部の点検実施状況等を参考に、審査事例等の情報収集、点検体制、点検区分、点検方法等の見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> 喪失後受診削減のため事業主に対し被保険者証回収の広報及び指導を行う。 労働災害該当の的確な把握と労働災害への届出促進を図る。 該当者に対する提出促進及び広報の活用により第三者行為による傷病届の提出促進及び負傷原因届回答の回収率向上を図る。
--	--

3. 保健事業

(1) 健診

被保険者（40歳以上）（受診対象者数：321,257人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率：50.0%（実施見込者数：160,629人）
- ・事業者健診データ 取得率：10.0%（取得見込者数：32,126人）

生活習慣病予防健診の受診勧奨及び事業者健診結果データ取得に関して、業務委託を含めた取組みの強化を図る。

被扶養者（受診対象者数：100,453人）

- ・特定健康診査 実施率：27.8%（実施見込者数：27,926人）

市区町の実施するがん検診と同時実施の拡大に向け、静岡県及び保険者協議会等と連携を図り促進する。

(2) 保健指導

被保険者（実施対象者数：37,807人）

- ・特定保健指導 実施率：16.0%（実施見込者数：6,049人）
- （内訳） 協会保健師実施分 6.4%（実施見込者数：2,420人）
アウトソーシング分 9.6%（実施見込者数：3,629人）

被扶養者（実施対象者数：1,926人）

- ・特定保健指導 実施率：16.0%（実施見込者数：308人）

(3) その他の保健事業

- ・高血糖者への受診勧奨

(4) 受診勧奨対策

- ・扶養家族へ直接の受診勧奨案内（がん検診との同時受診用）
- ・受診促進用保険証ケースを利用した保健事業の周知
- ・事業者健診データ提供勧奨業務の委託
- ・封筒余白部を利用した保健事業の周知
- ・オプトアウトの同意書を利用した保健指導利用案内
- ・会場指定による特定保健指導

4. 組織運営及び業務改革

組織の適切な運営

- ・ 運営体制の強化
組織体制の検証を随時実施し、必要に応じ見直しを行い組織体制の強化を図る。
- ・ コンプライアンス、個人情報保護の徹底
打合せ会、研修等を通じたコンプライアンス等の徹底を図る。

組織環境

- ・ 職場におけるコミュニケーションの強化
「機会を捉えた場」設定頻度アップ、風通しのよい企業風土づくりを図る。
- ・ 人材育成の推進
中長期的視点から、リーダー、スタッフ各階層での研修の実施及びジョブローテーション「一人三役体制」の確立を図るとともに、e-ラーニングの実施や通信教育講座などへの参加を呼び掛ける。
- ・ 職場環境の整備
整理整頓の徹底など「きれい化」を実施する。
職員からの意見集約による環境等改善を図る。
加入者の利便性及びサービスレベルアップへ向け現状業務の更なる効率化に努め改善を図る。

事務経費削減計画を踏まえた経費節減の徹底を図る。

静岡支部経費削減計画書に基づき実施する。

- ・ 競争入札等の実施
予定価格50万円を超える契約について一般競争入札を実施する。
- ・ 適切な在庫管理
物品（備品・消耗品）等の払出・在庫状況等を常に把握し適切な在庫管理を行う。
- ・ エネルギー消費の無駄などの削減
業務上支障のない範囲の消灯など電力消費の節減を実施する。

平成24年度 事業計画（愛知支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) ジェネリック医薬品の使用促進 A. ジェネリック医薬品の使用促進。加入者、事業主向けの広報及び関係団体への趣旨説明 B. ジェネリックお願いシールの使用促進（イベントを利用し配布） C. 新 ジェネリックの推進団体との連携</p> <p>(2) 関係団体との連携 A. 三師会との協力関係を図るため、定期的に情報交換をおこなう B. 自治体、他保険者との連携強化</p> <p>(3) 加入者、事業主に対する広報活動の推進 A. 新 広報にかかるモニター制を導入、より加入者、事業主目線の広報の展開 B. 新 HP トップページ的大幅刷新を図る C. 関係団体（自治体、三師会、健保連等）との共催による広報活動の実施 D. 地元マスメディアの活用 E. 事務手続きマニュアル「協会けんぽのしおり」の改訂 F. 封筒余白を利用した情報の提供 G. 医療費適正化にかかる啓蒙用ポスターを作製し健診受診向上を図る</p> <p>(4) イベントの展開 A. 健診受診率向上のためのイベントの開催 B. ウォーキング大会の開催 C. 新 愛知県歯科医師会との共同による歯科セミナーの開催</p> <p>(5) 医療機関の協力を得て、給付申請のサービス向上を図る。 各種申請書を専用の保管ファイルに入れ、30床以上の病院、診療所へ設置</p>
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組み A. 正確な書類審査と給付処理期限の遵守（サービススタンダード100%の着実な実施） 厳格な審査が必要な返戻及び照会分を除き、スピードと加入者ニーズへの対応により顧客満足度を上げる B. 新 健康保険給付のしくみ(簡易版チラシ)の作成を検討する 傷病手当金、高額療養費等の現金給付に関するあらましを作成し、健康保険委員等に配布</p> <p>(2) 保険給付の適正化、不正請求の防止 A. 業務上の傷病（労災隠し）、報酬改ざん及び取得直後の申請（年金事務所との連携）、海外での出産等の対応強化</p>

- B. 審査のレベルアップ（審査マニュアル更新版の作成）、実地確認調査の計画的な実施
- C. 新 東海4支部業務グループ合同事務打合せ会の定期的な実施
各支部の適正化に向けた取組み、改善、問題点等を共有化し審査業務を充実強化する
- (3) 債権の発生抑制と早期回収
- A. 被保険者証の返納催告（文書、電話）を計画的に実施する。任意継続被保険者の未返納者に対し訪問回収を実施する。
- B. 納付期限内に納付が無かった債務者および納付約束にも拘わらず納付の無い債務者に対して更なる徴収の強化をはかる。文書催告および、電話催告を計画的に実施。なお、高額債務者に対しては、訪問催告を計画的に実行する。
- C. 返納金等の回収を強化し、返納金等の回収率については、平成23年度実績を上回る。
- D. 新 顧問弁護士による催告や訴訟を実施することや顧問弁護士からのアドバイスによって、高額・悪質な債務者に対し支払督促や、少額訴訟等の法的措置を講ずる。
- (4) 被扶養者資格の再確認
大震災のために延期した被扶養者資格再確認の実施。被扶養者に該当しなくなった者の無資格受診防止や、高齢者医療に係る拠出金適正化のため、年金事務所・愛知事務センターと連携し、事業主の協力を得て適正に行う
- (5) レセプト点検
- A. レセプト点検効果向上計画の実行
自動点検マスタ・本部点検ツールの活用
レセプト点検員および内容点検職員のレベルアップ
本部・ブロック・支部主催会議への参加および確実な伝達
レセプト点検員との意見交換（随時）
他支部を交えた会議を開催し、情報の共有化と事務効率を図る（随時）
内部会議の開催及び情報の共有（毎月）
容認効果額については平成23年度実績額を上回る額とする
- B. 支払基金との定例的な打合せによる情報の共有化を図る
- C. 不適切な請求が継続する場合には、医療機関等に確認を行い、厚生局・支払基金等に情報提供を行う
- D. 被保険者一人あたりの点検効果額（年間目標）
内容点検、外傷点検については平成23年度実績を上回る額を目標とする
資格点検については業務第2グループと連携し保険証回収の強化を図り適正な額とする
- E. 被保険者一人あたりの点検効果件数（年間目標）
内容点検、外傷点検については平成23年度実績を上回る件数を目標とする
- (6) 療養費の適正化
- A. はり灸、あんまマッサージについては、平成23年度に引き続き適正化を推進する。
医師同意の確認（レセプトとの突合の実施、医師・患者への照会）
往療料の確認（実測値の検証）
外部講師による勉強会を実施し審査レベルのアップ
- B. 柔道整復療養費審査については、平成23年度に引き続き適正化を推進する。
平均支払金額の高い団体・個人については積極的に患者照会・指導を行う

	<p>長期施術者への患者指導の実施 不適切な事案について実地確認調査等を行い、厚生局へ情報提供する。</p> <p>C. はり灸、あんまマッサージ、柔道整復療養費の支払額については、平成23年度1件当たりの実績を下回る。</p> <p>D. 治療用装具については、必要に応じて審査医師の活用および患者照会する。</p> <p>(7)高額療養費制度の周知</p> <p>A. 限度額適用認定証の使用率の更なる向上 新たに外来療養にも適用されるため医療機関へ用紙の配付などの更なる協力依頼</p> <p>B. 新市町村の医療費助成対象者について、限度額適用認定証の使用率の向上を検討</p> <p>(8)療養費及び高額療養費の迅速かつ確実な支払 療養費及び高額療養費の支払いについては、保管方法を含めた審査手順等の効果的かつ効率的な方法を検討する。</p>
3. 保健事業	<p>(1)健診</p> <p>A. 被保険者(40歳以上)(受診対象者数:668,076人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率:40.0%(実施見込者数:267,230人) ・事業者健診データ 取得率:5.0%(取得見込者数:33,403人) <p>B. 被扶養者(受診対象者数:254,823人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率:20.0%(実施見込者数:50,964人) <p>(2)保健指導</p> <p>A. 被保険者(実施対象者数:65,535人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:17.0%(実施見込者数:11,140人) <li style="padding-left: 20px;">(内訳)協会保健師実施分 8.5%(実施見込者数:5,570人)積極的:2,562人 動機付け:3,008人 <li style="padding-left: 20px;">アウトソーシング分 8.5%(実施見込者数:5,570人)積極的:3,008人 動機付け:2,562人 <p>B. 被扶養者(実施対象者数:4,408人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:6.0%(実施見込者数:264人)積極的:122人 動機付け:142人 <p>(3)その他の保健事業</p> <p>A. 「健康づくり推進協議会」の運営</p> <p>B. 新関係機関と協力して中小企業向けのメンタルヘルスセミナー講習会の開催</p> <p>C. 自治体及び他保険者との共催による受診勧奨</p> <p>D. 健康促進イベントを活用した健診等受診促進</p> <p>(4)受診勧奨対策</p> <p>A. 健診委託機関による受診率向上及び事業者健診データの取得促進</p> <p>B. 新小規模事業所を対象にした検診車による集団検診のための、委託機関の拡大及び実施場所の充実</p> <p>C. 新集客率の高い施設(スーパーマーケット等)を活用した健診等受診促進</p> <p>D. 市町村との連携により特定健康診査とがん検診同時受診の促進</p> <p>E. 健診実施当日に、階層化し初回面談実施可能な特定保健指導業務委託機関の拡充</p> <p>F. 自社の従業員に対する特定保健指導業務委託の推進</p> <p>G. 事業所訪問に際し、効率的・効果的な訪問の実施</p>

	H. 支部の会議室等を有効活用した来所相談の推進
4. 組織運営及び業務改革	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> A. 組織運営体制の強化 B. 部・グループを超えた応援体制の強化 C. 週一回グループ代表者会議による支部方針・方策の確認 D. 優秀な人材の確保（契約職員採用等）大学訪問による新卒者への応募依頼 E. コンプライアンス、リスク管理の徹底 <ul style="list-style-type: none"> (a) 個人情報管理、セキュリティーの徹底 (b) 自主点検の実施（半期に1回） (c) 各種委員会（衛生委員会・コンプライアンス委員会・個人情報管理委員会等）の定期的開催および決定事項の周知と遵守 (d) 新 職員のメンタルヘルスケアのため、支援体制の強化 <p>(2) 人材育成の推進 事務研修（レセプト研修）、メンタルヘルス研修、コミュニケーション研修</p> <p>(3) 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> A. 改善提案制度 サービス向上・改善委員会の機能的な活用 B. 講師派遣の運営 年金事務所における年金委員会総会および事務研究会、社会保険協会事務講習会等への健康保険手続きの説明実施 <p>(4) 業務経費の削減（事務所費の削減、外部倉庫の契約の見直し、コピー用紙の使用量の5%削減）</p> <p>(5) 新 退職後の健康保険についてチラシ等作成し、愛知労働局の協力を得て、ハローワークにて開催される雇用保険説明会等を活用し、保険証の早期返却、退職後の保険を退職者に案内する。</p> <p>(6) 外国語の各種申請書、記入方法リーフレット改訂</p> <p>(7) 新 健康保険委員研修の充実 健康保険業務基礎研修、社会保険委員会との連携強化、商工会議所等との合同研修他</p>

項 目	実 施 内 容 等
3 . 保健事業	<p>(3)その他の保健事業 特定保健指導の紹介・3支部（愛知・岐阜・三重）合同でのラジオ放送やウォーキング大会による受診勧奨・健康セミナーの開催 文書による遠隔地保健指導</p> <p>(4)受診勧奨対策 特定健診受診率向上対策 被保険者に対する特定保健指導の勧奨 未実施事業所への受診勧奨対策 生活習慣病予防健診受診機会の拡充対策 新規事業所への受診勧奨対策 職員による訪問や電話による受診勧奨 路線バス、鉄道駅構内広告による、被扶養者特定健診受診率向上対策</p>
4 . 組織運営及び業務改革	<p>事業主・被保険者の意見に基づく適切な運営 コンプライアンス、個人情報保護、リスク管理の徹底 人材育成の推進 業務改革・効率化の推進 経費節減の推進</p>

平成24年度 事業計画（滋賀支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 <u>医療費や健診データの分析と地域医療費適正化の推進</u> ・ 県内最大の保険者である協会けんぽ（滋賀支部）の医療費動向や健診データ動向を滋賀県（医療保険課・健康推進課）に情報提供することにより、行政を巻き込んだ医療費適正化の地域対策を推進する。 ・ 保険者協議会（企画調査部会）において疾病動向や地域特性等をより明確にした共同医療費分析を行うことにより、県全体または地域ごとの医療費適正化対策及び効果的な保健事業活動を推進する。（強化）</p> <p>(2) ジェネリック医薬品の使用促進 <u>県内の医療保険者が共同した取組みの推進</u> ・ 保険者協議会を活用して他保険者との情報共有を行うとともに、「ジェネリック切り替えによる自己負担軽減額通知」を複数の保険者が継続的に取組むことにより、地域全体のジェネリック医薬品の使用推進を図る。 ・ 三師会及び滋賀県（医務薬務課）等の関係団体への継続的な情報提供と協力要請を行う。 <u>ジェネリック医薬品の使用促進に向けた加入者自宅への直接広報</u> ・ 家計を預かる主婦層にジェネリック医薬品の使用による医療費節約効果をお知らせすることにより、ジェネリック医薬品の周知と使用促進を図る。（新規）</p> <p>(3) 加入者・事業主に響く広報の推進 <u>ホームページ・メールマガジンによる分かりやすい情報発信</u> ・ 「見やすい、探しやすい」ホームページ、最新情報をタイムリーに提供するメルマガによる親しまれる広報を追及し、情報の周知と読者の拡大を図る。（強化） <u>関係団体や県内自治体との連携及び地元メディアを通じた広報の推進</u> ・ 県内経済団体（商工会議所、商工会、中小企業団体連合会等）、社労士会、三師会、保険者協議会及び自治体（県・市町）への積極的な広報を通じて、加入者及び事業主に情報を発信する。 ・ 地元メディア（新聞・テレビ・ラジオ等）に対して情報を発信し、媒体として有効活用する。 <u>健康保険委員を活用した広報の推進</u> ・ 定期的な研修会や広報誌の発行を通じて健康保険委員としての意識と知識の向上を図り、企業内での制度周知や相談対応、健康づくり等の取組みを推進するとともに、モニターとして意見収集を行い支部運営に反映をさせる。（強化）</p> <p>(4) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 <u>滋賀支部の現状を踏まえた重点的取組みの推進</u> ・ 精神系疾患による傷病手当金申請案件に係る事業所訪問と加入者ニーズの把握（新規） ・ 柔道整復療養費及びはり灸療養費の不正受給防止に向けた審査強化（強化） ・ ジェネリック医薬品の使用促進に向けた加入者自宅への直接広報（新規） ・ 付加的サービスの提供による被扶養者向け無料健診の実施（新規）</p>

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組み

サービススタンダードの遵守

- ・事務フローの改革・改善・改修による更なる事務効率化と個々の力量の向上を図り、給付金の早期支払いにより加入者の生活の安定と顧客満足度の向上を図る。(強化)
- ・不備返戻や照会案件に対してその後のフォローを励行し、加入者とのコミュニケーションを図ることにより顧客満足度の向上を図る。(強化)

顧客満足度の向上推進

- ・「加入者の声受付票」のご意見や苦情等を迅速にフィードバックするために「改善」状況を含めてスタッフ間で情報共有してサービスの改善に努める。

事業所・加入者から直接意見を聞く取組み

- ・保健指導勧奨、被保険者証回収促進、精神系疾患傷病手当金調査等の際に事業主や加入者から直接意見を聞く取組みを進め、サービスの改善や向上に努める。(強化)

(2) 高額療養費制度の周知

高額療養費の現物給付化対応の周知

- ・平成 24 年 4 月から施行される現物給付化に対する「分かりやすい」広報と案内に努める。

限度額適用認定証の利用を促進

- ・医療機関のみならず、保健指導勧奨、被保険者証回収促進、精神系疾患傷病手当金調査等による事業所訪問の際に協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進し、高額療養費制度の周知と加入者負担の軽減を図る。

(3) 窓口サービスの展開

年金事務所窓口体制の見直しを図る

- ・窓口の利用状況を踏まえ、職員の巡回や外部委託を組み合わせる等、年金事務所窓口体制の見直しを図る。

(4) 被扶養者資格の再確認

被扶養者再確認による適正な保険運営

- ・後期高齢者支援金の基本数値となる加入者の適正な把握と無資格受診の防止に向けて、事業主の協力を得て被扶養者資格の再確認を実施する。(強化)

(5) 適正な給付業務の推進

保険給付適正化プロジェクトチームによる厳格な対応

- ・傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等にかかる不正申請に対して、「保険給付適正化プロジェクトチーム」による厳格な対応を行う。
- ・資格取得や高額報酬への変更直後請求、長期療養に対し年金事務所と連携した事業所調査を強化するとともに、審査スタッフの医療知識向上を図り、医師照会、生活状況調査の強化を図る。(強化)

柔道整復療養費および鍼灸療養費の不正受給防止に向けた審査強化

- ・柔整療養費申請については、他保険者と合同で実施している審査委員会結果をもとに各施術者の請求傾向に係る情報共有を行い、特に多部位申請の多い施術所に対する患者照会を強化する。(強化)
- ・鍼灸療養費申請については、医科診療費との併用、柔整療養費との併用、往療の適否等に的を絞った患者調査を強化する。(強化)

精神系疾患による傷病手当金申請案件に係る事業所訪問と加入者ニーズの把握

- ・新潟支部と共同で行った、23 年度下半期申請案件データの統計分析結果をもとに、申請数が多い事業所を直接訪問し、休

職者に対する対応策や保険者に対するニーズを把握し、「こころの健康セミナー」を実施するとともに、当該申請者（加入者）に対してもアンケート調査を実施し、制度上の問題点やニーズについて保険者機能の側面からも検討を行う。（新規）

（6）レセプト点検の効果的な推進

内容点検の充実

・23年度下半期に実施した「レセプト点検効果向上会議」での成果や問題点を踏まえるとともに、他支部との情報交換により得た情報や定期的査定事例等から、システムにより点検できるレセプト抽出の精度を上げ、点検業務の充実を図る。（新規）

レセプト点検員情報共有と研修の充実

・定期的な支部内研修と本部研修・ブロック内会議への参加及び伝達研修の実施による担当職員的能力向上と情報の共有により全体のレベルアップを行う。

・支払基金原審説明会及び意見交換等のコミュニケーションにより審査に対する基準を明確化させる。（強化）

・定期的な点検員同士の勉強会を実施することにより、査定事例の集約・共有化、自動点検機能の効果的活用、点検効果向上に向けた改善策を相互に検討、チームとして総合的な信頼関係の構築と技術の伝承を行う。（強化）

レセプト請求前資格確認の充実・適正受診指導

・支払基金が実施しているレセプト請求前資格確認に対し、県内医療機関別返戻事由別件数を支払基金に送付し、適正な保険請求を推進するための情報提供を行う。（新規）

・精神系レセプトを横覧したデータを蓄積して医療費の実態を分析の上、「はしご受診」等が続く患者に対して文書指導を行い、医療費の適正化を図る。（新規）

（7）債権の発生抑制と回収の強化

保険証の回収の徹底

・保健指導勸奨、被保険者証回収促進、精神疾患系傷病手当調査等の事業所訪問の際に、「健康保険のご案内」、「退職後の社会保険加入案内」を活用して継続した広報を行うとともに、電話・文書による督促及び返納金債権該当者には訪問回収を行う。（強化）

・年金機構事務センターと連携し、未回収者に対し2回の文書督促を継続して実施する。

新規発生債権に対するアプローチ強化

・新規発生債権の仕分けを行い、複数債権保有者や保険証未回収者への直接訪問による納付督促など、アプローチ強化により債権の拡大防止及び早期回収を図る。個別面談で制度説明、保険証回収及び納付計画の聴取等を行い債権額の増加抑制と早期回収を図るとともに、現在行っている訴訟等法的手続きの積み上げにより悪質債務者に対する「差し押さえ」を含んだ、法的手続きを積極的に実施する。（強化）

3. 保健事業

(1) 健診

被保険者(40歳以上)(受診対象者数:104,438人)

- ・生活習慣病予防健診 実施率:57.7%(実施見込者数:60,261人)
- ・事業者健診データ 取得率:5.3%(取得見込者数:5,535人)

被扶養者(受診対象者数:38,993人)

- ・特定健康診査 実施率:12.9%(実施見込者数:5,030人)

(2) 保健指導

被保険者(実施対象者数:11,843人 積極的7,236人(該当率11.0%)+動機付け4,607人(該当率7.0%))

- ・特定保健指導 実施率:22.0%(実施見込者数:2,605人)
(内訳) 協会保健師実施分 17.0%(実施見込者数:2,013人)
積極的900人(12.4%)+動機付け1,113人(24.2%)
アウトソーシング分 5.0%(実施見込者数:592人)
積極的362人(5.0%)+動機付け230人(5.0%)

被扶養者(実施対象者数:448人 積極的136人(該当率2.7%)+動機付け312人(該当率6.2%))

- ・特定保健指導 実施率:18.8%(実施見込者数:84人) 積極的25人(18.5%)+動機付け59人(19.0%)

(3) その他の保健事業

健康づくり啓発活動

- ・魅力的な健康度測定機器の体験を通して、自分の「健康」に無関心な被扶養者に「健康」への意識付けを行う。(強化)

こころの健康セミナー

- ・精神系疾患による傷病手当金申請データの分析後、選定事業所に対するメンタルヘルス対策セミナーを実施する。(新規)

(4) 受診勧奨対策事業

付加的サービスの提供による被扶養者向け無料健診の実施

- ・主婦層に的を絞って個別案内を行い、魅力的な健康度測定機器の体験と同時に自己負担無しでの特定健診を実施することにより、受診率向上を図る。(新規)

派遣職員を活用した特定保健指導勧奨の実施

- ・営業職経験のある派遣職員を雇用し、平成22年度より提供している事業所健康度診断を活用して、継続的・効率的に事業所への訪問勧奨活動を行い、特定保健指導導入事業所の拡大を図る。(新規)

生活習慣病予防健診予約状況照会システムホスティング委託

- ・被保険者の生活習慣病予防健診受診に対する情報提供サービスとして、滋賀支部ホームページ内に健診機関ごとの月別・日別予約状況を公開し、受診者の利便性の向上を図る。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 組織の適切な運営

組織運営体制の強化

- ・内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じた組織体制の見直しを行う。
- ・評議会による事業主・加入者の意見の反映やホームページ等による事業公開により支部運営の透明性を高める。

コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理等の徹底

- ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部通報制度を実施するとともに、研修等を通じてその遵守を徹底する。
- ・朝礼等を通じてコンプライアンス違反事例の情報共有を行い、職員の意識を高める。
- ・本部による内部監査及び支部内での自主点検の定着により不正・事故防止及び適正な事務処理を徹底する。

お客様満足度向上への取り組み

- ・加入者等のご意見や苦情等を迅速かつ正確に現場にフィードバックし、CS研修や接客研修を通じて窓口・電話対応における職員のレベル向上を図る。

(2) 人材育成の推進

「考動」できる「人財」の育成

- ・進捗会議、リーダー会議、業務改善委員会等を通じて主体的に考え、行動できる職員を育成する。

(3) 業務改革の推進

業務改善の推進

- ・ブロック業務改革会議を基軸として、加入者に直結したサービス向上視点での改善を実施する。

経費節減等の推進

- ・事務経費削減計画を踏まえ、職員のコスト意識を高め、在庫管理・節電等により経費の削減に努める。
- ・調達や執行について適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成24年度 事業計画（京都支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 制度改正に向けた関係方面への積極的な発信【医療費適正化の総合的対策】 協会けんぽの逼迫した財政状況について、引き続き早い段階で政府等、メディア、関係団体へ積極的に意見を発信 医療費や健診データ等の分析結果を関係方面に対して情報提供し地域との連携を強化</p> <p>(2) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 加入者と積極的に連携を図り、地域の実情を踏まえ、保険者と一体になった医療費適正化の取組みを推進 評議会の意見、提言を踏まえ、地域の実情に応じた事業運営を推進</p> <p>(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策の実施 レセプト点検の効果的な推進 ジェネリック医薬品の使用促進 現金給付（傷病手当金、出産手当金、柔道整復師療養費等）の審査強化 無資格受診の事由による債権の発生抑制及び早期回収 適正受診の啓発・勧奨（乳幼児育児医療に係る冊子送付事業等） 関係方面への積極的な発信 保健事業の効果的な推進</p> <p>(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進【医療費適正化の総合的対策】 ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等をお知らせする軽減額通知サービスの実施 三師会、行政、各保険者等の関係機関に軽減額通知の検証結果を提供し、地域が一体となった使用促進の推進 保険薬局に地域の分析データやリーフレット等を提供し、効果的な使用促進に向けた連携を強化</p> <p>(5) 調査研究の推進等 医療費や健診データ等から現状をとらえ、過去や他の地域と比較し、効果的な医療費適正化の方向性を示す調査研究の推進</p> <p>(6) 広報の推進 ホームページやメールマガジン等のITツールを活用した広報の強化 伝統的なツールでの機関誌等の定期発行による積極的な情報発信 健康保険制度の周知のための効果的な広報の実施 資格喪失後受診防止に向けた適正受診啓発勧奨の実施 三師会、行政、関係団体の機関誌への記事掲載による効果的な広報の実施</p> <p>(7) 的確な財政運営 支部の事業運営を適切に把握・検証できる管理体制の構築とともに、支部の財政運営の状況を評議会にて審議</p>

項 目	実 施 内 容 等
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組み 加入者等の意見・苦情等を迅速かつ正確に業務にフィードバックし、お客様サービスの改善と接遇の向上を推進 「お客様意見箱」の継続設置やお客様満足度調査等を踏まえたサービス改善の実施 健康保険委員の委嘱を進めるとともに、健康保険委員との連携による医療費適正化の推進強化 健康保険給付のサービススタンダードの管理を徹底し、10営業日以内の着実な支払を実施 申請手続きをわかりやすく解説したリーフレット等により、申請手続きの簡素化及び郵送化を促進 任意継続制度の申請セット使用促進により制度の普及及び申請手続きの郵送化を促進 申請書等の配備場所の更なる拡充 インターネットサービス及び任意継続被保険者保険料の口座振替の利用を促進</p> <p>(2) 高額療養費制度の周知 高額療養費制度の制度普及及び限度額認定証の制度改正の周知徹底 保険医療機関等と連携し、申請セットを活用した限度額適用認定証の使用促進及び申請手続きの郵送化を促進 高額療養費の未申請者に対する申請手続き勧奨の推進</p> <p>(3) 窓口サービスの展開 社会保険労務士会委託等による日本年金機構内の協会出張窓口サービスの継続実施 申請手続きの郵送化進捗状況及び窓口利用状況を踏まえた日本年金機構内の協会出張窓口サービス体制のあり方の見直し 受付専用窓口の設置等による待機時間の削減</p> <p>(4) 被扶養者資格の再確認 日本年金機構と連携し、事業主に対して被扶養者の二重加入防止を徹底</p> <p>(5) 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進【医療費適正化の総合的対策】 不適切な申請に厳格に対応するため、保険給付プロジェクトチーム及び健保給付チームの効果的な審査・調査を実施 事業主・加入者への周知徹底により不適切な申請を抑制 委任払い事後調査による継続的な調査の実施 日本年金機構等との連携により傷病手当金と年金給付の支給調整等の適切な処理の実施 ブロック間での情報共有化等の連携による不正受給防止の徹底</p> <p>(6) レセプト点検の効果的な推進【医療費適正化の総合的対策】 レセプト点検効果向上行動計画に基づいた効果的な施策の実施 レセプト自動点検・汎用任意抽出機能等のシステムを活用した効果的かつ効率的な点検業務の実施 システムによる請求前資格点検を実施し、資格誤りレセプトを迅速かつ効率的に保険医療機関に返戻 ブロック間での情報共有化等の連携とともに、研修の充実やグループ研鑽により点検技術向上を推進 点検効果額の更なる引き上げ 社会保険診療報酬支払基金との連携強化及び近畿厚生局へ不正疑義事例等の積極的な情報提供の実施</p>

項 目	実 施 内 容 等
2. 健康保険給付等	<p>(7) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び回収の強化【医療費適正化の総合的対策】 資格喪失後の保険証未返納者に対して返納催告による保険証回収の徹底 返納金担当チームの構築による効果的かつ効率的な返納金債権の早期回収の実施 債権金額及び対応経過に応じた文書、電話及び訪問等による催告や、訴訟等の法的手続きを踏まえた債権回収の実施 債権回収強化月間による効果的かつ効率的な債権回収の実施 負傷原因照会の強化による第三者求償及び労災等への切り替えの徹底 負傷原因照会未回答者及び第三者行為届未提出者への提出催告、並びに医療機関及び損保会社等へ調査の強化</p>
3. 保健事業	<p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 加入者の疾病予防及び健康増進につながる特定健診及び特定保健指導並びに保健事業について総合的かつ効果的に推進 健康づくり推進協議会からの意見・提言を踏まえた保健事業の運営 本部・他支部の事業成果を取り入れた保健事業の実施</p> <p>(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進 事業主健診データの取得促進や被扶養者の健診受診率等の向上について、保険者による健診・保健指導等に関する検討会での見直し結果を踏まえた具体的な取組みを推進</p> <p>健診</p> <p>ア 労働安全衛生法による定期健康診断受診者に対し生活習慣病予防健診への切り替えを積極的に勧奨 イ 健診実施機関と連携による健診実施件数の向上及び健診受診率向上の環境づくりを推進 ウ 特定健康診査と京都府等の行政によるがん検診との連携による受診率向上の促進 エ 京都労働局等と連携による事業者健診データの取得の促進</p> <p>被保険者(40歳以上)(受診対象者数:261,408人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率:55.0%(実施見込者数:143,774人) ・事業者健診データ 取得率:5.0%(取得見込者数:13,070人) <p>被扶養者(受診対象者数:101,538人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率:15.0%(実施見込者数:15,230人) <p>保健指導</p> <p>ア 23年度における保健指導外部委託の検証結果を踏まえた実施率向上の取組みの推進 イ 事業主・加入者に対する保健指導の重要性の効果的な周知広報の実施</p> <p>被保険者(実施対象者数:30,741人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:13.9%(実施見込者数:4,283人) <li style="padding-left: 20px;">(内訳) 協会保健師実施分 8.9%(実施見込者数:2,746人) <li style="padding-left: 20px;">アウトソーシング分 5.0%(実施見込者数:1,537人) <p>被扶養者(実施対象者数:1,264人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:1.6%(実施見込者数:20人)

項 目	実 施 内 容 等
	<p>(3) その他の保健事業 委託事業による健康講座(職場における健康教育)の継続実施 京都産業保健推進センターとの連携によるメンタルヘルス対策講座の実施 健康保険委員とのグループワーク及びセミナーによる情報の共有化及び保険者と一体となった職域の健康づくりの推進 京都府の行政や関係機関との連携による地域に密着した健康づくりの普及推進</p> <p>(4) 受診・保健指導勧奨対策 医療費や健診データによる事業所健康度診断を活用した保健指導受入の拡充(対象者10名以上の事業所100所に訪問等) 保健指導勧奨体制の構築による継続的かつ効果的な保健指導勧奨の実施 事業主等への健康管理意識の啓発による受診率の向上を促進【医療費適正化の総合的対策】</p>
4. 組織運営及び業務改革	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革 組織運営体制の強化 ・支部内の部署間におけるコミュニケーション及び協力連携体制の強化 実績や能力本位の人事の推進 ・個人別・部署別の目標管理による能力向上及び適正な人事評価の実施 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 ・朝礼や社内報を活用した情報共有化により組織が一体となる職場環境体制づくりを推進 コンプライアンス、個人情報保護、リスク管理等の徹底 ・コンプライアンス、個人情報保護及びリスク管理について定期的な研修や自己点検による適正な管理を徹底</p> <p>(2) 人材育成の推進 職員の意識改革による創意工夫できる人材の育成 研修受講者からの伝達研修により受講者の指導・育成能力の向上とともに支部職員の資質向上を促進 お客様満足度向上、職員資質向上及び支部独自研修等の実施</p> <p>(3) 業務改革の推進 CS・ES向上委員会による部署間の連携強化、企画的業務の啓発及び加入者のニーズに即した業務改革の実施 業務改革会議を活用した効率的な業務改善の推進</p> <p>(4) 経費の節減等の推進 事務経費削減計画に基づく職員のコスト管理意識の啓発及び経費節減の実施 調達審査委員会による調達コスト削減等の適切な調達の実施と調達結果の公表による透明性の確保 省エネルギー対策に基づく前年対比5%以上の電気使用量及びコピー用紙使用量の削減を実施 物品管理規定に基づく適正な在庫管理による前年対比5%以上の事務経費の削減を実施</p>

平成24年度 事業計画（大阪支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>保険者機能の発揮による総合的な取組の推進</p> <p>本部から提供される医療費情報をもとに支部医療費の状況を把握するとともに、加入者の疾病予防や健康増進、医療費適正化のため、以下のような取組みを総合的に推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費通知やジェネリック医薬品へ切り替えた場合の軽減額のお知らせによる情報提供 ・保健事業の効果的な推進 ・ジェネリック医薬品の使用促進 ・効果的なレセプト点検の推進 ・傷病手当金、柔道整復施術療養費等、現金給付に係る審査強化 <p>医療費適正化の総合対策の実施</p> <p>医療費適正化対策を進めるため、以下の取り組みを推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検の強化 <ul style="list-style-type: none"> 自動点検機能の効果的活用、本部提供事例集等の活用により点検効果額を引き上げる。 具体的な目標値については23年度の結果によるが、少なくとも1人あたり効果額については23年度を上回るものとする。 ・ジェネリック医薬品の使用促進 <ul style="list-style-type: none"> ジェネリック医薬品の使用状況等の状況把握を行い、効果的な広報について検討実施する。 具体的な目標値については定めないが、数量ベースにおいて全国中位(23位)を上回るものとする(23.08現在34位)。 ・傷病手当金等の審査強化 <ul style="list-style-type: none"> 傷病手当金疑義案件プロジェクトチームの強化を図り、現金給付の適正化の推進を図る。 具体的な目標値については、定めないものとする。 ・柔道整復施術療養費等の適正化 <ul style="list-style-type: none"> 受診者への照会、適正受診啓発を実施する。 具体的な目標値は定めないが、1件当たりの申請金額の低減を目指す。

	<ul style="list-style-type: none"> ・債権の早期回収 パイロット事業でのノウハウを適切に生かし、定期的な電話・文書・訪問による勧奨を推進して、債権の早期回収に努める。 具体的な目標値は、回収率において定めるものとし、返納金70%、返還金20%、損害賠償金90%程度とする。 ・資格喪失者の保険証回収強化 資格喪失届等の提出時に保険証の添付がなかった加入者等に、返納についての督促を実施し、資格喪失後受診の軽減を図る。 具体的な目標値については、定めないものとする。 <p>広報の推進</p> <p>加入者及び事業主に対する情報提供や広報については、納入告知書同封チラシやメールマガジンにより定期的実施するほか、総合パンフレットの積極的な活用や関係団体との連携による広報を実施する。 また、支部ホームページについてもリニューアルを図り、加入者が利用しやすい環境整備に努める。</p>
2. 健康保険給付等	<p>サービス向上のための取組</p> <p>お客様満足度調査を含め、加入者等の意見や苦情等を基に、ニーズを的確に把握して、サービスの改善や向上に努める。 また、申請受付から給付金振込までの期間をサービススタンダード期間と位置づけ、その状況を適切に管理し、着実に実施する。</p> <p>高額療養費制度の周知</p> <p>医療機関の協力を得て、医療機関窓口に限度額適用認定証に関するリーフレットを配置するなど、申請すれば高額療養費が現物化されることなど高額療養費制度について周知を図る。 また、高額療養費の未申請者に対する注意を喚起するサービス（促進通知）を的確に実施する。</p> <p>窓口サービスの展開</p> <p>各種申請等の受付や相談等の窓口サービスを効率的かつ効果的に行う。 また、届書の郵送化の進捗状況や各窓口の利用状況を踏まえ、支部窓口のサービスの充実を図りつつ、年金事務所等の窓口廃止を含め、そのあり方について検討する。</p>

	<p>被扶養者資格の再確認</p> <p>被扶養者資格の再確認について、被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携の下、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。</p> <p>傷病手当金、柔道整復施術療養費等の適正な給付業務の推進</p> <p>医療費適正化総合対策として実施することとする。</p> <p>レセプト点検の効果的な推進</p> <p>医療費適正化総合対策として実施することとする。</p> <p>債権発生抑制及び早期回収</p> <p>医療費適正化総合対策として実施することとする。</p>
3. 保健事業	<p>(1)健診</p> <p>被保険者（40歳以上）（受診対象者数：902,040人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：40.9%（実施見込者数：368,934人） <p>健診機関の増設及び職員の事業所訪問において生活習慣病予防健診のメリットを十分周知することにより、受診者数の増加を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者健診データ 取得率：10.0%（取得見込者数：90,204人） <p>職員・契約職員による事業所訪問を引き続き実施するとともに、生活習慣病予防健診実施機関すべてと事業者健診データ提供に係る覚書を交わし、24年度にかかる健診機関との会議の場において、事業者健診データの提供について強く協力を求める。</p> <p>被扶養者（受診対象者数：383,884人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：15.0%（実施見込者数 57,582人） <p>地域・職域連携推進協議会を通じて市町村と連携し、がん検診と特定健診のセット受診の案内を被保険者自宅に送付することにより、健診に対する関心を喚起し、受診者数の増加を図る。</p>

(2)保健指導

被保険者（実施対象者数：100,551人）

・特定保健指導 実施率：10.0%（実施見込者数：10,055人）

（内訳） 協会保健師実施分 3.3%（実施見込者数：3,318人）

アウトソーシング分 6.7%（実施見込者数：6,737人）

職員・契約職員・派遣職員による特定保健指導の利用勧奨のための事業所訪問を実施する。また、保険指導保健師・管理栄養士についてはスキルアップを図ることにより、中断率を減少させる。

アウトソーシングの実施機関を増やすとともに、連携・情報交換を密にして、できる限り実施率の上がる方法を検討していく。

被扶養者（実施対象者数：4,779人）

・特定保健指導 実施率：15.0%（実施見込者数：717人）

利用券発送時に支部独自の勧奨文書を同封することにより、啓発に努める。

(3)その他の保健事業

扶養家族に対する、市町村と提携したがん検診と特定健診のセット受診勧奨

(4)受診勧奨対策

職員・派遣職員での事業所訪問による事業者健診データの提供依頼・特定保健指導利用勧奨

派遣職員による訪問受診勧奨並びに特定保健指導利用勧奨

地下鉄駅構内における受診勧奨ポスターの掲出

任意継続被保険者並びに新規適用事業所に対する案内・パンフレット送付

4. 組織運営及び業務改革

組織の適切な運営

内部統制（ガバナンス）、部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。
また、支部移転に伴い1フロアー化が図られることから、一体感の醸成に努め加入者本位等、協会のミッションや目標の徹底を図ると共に、更なる事務室内とその他居室の分離によるセキュリティ強化を図る。

コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、研修等を通じて、その遵守を徹底する。
また、パスワードの適切な管理等について、適宜点検し、徹底する。

業務改革の推進

よりよいサービスの標準化を目指し、創意工夫を提案・検討できる機会を作り具体的な改善を実現していく。
業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務の重点化を進める。

年金機構との協力連携強化

エリア担当制により府内年金事務所及び健康保険委員との連携を強化し、事業の円滑な推進を図る。

経費節減の推進

支部移転により、ビル賃料の大幅な削減を図ると共に、窓口業務委託の縮小についても検討し、更なる経費削減に努める。
また、調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページに調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成24年度 事業計画（兵庫支部）

項 目	実 施 内 容 等
1．保険運営の企画	<p>国・都道府県等各方面への積極的な発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の財政状況の厳しさや制度改正の必要性等について広く国民の理解を得るための意見発信をしていく。 ・都道府県・市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を訴える。 <p>地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検の強化、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化、健康保険被保険者証の適正使用促進と早期回収、糖尿病・高血圧の重症化予防対策について重点的・総合的に取り組む。 <p>調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費分析ツールを活用した支部医療費の調査分析を推進する。 <p>加入者・事業主に響く広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構から毎月各事業所に発送される保険料納入告知書に、案内チラシを同封させていただき、制度周知等を図る。 ・任意継続加入者に対しては、保険料納付書に案内チラシを随時同封する。 ・ホームページの充実を図るとともに、メールマガジンの周知を行い、利用促進を図る。
2．健康保険給付等	<p>レセプト点検の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修や勉強会を実施し、点検員のスキルアップを図る。 ・点検実施結果を点検員に周知し、目標達成に向けて業務推進を図る。 ・システムによる点検機能の効果的活用。 <p>サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「お客様の声」対応プロセスにより、加入者の意見や苦情等をサービス向上や新たなサービス開発に迅速・適切に反映する。 ・被保険者証の迅速な交付。（情報取得から証交付までの日数2営業日以内を目標とする。） ・任意継続被保険者の口座振替の促進を図る。（平成24年度口座振替実施率目標45%） ・現金給付の支払の迅速化を図る。（サービススタンダードを10営業日と設定し、達成率100%を目標とする。） <p>高額療養費制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の協力を得つつ限度額適用認定証を申請すれば高額療養費が現物給付化されることなど高額療養費制度について周知を図る。（医療機関に申請書の用紙を送付し、医療機関の窓口から被保険者に用紙を手渡す方法を追求する。） ・ターンアラウンド方式による未請求者への督促を行う。（年度末までに診療月から1年以内に実施する。） <p>被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者に該当しなくなった者の無資格受診の防止、加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費にかかる拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構と連携の下、事業主の協力を得て、的確に行っていく。 <p>傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部と連携を図りながら支部に設置している「保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用し、不適切な申請事例に厳格に対処する。 ・「給付金の不正請求があった場合、支払ができない」ことを、広報誌等を通じて事業主・被保険者に周知を図る。 <p>債権の発生を抑制及び早期回収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失した方からの保険証回収などを強化するとともに発生した債権の早期回収に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・債権の回収について訴訟等法的手続きを積極的に実施し、債権回収の強化を図る。 <p>窓口サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口契約職員の勉強会等を開催するとともに、管理体制を徹底し顧客サービスの向上を図る。 ・年金事務所の窓口を、すべて社会保険労務士の委託から契約職員を派遣し支部直接の運営に切り替える。 ・利用状況の少ない豊岡の年金事務所の窓口を閉鎖、明石、加古川の年金事務所の窓口開設日を縮小する。 <p>健康保険委員の委嘱を推進し、委員の皆様からご意見を聞く取組を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構の協力を得て、健康保険関係等の勉強会を開催。
3 . 保健事業	<p>(1)健診</p> <p>被保険者（40歳以上）（受診対象者数：431,618人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：45.4%（実施見込者数：195,955人） ・事業者健診データ 取得率：1.4%（取得見込者数：6,000人） <p>被扶養者（受診対象者数：170,637人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：20.0%（実施見込者数：34,127人） <hr/> <p>(2)保健指導</p> <p>被保険者（実施対象者数：42,269人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：12.5%（実施見込者数：5,300人） <p style="padding-left: 40px;">（内訳） 協会保健師実施分 7.1%（実施見込者数：3,000人） アウトソーシング分 5.4%（実施見込者数：2,300人）</p> <p>被扶養者（実施対象者数：2,900人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：10.0%（実施見込者数：290人） <hr/> <p>(3)その他の保健事業</p> <p>生活習慣病予防改善セミナーの実施、出張保健指導の実施、糖尿病未治療者への早期受診促進事業の実施に取り組む。</p> <hr/> <p>(4)受診勧奨対策</p> <p>生活習慣病予防健診及び特定健診・特定保健指導の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診申込方法チラシの作成 ・生活習慣病予防健診実施機関用周知ポスターの作成 等 <p>特定保健指導促進のための支援ツール導入</p>
4 . 組織運営及び業務改革	<p>組織運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部門間の連携を強化し、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 <p>人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者としての志と専門性を兼ね備えた人材育成のため、本部実施研修の適切な伝達を徹底する。 ・電話対応能力向上のため、マニュアルを活用した研修を実施するとともに、CS向上に向け職員の意識向上を図る。 <p>経費節減の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費節減チームを活用し、経費節減の職員への意識づけを図り、業務経費、一般事務経費の前年度比減を目標とする。

平成24年度 事業計画(奈良支部)

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 適切な運営の確保(加入者様、事業主様、評議会等の意見を事業運営に反映)</p> <p>制度改正に向けた関係方面への積極的な発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直面している厳しい財政状況を広く伝えるため、引き続き、関係団体・メディア等へ積極的に意見を発信していく。 <p>評議会の円滑な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に密着した保険運営(加入者・事業主の皆様の声の聴き、奈良支部の実情を反映) ・ 安心と信頼を得る事業運営(医療費適正化事業の推進) ・ 評議会の定期開催(運営に関する協議及び事業実施状況の報告) <p>健康保険委員との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険事業に関する広報、相談、各事業の推進、モニター等を通じた事業への参画・活動の推進 ・ 社会保険委員会連合会及び社会保険委員会との連携・協力の推進 <p>健康づくり推進協議会からの提言・助言等に基づく、地域の実情に応じた保健事業の積極的・効果的な推進</p> <p>(2) ジェネリック医薬品(後発医薬品)の更なる使用促進</p> <p>関係団体・地方自治体と連携・協力したジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良県、他保険者、医療機関関係者、薬局関係者へ、連携・協力による働きかけを積極的に実施し、より効果的・経済的な使用促進事業の展開に努める。(広報活動の共同実施や広報物の設置等) <p>加入者様に対するジェネリック医薬品に関する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「自己負担額の削減効果を通知するサービス」の継続実施 ・ 名称普及、加入者様が安心して使用できるよう、加入者様の視点での広報推進 <p>広報による周知活動(ホームページ・メールマガジン・各種お知らせ等を活用し広報を推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者の意思表示を容易にするための「希望カード」、「希望シール」の配布、軽減額の通知 <p>(3) 加入者・事業主の皆様にご響くサービスの提供と広報の推進(加入者様に身近に感じられる存在)</p> <p>広報活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ、メールマガジン、定期広報誌を有効活用し、タイムリーで、かつ、効果的・経済的な広報活動を展開

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協会けんぽを加入者・事業主の皆様によく知っていただき、協会けんぽをきちんとご利用いただくため、各種給付やサービスを掲載した携帯用カードを作成・配布し、効果的な広報を展開 ・ 地方自治体や関係団体等との共同広報の実施により、効果的・経済的な広報機会を創出 ・ 加入者・事業主の皆様において、より地域に根ざした協会けんぽとして認知、理解されるための地元メディアとの連携を図った広報活動を推進 ・ これまでの取組みを精査し、加入者・事業主の皆様へきちんと届く広報活動を検討・実施 <p>23年度パイロット事業の結果を検証・総括し、事業所訪問を中心とした加入者・事業主の皆様へのより効果的・効率的なアプローチ方法を検討・実施</p>
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組(加入者様等の意見、ニーズに対応したお客様満足度を高める。)</p> <p>現金給付の適正化</p> <p>サービススタンダードの遵守状況を適切に管理推進</p> <p>郵送化の推進</p> <p>任意継続申請セットの配布による郵送申請の促進</p> <p>加入者に対する各種お知らせの改善</p> <p>加入者からのお問い合わせ内容を反映した、わかりやすい文書等の送付</p> <p>高額療養費制度の周知</p> <p>限度額認定証の使用促進や外来の現物給付化に係る広報の徹底</p> <p>(2) 窓口サービスの展開(効率的、効果的な窓口サービスの提供)</p> <p>窓口対応充実</p> <p>職員、契約職員及び契約社会保険労務士の研修、管理体制を徹底し顧客サービスの向上を図る。</p> <p>年金事務所窓口体制の見直し</p> <p>窓口来訪者の状況等を踏まえた年金事務所窓口体制のあり方を検討</p> <p>年金事務所との連携強化</p> <p>繁忙期対応など、年金事務所窓口における顧客サービス向上への協力体制の充実</p>

(3) 返納金債権の収納強化

貴重な保険料財源を適正管理・適正執行する観点から、返納金債権の収納強化に係る取組みを積極的に実施する必要がある、特に主たる発生要因である資格喪失後受診の削減に努める。

具体的には、昨年度に引き続き、未然防止方策として、迅速な保険証回収及び納付期限までの新規債権回収を徹底し、効果的・効率的に返納金債権の減少を推進する。

- ・日本年金機構の協力の下に、初回の督促状送付に併せて「保険証チラシ」、「返信用封筒」、「返却不能届」を送付することにより、速やかなアプローチ活動を展開
- ・架電を中心とした早期回収
- ・資格喪失後の保険証回収強化を図り、返納金発生を未然に防止
- ・保険証回収について、事業所へのチラシ、ホームページ等による周知徹底
- ・高額債務者（5万円以上）については訪問催告を実施
- ・定期的、効果的に催告状を送付し、粘り強い回収活動を展開

更に、本年度は、特に新規発生債権の回収に重点を置き、その減少を図るための取組みを検討・実施することとし、回収率について、保険証回収、債権回収ともに前年度を上回ることを目指す。

(4) 現金給付の適正化推進（傷病手当金、出産手当・出産育児一時金）

疑義が生じた場合は、本人照会、事業主照会、担当医師への照会、審査医師の意見を伺いながら日本年金機構と連携を図り、現金給付の適正化を図る。詐欺行為の疑義あるものについては、支部プロジェクトチーム等にて検討のうえ、実地調査等を行い、案件によっては、警察へ相談する。

また、傷病手当金の一括長期請求案件、高報酬受給案件、長期継続受給案件のそれぞれについて、審査内容の見直しを図り、更なる適正化を目指す。

(5) 療養費の適正化推進（柔道整復施術療養費、はりきゅう・あんまマッサージ療養費）

過去の適正化事業で得たノウハウ等を基に、申請書の書面審査や傾向分析において疑義が生じた場合は、実地調査、文書等の手段による加入者への受診内容等照会、審査医師への照会、施術同意医師への照会等を行い、適正化を図る。悪質な事案については、本部が策定した「現金給付適正化対策要領」による対応を行う。

なお、柔道整復施術療養費について、受領委任の取扱いに反する事案がある場合は、監督行政官庁（厚生労働省）への情報提供を検討する。はりきゅう・あんまマッサージについて不正事案が判明した場合は、代理受領の取扱い中止を検討する。

	<p>また、各種広報媒体を通じて、もしくは加入者本人に直接チラシ等を送付することにより、柔道整復師及びはり師・きゅう師等への適正受診の促進を図る。</p> <p>(6) 被扶養者資格の再確認</p> <p>就職による異動(削除)届の未提出者を中心に再確認を行い、保険給付の適正化及び高齢者医療制度において保険者が負担する納付金・支援金の適正化を目的に実施する。</p> <p>(7) レセプト点検の効果的な推進</p> <p>内容点検においては、レセプト点検効果向上に向けた行動計画に基づき、システムを十分に活かした点検業務の充実強化を図る。</p> <p>また、査定事例の共有化、自動点検機能の効果的活用、研修の充実により点検技術の向上を図る。</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>(1) 健診</p> <p>被保険者(40歳以上)(受診対象者数: 89,592人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率: 41.0% (実施見込者数: 36,700人) ・事業者健診データ 取得率: 13.0% (取得見込者数: 11,650人) <p>被扶養者(受診対象者数: 40,594人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率: 20.0% (実施見込者数: 8,100人) <p>(2) 保健指導</p> <p>被保険者(実施対象者数: 10,390人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率: 22.0% (実施見込者数: 2,280人)

(内訳) 協会保健師実施分 17.0% (実施見込者数: 1,765人)
 アウトソーシング分 5.0% (実施見込者数: 515人)

被扶養者(実施対象者数: 765人)

・特定保健指導 実施率: 15.0% (実施見込者数: 115人)

(3) その他の保健事業

奈良県との健康づくり連携協力会議、奈良県民の健康づくりの推進に向けた包括的連携事業に関する取組み
 「協会けんぽ」と県が、関係方面に対して、加入者・事業主の皆様の立場に立った保険者としての意見を積極的に発信
 すると共に、連携・協力による事業を行い、相乗効果を図ることにより、加入者様の健康的な生活の実現を推進する。

【取組内容】

県・「協会けんぽ」間の定期的な情報交換
 特定健康診査やがん検診の受診率向上への相互協力
 中小企業従事者の健康づくりの推進
 医療費負担を軽減するための糖尿病・高血圧対策の共同実施
 県と「協会けんぽ」のタイアップ事業の展開
 県と「協会けんぽ」による健康づくり調査研究会のコラボレーション
 国保保険者も含めた、医療費・健診情報の合同勉強会の実施
 医療費負担の軽減に資するジェネリック医薬品の使用促進

(4) 受診勧奨対策

特定保健指導勧奨

特定保健指導の利用促進を図るため、職員により保健指導未受入の事業所を訪問し、責任者等への説明を行う。

その結果、事業所内における健康づくりや医療費に対する認識を深めていただくと共に、特定保健指導の受け入れを勧奨し、特定保健指導実施率の向上を推進する。

	<p>特定健康診査受診券の被保険者住所へ直接送付</p> <p>被扶養者の特定健康診査受診券を被保険者住所に直接送付することで、事業主経由よりも、确实、かつ早期に特定健康診査受診券を対象者へ直接届けることにより、特定健診実施率の向上を図る。</p>
<p>4 . 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 組織運営体制の強化</p> <p>○ J T を推進するとともに、支部内の職員・職種・部署間の連携を強化することにより、組織運営体制の強化を図る。</p> <p>職員、契約職員の迅速な情報共有の仕組み（朝礼の実施や情報共有化シートの活用等）を引き続き行い、一体化した事業体制の推進を図る。</p> <p>(2) 業務改革の推進</p> <p>26年度稼働の業務・システムの刷新に向けて、本部や他支部との連携・協力のもとに、的確に準備を進める。</p> <p>事務処理誤りの発生を防止するため、責任体制の明確化及び原因究明による防止体制の徹底を図る。</p> <p>定型的な業務について、契約職員への移管推進とアウトソーシングを検討・実施する。</p> <p>(3) 人材教育の推進</p> <p>民営化に求められる意識改革と次世代を担う人材の育成を図るため、支部独自研修を開催する。</p> <p>マンネリ化排除、自己改革の機会創出と次世代の人材補充体制の整備を図るため、ジョブローテーションを適切に実施する。</p> <p>(4) 事務経費削減の推進</p> <p>職員のコスト意識を高めるとともに、消耗品等の在庫管理の徹底等により、事務経費削減に努める。</p> <p>調達審査委員会における執行内容の精査や、調達結果等のホームページへの公表により、透明性の確保に努める。</p> <p>引き続き、節電に係る取組みを積極的に実施する。</p> <p>(5) コンプライアンスの推進</p> <p>全職員に対してコンプライアンスの重要性や意義等を徹底するため、朝礼等において、コンプライアンスに関する確認を行う。</p> <p>コンプライアンス基本方針及び行動規範の周知徹底を図る。</p>

職員研修等を通じてコンプライアンスの理解を深める。

(6) 個人情報管理の徹底推進(個人情報管理組織の確立と管理機能強化)

個人情報管理委員会で、チェックシートによる月次単位の個人情報管理の推進と進捗管理を徹底する。
全職員への個人情報管理の重要性の周知と意識改革を徹底する。

平成24年度 事業計画（和歌山支部）

項 目	実 施 内 容 等
1．保険運営の企画	<p>厳しい財政情勢の中、支部職員全員が危機感を共有し、加入者の目線にたった事業運営を着実に実行していくため、下記の取り組みを行う。</p> <p>(1)協会の財政基盤強化に向け各関係団体等への積極的な発信 協会の財政状況の厳しさや制度改正の必要性等について広く伝えるため、関係機関団体、メディア等へ積極的に情報発信する。</p> <p>(2)保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の医療費や健診データを分析するとともに、和歌山県の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進のため以下のような取組みを総合的に推進していく。 ホームページ等により和歌山支部の医療情報の発信 関係方面への積極的な発信（各種経済団体・和歌山県・県内市町村など） 保健事業の効果的な推進（健康づくり推進協議会・和歌山県保険者協議会など） 傷病手当金、出産手当金、療養費（はり・灸、あんま・マッサージ、柔道整復施術療養費）等健康保険給付の審査強化 <p>(3)和歌山支部の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化対策を、強力に実施する。また、医療費の適正化のための総合的な対策を和歌山県や他の保険者と連携しつつ、立案・実施していく。 <p>(4)ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ジェネリック医薬品使用促進のチラシを作成し、全事業所へ届く広報を行う。 ・ ジェネリック医薬品の使用に関する患者の意思表示を容易にする「希望カード」や「希望シール」の配布を引き続き行う。新たに、保険証送付時に「希望カード」や「希望シール」を同封し、利用促進を図る。 ・ 生活習慣病に重点を置き、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減効果等を通知するサービスを行う。 ・ 和歌山県内の三師会、病院協会等関係団体に、使用促進に対する理解を求める。特に、ジェネリック医薬品推進には、薬剤師会との連携はもっとも重要との認識をもち、関係強化を図る。 ・ 和歌山県に設置された医薬品安全安心使用協議会等への参加を図る。 <p>(5)加入者・事業主に響く迅速な広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者に対する情報提供や広報については、加入者及び事業主の方に「見やすい、探しやすい」ホームページの作成を心がけ、他に「健保と年金 ほっと便」などにより定期的なお知らせを実施する。また、メールマガジンを活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。
2．健康保険給付等	<p>(1)サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険給付については、不正が疑われ、厳格な審査が必要な請求等の返戻・照会分を除き、申請の受け付け

- から給付金の振込までの期日を、サービススタンダードとして定められた10営業日以内に行うこととする。
- 任意継続被保険者保険料の口座振替の利用の促進を図る。窓口や郵送にて口座振替の案内を行い、目標を前納者と合わせて50%とする。
- お客様に対する接遇の向上を図るため教育研修を実施し、お客様の満足度を高める。
- 健康保険委員の勧奨及び委嘱を前年に引き続き進め、健康保険事業に関する広報、相談、各種事業を推進していく。
- 各種広報や健康保険委員による相談対応、申請書類の配備場所（商工会・商工会議所等）の維持管理を行い、電話案内時に積極的に郵送依頼を働きかけるなどの方策により前年度実績を超える郵送化率の達成に向けて努力する。

(2)高額療養費制度の周知

- 医療機関の協力を得つつ、限度額適用認定証を申請すれば高額療養費が現物化されることなど高額療養費制度についての周知を図る。また、高額療養費の未申請者に対する注意を喚起するサービスを引き続き行う。

(3)窓口サービスの展開

- 各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、効率的かつ効果的なサービスの提供に努めるとともに、必要に応じて実施体制の見直しを行う。

(4)被扶養者の再確認事務

- 被扶養者の再確認事務について、日本年金機構との連携の下、事業主の協力を得て、的確に実施する。

(5)傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適切な給付業務の推進

- 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る不適切な申請事例へ厳格に対処するため、「保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用し、効果的な審査・調査を行う。また、不適切な申請がなされないよう加入者及び事業主等への周知を図る。
- 療養費（はり・灸、あんま・マッサージ、柔道整復施術療養費）について、適宜加入者への照会や医科の受診状況を確認し、必要であれば同意医師又は施術者への照会を行う等、適正な給付に努める。

(6)レセプト点検の効果的な推進

- 協会システムの特長を十分に活かし、マネジメントを重視して、職員と点検員等の適切な役割分担に従い、効率的・効果的な点検を実施し医療費の適正化を実施する。
- 資格点検については、オンラインレセプトの請求前資格確認により、早期化及び効率化を図るとともに、審査支払機関から受領したレセプトについて、確認調査を強化し医療機関への返戻及び加入者への返還措置を実施する。
- 内容点検については、各種のレセプト参考情報、本部で集約された査定事例の活用及び自動点検マスター等のシステムにより点検できるレセプト抽出の精度を上げ、単月・縦覧・突合・自動点検調査を強化する。
〔目標〕被保険者1人当たり点検効果額内容点検：1,254円以上（検証指標 容認効果額：全国平均以上、支部実績以上）
- 外傷点検については業務上、通勤災害及び第三者行為に該当するレセプトを的確に把握し、医療機関への返戻及び加入者への返還措置を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者に対し年1回医療費通知の送付を行う。また、毎月レセプト審査の結果、医療費が減額され、加入者等が支払った一部負担金に大きく過払いが生じた場合において、高額査定通知を実施する。 ・ 近畿厚生局和歌山事務所や健康保険サービスグループとの連携を図るとともに他支部との情報交換を行い点検調査事務の向上を図る。 ・ 職員及び点検員等の資質向上を図るため研修を実施する。 <p>(7)債権の発生抑制及び早期回収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債権の発生を抑制するため、被保険者証送付時に被保険者証返却啓発チラシ（一般・任継）を同封するとともに、任意継続取消者や被保険者証の未回収者に対しては、文書による催告とともに電話による督促を行う。また、任意継続取消者など、債権発生見込みの高い者については、必要に応じて訪問督促を行う。債権の早期回収については、電話による勧奨を継続するとともに、訪問勧奨の定期実施を行う。また、所在不明者の住民票取得による住所確認及び重要案件については、弁護士との協力による勧奨等を実施し、必要に応じて法的措置を実施する。
3. 保健事業	<p>(1)健診</p> <p>被保険者（40歳以上）（受診対象者数：90,319人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診 実施率：50%（実施見込者数：45,115人） ・ 事業者健診データ 取得率：5%（取得見込者数：4,500人） <p>被扶養者（受診対象者数：35,968人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率：13%（実施見込者数：4,669人） <hr/> <p>(2)保健指導</p> <p>被保険者（実施対象者数：10,518人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率：15.4%（実施見込者数：1,617人） <p style="margin-left: 40px;">（内訳） 協会保健師実施分 10.4%（実施見込者数：1,092人） アウトソーシング分 5%（実施見込者数：525人）</p> <p>被扶養者（実施対象者数：444人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率：5%（実施見込者数：22人） <hr/> <p>(3)その他の保健事業</p> <p>重症化予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人工透析患者の増加を抑えることを目的に、糖尿病の疑いのある人、中等度高血圧の人で、受診後3か月以内に糖尿病・高血圧の治療を受けていない人を抽出し、受診を勧める情報提供のチラシを自宅あてに送付する。（年6回送付予定） <p>健診・保健指導の推進につながる取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹部職員を筆頭に職員が積極的に事業所訪問を行い、生活習慣病予防健診の利用促進、事業者健診データ提供協力依頼、特定保健指導の受け入れを勧奨する。特定保健指導の利用に関する説明の際には、事業所健康度診断（事業所の健診結果データや医療費等のデータを分析した資料）を活用し、保健指導の勧奨に取り組む。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報および訪問等による勧奨活動を通じて、未受診事業所の新規獲得に取り組む。 ・ 市町村等の連携を図り、がん検診と同時実施できる体制構築を図ることに取り組む。 ・ 管理栄養士を含めた、リレー方式による継続支援できる保健指導体制を継続していく。 ・ 特定保健指導のアウトソーシングの委託先を開拓していく。(紀南地区を中心に取り組む) ・ 訪問事業所の1事業所あたりの保健指導実施率の向上を図る。(特定保健指導の対象者が多い事業所の訪問勧奨、オプトアウト方式を取り入れた特定保健指導に絞った保健指導の実施を進める。) ・ 研修会等を通じて保健指導の質の向上を図り、中断率の減少を図ることに取り組む。 ・ 加入者の利便性を図るため、土日などの休日の保健指導の開催を計画する。また、休日の保健指導の案内と合わせて、平日の支部での来所相談の参加を呼びかける。 ・ 職場でのメンタルヘルス対策及び職場復帰の支援を行い医療費、傷病手当金の抑制を図ることを目的に、職場におけるメンタルヘルス対策セミナーを開催。同時に特定健康診査、特定保健指導及び事業者健診データ提供協力依頼の説明とアンケートを実施し健診及び保健指導事業の推進を図る。 <p>(4)受診勧奨対策</p> <p>扶養家族の特定健診の受診促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診受診者の健診結果送付時に、特定健診のPRチラシを封入し、広報を行う。 ・ 共同実施する市町村にチラシを配布してもらう。 ・ 自宅宛てに特定健診の案内を送付する。 <p>新年度用健診の案内に関する広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診の手続き方法等についてわかりやすくすることを目的に、独自の印刷物を追加作成する。健診機関別費用一覧、よくある問い合わせに関するQ & A等を合わせて封入し、手続き方法をわかりやすくする。また、健診対象者用のチラシを作成し、健診の周知を図る。 <p>保健指導に関する広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休日の保健指導の開催案内を特定保健指導の対象者の自宅宛てに郵送し、勧奨を行う。 ・ 保健指導時にわかりやすいパンフレットを活用し、特定保健指導を行う。
4 . 組織運営及び業務改革	<p>(1)組織や人事制度の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制（ガバナンス）の強化、及び部門間の連携により、事務処理体制の強化を図る。 ・ 人事評価制度への理解を深めることにより、円滑に実施する。 ・ 協会のミッションや目標の徹底、職場におけるコミュニケーションの強化、人材育成、働きがいを実感できる職場づくりを行う。 ・ 点検・確認や研修等により、コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理等の徹底を行う。 <p>(2)人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各分野で重点的な分野を定め本部と連携した研修を実施するとともに、個々の知識能力向上のための必要な処置を講ずる。 <p>具体的には伝達研修については、知識の「伝達」の域にとどまらず、実効性のある研修内容にしていく。また、管理者・リーダーは、3年先5年先を見据えた後継者の育成にも意識するものとする。</p>

(3)業務改革の推進

- ・ よりよいサービスの標準化を目指し、業務改革会議等により具体的な改善を実現していく。

(4)経費の節減等の推進

- ・ 職員のコスト意識を高めるとともに、調達や執行の透明性を確保するため、次の取組を行う。
協会の財政状況や支部経費を掲示板等により周知する。
業務の実施方法の見直しを行うとともに、引き続き必要に応じて調達委員会を開催し、支部経費の競争入札や適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。
各職員から提案のあった経費節減策について随時受け付け、積極的かつ有効な提案については検討し実行する。

平成24年度 事業計画（鳥取支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>保険者機能の取組み強化</p> <p>1. 医療費適正化の対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県や保険者協議会等と連携した取組みを推進する。 (2) 医療費や健診データ等を分析し対策に活用するとともに、効果的に情報提供する。 (3) 健康保険委員を活用した各種事業（研修会及び加入者の意見を聴く会）を実施する。 (4) ジェネリック医薬品の使用促進への取組みを推進する。 (5) 受診勧奨値を超えた者への重症化予防対策を実施する。 (6) 健康増進等将来的な医療費抑制事業を推進する。 (7) 特定保健指導実施率の向上への取組みを強化する。 (8) 適正受診の啓発勧奨を実施する。（資格喪失後受診や時間外等コンビニ受診、はしご受診、頻回受診防止） (9) 医療給付の審査（レセプト点検）を強化する。 (10) 資格喪失後受診等に伴う債権の発生抑制及び早期回収を徹底する。 (11) 傷病手当金、出産手当金に係る適正な給付業務を推進する。 (12) 柔道整復施術療養費・はり灸・あんま・マッサージ療養費に係る適正な給付業務を推進する。 (13) 被扶養者資格の再確認を実施し、高齢者医療費にかかる拠出金の適正化を図る。 <p>2. 加入者・事業主に響く広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 加入者・事業主に響くわかりやすい広報を実施する。 (2) 県、市町村、関係団体と連携した広報を実施する。 (3) プレスリリースを行い、各種メディアでの掲載を促し、加入者のインセンティブにつながる広報を行う。 (4) 健康保険委員に対しニーズや要望把握のためのアンケート調査を実施し、積極的に事業に反映する。
2. 健康保険給付等	<p>加入者・事業主への質の高いサービスの提供</p> <p>1. サービス向上のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) お客様満足度を高めるため、地域の実情を踏まえたサービスの改善や接遇の向上を図る。 (2) 現金給付に係るサービススタンダードの状況を適切に管理し確実に実施する。 (3) 手続きの簡素化のため、申請書等の設置場所を拡大し郵送化を促進する。 (4) 任意継続被保険者保険料の口座振替の利用を促進する。 <p>2. 高額療養費制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 高額療養費制度や限度額適用認定証申請を医療機関と協力連携し周知する。 (2) 未申請者に対する申請勧奨サービスを実施する。

<p>3. 保健事業</p>	<p>(1)健診 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：67,053人） ・生活習慣病予防健診 実施率：50%（実施見込者数：33,526人） ・事業者健診データ 取得率：10%（取得見込者数：6,705人） 被扶養者（受診対象者数：20,684人） ・特定健康診査 実施率：27.8%（実施見込者数：5,750人）</p> <p>(2)保健指導 被保険者（実施対象者数：8,247人） ・特定保健指導 実施率：16%（実施見込者数：1,320人） （内訳） 協会保健師実施分 12.2%（実施見込者数：1,007人） アウトソーシング分 3.8%（実施見込者数：313人） 被扶養者（実施対象者数：500人） ・特定保健指導 実施率：16%（実施見込者数：80人）</p> <p>(3)その他の保健事業 1. 健康相談事業 （1）ウォーキングイベント会場での健康相談 2. 啓発事業 （1）「とっとり血圧を下げようプロジェクト（仮称）」の開始</p> <p>(4)受診勧奨対策 1. 受診勧奨にかかる事業所情報管理システム（事業所健康サポートシステム）の使用 2. 治療中の方の特定健診情報提供 3. 特定保健指導実施者への支援補助器具の貸与 4. 地元紙を活用した受診勧奨対策</p>
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>組織の適切な運営 1. 組織運営体制の強化、人材育成の推進 （1）組織運営体制の強化を図る。 （2）諸規程遵守の徹底を図る。 （3）仕事力向上のための職員研修を実施する。 2. 業務改革の推進 （1）入力業務等の定型的な業務や繁忙期の業務についてのアウトソーシングを一層推進する。 （2）職員が企画提案できる体制をつくる。 （3）他支部における好事例を取り入れ、さらにサービスを向上させる。 3. 経費の節減等の推進 （1）消費電力量や消耗品等を適切に管理し経費節減を強化する。 （2）調達審査委員会において、事務経費節減のための契約の見直し等厳正に審査し経費節減を徹底する。</p>

平成24年度 事業計画（島根支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 協会の財政基盤強化に向けた事業主等関係方面への積極的な発信 直面している厳しい財政状況を広く伝えるため、引き続き、メディア・関係団体等へ積極的に意見を発信 協会の財政状況の厳しさや制度改正の必要性等について広く加入者の理解を得るために情報を発信</p> <p>(2) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 医療費等データの分析や加入者の疾病の予防等の取組みを総合的に推進 医療費適正化に向けた事業の積極的な実施</p> <p>(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策 レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の対策を更に強化 総合的な対策を立案・実施するため、県や他の保険者との連携の強化 島根支部と事業所との間のコミュニケーションを強化するための取組みの推進 ・事業所に対する総合的な啓発（事業名称「事業所まるごと対話で啓発」）《医療費適正化対策》 ・医療費の領収証等を活用した意識啓発活動の推進</p> <p>(4) ジェネリック医薬品（後発医薬品）の更なる使用促進 更なる使用促進と使用定着のため、平成24年度診療報酬改定を踏まえ、以下の取組みを実施 ・薬剤師会との連携による使用促進《医療費適正化対策》 （保険薬局における使用促進グッズの設置、疾患別価格差リーフレットの配布） ・「ジェネリック医薬品希望カード及びシール」の配布 ・先発品から切り替えた場合の自己負担額削減効果等の通知 ・新規適用事業所に対する周知 ・健康保険委員を通じた周知 ・地元情報誌（月刊誌）への広告、その他各種広報及び説明会の機会を活用した周知</p> <p>(5) 調査研究の推進等</p>

	<p>医療費等に関する分析を行い、島根における特徴的な疾病構造等の調査研究を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診・特定保健指導の効果を測定及び実証《医療費適正化対策》 ・「島根支部における医療費の状況と傾向」による研究 <p>(6) 広報の推進</p> <p>ホームページの他、以下の定期的なお知らせを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料納入告知書同封チラシの発行 ・メールマガジンの配信 ・健康保険委員用情報提供紙「だんだん健康」の発行 ・広報誌「社会保険しまね」への記事提供 ・新規適用事業所への情報提供 <p>県、市町村、関係団体との連携による広報、メディアへの発信力を強化</p> <p>モニター制度等の加入者の皆様から直接意見を聞く取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員へのアンケート実施 <p>地域医療資源の公共性と有限性について、県等の関係団体とともに広報を実施</p>
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組</p> <p>サービス改善・向上のため、「島根支部業務改善検討チーム」による定期的な検討を実施</p> <p>サービススタンダードの適切な管理と着実な実施</p> <p>お客様に対する接遇向上を図るなど、お客様の満足度を高める取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他グループの業務を習得する研修の実施 <p>健康保険委員の更なる委嘱と活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員研修会の開催 <p>各種広報や申請書類の配備場所の拡大等を通じて、郵送による申請のための環境を整備</p> <p>インターネットを活用した医療費の情報提供サービス及び任意継続被保険者の口座振替の利用促進</p> <p>(2) 高額療養費制度の周知</p> <p>高額療養費制度（限度額適用認定証を含む）に関する継続的な周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の保険医療機関・保険薬局において、外来療養の限度額適用認定証に関するポスターを掲示 <p>高額療養費用未申請者への注意喚起サービスの定期的な実施</p> <p>(3) 窓口サービスの展開</p> <p>出雲及び浜田年金事務所への窓口設置等による効率的かつ効果的なサービスの提供</p>

届書の郵送化の進捗状況や窓口の利用状況を踏まえ、支部並びに年金事務所窓口の見直しを検討

(4) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化のため、日本年金機構との連携の下、再確認を的確に実施

(5) 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進

「保険給付適正化プロジェクトチーム」により効果的な審査及び調査手法を定期的に検討

不適切な申請の防止のため、加入者及び事業主への周知を推進

- ・支部独自審査ガイドラインに基づく傷病手当金の審査強化《医療費適正化対策》
- ・支部独自審査ガイドラインに基づく柔道整復師施術療養費の審査強化《医療費適正化対策》
- ・「事業所まるごと対話で啓発」事業において、適正な申請の啓発

(6) 債権の発生抑制及び回収の強化

「島根支部債権管理チーム」を中心として、債権の発生抑制及び回収、被保険者証の回収を更に強化

- ・「事業所まるごと対話で啓発」事業において、資格喪失後受診及び被保険者証返納の啓発
- ・資格喪失時に被保険者証返納催告文書と返信用封筒送付（任意継続被保険者）
- ・資格喪失後受診抑制に向けた啓發文書を被保険者証送付書裏面に印刷

(7) レセプト点検の効果的な推進

支部内における点検業務の充実強化

- ・点検技術の底上げのための研修等を実施
- ・支払基金との定例会の実施
- ・自動点検機能の効果的活用
- ・第三者行為による負傷原因の報告ハガキを病院へ設置《医療費適正化対策》

【目標点検効果額】

- ・内容点検：23年度実績を上回る（ ）

平成24年3月診療分から、社会保険診療報酬支払基金のレセプト審査において、突合・縦覧点検が行われることから単純比較はできない。

3. 保健事業	<p>(1) 健診</p> <p>健診実施率の向上、事業者健診データ取得率向上のため、以下の取組みを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診実施機関の拡充 ・「事業所まるごと対話で啓発」事業において、健診受診及び事業者健診データ取得の勧奨 ・特定健診未受診者に対し文書による受診勧奨 ・市町村が行うがん検診と特定健診との連携促進 ・健診案内時における対象事業所に対する制度周知
	<p>【目標指標】</p> <p>被保険者(40歳以上)(受診対象者数：90,345人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：52.0%(実施見込者数：47,000人) ・事業者健診データ 取得率：10.0%(取得見込者数：9,000人) <p>被扶養者(受診対象者数：28,295人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：20.0%(実施見込者数：5,660人)
	<p>(2) 保健指導</p> <p>特定保健指導実施率向上のため、以下の取組みを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITの活用など中断率の削減のための取組みを強化 ・「事業所まるごと対話で啓発」事業において、特定保健指導の利用促進 ・健診案内時における対象事業所に対する制度周知 <p>【目標指標】</p> <p>被保険者(実施対象者数：10,528人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：22.1%(実施見込者数：2,330人) (内訳) 協会保健師実施分 17.1%(実施見込者数：1,800人) アウトソーシング分 5.0%(実施見込者数：530人) <p>被扶養者(実施対象者数：458人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：20.0%(実施見込者数：92人)

	<p>(3) その他の保健事業</p> <p>島根の実情に応じて、以下の取組みを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「島根支部健康づくり推進協議会」における事業の評価及び検討 ・保健所と連携した精神疾患対策の実施《医療費適正化対策》 ・健康増進支援サイト「へるし～まね」の継続実施 ・へるし～レシピ(リーフレット版)による健康増進と改善の支援《医療費適正化対策》
4. 組織運営及び業務改革	<p>(1) 業務・システムの刷新</p> <p>本部主導により刷新が進められる業務・システムについて、支部の意見を発信するとともに対応を準備</p> <p>(2) 組織や人事制度の適切な運営</p> <p>組織運営の強化</p> <p>協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着</p> <p>コンプライアンス、個人情報保護等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種委員会の定期的な開催 ・各種研修の適確な実施 <p>リスク管理の徹底</p> <p>(3) 人材育成の推進</p> <p>本部主催の研修及び支部の独自研修による人材育成の推進</p> <p>(4) 業務改革の推進</p> <p>「島根支部業務改善検討チーム」等による具体的な改善の推進</p> <p>職員のコア業務及び企画的業務への重点化の推進</p> <p>(5) 経費節減等の推進</p> <p>職員のコスト意識向上及び適切な在庫管理等による経費節減の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部独自の経費削減対策の見直しと強化 <p>調達や執行の透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根支部調達審査委員会の適確な開催

平成24年度 事業計画（岡山支部）

項 目	実 施 内 容 等
1．保険運営の企画	<p>制度改正に向けた関係方面への積極的な発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直面している厳しい財政状況を広く伝えるための、メディア・関係団体への積極的な意見発信。 <p>保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療費や健診データを分析するとともに、地域の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化を総合的に推進 <p>地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検の強化による医療給付の適正化 ・ジェネリック医薬品の使用促進 ・適正な現金給付の推進 ・的確な被扶養者資格の再確認 ・債権発生抑制と早期回収 ・適正受診の周知促進 <p>ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額通知の実施 ・希望カード及び希望シールの配布と活用の推進 ・自己負担軽減効果等についての効果的な広報 ・情報提供を通じた関連団体、医療機関との連携強化 <p>国、都道府県等関係方面への積極的な発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費や健診データの分析結果を活かした、県・関係機関への積極的な意見発信 <p>調査研究の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療費や健診データの分析の推進 <p>加入者・事業主に響く広報の推進</p> <p>情報発信力の向上による地域に密着した広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「見やすい、探しやすい」を重視したホームページの充実 ・メールマガジンの活用 ・都道府県、市町村、関係団体との連携による広報 ・健康保険委員を通じた効果的な広報 ・協会の財政状況の厳しさ、制度改正の必要性について広く地域社会から理解されるための情報発信
2．健康保険給付等	<p>サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様の声を反映したサービスの改善及び満足度の向上 ・健康保険給付に係るサービススタンダード（申請の受付から給付金の振込までの期間）の適正な管理及び着実な実施 ・健康保険委員への活動支援を通じた円滑な事業実施 ・各種申請書類の郵送化の推進 ・任意継続被保険者保険料の口座振替の利用促進 <p>高額療養費制度の周知（現物給付化の周知）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 限度額適用認定証の利用率向上 ・ 未申請者への申請勧奨の早期化 <p>窓口サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口のサービスの充実及び年金事務所等における効率的かつ効果的な窓口サービスの提供 年金事務所における窓口サービスの見直し <p>被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費の適正化及び高齢者医療制度に係る拠出金等の適正化を目的とした被扶養者資格再確認業務の日本年金機構との連携による的確な実施 <p>傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険給付適正化プロジェクトチームによる、不適切な申請事例への対処 ・ 柔道整復施術療養費の審査強化（加入者等への文書照会） <p>レセプト点検の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内容点検における、システムにより点検できるレセプト抽出精度の向上と、点検業務の充実強化 ・ 点検情報の共有化及び研修の充実を通じた点検技術の底上げによる効果的な点検の推進 ・ 資格点検における、オンラインレセプトの請求前資格確認による点検業務の早期化及び効率化 <p>無資格受診等に伴う債権の発生抑制及び回収の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格喪失時の保険証返還、医療機関窓口での保険証提示についての効果的な広報 ・ 日本年金機構との連携による資格喪失後の証回収の推進 ・ 発生した債権の早期回収強化（電話勧告、訪問勧告の実施） ・ 訴訟等法的手続きも活用した債権回収強化
<p>3 . 保健事業</p>	<p>(1)健診</p> <p>被保険者（40歳以上）（受診対象者数：223,103人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診 実施率：50.0%（実施見込者数：111,552人） ・ 事業者健診データ 取得率：20.0%（取得見込者数：44,621人） <p>被扶養者（受診対象者数：75,218人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率：20.5%（実施見込者数：15,420人） <hr/> <p>(2)保健指導</p> <p>被保険者（実施対象者数：32,640人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率：23.1%（実施見込者数：7,524人） <p style="padding-left: 100px;">（内訳） 協会保健師実施分 11.2%（実施見込者数：3,640人）</p> <p style="padding-left: 100px;">アウトソーシング分 11.9%（実施見込者数：3,884人）</p> <p>被扶養者（実施対象者数：1,558人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率：10.1%（実施見込者数：157人） <hr/> <p>(3)その他の保健事業</p> <p>けんぽ体操（スマトレ）の推進</p> <p>リズム歩行を活用した健康づくり事業</p> <hr/> <p>(4)受診勧奨対策</p> <p>事業所健診結果データの受入促進事業</p>

	<p>特定健診の受診促進事業 大規模事業所を中心とした特定保健指導の実施促進事業</p>
4 . 組織運営及び業務改革	<p>業務・システムの刷新 ・プロジェクトの進行状況、内容についての情報を的確にとらえた、支部における準備等の取組み 組織風土・文化の定着及び適切な運営 ・定例ミーティングを通じた協会のミッションや目標の徹底及び部門間連携の強化 ・職場におけるコミュニケーションの強化等による働きがいを実感できる職場づくり等の推進 ・職員の更なる意識改革推進による主体性と実効性を重視した自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の定着 コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 ・内部及び外部通報制度の実施及び研修等を通じた遵守の徹底 業務改革の推進 ・業務改革会議（中国5支部）を通じた業務の効率化や標準化及び業務品質向上の推進 ・定型業務の見直し及びアウトソーシングの有効活用 経費の節減等の推進 ・事務経費削減計画の2年目であることを踏まえた経費削減のさらなる推進 ・調達審査委員会及び支部独自委員会の契約審査会による適正な調達及び執行の管理 ・調達結果のホームページ公表による透明性の確保</p>

平成24年度 事業計画（広島支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 評議会運営 ・ 評議会の計画的な開催 ・ 評議会からの意見・提案等を業務運営に生かす。 ・ 積極的な意見交換の場となるよう議題の選定、資料の作成を行う。</p> <p>地域の医療費や健診データの分析と活用 ・ 医療費分析ツール、統計システム、レセプト小町及び外部ノウハウを活用し、保健事業、医療費適正化等の事業に関連した分析を行う。 ・ 分析結果について積極的な広報を行う。(評議会においても紹介する) 県、各市町、他保険者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、支払機関等との協力・連携関係の推進 ・ 県等の行う分析事業への協力 ・ 地域と連携した健診の効率的な実施体制の構築。</p> <p>(2) 医療費適正化の対策 医療費適正化総合対策の実施 ・ 糖尿病重症化予防に関するパイロット事業と調査研究事業は、全国展開を意識し、自らも事業を経験し、ノウハウを蓄積する。 ・ 受診勧奨事業、ブラウンバッグ運動はスケジュールと結果を意識し、実施する。 ・ 重複受診、頻回受診を抑制する施策を検討し実施する。 H23年度パイロット事業の「糖尿病重症化予防」を事業化する。(24年度途中までパイロット事業を継続) ・ 23年度で得たノウハウを最大限生かしつつ並行して24年度も実施する。 ・ 健診受診者リスト及びレセプトデータを効率的に使用し、対象者を抽出する。 ・ 対象者を抱える医療機関を訪問し、連携を強化する。 ・ 支部保健師による指導の試行と特定保健指導にカウントすることの検討を実施。 医療費・レセプトデータ・健診結果を分析し、医療費適正化及び保健事業の疾病予防への活用を検討する。 ・ 引き続き健診異常値放置者への受診勧奨を毎月行い、重症者には特定保健指導を絡め効果を高める。 ・ 県薬剤師会との連携によるブラウンバッグ運動を引き続き実施し、服薬の適正化を図る。</p> <p>(3) ジェネリック医薬品のさらなる使用促進 ジェネリック医薬品のさらなる使用促進 ・ 自己負担額軽減通知サービスは、広報等を絡めて確実に実施する。 ・ 県、市町、他保険者等に働きかけ、地域での取り組みの強化を図る。 ・ 使用量シェアは協会平均を上回る。</p> <p>(4) 加入者に響く広報の推進 健康保険委員を増員し活用する。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・新適説明会や（保健Gと連携し）企業訪問時に勧奨し、健康保険委員を2,700名に増強する。 ・健康保険委員の研修の実施（年金機構と連携し、年2回秋、春に実施） ・研修、メルマガ等を通じ、健康保険委員の広報における役割認識の浸透を図る。 ・健康保険委員を核にし、メルマガや時報を活用し、末端まで届く広報を展開する。 お客様、事業主の声を反映した広報企画の立案 ・来訪者や電話問い合わせ、アンケート結果の内容を広報に反映する。 ・経済団体等の会合で情報発信と意見の収集を行う。 ・メルマガのアンケート機能を活用し意見の収集を行う。 メルマガ読者数、ホームページ閲覧数の増加 ・新適説明会や研修時に、健康保険委員・事業主等への働きかけを強化し、確実に純増させる。 (メルマガ読者数及びホームページの閲覧数はH23年度実績の10%アップを目指す。) ・リニューアルした支部ホームページとメルマガの連動を図る。 医療資源に対する加入者の意識が高まる情報を発信する。 ・救急医療の実態等をHPや時報を通じ周知する。 広報を通じた返納金債権の発生抑制 ・保険証回収、第三者行為の初診時の速やかな届け出等、事業所や医療機関への協力を仰ぎ、保険財政への影響を周知し、未収債権の発生抑制に努める。 広報による保健事業の推進 ・事業主健診データの提供、治療中の方のデータ提供に関する広報を強化し、再度周知を図る。
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組 加入者等のご意見や苦情をお客様の声として共有し、迅速に、また正確にフィードバックし、サービス向上に努める。 給付金等のサービススタンダードは確実に実行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入力誤りによる振込不能を発生させない。 限度額適用認定証の適正交付、使用促進 ・交付誤り0%、交付申請支部受け付け後3日以内での発送を目標 ・高額療養費の申請が多い医療機関への個別対応 ・制度改正に伴う外来分限認証の広報を通じて更なる使用促進の拡大を図る。 加入者に分かりやすい申請書等の作成。 ・各種申請書の内容を見直し、加入者の「利便性」、「記入のしやすさ」を追求する。 ・業務に使用する各種パンフレット、チラシの内容を見直し、「見やすく」、「解りやすい」ものとする。 <p>(2) 適正な給付業務の推進 不適切な申請に対し厳正に対処するため、実地調査等を積極的に実施する。 不正請求防止のため審査の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師照会の充実と審査医師の活用。 ・負傷原因の確認を徹底する。 ・日常生活状況等の適切な確認。 ・被保険者への実地調査を毎月2件以上実施し、適切な給付を行う。 ・柔整審査会の効率化・厳正化を実施するための見直しを行う。

(3) 窓口サービスの展開

郵送率を75%以上に向上させる。

年金事務所窓口体制の見直し

- ・年金事務所窓口の窓口体制は、人員配置の見直し等さらなる効率化を実施する。(テレビ電話の有効活用を含む)
- ・窓口職員のスキルアップの為、研修を2回以上/年実施する。

(4) 被扶養者資格の再確認

年金機構との連携を図り、スムーズな事業実施を図る

(5) 債権の発生抑制及び早期回収

資格喪失者からの保険証の早期回収強化(電話督促・督促文書・年金機構との連携)

- ・強制被保険者分の音声自動案内の開始
- ・債権早期回収の徹底(定期的な電話催告・訪問催告、催告状の送付等)(回収目標:80%)
- ・訴訟等法的対応の実施
- ・支部独自催告状(弁護士名による催告)の送付

(6) レセプト点検の効果的な推進

点検方針を策定し、点検効果の向上を図る。

- ・業務結果を3か月毎に分析・検証し、医療費適正化会議に諮り、効果的な点検を推進する。

内容点検

アクションプランに基づき、以下の取り組みにより効果額の引き上げを目指す。

- ・医科・歯科審査医師による定期的な点検員の指導
- ・疑義レセプト、疑義項目等について支払基金と定例会議を実施
- ・本部主催「スキルアップ事業」の活用
- ・医療費適正化会議にて効率的審査について討議
- ・重点点検項目の設定
- ・容認事例・本部分析データを参考に、システムを有効に活用しながら点検員のスキルアップと点検効率の向上を目指す。
- ・内容点検に基づき得られた医療機関情報等について、医療費適正化会議に諮りながら関係機関に情報提供していく。
- ・基金による突合・縦覧点検の実施方法等の詳細について基金担当者から聴取・意見交換等を行い、支部での効果的な点検方法を検証し実施する。

外傷点検

- ・求償案件の進捗管理を徹底し、确实・迅速に求償を行う。
- ・負傷原因照会の効果的実施に向け、対象レセプト点数等を検証していく。

資格点検

- ・オンラインレセプトの請求前資格確認により、早期化及び効率化を図る。
- ・資格喪失後受診に係る保険者負担分の返納金調定業務を早期かつ確実に実施し、医療費の適正化に努める。

	<p>数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減額査定レセプト（自己負担額1万円以上）通知サービスの実施。【100%】 ・被保険者1人当たりの目標効果額【内容点検：23年度を上回る】
3. 保健事業	<p>24年度は医療費適正化計画（5年を1期）の最終年度であることを踏まえ、支部独自のITシステム・インフラを最大限活用し、目標を達成する</p> <p>（1）健診 目標数値 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：324,653人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：50.0%（実施見込者数：162,326人） ・事業者健診データ 取得率：10.0%（取得見込者数：32,465人） <p>被扶養者（受診対象者数：111,977人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：17.9%（実施見込者数：20,000人） 健診予約照会システムの活用...健診を受診しやすい環境づくりの推進。 <p>（2）保健指導 目標数値 被保険者（実施対象者数：41,100人） 参考...平成22年度特定保健指導該当率全国平均21.1%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：22.0%（実施見込者数：9,055人） （内訳） 協会保健指導者実施分 17.0%（実施見込者数：7,000人） アウトソーシング分 5.0%（実施見込者数：2,055人） <p>被扶養者（実施対象者数：1,880人） 参考...平成22年度特定保健指導該当率全国平均9.4%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：3.2%（実施見込者数：60人） <p>（2）目標達成のための取り組み 保健師・管理栄養士を効率的に活用し面談数をアップさせる。 保健指導の案内から実施、報告までの事務処理のIT導入による効率化の推進 効率化による面談件数の向上。 被扶養者の保健指導に注力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島市内は来所相談、福山・呉については公共施設において予約制の保健指導実施 <p>（3）その他の保健事業 健診異常値放置者への訪問指導 県・市町・他の保険者との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて県・市町や他の保険者との連携を強化し、地域全体での保健事業を推進する。 健康づくり推進協議会を通じて、事業主や医療機関等、幅広い方面からの意見をいただき、今後の保健事業についての全体像を描きながら一層の推進を図る。 事業所ぐるみの健康づくり支援 ・ホームページを通じ、職場で活用できる情報の提供や禁煙サポート事業等により健康づくりを実施する。

	<p>(4) 受診勧奨対策</p> <p>事業者健診データの取り込みの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模事業所を中心に事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問により取り込みを促進する。 ・同意書の提出があった事業所について医療機関から確実にデータを取得する。 <p>加入者に受診していただきやすい健診案内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診から保健指導の流れ等が1冊でわかる広島版パンフレットを作成、また封筒には生活習慣病予防健診と事業者健診との比較表を載せ、生活習慣病へのシフトを図る <p>被扶養者への受診勧奨案内を被保険者を通じて行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の健診結果に家族へ健診受診を勧める内容のチラシを同封する。 <p>無料健診の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時実施の医療機関の広報（広島市、福山市）…年度当初に受診券とパンフレットを個別封筒に入れて配布することにより、被扶養者への周知を徹底する。 ・任意継続の被扶養者で未受診の方に対する電話での受診勧奨 無料健診を実施している広島市、福山市を中心に実施。 <p>家族からのメッセージカードによる受診勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県・広島市等の協力を得て、保険者協議会として教育委員会等と連携。 <p>治療中の方の情報提供について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診券配布時や文書での依頼による受診勧奨を行う。
4 . 組織運営及び業務改革	<p>(1) 支部組織の適切な運営</p> <p>組織運営体制の強化</p> <p>支部内の部門間連携のさらなる強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ長会議の活性化 ・リーダー会議、WGによる部署を跨いだ議論の推進 <p>事業計画、パイロット事業、各種プロジェクトの進捗管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標、スケジュール設定の精緻化（ToDo リストの活用） ・目標と実績との差異分析の徹底 <p>新たな組織風土、文化の定着</p> <p>理念、基本方針等の具現化を意識した目標設定や施策の立案、実行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標を数値化、納期を明確化する。 <p>顧客目線を意識した業務の評価、構築を行う。</p> <p>朝礼などを活用した情報の共有化と意識改革の実践。</p> <p>リスク管理</p> <p>自己点検の継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検結果を業務へ確実に反映させる。点検は4回/年。 ・他社、他支部の事例展開により、自支部のリスク認識に努める。 ・情報保護管理担当者会議（1回/2カ月）等を通じ、事例の共有化を図る。 <p>事務処理誤り0件に向け、業務手順を順守するとともに効率的なチェック体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2回/年のコンプライアンス強化月間により、事務処理誤り0件へのモチベーション向上・維持を図る。

(2) 人材育成の推進

主体性、実行性のある人材育成

- ・ 外部講師招聘や外部研修の参加による育成を実施。上下期各1回実施。
システム刷新を意識した人材の育成
- ・ 刷新後の業務を意識する研修・勉強会を実施する。
効率的な業務運営・組織運営のノウハウを取り入れる。
- ・ 他社との交流や各種勉強会への参加、研修を開催する。
研修や実績評価を通じて、レセプト点検員、保健指導者等の専門性の高い職員のスキル向上を図る。
- ・ 専門業者や医師等を講師に招き、スキルの向上を図る。
事例を用いた業務研修によるスキルアップ
- ・ リーダーの主導により、支部独自の業務研修を開催する。

(3) コンプライアンス・個人情報保護の推進

コンプライアンス委員会、個人情報保護管理委員会、個人情報保護担当者会議の継続実施。

コンプライアンス・個人情報保護等の基本的事項の習得の徹底。

- ・ 採用時研修を徹底する。
- ・ 各グループでの継続的取組の実施。(朝礼や研修による啓発。)
意識調査、アンケート等による潜在的リスクの把握に努める。
- ・ コンプライアンスや情報管理に関する意識調査等を実施し、課題を模索する。(1回/年)
年2回のコンプライアンス強化月間の設定により、コンプライアンスに対する意識の向上を図る。

(4) 業務改革の推進

お客様の声やお客様目線による業務の見直しにより、迅速な業務体制への反映・変革を継続する。

システム刷新や人員削減、経費削減を睨み、効率的な業務運営体制の構築のため定員管理、権限、業務手順、アウトソーシング等を恒常的に見直し・検討する。

- ・ 権限は、23年下期の変更による業務の状況を検証する。

(5) 経費削減の推進

経費削減計画の確実な実行

- ・ 固定費は、前年実績を下回ることを目標とする。
経費削減意識の定着を図るための啓発活動の実施

平成24年度 事業計画（山口支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>協会の財政基盤強化に向けた県・市町等関係方面への積極的な発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直面している厳しい財政状況を広く伝えるための、メディアや関係団体等への積極的な意見発信 ・安定的で持続可能な医療保険制度を構築するための、支部評議会での議論に基づく本部への意見発信 ・協会の財政状況の厳しさや制度改正の必要性等についての加入者に理解を得るための情報発信 <p>保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療に関する情報の収集と分析 ・加入者、患者への医療に関する情報の提供 ・県・市町などの関係方面への積極的な発信 ・他の保険者との連携や共同事業の実施 ・保健事業の効果的な推進 ・ジェネリック医薬品の使用促進 ・効果的なレセプト点検の推進 ・傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等の健康保険給付の審査強化 等 <p>地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正受診の啓発、勧奨 ・ジェネリック医薬品の使用促進（目標：数量ベースで30%） ・健診、保健指導の推進（生活習慣病予防健診：50%、事業者健診データ取得：5.0%、特定健康診査：20%、特定保健指導：16.9%） ・保険給付の適正化及び高齢者医療制度における協会が負担する支援金等の適正化（被扶養者調書の目標提出率：95%） ・糖尿病の重症化予防のための医科・歯科集団指導等の実施 <p>ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用促進のためのリーフレット、シール、カードの周知セットの積極的な配布

- ・山口県後発医薬品使用促進連絡会議への情報発信
- ・自己負担軽減額通知の実施
- ・医師会及び薬剤師会への情報発信
- ・各市町国民健康保険運営協議会における協会事業の発信及び他の医療保険者への積極的な情報提供

県・市町等の関係機関への積極的な発信

- ・三師会をはじめとする関係団体への発信
- ・医療費や健診結果データの分析結果を発信し、保険者間の連携を強化
- ・県、市町及び他の保険者との連携による特定健診・がん検診の同時開催の推進
- ・山口県医療費適正化推進協議会、山口県後発医薬品使用促進連絡会議、地域・職域連携推進協議会等への積極的な参加
- ・商工会議所等の経済団体の研修会等への積極的な参加
- ・山口労働局への積極的な情報発信による連携の強化

調査研究の推進等

- ・レセプトデータを活用した医療費分析の推進
- ・健診結果データ及びレセプトデータの活用による分析
- ・山口支部の医療費の特性等、医療費抑制対策につながる分析
- ・健診及び保健指導の推進に係る分析

加入者・事業主に響く広報の推進

- ・平成23年度パイロット事業の結果を踏まえた、効果的かつ効率的な広報の推進
- ・ホームページのリニューアルの検討
- ・事業主や加入者に向けた定期的な情報発信
- ・メールマガジンをはじめとした、タイムリーな情報発信
- ・医療費の状況等の定期的な発信
- ・県広報紙を活用した広報
- ・加入者等に向けた適正受診の啓蒙

2. 健康保険給付等

サービス向上のための取り組み

- ・ サービススタンダードの100%達成に向けた進捗管理の徹底
- ・ 外来現物給付化をはじめとする高額療養費制度の周知
- ・ 窓口サービスの展開
- ・ お客様の声等を活用したサービスの改善
- ・ 健康保険委員セミナー及び情報提供の実施

被扶養者資格の再確認

- ・ 被扶養者資格再確認業務における提出率の向上（目標：95%以上）

傷病手当金、出産手当金、柔道整復師施術療養費等に係る適正な給付業務の推進

- ・ 支部保険給付適正化プロジェクトチームによる不正受給防止
- ・ 柔道整復師施術療養費における加入者等への文書照会等の実施による適正受診の促進

レセプト点検の効果的な推進

- ・ 査定事務の共有化
- ・ 専門知識・技術向上のための研修の充実
- ・ 自動点検システムの効果的活用
- ・ 審査医師の積極的な活用
- ・ 外傷レセプトの点検強化

無資格受診等に伴う債権の発生抑制及び回収の強化

- ・ 訴訟等法的手続きの積極的な実施
- ・ 日本年金機構との連携による確実な証回収の推進
- ・ 文書勧奨・電話督促・訪問勧奨の実施
- ・ 喪失後受診発生率の高い事業所への指導

3. 保健事業

保健事業の総合的かつ効果的な推進

- ・健康づくり推進協議会での検討を踏まえた保健事業の総合的かつ効果的な推進

特定健康診査及び特定保健指導の推進

- ・生活習慣病予防健診実施機関の積極的な拡大
- ・生活習慣病予防健診枠不足地域での会場健診の実施
- ・市町との連携強化による特定健康診査の推進
- ・労働基準監督署及び地域産業保健センターとの連携
- ・生活習慣病予防健診機関の健診受診勧奨委託の拡大
- ・新規適用事業所に対する健診受診案内
- ・保健師による特定健康診査（被扶養者）の勧奨
- ・アウトソーシングの拡大による保健指導の推進
- ・保健指導のアウトソーシングの円滑な実施
- ・産業医の活用による保健指導及び特定健康診査の推進
- ・ITを活用した保健指導の推進（目標：500件）
- ・健診結果データ等に基づく「事業所カルテ」（事業所毎の年度比較の導入）を活用した保健事業の推進（目標：50事業所）
- ・事業者健診データ取得の推進（委託機関：16機関 30機関、大規模事業所への訪問：25事業所）
- ・商工会議所等の経済団体の研修会等への積極的な参加による保健事業の推進
- ・生活習慣病予防健診結果データの適正化
- ・電話勧奨による健診事業の推進（500事業所）

(1)健診

被保険者（40歳以上）（受診対象者数：145,233人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率：50.0%（実施見込者数：72,617人）
- ・事業者健診データ 取得率：5.0%（取得見込者数：7,262人）

被扶養者（受診対象者数：48,914人）

- ・特定健康診査 実施率：20.0%（実施見込者数：9,783人）

	<p>(2)保健指導 被保険者（実施対象者数：16,136人） ・特定保健指導 実施率：16.9%（実施見込者数：2,723人） （内訳） 協会保健師実施分 11.9%（実施見込者数：1,916人） アウトソーシング分 5.0%（実施見込者数：807人）</p> <p>被扶養者（実施対象者数：919人） ・特定保健指導 実施率：7.0%（実施見込者数：64人）</p> <p>(3)その他の保健事業 糖尿病の重症化予防のための医科・歯科集団指導等の実施</p> <p>(4)受診勧奨対策 任意継続加入者への受診勧奨 特定健診(被扶養者)の自宅直送による受診勧奨 事業所に対する事業者健診データ提供についての文書勧奨 健診パンフレット等の送付時に同封する送付書及び記入例等の作成による受診促進 チラシによる特定保健指導の案内に係る個人情報利用にあたっての周知 チラシによる特定保健指導についての事業所勧奨 クリアファイルを活用した保健事業の拡大 初回面接用チラシを活用した動機付けの強化</p>
4. 組織運営及び業務改革	<p>業務・システムの刷新 ・業務及びシステムの刷新計画についての本部と一体となった検討</p> <p>組織や人事制度の適切な運営と改革 ・組織運営体制の強化 ・実績や能力本位の人事の推進 ・協会理念を実現できる組織風土、文化の更なる定着 ・コンプライアンス、個人情報保護等の徹底 ・リスク管理体制の整備 ・ハラスメント対策の強化</p> <p>人材育成の推進 ・支部研修の実施</p>

業務改革の推進

- ・業務運営推進会議の定期開催
- ・支部業務改革サービス改善検討委員会の定期開催

経費の節減等の推進

- ・競争入札の実施及び適正な在庫管理
- ・調達審査委員会による適正な調達の実施
- ・調達結果のホームページでの公表
- ・年間を通した節電対策

平成24年度 事業計画（徳島支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>地域の実情に応じた医療費適正化対策の実施 医療費や健診データを分析するとともに、徳島県の実情を踏まえた医療費適正化のための総合的な取組みを推進する。 以下の9項目の医療費適正化総合対策について重点的に取組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検による医療給付の審査強化 ・ジェネリック医薬品の使用促進 ・現金給付の審査強化 ・療養費の審査強化 ・債権発生抑制、早期回収 ・健診データ等の各事業所への提供 ・適正受診の啓発、勧奨 ・都道府県への意見発信 ・事業者健診データの取得 <p>ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ジェネリック医薬品の使用促進に取組み、数量ベースでの使用割合20%を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスを実施する。 ・各保険者等と連携し、各種広報媒体を用いて広く加入者や医療関係者等に周知するとともに、意思表示を容易に行える「ジェネリック医薬品希望シール」を配付する。 ・後発医薬品適正使用協議会などの関係方面に使用促進のためのデータ提供を行い、環境整備を働きかけていく。 <p>国や県等関係方面への積極的な発信 保険者協議会や地域職域連携協議会、後発医薬品適正使用協議会等において、医療費や健診データ、ジェネリック使用データなどを活かし、加入者及び事業主の立場に立った保険者としての意見を積極的に発信していく。</p> <p>広報の推進 加入者及び事業主に対する情報提供や広報について、創意工夫を活かし、わかりやすく、タイムリーに実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部のホームページを充実させるとともに、メールマガジンなどを活用し、広く県民に対し情報提供を行う。 ・県や各市町村、関係団体等との連携により、広報誌や会報等を活用し、費用対効果を考慮した広報を行う。 ・新聞や雑誌などのメディアへの発信力を強化する。 <p>被用者保険の受け皿としての運営 協会けんぽは、健康保険組合等と比し、財政面において脆弱なことから、地元選出の国会議員に対して、運営状況を説明しながら、国庫補助率の引き上げや高齢者医療への拠出金等の負担軽減について、引き続き要請していくこととする。</p>

2. 健康保険給付等

サービス向上のための取組み

加入者のご意見やニーズ等を適切に把握し、創意工夫を活かし、サービスの改善や向上に努める。

- ・申請書等の様式や記載要領、パンフレット等の改善や手続きの簡素化を推進する。
- ・郵送及び電子申請による申請拡充に向けた環境整備を行う。

サービススタンダード達成に向けた進捗管理を行う。

- ・給付金等の支払いについて、不正が疑われ、厳格な審査が必要な請求等の返戻・照会分を除き、原則10営業日以内を着実に実施する。

年金事務所等との協力・連携や公募により、健康保険委員の委嘱を進める。

- ・健康サポーターとして健康保険委員の委嘱を進め、健康保険事業に関する広報、相談、各種事業を推進していく。
- ・健康保険委員への研修会等の実施を通じ、申請の適正化やサービス向上、広報の強化に努める。

高額療養費制度の周知を図る

医療機関の協力を得つつ、限度額適用認定証などの周知や未申請者に対する申請の促進を図る。

窓口サービスの向上

各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについて、加入者の立場に立った適切なサービス提供体制の充実を図る。

被扶養者資格の再確認業務

保険給付の適正化及び高齢者医療制度に係る拠出金の適正化を目的に、被扶養者資格の再確認業務を日本年金機構との連携の下、事業主の協力を得て、的確に行っていく。

傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進（審査強化）

傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る不適切な申請事例に対し、支部に設置している「保険給付適正化プロジェクトチーム」において、適正に対処する。

年金事務所と連携した実地調査や被保険者面談（傷病手当金申請者）などを通じて、適正な資格の届出を事業所等に対し、啓発していく。

傷病手当金で通院分にかかる申請の内、過去からの療養内容に変化がないような請求については、医師照会や本人への実地調査を実施する。

柔道整復施術療養費については、施術傾向調査を行い、その分析結果に基づき患者調査等を実施する。

鍼灸療養費については、申請全件の診療報酬明細書と突合させて併用による施術を調査する。また、往療料についても、診療報酬明細書の有無を確認し、医療機関を受診している場合などは患者調査を実施する。

適正な申請がなされるよう加入者及び事業主へあらゆる広報媒体を活用して、加入者に対し適正な給付申請について啓発を行う。

債権発生抑制及び早期回収の実施

資格喪失後受診の撲滅を図るため、被保険者証の回収業務を強化する。

債権回収については、納付期限までに納付確認できない場合、電話での督促等、直接接触を重視した取組みを行う。

被保険者証の回収催告状はできるだけ早期に送付する。また、未回収確認の上、再催告は初回催告状の送付から1か月経過で行うなど、数回実施する。

	<p>レセプト点検の効果的な推進 加入者資格の有無の点検、診療内容の点検、受診の起因が交通事故等か否かの点検の実施により保険診療の適正化に努める。 点検情報の共有化や研修の充実を通じて、点検技術の向上を図り、効果的なレセプト点検を推進する。</p> <p><被保険者1人当たりの効果額目標> 資格点検 2,500円以上 内容点検 1,350円以上 外傷点検 540円以上 (診療内容等 234円以上)</p>
3. 保健事業	<p>特定健診及び特定保健指導の実施率が低い現状にあることから、特定健診及び特定保健指導を最大限に推進することを目標にして事業運営に取り組む</p> <p>(1)健診 被保険者(40歳以上)(受診対象者数:85,897人) ・生活習慣病予防健診 実施率:45.0%(実施見込者数:38,654人) ・事業者健診データ 取得率:5.0%(取得見込者数:4,295人) 被扶養者(受診対象者数:29,573人) ・特定健康診査 実施率:20.0%(実施見込者数:5,915人)</p> <p>事業者健診データの取得件数の増加により、健診受診率の向上を図る。 ・健診案内時、生活習慣病予防健診を受診しない事業所に対し、チラシを作成配布し、データ提供依頼を行う。 ・同意書の提出のあった事業所に対し、電話及び訪問により提供依頼を行う。 ・健診申込率の低い事業所に対し、電話及び訪問により提供依頼を行う。</p> <p>(2)保健指導 被保険者(実施対象者数:9,578人) ・特定保健指導 実施率:20.3%(実施見込者数:1,949人) (内訳) 協会保健師実施分 15.3%(実施見込者数:1,470人) アウトソーシング分 5.0%(実施見込者数:479人)</p> <p>被扶養者(実施対象者数:645人) ・特定保健指導 実施率:10.1%(実施見込者数:65人)</p> <p>(3)その他の保健事業 健康増進事業 ・健康ウォーク(社会保険協会主催)を共催する。 ・職場の健康づくり応援プログラム「レッツエンジョイエクササイズ」を実施する。 ・健診啓発ポスターコンクールを行い(小学生対象)、子供を通じて親(家族)の健診受診促進につなげる。 ・糖尿病重症化予防のため、健診結果で要治療の者に対し、受診勧奨案内等を実施する。</p>
	<p>(4)受診勧奨対策 ・健診案内リーフレットを作成する。</p>

	<p>(生活習慣病予防健診案内チラシ、事業者健診データ取得勧奨チラシ、特定保健指導案内チラシ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導対象者への継続支援用クリアファイル、腹囲測定用メジャーの配布を行う。 ・任意継続加入者に対する案内・勧奨の実施。 ・被扶養者に対し、特定健診未受診者への受診勧奨の実施。 ・被扶養者のがん検診との同時受診勧奨にかかる案内チラシを作成する。
4. 組織運営及び業務改革	<p>組織や人事制度の適切な運営</p> <p>組織運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織運営については、各グループ間の連携を適宜行いながら、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 <p>実績や能力本位の人事の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標管理制度を活用した人事制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事評価を行い、それに応じた人事を本部へ上申する。 <p>協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部内における加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。 <p>コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守（コンプライアンス）については、コンプライアンス委員会や研修等を通じて、職員に対し徹底する。 ・個人情報保護やセキュリティについては、各種規定の順守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。 <p>リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な運営を脅かすリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修を実施するなど、全職員がリスクに対する意識の高揚に努める。 <p>人材育成の推進</p> <p>本部開催の研修参加者による支部内伝達研修の実施や、外部講師等を活用した研修会の実施、各グループ内での勉強会などを通じて支部職員の知識の習得や能力の向上を図る。また、特に重要事項については、各グループリーダー等による研修会を行い、人材育成に努める。</p> <p>業務改革の推進</p> <p>創意工夫をしながら効率的な業務処理に努める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の審査事務等のコア業務や企画業務（医療費適正化のための総合的対策やパイロット的な対策の立案・試行、保険者協議会等と連携した行政への意見発信等）へ職員をシフトし、充実を図る。 ・四国ブロックで設置されている、「業務改革会議」に積極的に意見を発信し、業務の効率化に向け取り組んでいく。 <p>経費の節減等の推進</p> <p>本部事務経費削減計画を踏まえ、職員のコスト意識を高め、競争入札や適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季及び冬季における節電対策の徹底を図る。

平成24年度 事業計画（香川支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>評議会の運営 計画的な評議会の開催及び適切な情報提供による評議会の指導・助言を支部の事業運営に反映する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な開催（年7回予定）による事業実施状況、本部運営委員会等の各種情報の提供 ・ 事業全般に関する意見・助言の事業運営への反映 <p>保険料率への適切な対応 保険料率について、事業主及び加入者並びに関係団体等への適切な広報を実施し、理解の浸透を図る。 また、今後の財政見通しや保険料率への影響等について、的確な情報把握と情報提供に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主及び加入者並びに関係団体等への適時適正な周知広報の実施 ・ 今後の財政見通しと保険料率への影響等の把握と情報提供 <p>医療費適正化対策の推進 県内の医療費や健診データの分析を行うと共に、香川の実情を踏まえた医療費適正化に向けた取組みを計画的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 香川の医療費分析の継続及び活用 ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ ジェネリック医薬品の使用促進に関する情報の適時適正な広報の実施 ・ 各種会合等におけるジェネリック医薬品自己負担軽減額通知サービスの取組み事例の紹介 ・ 三師会への協力依頼 ・ ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担軽減効果額等の通知サービスの実施 ・ ジェネリック医薬品の使用促進に関する香川県検討会への意見発信 ・ 関係方面への積極的発信と連携強化による広域的推進活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費適正化に関連する各種情報・実施状況の発信 ・ 各保険者・関係団体等との連携の強化 <p>加入者の視点に立った積極的な広報の推進 情報発信力の向上により更なる地域に密着した広報の推進を図り、本部広報との連携のもと加入者の視点から効果的な広報を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「納入告知書」「協会だより」等の媒体の有効活用 ・ 健康保険委員を通じた効果的な広報の推進 ・ 効果的な広報媒体の調査・活用の推進 ・ 「見やすい」「わかりやすい」「探しやすい」をコンセプトとした支部HPの充実 ・ メールマガジンの効果的な運用及び登録件数の拡大

2. 健康保険給付等

サービス向上の取組み

加入者等からの意見や苦情、要望を迅速かつ正確に関係者にフィードバックし、節度あるサービスの改善や向上を図る。

- ・ 来訪者の協力のもと、「ご意見箱」設置による「お客様の声」の収集
- ・ 健康保険委員の拡充を図るとともに連携・協力体制の強化
- ・ 申請書等の様式や記載要領、パンフレット等の改善
- ・ 郵送による申請の拡大と記載不備減少対策の推進
- ・ 健康保険被保険者証交付時の「健康保険の手引き」配付
- ・ 船員保険業務の円滑な実施
- ・ サービススタンダードの確実な実施

被扶養者資格の再確認業務の的確な実施

適正な給付業務の推進

不適切な申請事例に対処するため審査の充実を図る。

- ・ 不正請求案件に対する関係機関との調整、審査の充実・強化
- ・ 柔道整復施術、はり・灸、あんま・マッサージ療養費の適正化対策の検討・実施

窓口サービスの展開

加入者との重要な接点である窓口サービスの改善と更なる充実を図る。

- ・ 日本年金機構との連携強化による体制の充実
- ・ 研修による窓口職員の業務知識や能力及び接遇のスキルアップ向上（年2回の定例研修、随時研修）

債権の発生抑制及び早期回収

適切な債権管理のもと債権の早期回収の徹底を図る。

- ・ 資格喪失後の保険証回収等の強化による無資格受診等に伴う債権発生の抑制
- ・ 債務者に対する文書や電話、戸別訪問による納付督促の実施及び適切な債権管理

効果的なレセプト点検の推進

レセプト保存管理システム等を活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適正な医療費通知等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。

- ・ 【仮】数値目標（被保険者1人当たりレセプト点検効果額）と実施内容

	数値目標	実施内容
資格点検		全枚数点検を目標とする
内容点検	900円	行動計画書による
外傷点検		3,000点以上（特記事項分は全点の点検を目標とする）

- ・ 支払基金等と医療費適正化に向けた事務打合せ会等を実施（毎月）
- ・ 審査医師等によるレセプト点検研修等の効果的な実施（年5回）
- ・ 医療費通知の適正な実施
- ・ 点検の充実強化と無資格受診未然防止策の検討・実施
- ・ 医療機関等の協力による診療報酬請求事務の適正化

3. 保健事業

特定健康診査及び特定保健指導の推進

特定健康診査及び特定保健指導について、加入者への適切な周知と理解の浸透並びに受診率の向上に努め、生活習慣病予防に資する。

(1) 健診の数値目標

<被保険者> (40歳以上) (受診対象者数：121,001人)

- ・生活習慣病予防健診 実施率：50.0% (実施見込者数：60,500人)
- ・事業者健診データ 取得率：10.0% (取得見込者数：12,100人)

<被扶養者> (受診対象者数：41,000人)

- ・特定健康診査 実施率：20.0% (実施見込者数：8,200人)

(2) 保健指導の数値目標

<被保険者> (実施対象者数：15,972人)

- ・特定保健指導 実施率：31.9% (実施見込者数：5,100人)

(内訳) 協会保健師実施分 20.7% (実施見込者数：3,300人)
アウトソーシング分 11.3% (実施見込者数：1,800人)

<被扶養者> (実施対象者数：902人)

- ・特定保健指導 実施率：10.0% (実施見込者数：90人)

その他の保健事業

自治体及び香川県社会保険協会等と連携した健康づくり事業の実施

4. 組織運営及び業務改革

組織運営の基盤の整備・充実や人事制度の適切な運用

組織運営基盤を整備・充実すると共に、活力のある課題先取り解決型の職場づくりを更に推進し、本部との連携、支部内での協力・連携体制の強化により総合力を発揮する。

- ・ 目標管理制度や人事評価制度の適切な実施
- ・ 契約職員等を含めた適正配置による総合力の発揮と要員の適正化
- ・ 職場内の情報の共有化、風通しのよい活力ある職場風土の定着
- ・ 専門委員会、担当者会議、階層別ミーティング等の効果的な開催
- ・ 適切な運営を脅かすリスクの点検や防止等リスク管理体制の強化
- ・ コンプライアンス、個人情報保護の徹底
- ・ 各種委員会の適正かつ効果的な開催（セクハラ、衛生委員会 等）

人材育成の推進

各分野に精通した専門的能力を育成すると共に、総合的な知識や判断力を兼ね備えた人材を育成することにより、組織の柔軟な対応力を更に高める。

- ・ 自ら考え課題解決を実行できる人材育成の推進
- ・ 総合的な能力の向上と長期的な視点に立った人材育成の推進

業務改革の推進

よりよいサービスの標準化を目指し地域の実情を踏まえて、業務改善会議等により、創意工夫を提案・検討できる機会を作り、具体的な改善を実現していく。

- ・ 「業務改善会議」を主軸とした情報交換・討議による業務改革の推進
- ・ 日常業務における改善提案等の推進
- ・ 提案強調月間の設定等による意識の高揚及び提案促進

業務システム刷新の推進

平成26年度の新システム稼働に向けて、「業務の改革」「システムの改革」「職員の意識の改革」の取組みを本部と連携を図り推進する。

経費の節減対策の推進

業務の効率化、コスト意識の更なる向上による節減策の具現化・実行を推進する。

- ・ 空調管理による節電対策の推進
- ・ 定期的な各事業の費用対効果等の再点検による実施方法等の見直し
- ・ 職員のコスト意識の向上、在庫管理の徹底等による経費節減の推進
- ・ 予実算管理（差異分析）の徹底

支部防災マニュアルに基づく対応

業務の遂行等に被害をもたらす恐れのある災害に備える。

平成24年度 事業計画（愛媛支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>ジェネリック医薬品のさらなる使用促進 数値目標 24年度使用割合 25.0%（愛媛県平成22年度使用割合 21.1%）</p> <p>(1) ジェネリック医薬品使用促進に向けた効果的な広報展開（支部独自での広報媒体作成は行わない） ・薬剤師会、調剤薬局へ積極的な働きかけをおこなう。</p> <p>(2) 都道府県担当部署との連携に向けた取組み ジェネリック医薬品の使用促進に向け、都道府県担当部署（愛媛県保健福祉部薬務衛生課）との連携を図る。</p> <p>(3) 自己負担軽減額通知事業の実施 本部実施連絡に基づき、企画総務G・レセプトGが連携のうえ適切に実施する。</p> <p>加入者・事業主に響く広報の推進 項の内容は平成24年度において愛媛支部に交付される広報経費の範囲内で実施検討する。</p> <p>(1) 広報チャネルの拡充・情報発信力の強化について 定期的な情報発信については以下の媒体を使い情報提供を行う。 ・愛媛支部ホームページ ・メールマガジン Salud!えひめ ・電子メールによるDM（ダイレクトメール） ・納入告知書封入チラシ（事業所、任意継続被保険者） ・社会保険時報への記事掲載</p> <p>なお、ホームページについては、情報検索がより快適におこなえるようにユーザビリティの向上を常に検討する。 スポットの情報発信が必要となった場合は、事業内容に応じ、情報伝達に最適な媒体の利用を都度検討する。</p> <p>例)・愛媛新聞等への広告出稿 ・日経新聞へのチラシ折り込み ・ラジオ、TVへのCM出稿、番組出演 ・社会保険労務士会、医師会等の会報への記事出稿 ・リビング松山、ウィークリーえひめリック等地域紙への記事出稿 ・愛媛新聞 online 等、アクセス数の多いHPへのオンラインバナー出稿</p> <p>現在所有する頒布媒体をより効果的に利用する 伊予鉄松山市駅ホーム内へ電照看板を出稿した際に配布チラシを設置、平成24年度も継続出稿予定。 現在ウォーキング応援サイト「てくてく四国へんろ道」チラシを設置しているが、設置チラシは状況に応じ変更する。 その他、所有する頒布媒体につきより効果的な方法を検討する。</p> <p>例)・総合案内リーフレット、健康保険案内カード ・ジェネリック医薬品希望シール、チラシ、ポスター ・点字シール</p> <p>(2) 加入者から直接意見を吸い上げる仕組みの拡充について 事業所の代表メールアドレスの提出・登録勧奨を実施し、健康保険委員在籍の事業所にとどまらず、より多くの事業所と相互に情報発信ができるネットワークを構築する。（別添2-5実施計画（支部独自サービス）参照）</p>

	<p>(3) 各広報チャンネルへ掲載するコンテンツの充実について 伝達すべき実施事業や法改正等の情報を、適切なタイミングで過不足なくわかりやすく提供する。 「識者の声」の掲載 関係方面でご活躍中の方へ所属団体・専門的見地に立った提言・寄稿をご依頼し、HP・メールマガジンを通じ広範な情報発信を行う。平成24年度は新たな方への執筆依頼を検討。 「加入者の声」の掲載 健康保険委員をはじめとする加入者の声を支部メールマガジンから発信する。平成24年度も継続して実施。</p> <p>調査研究 乳幼児医療費分析による医療費適正化推進事業（別添2-3 医療費適正化事業計画参照）</p> <p>国・県等関係方面への積極的な発信 直近および年間を通じた医療費・健診結果分析の内容の調査研究とその公表をおこない、今後の事業展開の基礎とする。</p>
2. 健康保険給付等	<p>サービス向上のための取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 加入者のご意見や苦情を現場にフィードバックしてサービスの改善や向上を図る。 2. 健康保険給付については、申請の受付から給付金の振り込みまでの期間をサービススタンダードとして定め、その状況について進捗管理を徹底し8営業日以内での実施を目指す。 3. 教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底と職員のスキルアップを図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図るなどお客様の満足度を高める。 <p>高額療養費制度の周知</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 限度額適用認定申請書等の周知に協力していただいている47医療機関を中心に引き続き限度額適用認定証の周知を図る。 2. 高額療養費未申請者に対しターンアラウンド方式による案内通知の実施を通じて啓発事業の推進を図る。 <p>窓口サービスの展開</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種申請書の受付や相談等の窓口サービスについて、常駐の契約職員によりサービスを提供する。 2. 各種申請書の郵送化の進捗状況や各窓口の利用状況を踏まえ、支部窓口の充実を図りつつ、支部並びに年金事務所窓口の体制の見直しを検討し平成25年度に向けて整理する。なお、必要に応じては日本年金機構との協議等を実施する。 <p>健康保険証の交付と被扶養者資格の再確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 健康保険証の交付については、日本年金機構から情報の取得後、2日以内の送付を実施する。 2. 被扶養者資格の再確認について、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に実施する。 <p>適正な給付業務の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 傷病手当金、出産手当金等の審査において不適切な申請に対処するため、適正化要領上の注意を要する内容で給付について疑義が生じた場合は、「保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用して効果的な審査・調査を実施する。 2. 柔道整復施術療養費及び鍼灸師・あん摩マッサージ等の療養費について、不適正な申請がなされないよう加入者等へ周知を図る。 <p>医療費適正化の総合的対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 傷病手当金・出産手当金の審査強化 統一した基準による医師照会、被保険者照会及び審査医師等の活用により適正な給付を行う。 また、必要に応じて実地調査の実施や年金機構に調査依頼も実施する。 2. 療養費の審査強化 きめ細やかな審査を行うため加入者に対する治療状況等照会や医師照会を実施し、適正な給付を行う。

	<p>数値目標・・・柔道整復施術療養費に係る加入者への治療状況照会 40件以上/月</p> <p>3. 債権の回収 債権の円滑な回収を進めるため、債権部門における催告に、支部内関係部門（現金給付部門・レセプトグループ）における連携を加え効果的に進める。 数値目標・・・現年度（24年度返納金債権：金額ベースでの回収率） 80.0%以上</p> <p>4. 債権発生の抑制 資格喪失時・扶養解除時等における保険証回収を効果的に実施するとともに、支部内関係部門（現金給付部門・レセプトグループ）における連携並びに周知広報を織り交ぜて、債権発生の抑制を図る。 数値目標（その1）・・・強制被保険者（被扶養者含む）分の保険証回収率 77.0%（ ） 数値目標（その2）・・・任継被保険者（被扶養者含む）分の保険証回収率 75.0%（ ） <u>（ ）協会督促分に対する回収目標</u></p> <p>レセプトグループ</p> <ol style="list-style-type: none"> 効果的なレセプト内容点検の推進事業：被保険者一人あたりの効果額目標872円以上 健康保険適正使用による医療費の抑制及び外傷関係届書の提出勧奨等による確実な求償事務の実施：被保険者一人あたりの効果額目標574円以上 健康保険適正使用の推進及び資格点検事業 医療費通知事業
3. 保健事業	<p>(1)健診 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：161,450人） ・生活習慣病予防健診 実施率：57.0%（実施見込者数：92,027人） ・事業者健診データ 取得率：10.0%（取得見込者数：16,145人） 被扶養者（受診対象者数：59,802人） ・特定健康診査 実施率：25.0%（実施見込者数：14,951人）</p> <p>(2)保健指導 被保険者（実施対象者数：24,879人） ・特定保健指導 実施率：23.0%（実施見込者数：5,722人） （内訳）協会保健師実施分 18.0%（実施見込者数：4,478人） アウトソーシング分 5.0%（実施見込者数：1,244人） 被扶養者（実施対象者数：1,719人） ・特定保健指導 実施率：25.0%（実施見込者数：430人）</p> <p>(3)その他の保健事業 ・糖尿病CMセミナーの開催 対象者80名（別添2-2；その他保健事業計画書参照）</p> <p>(4)受診勧奨対策 ・保健指導推進事業 ... 保健指導中断率の抑制（中断率：20%未満） ・来所型の保健指導事業 ... 来所型保健指導の推進 ・運動指導推進事業 ... 保健指導改善率の向上（改善率：10%） ・休日を利用した保健指導事業 ... 休日の保健指導（年間5回） ・生活習慣病予防健診受診率向上、事業者健診データ提供勧奨の取組 ... 受診率向上、データ取得率向上（受診率：57%）</p>

	<p style="text-align: right;">取得率：10%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導普及事業 1 ... 保健指導実施率の向上（実施率：23%） ・ 特定保健指導普及事業 2 ... 保健指導実施率の向上（実施率：23%） ・ 被扶養者に対する特定健診受診率向上の取組 ... 受診率向上（受診率：25%） ・ 被扶養者に対する特定保健指導実施率向上事業 ... 保健指導実施率の向上（実施率：25%） ・ 任意継続被保険者に対する特定健診受診勧奨事業 ... 受診率向上 ・ ITツール推進事業 ... 保健指導中断率の抑制（中断率：20%未満） ・ 事業主に対する健診事業啓発の取組 ... 受診率向上、データ取得率向上（受診率：57%、取得率：10%） <p>医療費適正化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診データ等の事業所への提供 ... 受診率向上、保健指導実施率の向上
4. 組織運営及び業務改革	<p>社会保険委員会、愛媛社会保険協会実施事業への参画 社会保険委員会の事業に対する、要請に応じた職員の協力支援の実施。 社会保険委員会、愛媛社会保険協会が開催する講習会等への講師の派遣。</p> <p>人材育成の推進 本部通知に基づく多様な研修機会の提供、受講の斡旋。 本部主催研修への積極的な職員派遣と伝達研修の実施。 費用対効果を踏まえた支部内独自研修の企画と実施。 各グループ内における契約職員を対象とした研修の企画と実施。</p> <p>業務改革の推進 平成22年度に創設した愛媛支部内業務改善提案制度が積極的に活用されるよう取り組み、実施される業務改善について実施グループ等と連携して進捗させる。</p> <p>適切な労務管理の実施 時間外勤務の管理の徹底及び計画的な休暇取得の促進。 愛媛支部衛生委員会からの職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に係る意見に対する方策を講じる。</p> <p>経費の節減等の推進 定常経費節減への努力（例：各種物品の一括調達・取引業者の積極的拡大・東日本大震災に起因する全国的な電力不足に対応した節電対策等） 予算執行状況の把握を通じた事業実施内容の検証 予算執行状況の把握を通じて事業実施内容を随時検証していく。</p>

平成24年度 事業計画案（高知支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 制度改正に向けた関係方面への積極的な発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直面している厳しい財政状況を広く伝えるため、記者クラブへの投げ込みなどマスコミへの働きかけや商工会・社労士会などへの積極的な意見発信を行う。 <p>(2) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費や健診データを分析する。 ・加入者の疾病予防や健康増進を図るため積極的な保健事業の推進を図る。 ・医療費の適正化のための取組みを総合的に推進する。 <p>(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検の効果的な推進 ・ジェネリック医薬品の使用促進 ・現金給付の審査強化等の医療費適正化対策を強力に推進する。 ・保険者協議会や県等と連携しつつ医療費適正化を図る。 <p>(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果額等を通知するサービスの実施等により、さらに使用促進を推進する。 ・高知県後発医薬品安心使用促進協議会に参画し、的確な情報発信を行う。 ・加入者及び関係機関・団体への適切な周知・広報の実施を図る。 ・健康保険委員へ情報提供することにより使用を促進する。 <p>(5) 関係方面への積極的な発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費や健診データの分析結果を活かし、県・市町村、保険者協議会、後期高齢者医療懇話会等において、保険者としての意見を積極的に発信する。 <p>(6) 調査研究の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者としての意見を関係方面に情報発信するため、医療費及び健診データの調査・分析を行う。 <p>(7) 広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所発行の納入告知書に「協会けんぽからのお知らせ」を毎月同封して効果的な広報を行う。 ・県、市町村、関係団体と連携を図り、関係機関等の広報誌を活用するとともに、費用対効果を勘案しながらポスターやチラシ等を作成して積極的な広報を展開する。 ・新適講習会等、各種説明会を通じて制度の周知、啓蒙を図る。 ・行政相談や健康ウォークなどいろいろなイベントを通じて加入者等に対して直接周知広報を実施する。 ・ホームページを見やすく探しやすく関心を持って読んでいただける内容に改善するとともに、メルマガの内容の充実を図る。 <p>(8) 船員保険事業の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部業務である書類の受付及び相談について、漁協等の関係機関とも連携して円滑に実施する。

2. 健康保険給付等

- (1) サービス向上のための取組み
 - ・保険給付支払いに係るサービススタンダードの100%達成を目指す。
 - ・加入者等の意見収集に努め、ご意見や苦情等を迅速に、また、正確にフィードバックしサービスの改善を図る。
 - ・申請書等の記載要領の改善や手続き簡素化の推進を図る。
- (2) 高額療養費制度の周知
 - ・高額療養費の限度額適用認定証（入院及び外来）の周知及び利用促進を図る。
 - ・高額療養費の未申請者に対し情報提供を行う。
- (3) 窓口サービスの展開
 - ・遠隔地に所在する事業所及び加入者等の利便性を図るため、県内の商工会議所・漁協・農協等23機関に各種申請書及び分かりやすい記載要領を配備し郵送による申請の促進を図る。
 - ・届書の郵送状況や窓口の利用状況を踏まえ、支部窓口のサービスの充実を図りつつ、年金事務所の窓口のあり方を検討する。
- (4) 被扶養者資格の再確認
 - ・日本年金機構との連携の下、事業主の協力を得て、的確に行っていく。
- (5) 保険給付の適正化
 - ・傷病手当金及び出産手当金等に係る給付の審査強化を図る。
 - ・柔道整復施術療養費等に係る給付の審査強化を図る。
 - ・不適切な申請事案には、「保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用して厳格に対処する。
 - ・不適切な申請がなされないよう加入者及び事業主等への周知を図る。
 - ・正しい保険証の使用方法について周知・啓蒙を図る。
- (6) レセプト点検の効果的な推進
 - ・査定事例を集約して、「自動点検・任意抽出・本部ツール」を活用した点検を実施する。
 - ・各種研修会を充実させて知識及び情報の共有を図り点検員のレベルアップに努める。
 - ・負傷原因報告書の回収に努め適切な外傷点検を実施する。
 - ・被保険者一人あたりの点検効果額目標
 - 内容点検.....昨年度もしくは、昨年度全国平均の高い方を上回る。
 - 外傷点検.....昨年度もしくは、昨年度全国平均の高い方を上回る。
- (7) 債権の発生抑制及び早期回収
 - ・債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失した方からの保険証回収などを強化するとともに、発生した債権の早期回収に努める。
 - ・的確な債権管理を行う。
 - ・債権の特性に応じた効果的な回収業務を実施する。

3. 保健事業

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

特定健康診査については、事業主・健康保険委員等への積極的な働きかけとともに、市町村との連携を密にして、特定健康診査の広報を行い、がん検診との同時実施を勧めていく（特定健康診査・がん検診同時実施日程の広報、市と共同での健診実施）。

特定保健指導については、未実施事業所に対し事業所訪問を積極的に行い、事業主・健康保険委員等の理解を得て、保健指導実施につなげていく。また、保健指導委託機関とも協力して実施数を拡大していく。

事業者健診結果データ提供については、医療機関、福祉施設、自治体等への提供依頼を進めるとともに、健診機関の協力を得て、データ取得数を増やしていく。

健診

被保険者（40歳以上）（受診対象者数：85,838人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率：56.5%（実施見込者数：48,500人）
- ・事業者健診データ 取得率：3.5%（取得見込者数：3,000人）

被扶養者（受診対象者数：25,918人）

- ・特定健康診査 実施率：23.1%（実施見込者数：6,000人）

保健指導

被保険者（実施対象者数：10,970人）

- ・特定保健指導 実施率：25.0%（実施見込者数：2,742人）
 （内訳） 協会保健師実施分 17.0%（実施見込者数：1,865人）
 アウトソーシング分 8.0%（実施見込者数：877人）

被扶養者（実施対象者数：714人）

- ・特定保健指導 実施率：14.0%（実施見込者数：100人）

(2) 各種保健事業の展開

- ・職場でできる運動指導を実施する。
- ・健康づくり推進協議会の意見、提言を活かした保健事業の推進を図る。
- ・重症化予防として、健診結果で要治療となった者（主にCKD予防）への受診勧奨を実施する。

4．組織運営及び業務改革

- (1) 支部内のグループ間連携の強化と組織運営体制の強化
 - ・事業主・加入者の意見に基づく適切な運営を行う。
 - ・目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に実施する。
 - ・支部グループの垣根を越えた柔軟な対応など、主体性と実行性を重視した組織風土の醸成と創意工夫に富んだ文化の更なる定着化を図る。
 - ・グループ制組織の活用を図り、リーダーが組織の中心的役割やリーダーシップが発揮できる組織とする。
 - ・リーダー等による高知支部の活動に関する委員会を定期的を開催し、各グループが連携・協力して広報や保険者機能の発揮等についての検討を行う。
 - ・コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理の常時点検を行い、定期的に支部委員会を開催し各種規程等の徹底を図る。
- (2) 人材育成の推進
 - ・支部内研修（外部講師招聘）のより一層の充実を図る。
 - ・専門研修に積極的に参加するとともに伝達研修を徹底する。
 - ・リーダーを講師とした支部内勉強会を定期的を開催し、知識の向上とスキルアップを図る。
- (3) 業務改革の推進
 - ・日頃から効率化を念頭に置いた業務を行うとともに、各種研修等を通じて得た効率的手法を積極的に取り入れ業務効率化を推進する。
- (4) 経費の節減等の推進
 - ・事務経費削減計画を踏まえ、職員のコスト意識を高め、競争入札、消耗品などの在庫管理、電力消費節減などにより経費節減に努める。
 - ・業務の効率化と協力体制の整備により、支部全体の時間外勤務を減らす。
- (5) 職員の健康管理
 - ・職員の健康相談と健康教室の開催
- (6) 働きがいのある職場づくり
 - ・職員がより一層やりがいをもって働けるように、ソフト・ハード両面から職場環境の見直し・改善を行う。

平成24年度 事業計画（福岡支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1)関係方面への積極的な発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県保険者協議会、県、市町村国保運営協議会、地域・職域連携推進協議会等の場において、協会としての意見を発信していく。 ・協会の財政状況の厳しさや制度改革の必要性等について加入者の理解を得るため、支部広報誌、ホームページ、メールマガジン、健康保険委員を通じた広報、関係団体広報誌への記事掲載等により幅広く情報発信を行う。 <p>(2)平成23年度パイロット事業の成果の他支部への普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度に実施したパイロット事業の成果について報告を行い、本部と連携し他支部への普及を図る。 <p>(3)ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービス等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、加入者に対し、支部ホームページ、支部広報誌等により効果額等についての広報を行う。 ・24年度診療報酬改定により、調剤薬局で個別にジェネリック医薬品に切替えた場合の軽減効果額の情報提供されることについて、加入者向けの広報を行う。 ・取り組みに当たっては、医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携を密にとっていく。 <p>(4)調査研究の推進等</p> <p>< 健診データ、レセプトデータの活用 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年度パイロット事業で得られたノウハウを活かし、健診データとレセプトデータを連動させたデータから有用なデータを抽出し、保健事業（生活習慣病罹患患者で未治療者に対する医療機関受診勧奨等）に活用する。 <p>< 医療費に関する加入者への情報提供 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡支部の医療費の状況に関するデータを分析し、支部ホームページ、メールマガジン等により加入者に情報提供を行う。

	<p>(5)広報の推進</p> <p><支部ホームページによる情報提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部ホームページによる地域に密着した情報の提供（健康づくりイベント開催通知等）を行う。 <p><支部メールマガジンの会員拡大および加入者の声の収集></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部メールマガジンの会員数拡大を図り（目標：24年度末時点で2,000人）アンケートにより加入者の声を聞く取り組みを実施する。 <p><認知度向上のための支部案内パンフレット作成></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部案内パンフレットを作成し、商工会議所、商工会等の窓口への常備、健康づくりイベント参加者への配布等により、加入者に対する認知度の向上、事業内容の周知を図る。 <p>(6)新規適用事業所・健康保険委員への情報提供強化</p> <p><制度紹介、申請手続きの案内冊子「協会けんぽのしおり」作成></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規適用事業所や健康保険委員を対象に、健康保険制度や保健事業の紹介、申請手続き等をわかりやすく掲載した冊子を作成し、配布する。
2.健康保険給付等	<p>(1)サービス向上のための取組</p> <p><サービススタンダードの遵守></p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付金について、「申請の受付から給付金の振込までの期間を10営業日以内」を遵守する。 <p><健康保険委員への取組強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員の委嘱拡大（委嘱者数3,000人を目標）を図り、健康保険事業に関する広報、相談、各種事業の推進を行う。 ・健康保険委員に対し、制度内容や申請手続き、協会の財政状況等を周知するための研修会「健康保険サポーターゼミナール」を実施する。

< 申請書類の配置場所の拡大 >

- ・ 県内の商工会議所、商工会等への申請書類の設置を推進し、加入者の利便性の向上を図るとともに、申請書類の郵送化の促進を行う。

(2)高額療養費制度の周知

- ・ 高額療養費制度について、医療機関の協力を得つつ加入者への周知を図る。
- ・ 特に、平成 24 年度より実施される、外来の現物給付化（限度額認定証を申請すれば、窓口での支払いが自己負担限度額までになる）についての周知を重点的に行う。

(3)窓口サービスの展開

申請書類の郵送化の進捗状況や窓口の利用状況を踏まえ、支部並びに年金事務所窓口の体制の見直しを検討する。

(4)被扶養者資格の再確認

- ・ 被扶養者資格の再確認業務について、本部と連携し、事業主の協力を得つつ的確に行い、被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金等の適正化を図る。

(5)現金給付の審査強化

< 柔道整復施術療養費に係る加入者調査の実施による給付適正化 >

- ・ 多部位（3 部位以上）・濃厚施術（月 15 日以上）の施術件数に対 23 年度比 20%削減する。
- ・ 支部広報媒体等により、加入者に正しい柔道整復のかかり方を周知する。
- ・ 不正請求について、随時厚生局への情報提供を実施する。

< 療養費支給申請書（はり・灸・あんま・マッサージ）に関する審査強化による給付適正化 >

- ・ 加入者調査選定基準を策定する。
- ・ 施術所登録シートを作成して施術所調査及び加入者調査を効率的・計画的に実施する。
- ・ 施術所登録シートに内容不備件数、医療機関照会件数及び調査事績を登録して、実施状況の確認・分析を行う。

	<p>< 「保険給付適正化プロジェクトチーム」の活用 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る不適切な申請事例へ厳格に対処するため、支部に設置している「保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用し、効果的な審査・調査を実施する。 <p>(6)システムを活用した効率的なレセプト点検体制の構築</p> <p>< レセプト内容点検業務における点検員間の格差是正による、高レベルでのスキルの平準化および被保険者1人当たり点検効果額の向上 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの活用を定着させることにより、より効率的な点検体制を構築し、平成23年度点検効果額結果の10%増を達成する。 ・点検員の成績格差の要因を分析し、指導体制の明確化および効果的な指摘、指導を行い、全体的な点検技術の向上を促していく。 <p>(7)債権発生抑制・早期回収</p> <p>< 健康保険被保険者証（保険証）の早期回収による返納金債権の発生防止および保険証の適正使用の啓蒙 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証未返納者に対する督促を確実に実施し、資格喪失後受診による返納金債権発生を抑制する。 ・関係団体広報誌等への被保険者証の適正使用に関する記事掲載の依頼を実施し、事業主及び加入者に対し、意識づけの強化を図る。 ・日本年金機構に対し、被保険者証回収業務の連携強化に向けた協力を依頼する。 <p>< 債権発生から半年間の取り組みに重点を置いた債権の早期回収の実施 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権発生後半年以内の督促、折衝に努める。督促文書の工夫や電話、訪問により早期回収を図る。 ・訪問による督促は債務者との接触に繋がるため、前年度より、督促件数の拡充に努める。 ・悪質な納付拒否者への法的手続きを踏まえた督促を強化する。
3. 保健事業	<p>(1)健診</p> <p>被保険者（40歳以上）（受診対象者数：539,336人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：50.0%（実施見込者数：269,700人） ・事業者健診データ 取得率：9.3%（取得見込者数：50,000人）

	<p>被扶養者（受診対象者数：207,580人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：15.0%（実施見込者数：31,200人） <hr/> <p>(2)保健指導</p> <p>被保険者（実施対象者数：71,293人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：9.0%（実施見込者数：6,400人） <ul style="list-style-type: none"> （内訳） 協会保健師実施分 3.9%（実施見込者数：2,800人） アウトソーシング分 5.0%（実施見込者数：3,600人） <p>被扶養者（実施対象者数：3,026人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：1.7%（実施見込者数：50人） <hr/> <p>(3)その他の保健事業</p> <p>糖尿病未治療者の抽出と早期受診促進への取り組み（糖尿病重症化予防）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病及び糖尿病予備軍（健診結果とレセプトの突合データをもとに抽出）であって、治療を受けずに放置している加入者に対し、通信及び個別面接等により受診勧奨を実施し、半年間の継続支援を行いサポートする。 ・このアプローチにより、糖尿病による合併症を予防し、将来的な医療費の抑制を図る。 <p>健康づくりイベントへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県内で実施されるウォーキングイベント等の健康づくりイベント当日のブース出展（血圧・体脂肪測定・栄養相談等）により、イベント参加者への健康づくりへのアドバイス、健診受診勧奨等を行う。 <hr/> <p>(4)受診勧奨対策</p> <p>ITを活用した特定保健指導の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導の積極的支援対象者の継続支援部分にITツールを活用し、手法の興味を引くことによる初回開始者の増加を目指し、メール支援を中心とした継続的なアプローチを行い、中断率の低減を図る。 <p>外部委託機関を活用した特定保健指導の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に生活習慣病予防健診指定機関を対象とした外部委託を拡大し、委託先のマンパワーを活用した特定保健指導を展開し、実施者数を増やす。
--	--

	<p>事業者健診データの提出勧奨</p> <p>< 事業所への依頼文書直送によるデータ提供依頼 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所への事業者健診データ提供依頼文書・ちらしの送付を行い、データ提出への協力を呼びかける。 <p>< 社会保険労務士を介したデータ取得促進 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県内登録の社会保険労務士に対して本事業の主旨等の文書を送付し、協力を依頼する。 <p>被扶養者の特定健診受診率向上</p> <p>< 市町村との連携 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村主催のがん検診と被扶養者の特定健診を同時に受診できる機会を増やし、受診者数の増加を図る。 <p>< 健診機関との連携 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診機関の協力により、安価で受けられる集団検診の実施機会を増やし、受診者数の増加を図る。
4 . 組織運営及び業務改革	<p>(1)コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。 <p>(2)リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。 <p>(3)人材育成の推進</p> <p>< 研修等を通じた人材育成の推進 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員として各階層に求められる能力や知識の習得に併せ、サービス向上、個人情報保護等の重点的な分野を定め、研修等を通じて人材育成を推進する。

<レセプト内容点検業務のスキルアップと平準化>

- ・点検員に対し、医師や外部講師を活用した研修を実施し、スキルアップを図る。
- ・勉強会や研修等においてレセプトの的確な分析を行い、個別事案に対する情報の共有化を進める。
- ・点検ツールの活用等を計画的に実践することにより、全体的な点検技術の向上を促す。
- ・外部での研修等で得た知識を共有することにより、全体の底上げとスキルの平準化を目指す。

(4)業務改革の推進

- ・第9ブロック（福岡・佐賀・長崎・大分）の業務改革会議に参加し、支部としての業務改革・改善提案を行っていく。

(5)経費の節減等の推進

- ・事務経費削減計画を踏まえ、競争入札や消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。
- ・調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成24年度 事業計画（佐賀支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 協会の財政基盤強化に向けた関係方面への積極的な発信 直面している厳しい財政状況を広く伝えるため、行政・メディア・関係団体へ積極的に意見発信していく。 協会の財政状況の厳しさや制度改正の必要性等について広く国民の理解を得るための情報発信を行う。 縣市町の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を訴える。</p> <p>(2) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 佐賀支部の医療費や健診データを分析し、地域の実情を踏まえた加入者の疾病の予防や健康増進を推進していく。 ・医療に関する情報提供 ・関係団体への積極的な発信 ・保健事業の効果的な推進 ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 ・効果的なレセプト点検の推進 ・傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等健康保険給付の審査強化 等</p> <p>(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策及び県・市町等関係方面への積極的な発信 佐賀支部の医療費や健診データの分析結果を活用し、加入者、事業主の立場から保険者としての意見を積極的に発信し、医療費適正化の総合的対策を重点的に実施するとともに他の保険者との連携を図る。 各保険者間の事務レベル協議会（意見交換会）を開催する。 保険者間の垣根を超えた特定健診受診勧奨広報の実施、国保との協働による特定健診の実施などを目指し、県保険者協議会へ具体的な企画を付議する。</p> <p>(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 加入者が安心して切換えができるための環境整備を図り、自己負担額の軽減や健康保険財政の改善を目指す。 ・更なる使用促進のための環境整備や関係方面への働きかけを行う。 ・佐賀県へ積極的な情報発信を行い、県との連携強化を進め、地域の実情にも配慮しつつ、医療機関関係者や薬局関係者への働きかけ等きめ細かな対策を進める。 ・ジェネリック割合が低い地区の薬局や医師会・薬剤師等への訪問を実施し、使用促進を図る。 ・医療費通知を活用した広報を行うとともに、加入者の視点からの各種お知らせや安全性確保の取組みを実施する。 ・意思表示をさらに容易にする「希望シール」等の配布や啓発用ポスターの活用を図る。 ・ジェネリック医薬品へ切り替えた場合の軽減額通知サービスを継続して行う。 ・新聞メディア等を効果的に利用し、加入者への広報を積極的に展開する。</p>

	<p>(5) 調査研究の推進 医療費適正化や医療の質の確保の観点から、医療費分析マニュアルを活用した分析を行い、その受診状況や疾病動向等の医療に関する情報を分かりやすく加入者や関係団体へ提供できるよう取り組みを強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀支部の加入者の傷病の特性や受診傾向、医療環境、健診データ等を活用した多角的な分析を行う。 ・佐賀県・市町等と情報交換を行いながら分析を行う。 <p>(6) 広報の推進 加入者・事業主の属性に応じた多様な広報チャンネルを活用し、より効率的な広報の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報委員会を設置し、加入者・事業主の視点に立った「きめ細かく」「分かりやすい」情報提供を行う。 ・納入告知書へのチラシ、社会保険さが、支部HP、メルマガ等、加入者の視点での情報提供を行う。 ・加入者・事業主のサービス向上のため、業務内容や手続き方法を分かりやすく解説した冊子の作成・配布を行う。 ・都道府県単位保険料率や健診関係さらには被扶養者の資格再確認等、様々な広報契機を捉え、各種情報の提供を行う。 ・加入者の健康増進と健診受診率の向上のため、申込手続き方法等を分かりやすく説明したチラシ等の作成・配布を行う。 <p>佐賀県、市町、関係団体と連携し、地元メディアにおける情報の発信力を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じた各種情報の掲載依頼を行う。 ・健康保険委員を活用した情報の提供を行う。(研修会の開催等、専用の冊子を作成し配布。) ・がん検診との同時実施について、佐賀県、市町と連携し情報の発信を行う。
2. 健康保険給付等	<p>(1) サービス向上のための取組 お客様の意見やニーズを適切に把握し、サービス向上に努める。 サービススタンダードを適切に管理し、着実に実施する。 接遇・マナーの向上を図り、お客様の満足度を高める。 日本年金機構の協力、連携や公募により、健康保険委員の委嘱を進め、支部の健康保険事業に関する広報、相談、各種事業を推進していく。</p> <p>(2) 高額療養費制度の周知 限度額適用認定証の利用拡大及び未申請者に対する申請促進を行う。</p> <p>(3) 窓口サービスの展開 地域の実情を踏まえた、効率的・効果的な窓口サービスの提供を行う。 窓口の利用状況を踏まえ、支部および年金事務所窓口の体制の見直しに努める。</p> <p>(4) 被扶養者資格の再確認 日本年金機構との連携を強化する。 効果的な広報を展開し、事業主の協力を得ながら的確に実施する。</p>

	<p>(5) 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進 保険給付適正化プロジェクトチームを活用し、効果的な調査手法を取り入れ、実施していく。 不適切な申請がなされないよう加入者、事業主へ周知する。 傷病手当金・出産手当金については、審査医師の積極的な活用や加入者及び医師等への文書による照会をはじめ、必要に応じ日本年金機と連携した取り組みにより、更なる医療費適正化に努める。 療養費（柔道整復・はりきゅう・あんまマッサージ等）においては、加入者等に対し文書照会等を実施するなど適正受診の促進を図る。</p> <p>(6) レセプト点検の効果的な推進 レセプト点検員の専門的知識の修得や点検技術の向上を図る。 ・実績のある外部講師を招聘しての支部内実務研修や他支部点検員との情報交換を行う。 ・審査医師を活用した原審レセプトの見直し及び再審査請求結果の点検員相互の情報の共有化を図る。 ・支部間差異の解消に向け、疑義案件等の事例を基にした定期的な審査支払機関との意見交換を行う。 被保険者証適正使用に関するポスターを作成・配布する。</p> <p>(7) 無資格受診等の事由による債権の発生防止（抑制）対策及び回収の強化 被保険者証回収について、催告状の送付等により回収強化を図る。 発生した債権については早期回収に努め、催告状の送付や電話等による督促を行うとともに訴訟等法的手続きを実施するなど、債権回収の強化を図る。 訴訟等法的措置を含めた債権回収の情報収集を図る。（研修・セミナー等への参加） 債権対策会議等を実施し、これまでの対策結果を踏まえ、効果的な対策を検討・実施する。</p>
3. 保健事業	<p>(1) 健診 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：93,408人） ・生活習慣病予防健診 実施率：47.5%（実施見込者数：44,369人） ・事業者健診データ 取得率：5.0%（取得見込者数：4,670人） 被扶養者（受診対象者数：32,952人） ・特定健康診査 実施率：13.0%（実施見込者数：4,284人）</p> <p>(2) 保健指導 被保険者（実施対象者数：9,808人） ・特定保健指導 実施率：35.0%（実施見込者数：3,432人【協会保健師実施分、アウトソーシング分合算】） （内訳） 協会保健師実施分 30.0%（実施見込者数：2,942人） アウトソーシング分 5.0%（実施見込者数：490人）</p>

	<p>被扶養者（実施対象者数：364人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：10.0%（実施見込者数：36人） <p>（3）その他の保健事業</p> <p>市町が行うがん検診との連携を図り、特定健康診査とがん検診の相乗効果による健診受診率の向上を目指す。</p> <p>生活習慣病の重症化予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀大学、国保、各保健福祉事務所との連携を強化する。 <p>事業者健診データの取得促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50人以上の事業所や健康保険委員へのアンケート調査を行い、事業所の健診受診状況や実施期間を把握することで効率的なデータ収集に繋げる。 ・県社会保険労務士会へ協力要請を行う。
4．組織運営及び業務改革	<p>（1）組織や人事制度の適切な運営</p> <p>リスク管理体制の整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理委員会の結果について、全職員に対しリスク回避等の徹底を行う。 <p>コンプライアンスの徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス委員会の開催やコンプライアンス通信の周知、行動規範の読み合わせ等により、職員全員に法令順守の徹底を行う。 <p>定期的なセルフチェックの実施による個人情報保護に対する職員への啓発を図る。</p> <p>目標管理制度を活用した人事評価を適切に運用するとともに、実績や能力本位の人事を推進する。</p> <p>内部統制（ガバナンス）機能を発揮し、支部内部部門間の連携を一層深め、組織運営体制の強化を図る。</p> <p>（2）人材育成の推進</p> <p>業務の質（サービス品質）の向上等のため、戦略的な人材育成を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約職員等に対する研修体制の整備。 ・支部全ての職員が、健康保険制度の意義・役割等を十分に伝えることができるよう、引き続き職員教育を徹底する。 ・本部研修受講者による伝達研修により人材育成の強化を図る。 ・定期的にリーダー会議、スタッフ会議を実施し、各グループからの意見を集約し、業務の効率化を徹底する。 ・支部または各グループで重点的な分野について研修計画を策定し、個々の能力向上のための支部独自の研修会等を行う。

(3) 業務改革の推進

- ・業務改善委員会等により日々業務に携わる職員からの創意工夫を提案、検討を行い、サービスの向上や業務改革を推進する。
- ・定型業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層推進することで、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。

(4) 経費節減などの推進

事務経費削減計画を踏まえ、予算の執行に当たっては、業務の再点検により低コストの実現、コスト効率の向上の徹底を図るとともに、適切な在庫管理等により経費の節減に努める。

調達コストの削減と透明性の確保

- ・各グループの調達計画を踏まえ年間調達計画書を作成し、効率的、効果的な物品等の調達を行う。また職員のコスト意識の向上を図る。
- ・調達における競争性、透明性の確保を図るため、100万円未満の調達案件についてもできる限り競争入札を行い、調達コストの削減に努める。
- ・調達内容・調達方法・調達費用等の妥当性を審査するため、調達審査委員会を毎月開催し、進捗状況報告を行う。

平成24年度 事業計画（長崎支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 医療費適正化の推進</p> <p>柔道整復施術療養費適正化に特化した新たな審査体制を構築し、重点的な審査強化・分析等を実施し、不適正な請求の返戻及び調査を行う。また、加入者・柔道整復師等に、正しい施術について文書にて通知を行う。</p> <p>ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品軽減額通知の送付と併せて、加入者への適切な広報をホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等で行い使用促進を図る。 また、医師会、薬剤師会との連携により、加入者に対しきめ細かな広報を行う。 ・長崎県ジェネリック医薬品使用促進協議会へ参画し、保険者の立場から積極的に情報提供を行い、他の保険者との連携を図る。 ・健康保険委員研修会等で幅広く情報提供を行い、使用促進を図る。 ・容易に意思表示できる「ジェネリック医薬品希望シール」を加入者へ、「ジェネリック医薬品促進ポスター」を医療機関、薬局等へそれぞれ配付し、理解を深めることにより使用促進を図る。 ・調剤薬局リストを活用し、ジェネリック医薬品使用割合に応じて、薬局に使用促進の依頼を行う。 <p>(2) 加入者・事業主の役に立つ広報の推進</p> <p>メールマガジン・長崎支部通信・社会保険ながさき等の誌面の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者・事業主の皆様へ有益かつ最新の情報を発信するとともに、魅力のある誌面の作成を目指す。 ・協会の財政状況や保険料率変更の周知、制度改正の必要性等について、加入者の理解を得るために情報発信を行う。 <p>ホームページの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新情報、加入者の役に立つ情報等を迅速に掲載し、魅力あるホームページを目指す。 <p>メールマガジンの登録勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種説明会、研修会等の機会を利用し、メールマガジン登録の勧奨を行う。 ・保健師・管理栄養士が保健指導に併せて、事業所に対し、メールマガジン登録の勧奨を行う。 ・事業所宛送付文書にメールマガジンの登録案内を同封し、登録者数の増加を図る。 <p>(3) 保健事業の推進</p> <p>被保険者にかかる受診等の勧奨については、受診対象者50人以上の事業所に対する受診勧奨、事業者健診データの取得、保健指導の勧奨を中心として積極的に取り組む。</p> <p>被扶養者にかかる特定健診受診勧奨については、県が主催する「県民の健康づくり推進運動」に参画し、県と共同して特定健診受診率向上のための普及啓発事業を実施する。</p>

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組

支部の創意工夫を活かして、加入者の意見やニーズを適切に把握し、サービスの改善や向上を図る。

サービススタンダードの着実な実施

健康保険給付については、申請の受付から給付金の振込までの期間をサービススタンダードとして定め、その状況を適切に管理し、着実に実施する。

お客様満足度の向上

- ・支部内研修を通じて、業務知識の向上を図るとともに、CS意識の一層の徹底を図り、お客さま満足度を高める。
- ・加入者にわかりやすいパンフレット、チラシ等を活用することにより、お客様にわかりやすい案内を進める。

(2) 高額療養費制度の周知

医療機関の協力を得て、限度額適用認定申請制度の周知を図る。

事業主・加入者に対して、ホームページ及び説明会等により、高額療養費制度改正の周知を図る。

高額療養費未請求者に対し勧奨を推進する。

(3) 郵送化の推進

協会窓口で郵送化の周知用リーフレットを配置し、相談者へ周知を図る。

電話での相談者に対し、郵送化の周知を図る。また、申請書送付依頼者に対しては、封筒貼付用紙（支部住所記載）を同封し、郵送化の推進を図る。

(4) 被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の再確認について、被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止等、日本年金機構との連携により、事業主の協力を得つつ的確に行っていく。

(5) 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進

傷病手当金及び出産手当金の適正な給付業務の推進

支部現金給付適正化対策要領に基づき、保険給付プロジェクトチームの重点審査会において、重点審査項目に該当する申請書（特に、資格取得から2か月以内の申請書・標準報酬が高額な被保険者の申請書・海外での療養の申請書等）の審査強化を図る。

柔道整復施術療養費に係る適正な給付業務の推進

柔道整復施術療養費の審査体制を確立し、多部位または長期施術の多い施術所に対する適正施術及び周知を図る。

また、加入者に対し、文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図る。

(6) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び回収の強化

被保険者証回収については、資格喪失してから早期に催告状の送付を行い、無効保険証の回収強化を図る。

医療機関受診時における被保険者証の確認等を、医療機関等へ協力要請等することにより、無資格受診等の事由による債権の発生を抑制する。

発生した債権については早期回収に努め、適宜催告状の送付を行う。

債権の回収体制を整え、電話による督促及び訪問督促の対応により、債権回収を強化する。

	<p>(7) 効果的なレセプト点検の推進 レセプト点検効果向上に向けた行動計画によりレセプト点検の効率化を図る。</p> <p>内容点検 自動点検マスタの定期的な更新、汎用任意抽出・本部配布ツールの検証を毎月行い、システムによるレセプト抽出の精度を上げ、点検業務の充実を図る。</p> <p>点検効果額の向上 本部から提供される、各支部の点検効果向上に向けた改善や査定事例、また自動点検機能の効果的活用等について、毎月定例の研修会を実施し、点検員のスキルアップを図る。</p> <p>行動計画の徹底 行動計画に則り、職員主導による点検員のマネジメントを実施するためのバックオフィス体制をより強固なものとする。</p>
3. 保健事業	<p>(1) 健診</p> <p>a 被保険者(40歳以上)(受診対象者数:148,793人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率:50.0%(実施見込者数:74,000人) ・事業者健診データ 取得率:10.1%(取得見込者数:15,000人) <p>b 被扶養者(受診対象者数:53,065人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率:15.1%(実施見込者数:8,000人) <hr/> <p>(2) 保健指導</p> <p>a 被保険者(実施対象者数:17,889人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:19.3%(実施見込者数:3,450人) <p style="margin-left: 100px;">(内訳) 協会保健師実施分 15.1%(実施見込者数:2,700人)</p> <p style="margin-left: 100px;">アウトソーシング分 4.2%(実施見込者数:750人)</p> <p>b 被扶養者(実施対象者数:688人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:7.3%(実施見込者数:50人) <hr/> <p>(3) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健指導事業の実施(事業所訪問方式 45事業所 450名) <hr/> <p>(4) 受診勧奨対策</p> <p>被保険者にかかる健診等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨について、メディアの活用、関係団体等とのタイアップにより、広報の強化を図る。 ・生活習慣病予防健診受診、事業者健診データ取得、保健指導受診の勧奨を、受診対象者50人以上の事業所(600事業所、対象者73,000人)に対し、訪問・文書により実施する。 <p>特定健診の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診の受診勧奨を、県が主催する「県民の健康づくり推進運動」に参画し、4月の共同宣言、9月の強化月間に県・国保連と連携し全県的な広報等を実施する。 ・市町と連携して、がん検診と併せた特定健診受診勧奨等の広報を実施する。

4. 組織運営及び業務改革

(1) コンプライアンス・個人情報保護の徹底

法令等規律の遵守については、研修等を通じて徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについても、各種規程の遵守や、アクセス権限・パスワードの適切な管理を徹底する。
コンプライアンス委員会とリスク管理委員会を充実させる。

(2) 組織体制の構築

役職による役割と責任を徹底し、支部内連携の強化、組織体制の強化を図る。
グループ間の連携を図り、職員が自ら考え実践できる「協働する組織」を構築する。
支部内会議の定期開催により、情報の共有化を図り、意識改革を促す。
職場内に「報告・連絡・相談」と、それに対する「指示・命令・回答」を確実にを行う風土を定着させる。

(3) 人材育成の推進

本部主催の階層別、業務別研修受講後、伝達研修を実施し、支部全体の知識向上へと繋げる。
支部の各専門分野での研修（窓口研修、レセプト点検員研修、保健師研修、契約職員研修等）を実施し、人材育成を推進する。

(4) 事務処理体制の効率化

よりよいサービスを構築するため、スタッフ・契約職員の業務を明確化する等事務処理体制の見直しを行い、さらに効率的効果的な事業を推進する。

(5) 経費の節減等の推進

事務用消耗品や水道光熱費等の執行状況を分析し、職員のコスト意識を一層高め、徹底して「無駄」を省き、さらなる経費の節減に努める。
各調達において支部ビルへの掲示、積極的なホームページ公告を行うことにより、幅広く公平性を確保する。

平成24年度熊本支部事業計画

【熊本】

事 項	項 目	実 施 内 容 等	
1 保 険 運 営 の 企 画	(1) 財政基盤強化等に向けた関係方面への積極的な発信	評議会での議論を踏まえた、メディア・関係団体等への財政状況等発信	
	(2) 保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進	健康保険制度・事業等の周知に対する取り組み強化 医療費分析結果の積極的な発信	
	(3) 医療費適正化の総合的対策	(3) - 1 医療給付の適正化(レセプト点検)	「第三者行為による傷病届」についての保険会社への啓蒙及び提出勧奨依頼 多重受診への対応 薬剤関係の適正化(同一成分や漢方薬など)
		(3) - 2 ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用促進のための啓蒙啓発の取り組み 医師会・薬剤師会と連携したジェネリック医薬品使用促進のための働きかけ 都道府県に対する取り組み
		(3) - 3 傷手・出手の審査強化	調整や留意が必要な被保険者の把握及びデータ管理 審査ポイントの作成と、ポイントに沿った審査強化及び保険給付適正化プロジェクトチーム会議の充実
		(3) - 4 療養費の審査強化	柔整療養費の適正化 はり灸・あんま・マッサージ療養費の適正化
		(3) - 5 債権発生の抑制・早期回収	正しい保険証の使い方の周知 保険証回収の徹底 文書・電話・戸別訪問による効率的な勧奨実施 悪質な債務滞納者に対する小額債権訴訟等踏まえた対応の実施
		(3) - 6 健診データ等の各事業所への提供	医療費と生活習慣病リスク保有率等の事業所への提供
		(3) - 7 適正受診の啓発・勧奨	医療費通知の実施 医療機関における保険証提示の徹底 おくすり手帳の啓蒙啓発、かかりつけ薬局の推進 かかりつけ医の推進 「第三者行為による傷病届」についてのリーフレット作成・配布(医療機関)
		(3) - 8 都道府県の取組との連携	機会をとらえての都道府県及び各保健所単位等での意見発信
(3) - 9 その他の試み	インターネットサービスの周知強化 精神疾患予防のための取り組み 乳幼児の疾病予防のための広報実施 重症化予防対策 医療費データ分析の促進 被扶養者資格の再確認業務の的確な実施		

平成24年度熊本支部事業計画

【熊本】

事 項	項 目		実 施 内 容 等
	(4) 加入者・事業主に響く広報の推進		支部独自の広報の充実(メルマガ・ホームページ) 納入告知書同封チラシの作成 関係機関との連携による広報の実施 新規加入者等に対する広報の実施
			お客様の声に基づくサービス改善・向上に向けた取組の実施 健康保険被保険者証の早期発行 任意継続被保険者の口座振替・前納促進
		(1) - 2 給付関係	サービススタンダードの着実な実施 高額療養費の未申請者への請求勧奨 高額療養費の現物給付化の周知
		(1) - 3 健康保険委員関係	健康保険委員研修会の定期開催 健康保険委員のモニター制度を活用したアンケートの実施 健康保険委員の拡大と役割周知 健康保険委員に対する情報提供
	(2) 窓口サービスの見直し等		年金事務所との連携強化、電話対応の質の向上等による加入者の利便性を維持 郵送化促進に向けた取組の実施
	(3) レセプト点検の効果的な推進		資格点検の的確な実施 外傷点検の的確な実施 内容点検効果額目標達成に向けた取組の実施 内容点検向上化計画の実施 点検情報の共有化と研修の充実
3 保健事業	(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進		各種会議体の機能化
	(2) 特定健康診査の推進	(2) - 1 健診受診率向上	生活習慣病予防健診実施率目標 被保険者(40歳以上)(受診対象者数:187,735人) 実施率:57.0%(実施見込者数:107,009人) 事業者健診データ取得目標 取得率:3.0%(取得見込者数:5,632人) 特定健診実施率目標 被扶養者(受診対象者数:62,157人) 実施率:20.0%(実施見込者数:12,432人) 生活習慣病予防健診実施機関の精度アップに向けた取組

平成24年度熊本支部事業計画

【熊本】

事 項	項 目		実 施 内 容 等
	(3) 特定保健指導の推進	(3) - 2 保健指導実施率向上	被保険者の特定保健指導実施率(支部実施分) 被保険者(実施対象者数:24,443人) 実施率:25.0%(実施見込者数:6,111人) 被保険者の特定保健指導実施分(アウト分) 実施率:10.0%(実施見込者数:2,445人) 中断率の減少 被扶養者の特定保健指導実施率(受診対象者数:1,181人) 実施率:10.0%(実施見込者数:118人)
	(4) その他の保健事業		ポピュレーションアプローチ
4 組織運営及び業務改革	(1) 業務・システムの刷新		新システムの設計・構築に向けた、業務プロセスの見直し
	(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革		進捗管理の徹底による組織運営体制の強化 人事評価制度の適切な運用による実績や能力本位の人事の推進 新たな組織・文化の定着 職場環境の整備 コンプライアンス・個人情報保護の徹底 労働安全衛生の徹底による労災等の防止 リスク管理
	(3) 人材育成の推進		支部独自研修実施 伝達研修の実施 自己研さんを促す取り組みの実施
	(4) 業務改革の推進		支部内業務改善委員会での提案検討 ブロック業務改革会議への参加
	(5) 経費の節減等の推進		適切な在庫管理等の徹底 調達や執行の適切な管理を行うための調達審査委員会の活用

平成24年度 事業計画（大分支部）

項 目	実 施 内 容 等
1．事業運営の基本方針	(1)大分支部中期計画の推進 ・23年度に策定した大分支部中期計画に基づき、本部基本方針と連動して総合的に推進する。
2．保険運営の企画	<p>(1)国、都道府県等関係方面への積極的な発言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費や健診データの分析結果を活かし、大分県医療計画策定協議会、大分県医療費適正化推進協議会、生涯健康県おおいた21推進協議会等を通じて加入者・事業主の立場に立って保険者としての意見を積極的に発信する。 <p>(2)保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>平成23年10月に策定した「大分支部の医療費適正化の総合的対策」を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防の取組 レセプト点検の強化 現金給付の審査強化 債権発生の抑制と早期回収 ジェネリック医薬品の使用促進 適正受診の啓発の強化の取組 協会と加入者が一体となった取組 保健師等による事業所訪問時における総合的啓発活動 関係機関と連携強化による医療費の適正化対策 <p>(3)調査研究の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年度の医療費分析内容を踏まえ、大分支部に医療費適正化の総合的対策につながる調査研究を推進し、各事業へ活用するとともにステークホルダーに周知を行う。 <p>(4)的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療費の適正化のため行う支部の取組みが適切に働くような財政運営を行う。 ・支部単位保険料率の変更について事業主・加入者に対して、十分な説明・広報を実施する。 <p>(5)ステークホルダー別の広報の推進</p> <p>加入者等のご意見を活かし、特定の媒体に依存せず、一貫したコミュニケーション戦略でわかりやすい広報を幅広く実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な広報活動の充実（納入告知書に広報チラシを同封することによる事業所への周知等） ・支部ホームページを加入者及び事業主にとってより見やすく探しやすいようにリニューアル ・メールマガジンによる迅速でわかりやすい広報の実施（月1回配信） ・健康保険委員を活用した広報の実施（研修会による詳細な情報提供等） ・任意継続加入者に対する広報の実施（新規、定時納付書を活用した広報） ・日本年金機構等の関係団体との連携やメディアを活用した広報の実施 ・各種事務説明会等を活用した広報（新規適用事業所説明会、事務担当者説明会）
3．健康保険給付等	(1)サービス向上のための取組 ・支部の創意工夫を生かして、加入者の意見やニーズを常時反映しながら、サービスの改善や向上を図る。

健康保険給付等について、不正が疑われ、特に厳格な審査が必要な請求等を除き、サービススタンダードを維持する。
 お客様満足度の向上（加入者本位の目線で接客及び電話対応）
 郵送による申請促進のための環境整備及び周知

(2)高額療養費制度の周知

- ・医療機関の協力のもと、限度額適用認定申請書の利用促進を図る。
 （制度説明チラシ、申請書、郵送用封筒をセットにした配布物を作成）
- ・未申請者へターンアラウンド方式の申請書送付によるサービスを実施する。

(3)窓口サービスの展開

- ・支部窓口・年金事務所臨時窓口でのお客様ニーズにあったサービスの提供を行う。
- ・25年度支部事務所の統合を踏まえた見直しを行う。

(4)被扶養者資格の再確認

- ・日本年金機構との連携のもと、各事業主の協力を得て的確に実施する。
- ・事務説明会等の開催により、加入者・事業主へ事業の周知及び事業協力を得る。

(5)傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な健康保険給付業務の推進

- ・不適切な申請がなされないよう加入者及び事業主等への周知を図る（傷病手当金等の制度周知のチラシを作成し、送付）
- ・「健康保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用した効果的な審査を実施する。
- ・特に柔道整復施術療養費においては、加入者等に対し文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図る。

(6)無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び回収の強化

- ・無効保険証の回収について、催告状の送付、電話督促等により回収強化を図る。
- ・債権回収実施要領に基づき、適時催告状の送付や電話・訪問等による督促を実施し、債権回収の強化を図る。
- ・悪質な滞納者に対して訴訟等法的措置を積極的に実施する。

(7)レセプト点検の効果的な推進

< 共通事項 >

協会システムによるレセプト抽出機能を活用し効率的・効果的な点検を実施

< 資格点検 >

資格喪失後受診等の疑いのあるレセプトについて、医療機関照会を的確に実施し、レセプトの医療機関への返戻及び加入者本人への返還措置の実施

< 外傷点検 >

初診2,000点以上の外傷レセプトについて、協会システム等により抽出し、負傷原因照会を実施
 また、支部内担当グループ間で連携し的確に対象者を把握
 業務上・通勤災害のレセプトについて、レセプトの医療機関への返戻、加入者への返還措置の実施
 第三者行為のレセプトについて、第三者に対し求償の実施

< 内容点検 >

点検技術向上のため、本部スキルアップ事業を積極的に活用、また、行動計画に基づき職員による点検員のマネジメントを向上させ、点検効果額の更なる引き上げを図る。

医科・調剤については、自動点検等のシステムを効果的に活用し点検の効率化を図る。また、医科の入院レセプトを重点的に、縦覧点検を基本とした点検の実施

歯科については、縦覧点検を基本とした点検の実施

[目 標]

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度被保険者一人当たりの効果額 <ul style="list-style-type: none"> 資格点検 2,750 円以上 外傷点検 450 円以上 内容点検 1,900 円以上 (8)支部事業のバックアップ体制への取組 <ul style="list-style-type: none"> 各グループと積極的に連携し、医療費適正化事業に活用するためのレセプトデータの抽出・分析等を実施する。 (9)医療費通知の実施 <ul style="list-style-type: none"> 加入者の健康意識の喚起や健康保険への理解を深めるために年1回「医療費のお知らせ」を送付する。また、インターネットでの医療費情報提供を推進する。
4. 保健事業	<p>(1)健診</p> <p>被保険者(40歳以上)(受診対象者数:134,217人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率:61%(実施見込者数:81,872人) ・事業者健診データ 取得率:9%(取得見込者数:12,080人) <p>被扶養者(受診対象者数:48,757人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率:30.8%(実施見込者数:15,000人) <hr/> <p>(2)保健指導</p> <p>被保険者(実施対象者数:20,595人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:30%(実施見込者数:6,178人) <p style="padding-left: 40px;">(内訳) 協会保健師実施分 20%(実施見込者数:4,119人)</p> <p style="padding-left: 40px;">アウトソーシング分 10%(実施見込者数:2,059人)</p> <p>被扶養者(実施対象者数:1,620人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:10%(実施見込者数:162人) <hr/> <p>(3)その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員を通じた事業所健康づくり促進事業 ・健康づくりのための地域・職域推進事業 ・糖尿病の重症化予防 <hr/> <p>(4)受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診及び事業所データ取得のための受診勧奨事業 ・被扶養者の特定健診実施率向上に向けたかかりつけ医の活用 ・ラジオを利用した特定健診受診の勧奨

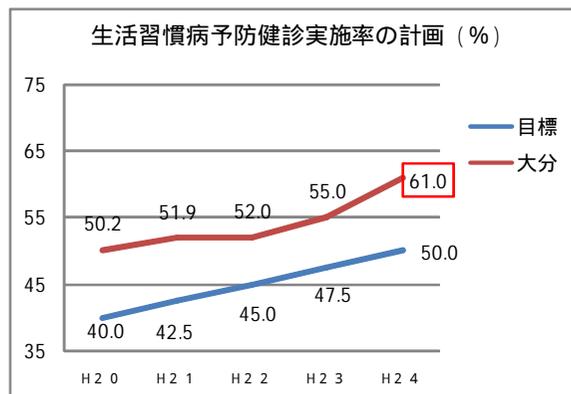
4. 保健事業

(1) 健診

被保険者(40歳以上) (受診対象者数:134,217人)
 ・健診実施率 70.0%(実施見込者数:93,952人)

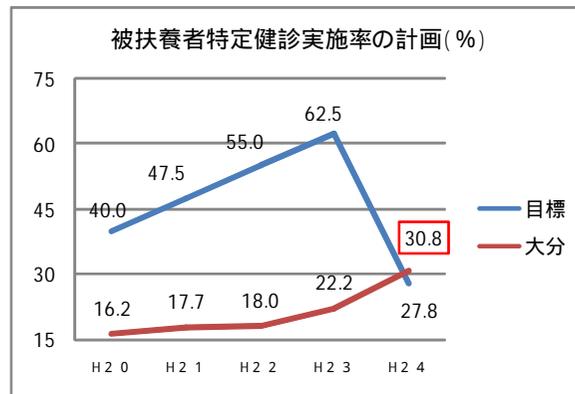
(内訳)

- ・生活習慣病予防健診実施率 61.0% (実施見込者数:81,872人)
- ・事業所健診データ 9% (実施見込者数:12,080人)



被扶養者(40歳以上) (受診対象者数:48,757人)

・特定健康診査実施率 30.8% (実施見込者数:15,000人)

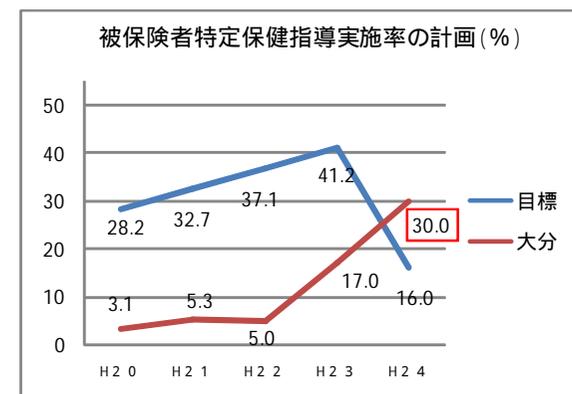


(2) 保健指導

被保険者 (実施対象者数:20,595人)
 ・特定保健指導 30.0% (実施見込者数:6,178人)

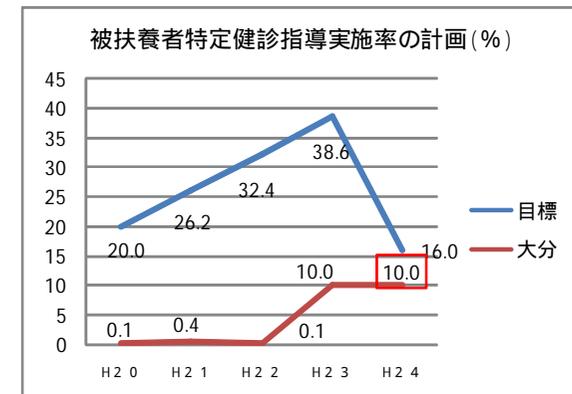
(内訳)

- ・協会保健師実施分 20% (実施見込者数:4,119人)
- ・アウトソーシング分 10% (実施見込者数:2,059人)



被扶養者 (実施対象者数:1,620人)

・特定保健指導 10.0% (実施見込者数:162人)



5. 組織運営及び業務改革

(1) 組織運営の強化及び実績や能力本位の人事の推進

- ・本部と支部の適切な支援・協力関係のもと、組織運営体制の強化を図る。
評議会等での意見に基づき、PDCA サイクルの機能を充実させる。
目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事を推進する。
各部門間の各種情報の共有化を図り、業務を円滑に推進する。
法令等の遵守（コンプライアンス）について、支部コンプライアンス委員会を中心に職員全員に徹底を図る。
個人情報保護の徹底を図る。
リスク管理体制を整備する。

(2) 人材育成の推進

- ・職員として、各階層に求められる能力や知識の習得に併せ、通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図るとともに、引き続き、企画、サービス向上、レセプト点検、保健事業等の重点的な分野を定め、研修等を通じて人材育成を推進する。
- ・支部独自の研修、及び本部での研修後の伝達研修の実施。

(3) 業務改革の推進

- ・現場の創意工夫や発想を活かして業務の効率化、標準化、業務品質の向上を推進する。
- ・業務改革会議を積極的に活用する。

(4) 経費の削減の推進

- ・事務経費削減計画を踏まえ、業務の実施方法の見直しを行うとともに、引き続き競争入札、消耗品の Web 発注等を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。
- ・100万円以上の調達や執行については、支部の調達審査委員会のもとに適切に管理する。

(5) 支部事務所の統合準備

- ・支部事務所の統合化計画を策定する。

平成24年度 事業計画（宮崎支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>制度改正に向けた関係方面への積極的な発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽの財政状況を政府・与党、メディア、関係団体へ広く発信する。 ・メディアとの年間契約により、財政状況を含めた情報を加入者・事業主に発信する。 ・保険者協議会、地域職域連携推進協議会（部会）等に参加し、保険者としての意見を積極的に発信する。 ・日本年金機構との連絡調整会議を開催し連携強化を図る。 <p>医療に関する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会システム、医療費分析ツールを活用した医療費データの情報を支部の業務に活用するとともに、関係方面へ積極的に提供する。 <p>ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、メールマガジン、広報誌、マスメディアを活用し加入者への周知を図る。 ・新規適用事業所や任意継続被保険者資格取得者を中心に「お願いカード（シール）」を配布する。 ・軽減額通知サービスを行い、その効果を分析し発信する。 ・県安心使用促進協議会へ参加し意見発信・情報提供を行う。 <p>保健事業の効果的推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険者と連携し、地域の実情に応じた保健事業を実施する。 ・支部内保健師研修会によりスキルアップを図り、効果的な保健指導を推進する。 <p>地域の実情に応じた医療費適正化の総合対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化のための総合的な取り組みを推進する。特に地域の実情を踏まえ、「債権の発生抑制・早期回収対策」「重症化予防対策」を重要施策として取り組む。 <p>広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやメールマガジンを充実させる。 ・広報誌「協会けんぽ宮崎」を毎月発行する。また、社会保険協会発行の「社会保険みやざき」や地方新聞の「くらしの相談」コーナーに原稿を提供する。 ・定期的にプレスリリースを実施する。 ・社会保険委員会研修会（委員大会）において、制度内容や健康づくり等を発信する。 <p>都道府県単位保険料率の設定及び周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議会を定期的で開催し、財政状況に基づく保険料率設定についての意見を聴取し、本部・運営委員会に提出する。 ・加入者、事業主に対し、周知広報を実施する。
2. 健康保険給付等	<p>医療費適正化の総合的対策の実施（債権の発生抑制及び早期回収対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構との連携を図りつつ、保険証回収など強化する。また、発生した債権の早期回収に取り組む。 <p>【債権回収率の目標】：返納金債権 40.00%以上、損害賠償金債権 85.00%以上</p> <p>サービス向上のための取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度及び手続きに関する広報について、加入者・事業主から見てわかりやすいものを作成し周知する。

	<p>被扶養者資格の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無資格受診防止や高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て的確に実施する。 <p>傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正受給防止のための調査等を実施するなど給付業務の適正な審査を行う。 <p>効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会システムを活用した効果的なレセプト点検を推進する。(査定事例の共有化、研修等の充実) <p>【目標】被保険者1人当たりの点検効果額 (年間)資格点検：1,753円以上、外傷点検：414円以上、内容点検：1,170円以上</p>
3. 保健事業	<p>(1)健診</p> <p>被保険者(40歳以上)(受診対象者数：124,284人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：51.4%(実施見込者数：64,000人) ・事業者健診データ 取得率：4.0%(取得見込者数：5,000人) <p>被扶養者(受診対象者数：40,455人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：14.8%(実施見込者数：6,000人) <p>(2)保健指導</p> <p>被保険者(実施対象者数：13,800人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：34.0%(実施見込者数：4,690人) (内訳) 協会保健師実施分 29.0%(実施見込者数：4,000人) アウトソーシング分 5.0%(実施見込者数：690人) <p>被扶養者(実施対象者数：642人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：5.0%(実施見込者数：32人) <p>(3)その他の保健事業</p> <p>医療費適正化の総合的対策の実施(重症化予防対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症化の恐れのある加入者に受診勧奨を行い、将来的な医療費の増加を抑制する。 <p>健診受診の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康に関する自己チェックシステムをホームページにアップし、健康に対する意識を高め健診受診を促進する。 <p>(4)受診勧奨対策</p> <p>被扶養者特定健診受診勧奨の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部単独事業として集団健診を実施し受診拡大を図る。 ・被扶養者住所地にダイレクトメールを送付し受診へ繋げる。 <p>事業所訪問による健診及び保健指導勧奨の実施</p> <p>特定保健指導の中断防止対策の実施</p>
4. 組織運営及び業務改革	<p>組織の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「評議会」を基軸として、加入者・事業主の意見に基づきPDCAサイクルを適切に運用する ・事業計画進捗管理シートによる支部会議、マネージャー会議、リーダー会議、グループ会議を通じて内部統制、支部内グループ間の連携強化を図る。 ・支部内研修や各種規程に基づき、コンプライアンス・個人情報保護の遵守を徹底する。

人材育成の推進

- ・本部研修に職員を積極的に派遣し、研修後の伝達研修を実施する。
- ・e - ランニングや通信教育講座の斡旋に努める。
- ・事務処理内容、待遇等サービス向上、レセプト点検、保健師スキルアップ等について支部独自の研修を実施する。

業務改革の推進

- ・事務処理方法等を見直し、事務の効率化やサービス向上を図る。

経費の節減等の推進

- ・調達や執行については、調達審査委員会のもと適切に管理し、引き続き見積競争・企画競争入札や見積り合わせを行い、経費削減を図ると共に、ホームページに調達結果を公表し透明性の確保を図る。
- ・在庫管理や節電を徹底し経費削減を図る。

平成24年度 事業計画（鹿児島支部）

項 目	実 施 内 容 等
1. 保険運営の企画	<p>協会の財政基盤強化に向けた国・県等関係方面への積極的な発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直面している厳しい財政状況を広く伝えるため、メディア・関係団体等へ積極的に意見発信していく。 ・協会の財政状況の厳しさや制度改正の必要性等について広く加入者の理解を得るための情報発信を行う。 <p>保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> * 地域の医療費や健診データの分析を行い、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化のため、総合的な取り組みを推進する。 ・医療に関する情報提供 ・保険者協議会等の関係方面への積極的な発信 ・保健事業の効果的な推進 ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 ・効果的なレセプト点検の推進 ・傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等健康保険給付の審査強化 <p>地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化のための総合的対策を強力に実施する。 ・県との協働による「脳卒中プログラム」対策をはじめ、医療費適正化のための総合的な対策を県や他の保険者と連携、立案・実施する。 ・県歯科医師会と連携し、口腔検診についての周知を行う。 ・保険証の適正な使用について、医療機関をはじめとする関係機関と連携し、事業主及び加入者への周知等により資格喪失後受診を抑制する。 <p>ジェネリック医薬品（後発医薬品）の更なる使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品の使用促進効果を更に着実なものとするよう、加入者への適切な広報等を実施 ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスの実施 <p>加入者・事業主に響く広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> * 加入者等の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、加入者・事業主に響く広報を実施する。 ・ホームページの充実 ・メールマガジンを活用した、加入者の視点からの積極的な情報提供 ・県、市町村、関係団体及び健康保険委員との協力連携による広報の推進 ・マスメディアを活用した広報の実施（特別計上） <p>的確な都道府県単位の財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の経済情勢や医療費の動向を踏まえ、医療費の適正化のための取組等を行い、支部の財政運営を行う。 ・県単位保険料率の変更について、事業主・加入者への周知広報を実施する。
2. 健康保険給付等	<p>加入者サービスのさらなる推進</p> <ul style="list-style-type: none"> * 加入者等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上に努める。 ・サービススタンダードの達成。

	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様に対する接遇の向上。 ・加入者の利便性のための届書等の設置。(医療機関等) ・任意継続被保険者保険料の口座振替の利用促進を図る。 ・届書の更なる郵送化を図る。 <p>高額療養費制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用認定証についての周知を図る。 ・高額療養費の未申請者に対する支給申請手続きを簡素化するサービスを推進する。 <p>保険給付の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査医師の有効活用により適切・適正な審査の実施。 ・事前・事後調査等により適切な処理の実施。 ・給付の重点化、不正受給防止の観点から加入者、医師、事業主への面談、電話・文書照会等を進め、審査を強化する。 (傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進) <p>債権の発生抑制及び早期回収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入資格を喪失した後の保険証の回収などを強化する。 ・返納金等の各種債権について、新規発生分の早期回収に重点を置き、回収率の向上を図る。 <p>健康保険委員の委嘱の促進及び研修会等を実施し、健康保険事業に関する広報、相談、各種事業を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の数の100名増を図る。 ・研修会等の実施により意見・要望等を事業に反映する。 <p>被扶養者資格の再確認(健康保険証の検認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費の適正化(被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止)及び加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療制度への支援金等を適正なものとするため、被扶養者の資格の再確認業務を日本年金機構(年金事務所)との連携の下、事業主の協力を得て、的確に行っていく。 「支援金」・高齢者の医療給付費の5割を公費、4割を現役世代の加入する保険者で負担、残りの1割を高齢者の保険料で負担する。 <p>レセプト点検の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> *システムにより点検できるレセプト抽出の精度を上げ、点検業務を充実強化する。 ・支部内における研修を策定し、点検技術の底上げを図り、効果的なレセプト点検を推進する。
<p>3. 保健事業</p>	<p>健診</p> <ul style="list-style-type: none"> *被保険者(40歳以上)(受診対象者数:192,065人) <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率:59.9%(実施見込者数:115,000人) ・事業者健診データ 取得率:26.0%(取得見込者数:50,000人) *被扶養者(受診対象者数:64,215人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率:23.4%(実施見込者数:15,000人) <hr/> <p>保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> *被保険者(実施対象者数:38,755人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率:20.3%(実施見込者数:7,887人) <li style="padding-left: 40px;">(内訳) 協会保健師実施分 15.3%(実施見込者数:5,948人) <li style="padding-left: 40px;">アウトソーシング分 5%(実施見込者数:1,939人) *被扶養者(実施対象者数:1,150人)

	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率：4.3%（実施見込者数：50人） その他の保健事業 <ul style="list-style-type: none"> ・県の医療費適正化のための「脳卒中プログラム」との協力連携 ・中長期の「健康づくり」の実施施策立案のためのマーケティング 受診勧奨対策 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者健診結果データ提供勧奨 ・新規発生分（事業所・任意継続）生活・特定受診勧奨 ・特定保健指導利用券送付及び利用促進 ・生活習慣病予防健診受診勧奨委託業務 ・事業者健診データ（紙データ）入力 ・特定健診受診勧奨 ・健診予約状況確認システム 維持管理
4 . 組織運営及び業務改革	<p>職員の意識改革推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画および目標の達成に対する意識の徹底 <p>組織や人事制度の適切な運営</p> <p>* 支部内の部門間連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部内での情報共有、コンプライアンスや個人情報保護等各種規程の遵守の徹底及びリスクの点検や分析等のリスク管理体制の整備を図る。 <p>人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画、サービス向上、コンプライアンス、個人情報保護、レセプト点検、保健事業等の研修等を実施する。 <p>業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定型業務のアウトソーシングを一層推進し、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。 <p>経費の節減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のコスト意識を高め、書類の整理や収納スペースの有効活用、適切な在庫管理等での経費削減を推進する。 ・調達審査委員会意見に基づき調達や執行を適切に管理し、HPへの公表により透明性の確保に努める。

平成24年度 事業計画（沖縄支部）

項 目	実 施 内 容 等
【事業運営の基本方針】	<p>3年連続の保険料率引き上げという厳しい財政状況が続く中、協会けんぽ沖縄支部においては、保険者機能を発揮した効果的な事業推進は元より、効率的な事業運営を念頭に、適用・給付事業、レセプト点検事業及び保健事業を推進し、医療費の抑制、給付適正化、加入者の健康増進を図ることや、県、市町村、関係団体との連携による効率的な事業の推進を図ることで、健全な財政運営に資するよう、更に創意工夫した事業展開を図るものとする。</p> <p>また、保健事業の推進にあたっては、平成24年度が5年を1期とした医療費適正化計画の最終年度に当たることを踏まえ、目標達成に向けて、特定健診・特定保健指導の受診率向上のための受診勧奨を強化する外、重症化予防対策、事業所を中心とした健康づくり事業「福寿うちな～運動」を推進し、加入者の利益の実現、健康保持増進を図るものとする。</p> <p>平成24年度の協会けんぽ沖縄支部の事業運営については、加入者及び事業主の皆様のご理解とご納得が得られるよう、健康保険制度の仕組みや高齢者医療への各種拠出金負担、都道府県単位保険料率設定の仕組み等について、保険者としての周知を図ることは元より、医療給付の適正化や保健事業等の強化を図り、より効果的、効率的な事業展開を推進するものとする。</p> <p>さらに、加入者の自己負担の軽減を図るため、後発医薬品の使用促進、加入者の視点に立った総合的な健康保険事業を展開し加入者の健康増進を図り、併せて医療費適正化、保険財政の安定化に寄与するよう全力を挙げて取り組むこととする。</p>
【重点事項】 1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進</p> <p>地域の医療費や健診データによる医療費分析により地域の実情を踏まえ、加入者の疾病予防、特に重症化予防対策事業所単位の健康づくり事業「福寿うちな～運動」や療養の給付その他各種医療給付費にかかる医療費適正化事業などの取り組みを総合的に推進する。</p> <p>医療給付の審査強化（レセプト点検）</p> <p>返納金債権への対策</p> <p>高血圧と糖尿病予防の重症化対策</p> <p>未就学児童の医療費削減に向けた取り組み</p> <p>ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>福寿うちな～運動の効果的推進</p>

	<p>(2) 未就学児童の医療費削減に向けた取り組み 出産育児一時金受給者に対して小冊子（育児教本）を送付し、夜間・休日・救急医療の適正受診の啓発、小児救急電話相談制度の周知により、コンビニ受診等を抑制する。また、送付と併せてアンケートを実施し、効果の測定を図る。</p> <p>(3) ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 本支部においては既に国の目標である使用割合30%を達成しているが、引き続き使用促進強化を図る。 高率利用の背景を把握分析し、更なる使用促進に繋げる。 ジェネリック希望シールの配付</p> <p>(4) マスコミ等を活用した広報の強化 疾病の予防や健康増進の重要性、保険料率設定、資格喪失後受診、任継、給付の仕組み等を加入者へ分かりやすく広報するため、ラジオ、新聞等のマスコミを活用しての広報を実施する。 都道府県、市町村、関係団体との連携による広報、ラジオ、新聞・雑誌など支部ホームページの充実、定期的な広報チラシの発行及びメールマガジンの発信を行う。</p> <p>(5) 関係方面への積極的な発信及び連携 保険者間の連携の下、医療費及び健診データの分析に基づき保険者として行政機関及び医療関係者に積極的に意見・情報を発信する。 県内の日本年金機構年金事務所及び沖縄事務センターと「社会保険事業連絡調整会議」を設置し、適正かつ円滑な事業運営を図る。</p>
<p>2. 健康保険給付等</p>	<p>(1) サービス向上のための取組 医療機関や事業主に高額療養費の外来現物給付化等の制度改革や健康保険給付等の制度について周知を図る。 健康保険委員等の各種研修を通じ健康保険給付等について制度の事業主及び加入者への周知、広報を図る。 各種届出の迅速な処理に努めるとともにお客様アンケート、満足度調査等をもとに加入者の声、ご意見への迅速な対応を行う。 インターネットを活用した情報提供を推進し、ペーパーレス化、郵送化による事務の効率化を図るため、各種届出の分かりやすい記載要領等を加入者に提供する。</p>

	<p>(2)窓口サービスの展開 届書の郵送化の進捗状況や窓口の利用状況を踏まえ、効率的に展開し、支部窓口のサービスの充実を図る。</p> <p>(3)被扶養者資格の再確認 医療費の適正化及び高齢者医療制度へ拠出する納付金の削減効果を目的に、被扶養者資格の再確認業務を的確に実施する。</p> <p>(4)適正な給付業務の推進 傷病手当金、療養費など給付の不正受給がないよう審査調査の充実強化し、不正が疑われる事案については日本年金機構との合同調査等により適正化を図る。</p> <p>(5)レセプト点検の効果的な推進 レセプト点検効果向上に向け、システムによる自動点検機能等を有効に活用する必要があるため、効果的な抽出方法を検討するとともに抽出されたデータの分析を進め、点検業務の充実強化を図る。 査定事例の共有化や研修の充実を進め、資質の向上を図る。 支払基金との連携を強化し、効果的な点検業務に取り組む。</p> <p>(6)返納金等債権への対策 資格喪失後受診による返納金債権発生防止を図るため、無効保険証の早期回収に努める。 発生した債権は早期回収に努め、適宜催告状の送付や電話による督促を実施する等、債権回収の強化を図る。</p>
<p>3. 保健事業</p>	<p>3. 保健事業</p> <p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進 本県の医療費分析に基づく地域の実情にあった加入者の疾病予防や健康増進を目指し、特定健診及び特定保健指導を中核として、その他の保健事業を含む総合的かつ効果的な取り組みを実施する。 また、「福寿うちな～(健康づくり)推進協議会」において策定した保健事業のグランドデザインに基づき、県における横断的な事業展開を推進する。</p> <p>(2) 特定健康診査 被扶養者の特定健診の受診率向上のために、集合契約Bに加え集合契約A、市町村のがん検診を活用した受診環境の整備を図る。受診勧奨については、高い受診率である生活習慣病予防健診と連動したファミリー健診(夫婦・家族そろっての健診受診)等の工夫した広報とともに、被扶養者本人への直接勧奨に取り組む。 また、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会を通じて、自治体や他保険者と連携し、広報を協同で実施することにより特定健診実施率の向上を目指す。 事業者健診については、事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問により意識啓発を図り、特定健康診査実施目標</p>

の到達に努めていく。

保険者（４０歳以上）

（受診対象者数：１３１，１５０人）

・生活習慣病予防健診 実施率：６０．０％

（実施見込者数：７８，６９０人）

・事業者健診データ 取得率：１０．０％

（取得見込者数：１３，１１５人）

被扶養者（４０歳以上）

（受診対象者数：５２，３２５人）

・特定健康診査 実施率：３５．０％

（実施見込者数：１８，３１４人）

（３）保健指導

保健指導については、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防の効果を把握、評価、検証し、より効果的な保健指導に向けた取り組みを進める。また、保健指導や生活習慣病の改善が継続されるよう、事業の実施方法を工夫する。

また、アウトソーシングを積極的に活用していくため健診実施医療機関との調整を進める。

保険者（実施対象者数：２３，７７７人）

・特定保健指導実施率：２５．３％

（実施見込者数：６，０２６人）

（内訳）協会保健師実施分 ９．３％

（実施見込者数：２，２１０人）

アウトソーシング分 １６．０％

（実施見込者数：３，８１６人）

被扶養者（実施対象者数：１，９４１人）

・特定保健指導 実施率：８．５％

（実施見込者数：１６５人）

（４）各種保健事業の展開

高血圧と糖尿病の重症化予防

毎月、健診データより重症域レベルにある対象者（～度高血圧・空腹時血糖 126mg / dl ・eGFR 値 30 未満）を抽出し、レセプトにて生活習慣病の受診歴のない者へ文書にて受診を勧奨する。さらに、重症域レベルの高い対象者については文書による勧奨に加え、保健師が電話による受診勧奨を行う。また、産業医や産業保健職のいる事業所については、事業所の協力を得て面談を実施するなど効果的な方法を構築する。

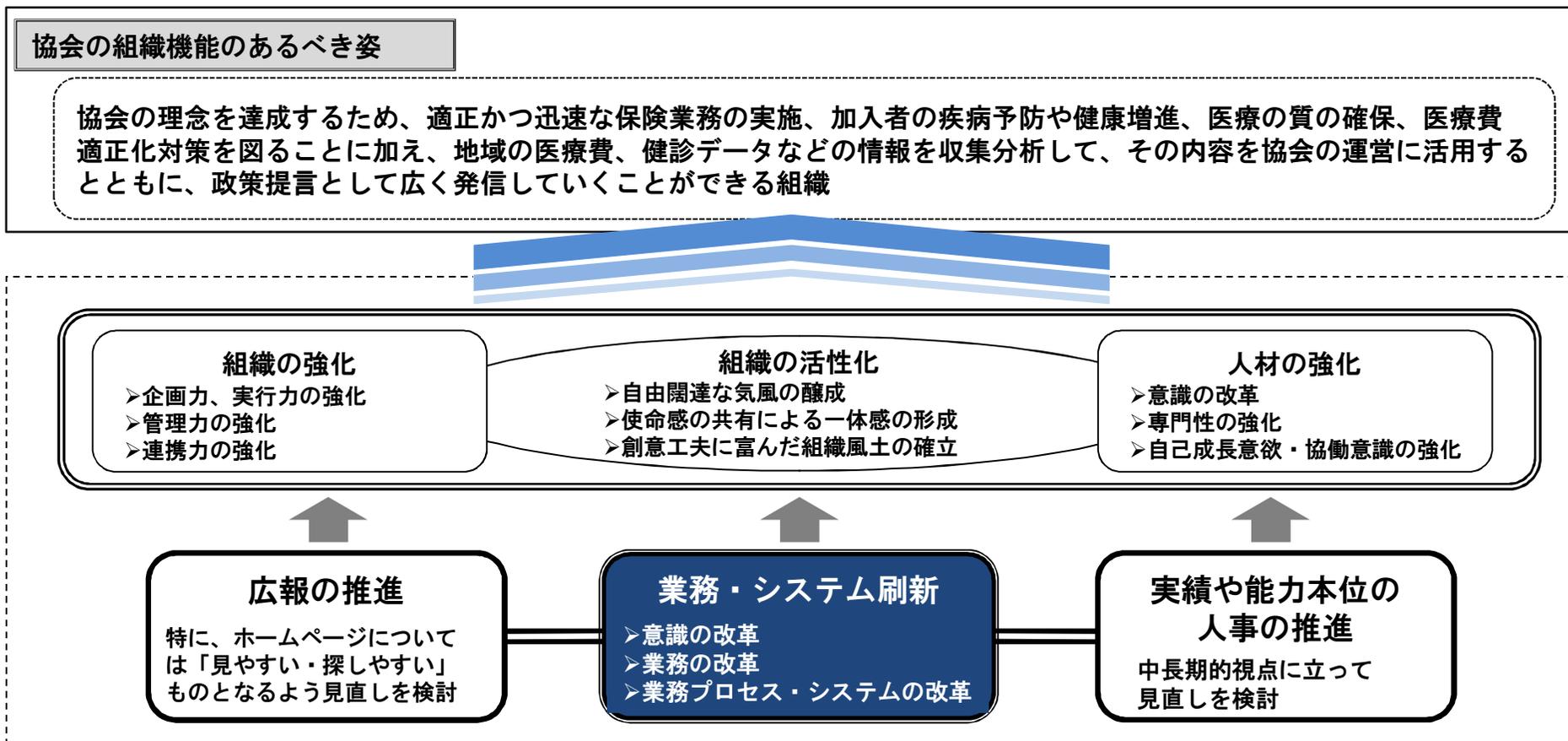
適宜、レセプトにて受診の有無を確認し評価を行う。また、ケースに応じて保険医療機関や産業医・産業保健スタッフとの

	<p>連携を図る。</p> <p>福寿うちな～運動の効果的推進</p> <p>事業所の健康保険委員等を健康サポーターとして活用し、事業所単位の平均歩数をフィードバックすることにより、継続した健康づくりの実践につなげ、参加者の健康管理意識の向上に役立て、特定健診受診率の向上と特定保健指導の強化を図る。</p>
<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>(1) 事業主及び加入者の皆様の意見を反映した事業運営</p> <p>沖縄支部の組織運営については、「評議会」を基軸として、事業主及び加入者の皆様のご意見を反映した事業運営に努める。</p> <p>(2) 組織運営の強化</p> <p>全職員が参加する支部独自の各種委員会制度を活用した全員参加型による横断的な組織運営を行い、参加意識の高揚による組織の活性化を図り、前向きで積極的に、目標にチャレンジする「明るく元気な職場」作りの推進を図る。</p> <p>(3) 業務改革の推進</p> <p>入力等の定型的な業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層推進することにより、職員のコア業務や企画的な業務への重点化を推進する。</p> <p>各グループ単位での業務改善委員会を定期的に開催し、職員のアイデアや現場の発想を事業運営に活かしていく。</p> <p>(4) 人材育成の推進</p> <p>支部独自の職場内研修を企画し、主体性と実行力のある人材の育成を図る。</p> <p>本部等が実施する企画、サービス向上、コンプライアンス・個人情報保護、レセプト点検、保健事業等の研修に、職員を積極的に派遣し人材育成を行う。</p> <p>また、e-ラーニング、通信教育講座の斡旋など研修機会の確保を行う。</p> <p>(5) 実績や能力本位の人事制度の定着</p> <p>協会のミッション(使命)や目標を踏まえ、目標管理制度や人事評価制度を適切に実施する。</p> <p>(6) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <p>法令等規律の遵守(コンプライアンス)については、行動規範の読み上げ及び各種会議等を通じて、その遵守を徹底する。</p> <p>個人情報保護やセキュリティについては、研修や各種規程、アクセス権限やパスワードの適切な管理等を徹底し、点検実施する。</p> <p>(7) 経費の節減等の推進</p> <p>経費に対する職員のコスト意識を高め、一般競争入札を原則とし、調達を随意契約とする場合であっても、見積もり合わせ等により競争性を確保する。</p> <p>消耗品、印刷物等の適切な在庫管理等により、経費の削減に努力する。</p>

業務・システム刷新計画の概要について

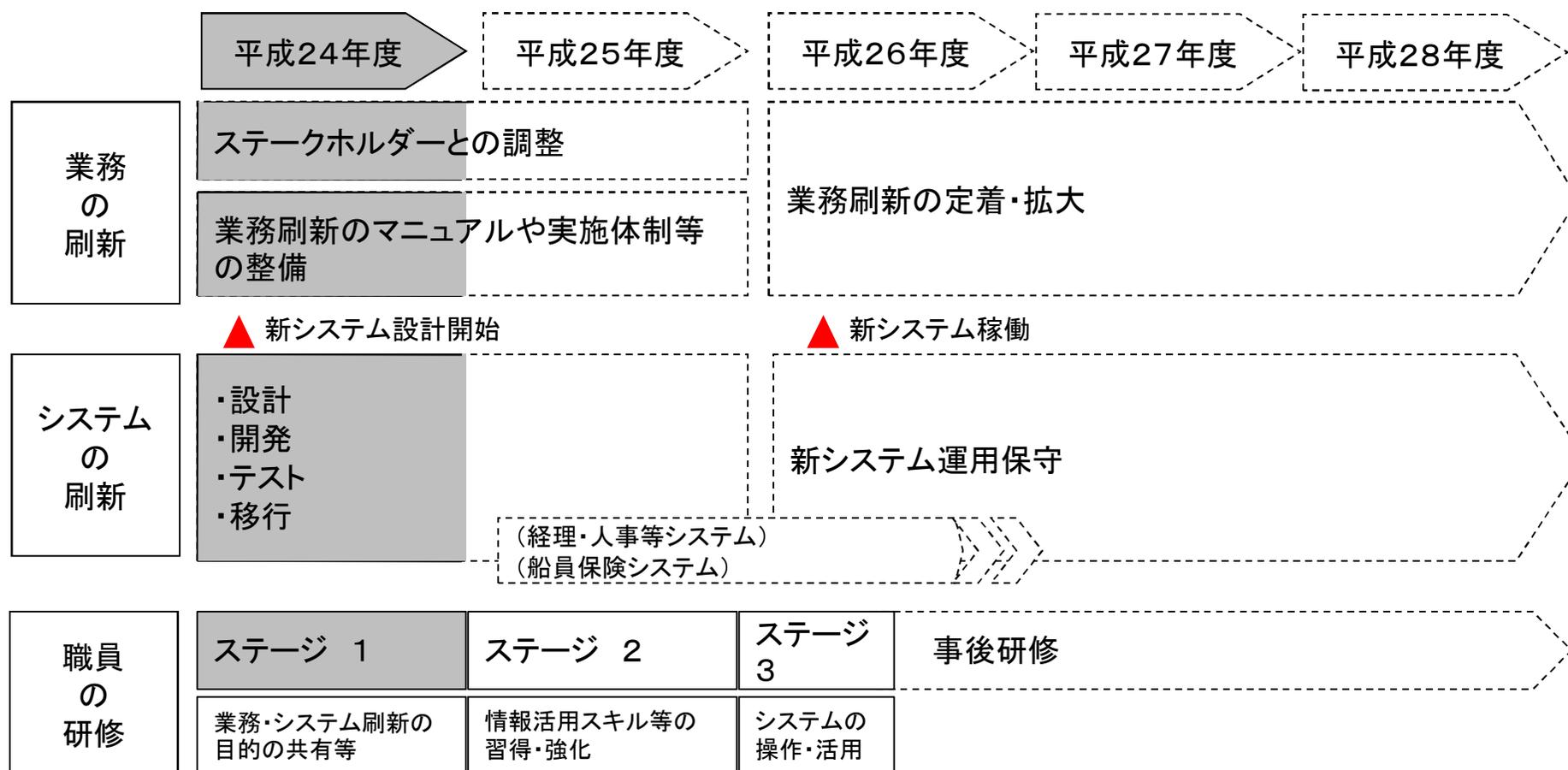
1. 業務・システム刷新の位置づけ

「業務・システム刷新」は、業務及びシステムの課題を解決するとともに、「組織の強化」「組織の活性化」及び「人材の強化」の取り組みを支える業務インフラ・環境づくりを行う施策として、「広報の推進」及び「実績や能力本位の人事の推進」と連携し、組織機能のあるべき姿の実現を目指し推進する。



2. 業務・システム刷新計画のスケジュール

- 新システムは24年度から段階的に設計及び構築を進め、26年度に稼働させることを予定している。
- 業務・システム刷新に係る事前研修については、24年度からシステム稼働までの間を3つのステージに分けて進めることを検討している。



3. 業務における刷新施策の概要

業務においては、下記の施策を実施することにより、事務処理の徹底的な効率化・合理化及び加入者等サービスの向上を図る。

1. 事務処理のペーパーレス化

イメージワークフロー等を活用し、事務処理に必要な申請書等をスキャナーで画像化し、端末画面で処理することにより、ペーパーレス化、高速化を図るとともに、書類紛失、長期未処理等の事務処理誤りを防止する。

2. 業務プロセスのシステム支援強化

システムによる機械チェックの強化、ビジネスルールを登録・活用した管理機能の強化、一覧表を活用した一括決裁(電子決裁)等により、業務の自動化、効率化を図る。

3. 継続的プロセス改善(PDCA)

処理状況等の指標値により、事務処理状況の把握や分析などが容易となり、業務プロセスの改善を図りやすくする。

4. データ入力・印刷発送業務集約化

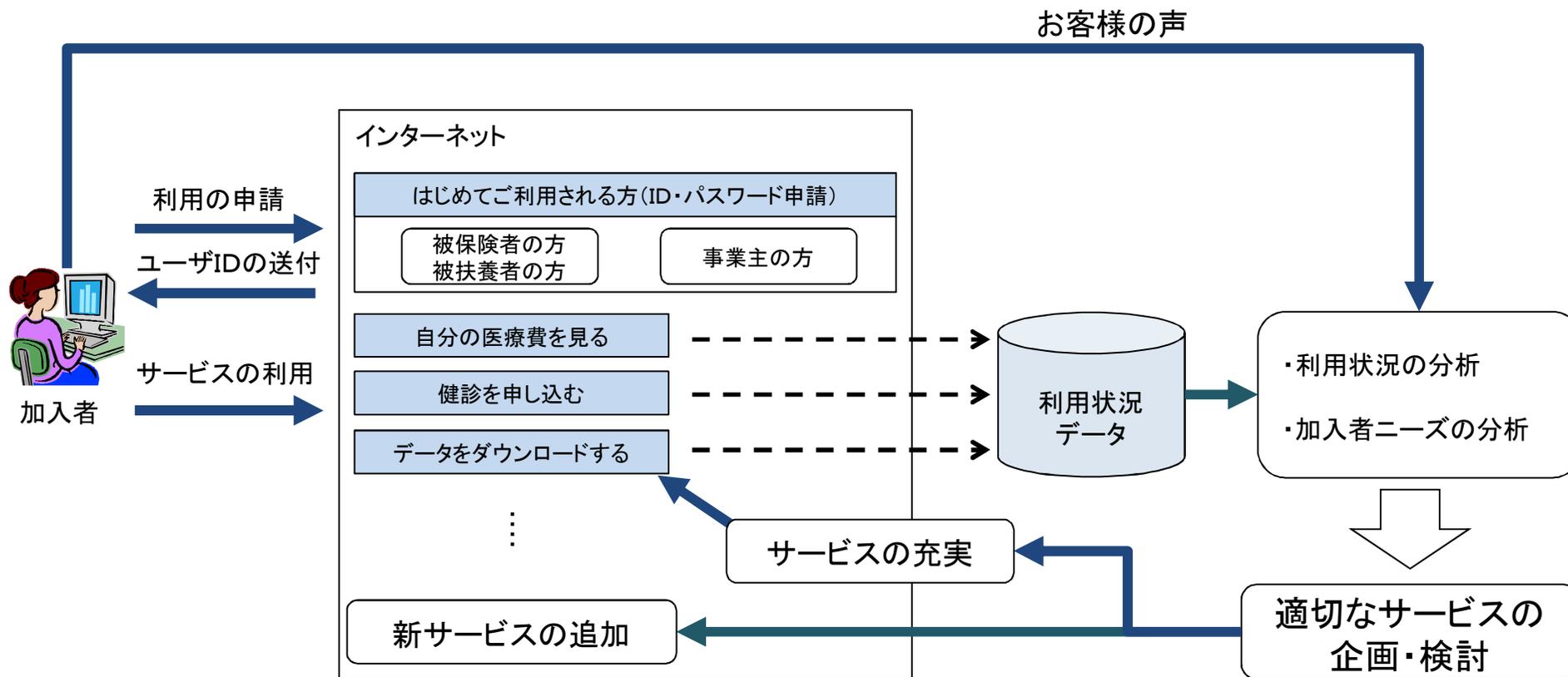
業務品質を均質化し、高い業務効率とスピードアップを実現するため、定型的事務を集約化する。

5. 保健事業(健診申し込み)

現在の健診対象者のデータダウンロードサービスをさらに充実するとともに、インターネットで加入者等が健診予約を行えるサービスや健診機関が資格確認できるサービスの提供を検討する。

6. インターネットによる情報提供の充実

現在の情報提供をさらに充実するとともに、お客様の声や利用状況を適時に収集・分析し、加入者のニーズに合わせたサービスの柔軟な提供を検討する。



7. 申請書作成支援サービスの実施

申請書を作成したい方が、ログイン等の煩わしい手続きなしに、インターネットの画面に従って文字などを入力して申請書を作成できるサービスを提供する。

◆現状の問題点

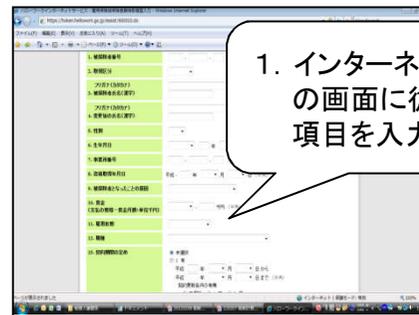
加入者にとって…

- ・記入の仕方がよく分からない
- ・記入に手間がかかる等

協会にとって…

- ・記入漏れや記入誤り等があると事務に時間がかかる等

申請支援サービス



1. インターネットの画面に従って項目を入力



加入者

2. 申請書を印刷

記入漏れや誤りのない申請書の完成

8. 情報活用に係るシステム機能の強化

経営管理、統計分析及び各業務での参照・活用において、データベースに蓄積したデータを、セキュリティを確保しつつ、効果的・効率的に活用するためのシステム支援機能を強化する。

システムの機能	経営管理支援機能	統計分析機能	業務支援機能	
			業務分析	リスト抽出
機能の概要	<p>指標や計数をタイムリーに参照できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービススタンダード達成状況 ・健診受診率 ・レセプト点検効果額 ・保険給付費 等 	<p>詳細なデータについて高度な集計・分析を行うことができる。</p> <p>現行の統計システムが出力する各種統計情報を継続的かつ確実、迅速に出力する。</p>	<p>非定型の情報検索、集計、分析、参照及び対象者の抽出を容易に行うことができる。</p>	
情報の更新サイクル	日次	月次	日次及び月次	日次

(参考)情報活用のイメージ

経営管理、統計分析及び業務支援の各システム機能を活用しPDCAサイクルを進めるイメージは以下のとおり。

課題と対策 (act)

- 指標や計数により状況を把握し、課題と対策を検討



職員

- サービススタンダード達成状況や健診受診率等の事業計画に掲げる指標
- 保険給付費や債権管理等に関する計数

計画の立案 (plan)

- 詳細なデータを分析し、事業計画を策定

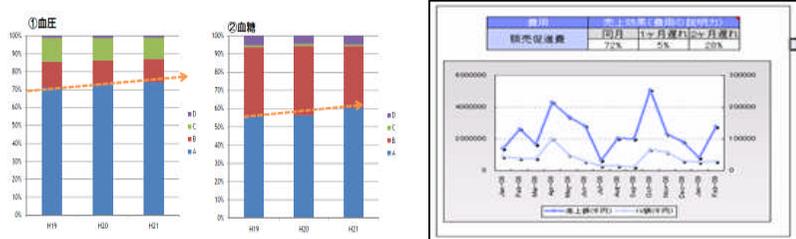
- 地域別、年代別の医療費
- 事業所別の医療費
- 月別、市町村別等の受診率
- 事業所別の被保険者証回収状況等



効果測定と評価 (check)

- 実行内容や効果を把握・分析し評価

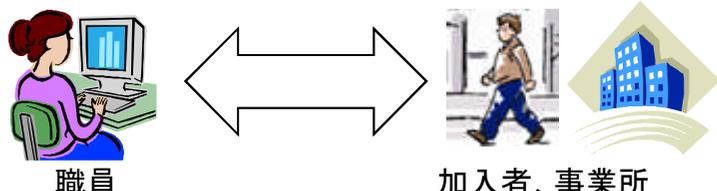
- 健診結果の改善効果や医療費への効果を分析
- 被保険者証回収率と債権発生額の関連を分析



実行 (do)

- 計画に沿い、データを活用して効率的・効果的に実施

- 被保険者証回収の対応強化
- 不適正案件への対応強化
- 債権回収の対応強化
- 加入者健康づくり
- 情報の発信



職員

加入者、事業所

4. システムにおける刷新施策の概要

システムにおいては、下記の施策を実施することにより、処理の効率化・システムの強化を図り、情報システム総コストの最適化を図る。

1. システム設備の耐用年数の長期化

5年程度となっている機器更改の時期を、10年程度となるようシステムライフサイクルを長期化する。

2. 災害対応力の強化

広域災害を想定し、データセンターを2箇所を設置するとともに、被害時の早期復旧及び本部・支部の業務継続力の強化を図る。

3. 統合データベース構築

適用・徴収、給付、レセプト、健診・指導等に関するデータを一元管理する統合データベースを構築する。

4. データの活用・分析

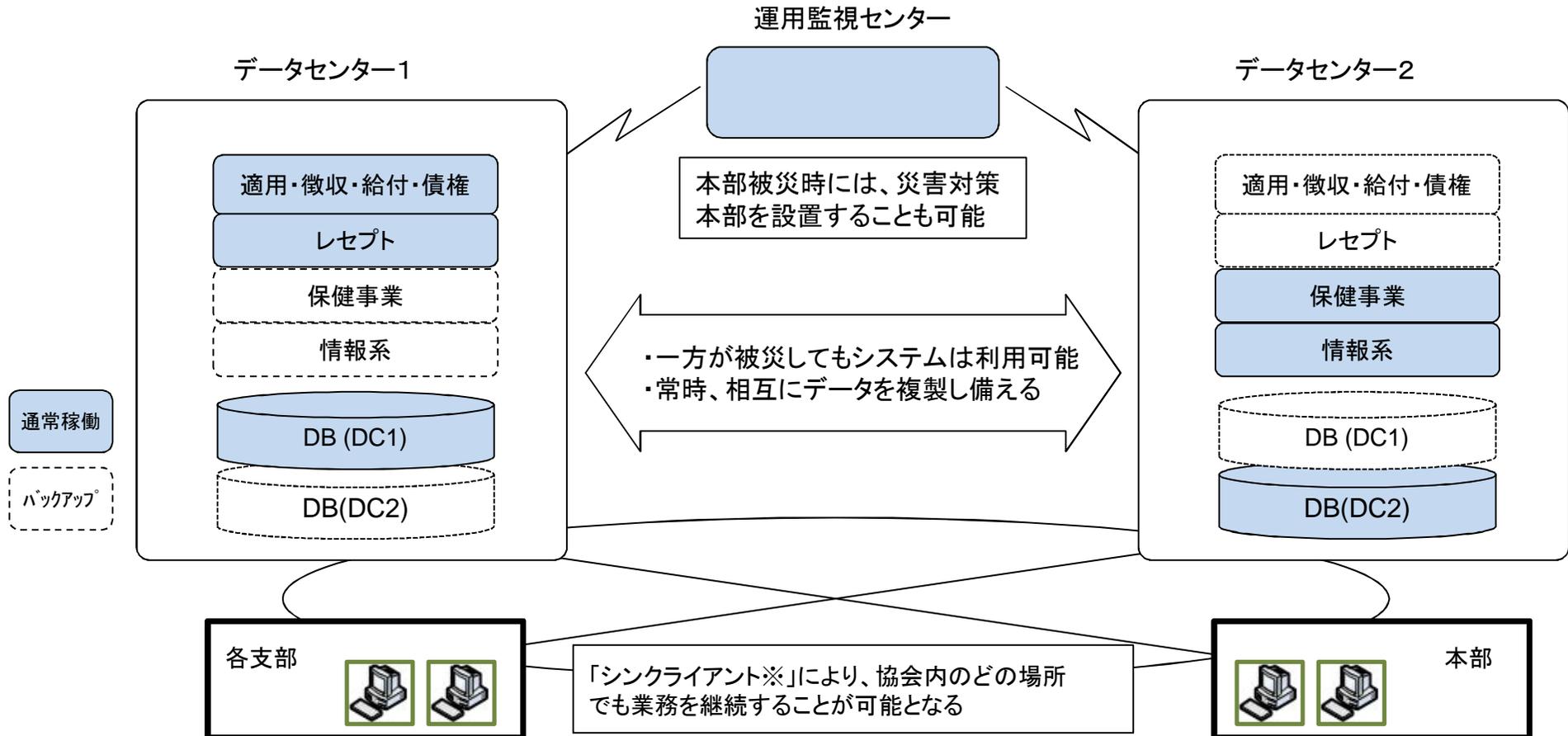
データ分析・活用ツールを配備し、情報収集・分析・発信機能の強化を図る。

5. ITガバナンスの強化

内部IT人材の増強、協会主導の要件定義・プロジェクト管理、職員による新システムの一部開発等により、システム開発・管理態勢の強化を図る。

(参考)災害対応力強化の概要

広域災害を想定し2ヶ所のデータセンター及びシステム運用監視センターを設置することにより、データセンター被災時の早期復旧が可能となる。また、「シンクライアント※」技術により本部・支部における事業継続力が大幅に向上する。



※「シンクライアント」とは、データやソフトを端末に保持せずデータセンターで集中管理する仕組みのこと。

業務・システム刷新に係る検討状況

1. 業務・システム刷新の基本的考え方

刷新のコンセプト

加入者・事業主の利益の実現を図るため、「業務プロセスの最適化」、「統合データベースの整備」、「データ分析・活用ツール配備」により事務処理を効率化し、サービスの向上を図るとともに、情報システム総コストの最適化を実現する。

I システムの課題①

システムの安定的な稼働を確保し、劣化に伴うトラブルを回避するために、稼働から5年程度でサーバー等の機器を更新することを検討していく必要がある。

◆ 主な対応策

○システム設備の耐用年数の長期化

5年程度となっている機器更改の時期を、10年程度となるようシステムライフサイクルの長期化を行う。

○災害対応力の強化

広域災害を想定し、データセンターを2箇所に設置するとともに、被災時の早期復旧を実現する。

II システムの課題②

協会の現行システムは、健康保険組合向けパッケージシステムを元に開発したものであり、大量データ処理に効率的に対応しきれていないなどの課題があり、更なる効率化に向け、システム全体を見直していく必要がある。

◆ 主な対応策

○統合データベース構築

適用・徴収、保険給付、レセプト、健診・指導等に関するデータを一元管理する統合データベースを実現する。

○データの分析・活用

データ分析・活用ツールを配備し、情報収集・分析・発信機能の強化を図る。

○ITガバナンスの強化

内部IT人材の増強、協会主導の要件定義、新システムの一部内製開発等により適切なシステム開発を実現する。

Ⅲ 業務プロセスの課題

協会の業務プロセスについては、大量の紙を使用した処理となっているなどの課題があり、更なる事務効率化に向けて全体を見直していく必要がある。

◆ 主な対応策

○事務処理のペーパーレス化・自動化

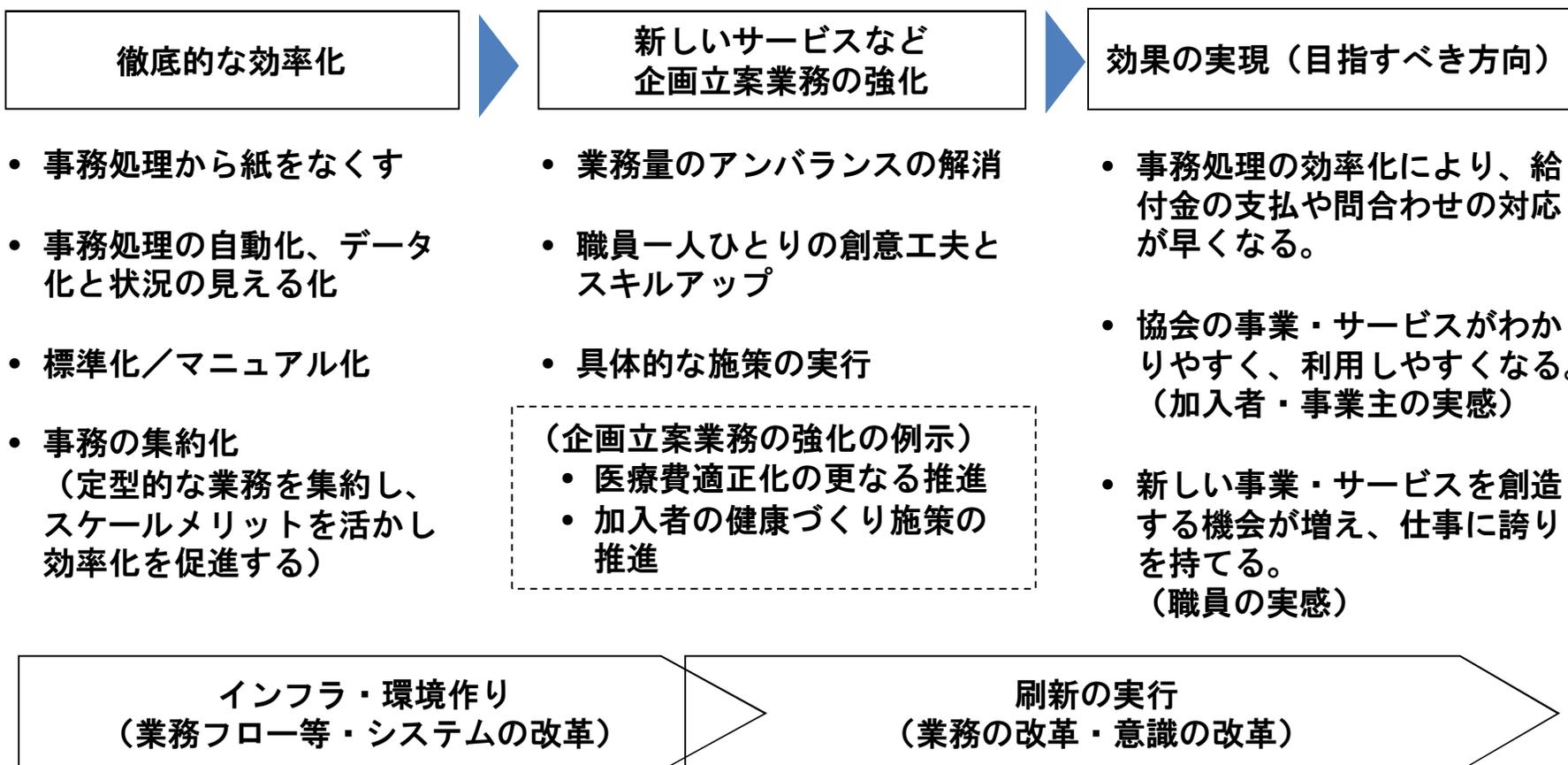
基幹業務システムをリニューアルし、受付・審査・決裁等の事務処理をペーパーレス化・自動化する。

○事務の品質とスピードの向上

事務品質を向上し、高い業務効率とスピードアップを実現するため、データ入力や印刷・発送など定型的事務の集約化を行う。

刷新効果実現のシナリオ

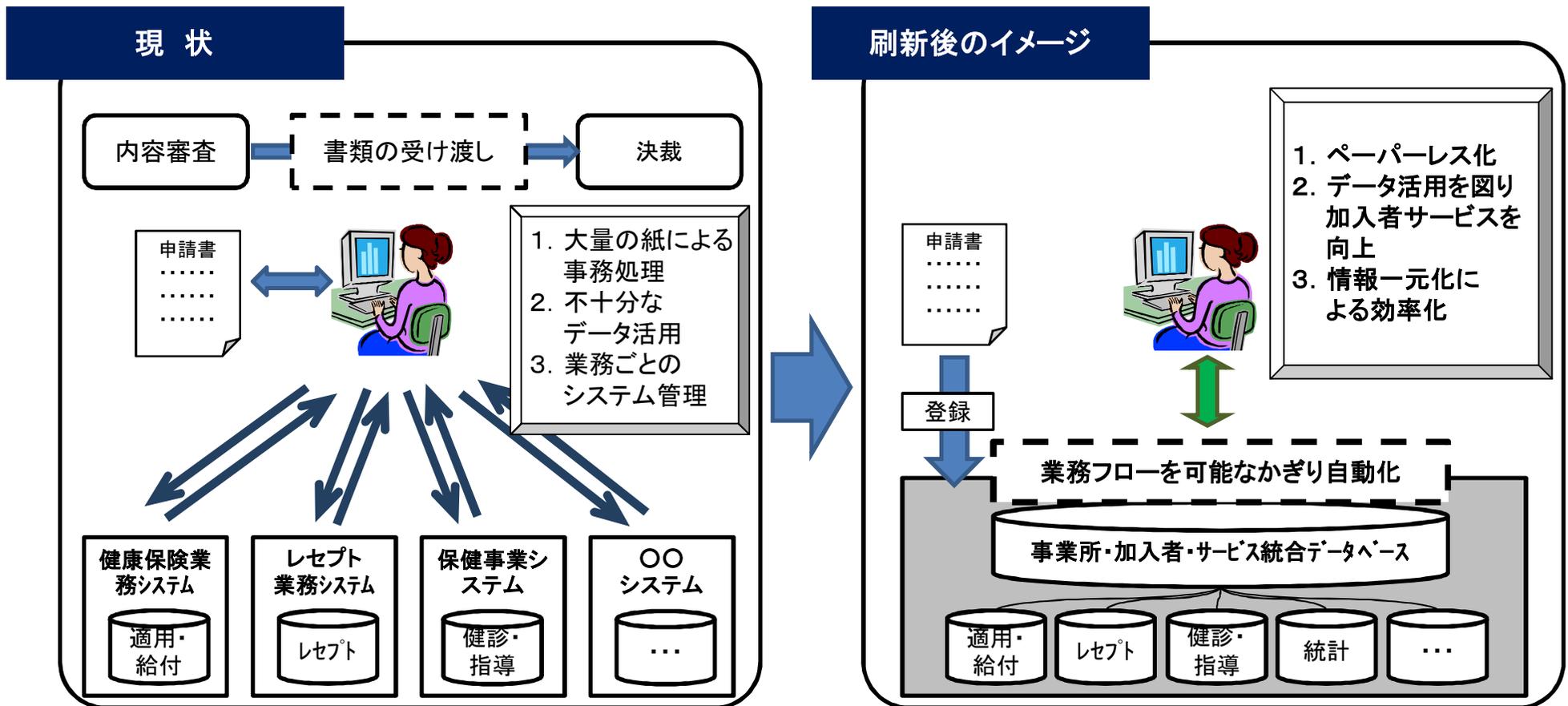
刷新により、徹底的な効率化を推し進めるとともに、事務処理状況を可視化することにより、組織の中での業務量のアンバランスを解消し、職員一人ひとりが加入者への新しいサービスや効果的な医療費適正化策等を検討するための環境を整える。



2. 業務・システム刷新後のイメージ

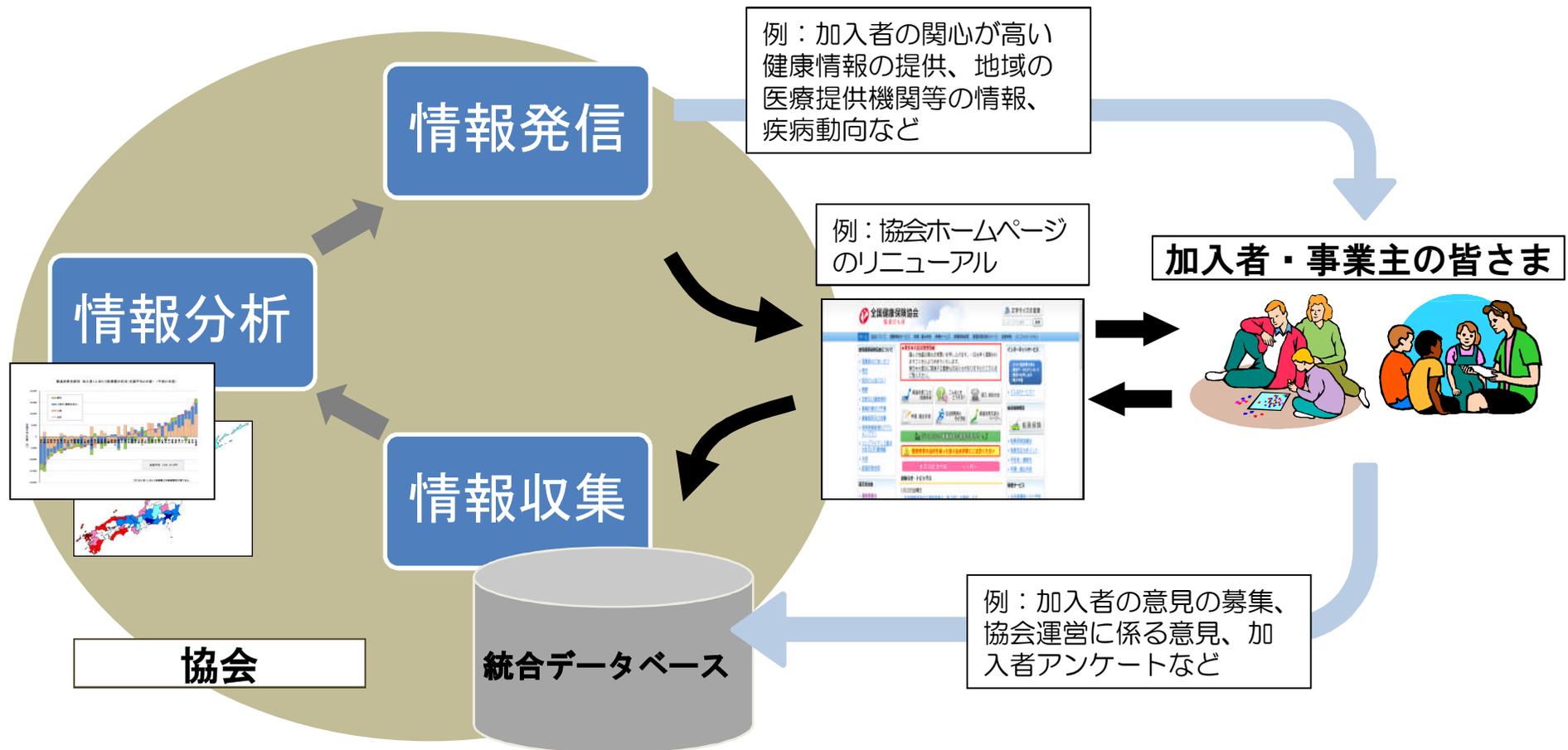
業務効率化

システムの刷新により、業務プロセスをペーパーレス化・自動化することで、業務が大幅に効率化・迅速化されるとともに、事務品質の確保やセキュリティの向上が図られる。



加入者・事業主サービスの充実

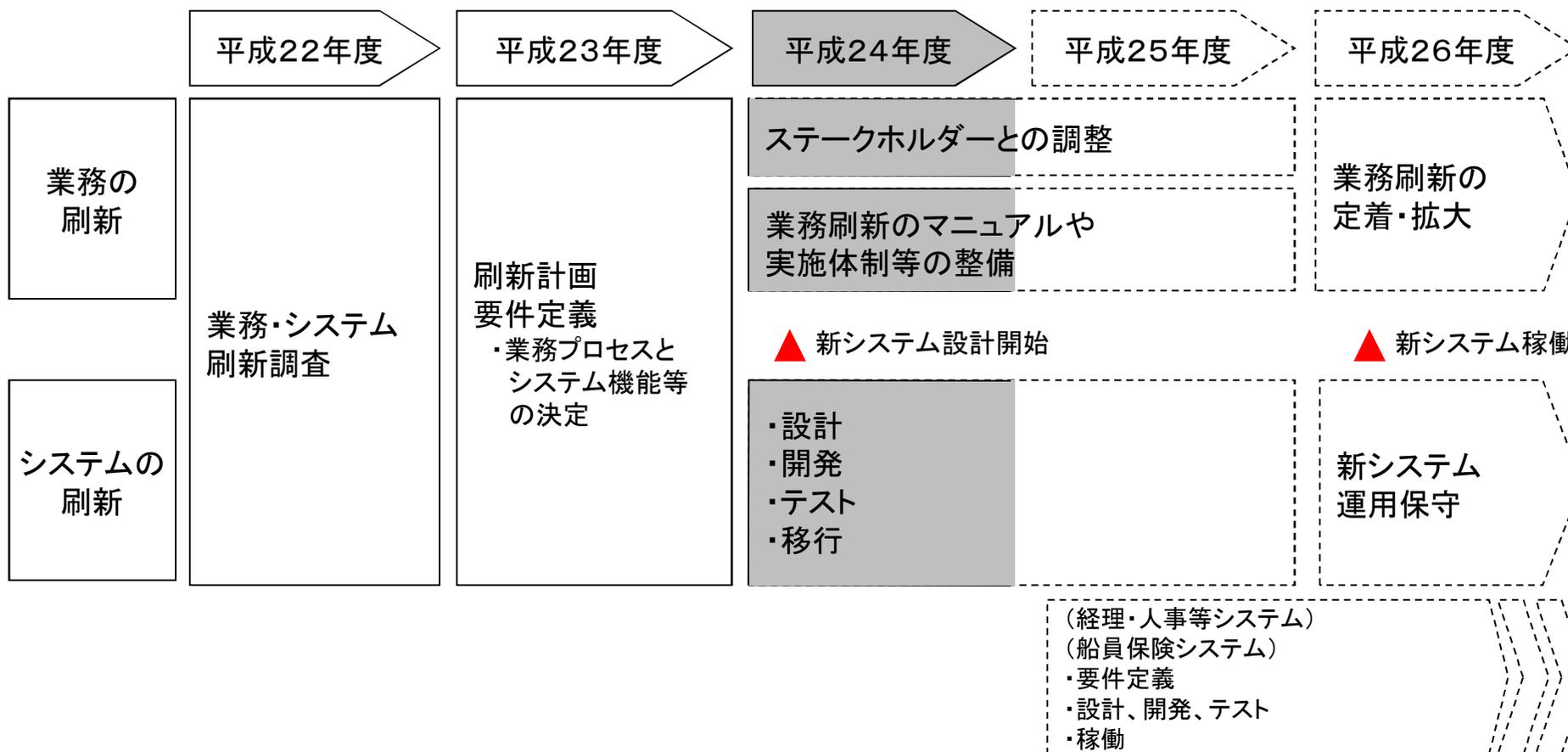
統合データベース、データ分析・活用ツールを活用し、新保険者機能強化アクションプラン(仮)を推進することで、意見発信や加入者・事業主サービスの充実が図られる。



3. 業務・システム刷新の概略スケジュール

○22年度の調査結果を受けて、23年度においては新しい業務プロセスを踏まえたシステムの機能を定める「要件定義」を行っているところである。

○24年度と25年度を中心に新システムの設計・開発等を進め、26年度に稼働させることを予定している。



役員報酬の改定及び減額支給について

国家公務員における人事院勧告に基づく給与改定及び東日本大震災復興のための特例措置による給与減額措置を踏まえ、以下のとおり役員報酬の改定及び減額措置を講じることとする。

1. 人事院勧告に対応した基本給の改定

基本給を△0.5%引下げる。

2. 東日本大震災復興のための特例措置に準じた基本給の減額支給

- ① 平成24年4月から平成26年3月までの間に支給する基本給は、上記1の改定前の基本給の月額に10%を乗じて得た額を減じた額を支給する。
- ② 同期間に支給する賞与については、①の減額後の基本給の額により算定する。

3. 改定時期

平成24年4月

(上記による改定後の役員報酬)

	基本給の月額	【改定後】 基本給の月額
理事長	1,060,000	954,000
理事	917,000	825,300
	838,000	754,200
監事	724,000	651,600

全国健康保険協会役員報酬規程 新旧対照表（改正部分のみ）

新	旧
<p>(基本給)</p> <p>第4条 役員の基本給の月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長 <u>1,055,000 円</u></p> <p>(2) 理事 <u>834,000 円</u> (ただし、理事長が特に必要と認める場合には、<u>912,000 円</u>とすることができる。)</p> <p>(3) 監事 <u>720,000 円</u> (ただし、理事長が特に必要と認める場合には、<u>776,000 円</u>とすることができる。)</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>2 平成 24 年 4 月から平成 26 年 3 月までの間 (以下「減額期間」という。)</u> <u>においては、基本給を支給するにあたっては、第 4 条各号に規定する額</u> <u>から、次の計算式により計算される額を減じる。</u></p> <p><u>改正後の第 4 条各号の額 - 改正前の第 4 条各号の額 × 0.9</u></p> <p><u>3 減額期間においては、賞与を支給するにあたっては、前項により減額</u> <u>された額を第 9 条第 4 項の基本給の額とみなして、同項を適用する。</u></p>	<p>(基本給)</p> <p>第4条 役員の基本給の月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長 <u>1,060,000 円</u></p> <p>(2) 理事 <u>838,000 円</u> (ただし、理事長が特に必要と認める場合には、<u>917,000 円</u>とすることができる。)</p> <p>(3) 監事 <u>724,000 円</u> (ただし、理事長が特に必要と認める場合には、<u>780,000 円</u>とすることができる。)</p>

財政基盤強化に向けた行動計画（案）

＜現時点での検討項目＞

1. 政府・与党等への働きかけ

→ 協会けんぽの関係者・関係団体の理解を得ながら、関係団体と一体となって財政基盤強化に向け、政府・与党等へ働きかける。

2. 意見広告の実施

3. 加入者と一体となった行動

- 署名活動
- 協会けんぽの全国大会
- アンケート調査その他

東日本大震災に係る平成24年3月以降の対応について

○協会における3月以降の一部負担金等の免除及び健診・保健指導の費用の還付の取扱い

免除・還付の対象	24/2/29	3/1	4/1	9/30	25/2/28	3/31	備 考
		3/31					
一部負担金等 (療養費を除く。)	→				→		健康保険法の規定により、保険者判断で実施可能
					→		
					→		
療養費の本人負担分	→						特例法による措置 平成24年2月末で終了
食費・居住費の本人負担分	→						
健診・保健指導の費用	→				→		国からの協力依頼により実施

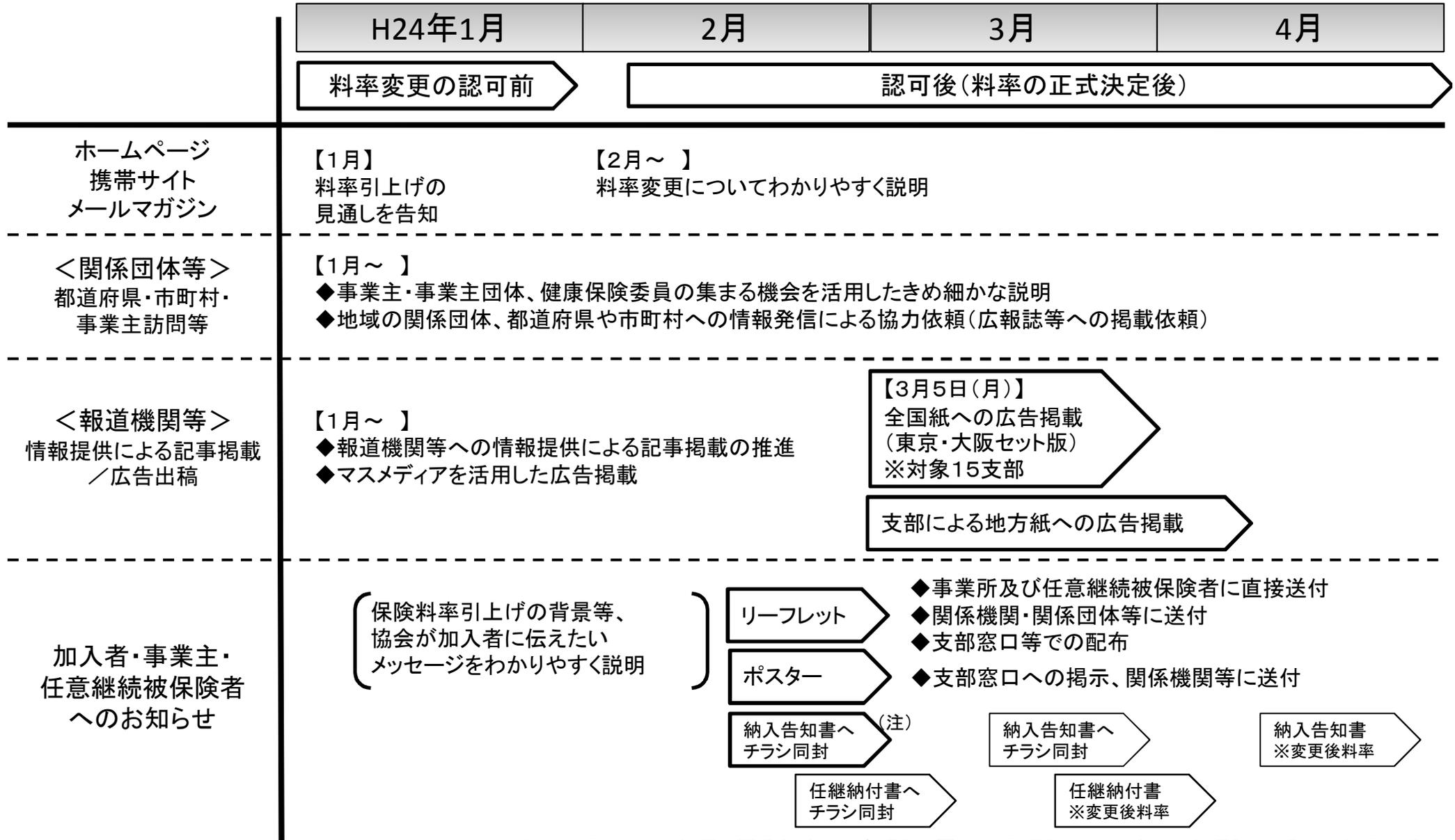
① 一部負担金等については、次のとおり、免除を継続。

- ・ 原発事故に伴う警戒区域等の被災者については、平成25年2月末まで
 - ・ その他の被災者（住居の全半壊等）については、平成24年9月末まで
- ※ただし、療養費の本人負担分の免除は特例法による措置であり、免除の延長の対象外。

② 健診・保健指導の費用については、平成24年度中の受診者を対象に還付の取扱いを継続。

保険料率引上げに向けた広報の方針について

変更後の保険料率の適用は、一般の被保険者は3月分(4月納付)から、任意継続被保険者は4月分から。



(注) 事業主等の利便を図るため、健康保険・厚生年金保険の一体となった保険料額表を作成する。

保険料率に関する広告・広報の状況

凡例：◎：実施済み（有料・無料） ○：実施済み（無料のみ） ●：実施済み（有料のみ） △：予定

平成24年2月29日現在

支部名	広告・広報の動き														各種団体に対する説明・広報依頼の動き														主なもの		
	全国紙		地方紙		県庁所在地 広報		他市町村広報		駅・電車・バス		TV・ラジオ		情報誌		その他		都道府県商工 団体・連合		市町村商工 団体・連合		都道府県		市町村		社労士会		健康保険委員			その他	
	2月	3月	2月	3月	2月	3月	2月	3月	2月	3月	2月	3月	2月	3月	2月	3月	2月	3月	2月	3月	2月	3月	2月	3月	2月	3月	2月	3月		2月	3月
北海道	○	△	○	△				△			○		○	△	○	△	○		○	△	○		○	△	○	△	○	△	○	△	札幌テレビ放送・朝日新聞・日経新聞・釧路新聞
青森			○				○								○		○		○		○		○		○		○		○		地方紙・市町村
岩手			●				○								○		○		○		○		●		○		○		○		岩手日報・商工会議所・中小企業団体中央会
宮城			○	△								△			○	△	◎	△	○		○		○		○	△	○		○		大崎タイムス・年金機構・東北厚生局・法人会連合会
秋田						△		△						△		△	○	△	○		○		○		○		○		○		商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・法人会連 合会・市町村・ドラッグストア・スーパー
山形				△	○		○								○				○		○		○		○		○		○		山形経済同友会・経営者協会・商工会議所連合会
福島		△		△								△	○	△		△	○		○		○		○		○		○		○		商工会議所会報・会津若松社会保険委員会事務研修会
茨城		△	○	△							●	△			○	△		△			○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	茨城新聞・茨城放送・社労士会
栃木		△		△		△	○	△			●	△			○	△			○		○		○	△	○	△	○	△	○	△	とちぎテレビ・エフエム栃木・栃木放送・経済団体等発 行広報紙
群馬		△		△				△				△			○		○	△	○		○		○		○	△	○		○		太田商工会議所会報紙・公民館・ショッピングモール
埼玉		△		△	○	△	○	△									○		○		○		○		○		○		○		国保・商工会議所連合会・商工会連合会・中小企業団体中央会
千葉	○					△		△						△	○	△			○		○		○		○		○		○		読売新聞・市町村・健康保険委員研修会・税理士会・労働局
東京		△		△											○		○			△		△	○			△	○	△	○	△	東京商工会議所HP・社労士会報誌
神奈川				△				△		△						△	○		○		○		○		○		○		○		市町村商工団体連合・社労士会・健康保険委員研修会
新潟							○				○						○		○		○		○		○		○		○		NHKラジオ・法人会・中小企業団体中央会・経営者協会
富山		△		△		△		△									○				○		○		○		○		○		商工団体HP・中小企業団体中央会・法人連合会・北陸税理士会
石川				△				△				△						△	○					△	○			△	○		北國新聞・中日新聞・ラジオCM・銀行協会・年金事務所
福井	○		○														○		○		○		○		○		○		○		朝日新聞・日刊県民福井・健康保険委員
山梨		△		△		△		△		△		△					○	△	○	△			○		○			△	○	△	中小企業団体中央会・甲府法人会・経営者協会・山梨中央銀行
長野		△		△			○	△			○			△	○	△			○		○		○		○		○		○		辰野町広報紙・ラジオ番組・ラジオパブリシティ
岐阜			●	△													○		○		○		○		○		○		○		
静岡		△															○		○			△		△	○						本部作成全国紙・県民だより・中小企業団体中央会
愛知		△	●	△													○		○				○		○		○		○		中日新聞・中部経済新聞（愛知、岐阜、三重）

新聞広告

広告

安定した健康保険制度のために

- 健康と医療は、皆様の生活の大切な基盤。将来の安心のために制度の見直しを国に求めています。
- 国庫補助の法的上限（20%）までの増額
- 拠出金負担の重い高齢者医療制度の見直し



謹んで東日本大震災のお見舞いを申し上げます。健康保険一部負担金が免除になっている協会けんぽのご加入者の皆様は、平成24年3月1日以降も、医療機関等の一部負担金が免除となります。お手持ちの「健康保険一部負担金等免除証明書」の有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている場合でも、引き続き使用することができます。
※詳しくは、協会けんぽの支部までお問い合わせください。

全国健康保険協会
協会けんぽ

協会けんぽ 東京支部の加入者の皆様へ

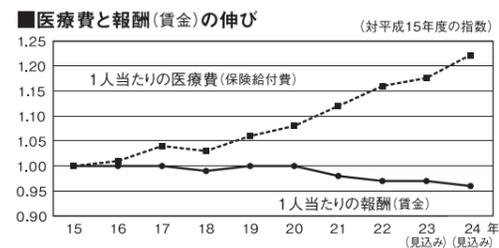
東京支部の健康保険料率はこう変わります

協会けんぽの取組み
支出抑制のための取組みを引き続き強化していきます。
支出をできるだけ抑えるために、安価でお薬代の負担軽減となる「ジェネリック医薬品の使用促進」や出費のムダを省く「医療費審査（レセプト点検）」、「扶養家族要件の再確認」等のさまざまな取組みを今後も強化していきます。
同時に「健診の受診率向上」等、長期的な視点に立った対策も進めます。

加入者・事業主の皆様へ
健康維持、適正受診等へのご協力をお願いいたします。
何より皆様の健康が第一です。定期健診や保健指導を積極的に

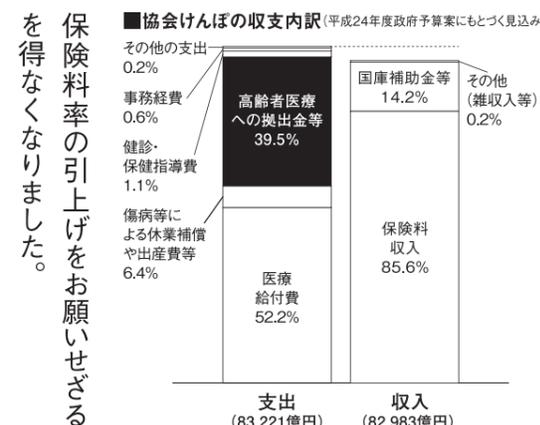
お受けいただき、病気の予防や早期発見、健康の維持・増進にお役立てください。また扶養家族に変動があった場合の申請や適正な受診等、健康保険の正しいご利用についても一層のご協力をお願いいたします。

協会けんぽの健康保険料率が全国平均10%に。
一緒に考えたい、これからの健康保険



今後高齢化や長引く不況により、医療費支出の伸びが賃金の伸びを上回り続ける状況にあります。

現状その①
医療費支出の増大が、賃金の伸びを上回っている状況です。
支出の約6割にあたる医療費が増え続ける一方、保険料収入の基礎となる働く方々の賃金が減少傾向にあり、その差は年々拡大しています。
加入者の皆様の医療を今後も継続して支えるためには、来年度も



保険料率の引上げをお願いせざるを得なくなりました。

平成24年度の健康保険料率引上げについて、皆様のご理解をお願いいたします。

協会けんぽからのお知らせです

※下段の保険料率は東京支部を例として作成しています。

社会保障・税一体改革に関する対話集会の開催について

社会保障の機能維持・機能強化とそのための安定財源の確保を目的として「社会保障・税一体改革」が政府で推進される中、加入者・事業主の皆様の平成24年度平均保険料率が10%となるなど協会けんぽの厳しい財政状況を政府に伝えるため、協会けんぽ支部主催の「対話集会」を下記のとおり開催した。

支部	開催日時	共催・後援	参加人数	政府側出席者（説明者）
兵庫支部	2月23日（木） 14:00～16:00		約70人	内閣官房 社会保障改革担当室 室長
静岡支部	3月1日（木） 13:30～15:30	（共催）健康保険組合連合会静岡連合会 （後援）社団法人静岡県経営者協会 社団法人静岡県商工会議所連合会 静岡県商工会連合会 静岡県中小企業団体中央会	約120人	厚生労働省 政策統括官付 参事官（社会保障担当参事官室長併任）
北海道支部	3月8日（木） 14:00～16:00		約50人	厚生労働省 政策統括官付 参事官（社会保障担当参事官室長併任）
広島支部	3月9日（金） 13:30～15:30	（後援）広島県商工会議所連合会 広島県中小企業団体中央会 広島県商工会連合会	約100人	内閣官房 社会保障改革担当室 室長
福岡支部	3月13日（火） 14:00～16:00		約60人	厚生労働省 政策統括官付 参事官（社会保障担当参事官室長併任）